

小田急電鉄総合車両所移転計画
環境影響予測評価実施計画書

令和5年3月

小田急電鉄株式会社

環境影響予測評価実施計画書

令和5年3月17日

神奈川県知事殿

郵便番号 151-0053
住所 東京都渋谷区代々木2-28-12
名称 小田急電鉄株式会社
代表者 取締役社長 星野 晃司
電話番号 046-236-2611

神奈川県環境影響評価条例第7条第1項の規定により次のとおり提出します。

対象事業の等	名称	小田急電鉄総合車両所移転計画
	種類	操車場、検車場の建設
	目的又は実施を必要とする理由	別添1 参照
対象事業の位置の等	位置又は実施区域	別添2-1 参照
	位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性	別添2-2 参照
	環境の特性に基づき配慮しようとする内容	別添2-3 参照
対象事業の概要の要	規模	別添3-1 参照
	実施方法	別添3-2 参照
	その他の内容	別添3-3 参照
評価項目の選定及び調査方法、調査時期等の調査計画その他の内容		別添4 参照
その他	調査等の受託予定者	住所 東京都千代田区神田錦町3-22 名称 パシフィックコンサルタンツ株式会社 代表者 代表取締役社長 大本 修
	対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容	別添5 参照
	予測評価書案の提出予定年月	令和6年10月
	備考	

目 次

別添1	対象事業の目的又は実施を必要とする理由	1-1-1
別添2	対象事業の位置等	2-1-1
別添2-1	位置又は実施区域	2-1-1
別添2-2	位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性	2-2-1
別添2-3	環境の特性に基づき配慮しようとする内容	2-3-1
別添3	対象事業の概要	3-1-1
別添3-1	規模	3-1-1
別添3-2	実施方法	3-2-1
別添3-3	その他の内容	3-3-1
別添4	評価項目の選定及び調査方法、調査時期等の調査計画その他の内容	4-1-1
別添5	対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容	5-1-1

別添 1 対象事業の目的又は実施を必要とする理由

1. 対象事業の目的又は実施を必要とする理由	1-1-1
------------------------------	-------

1 対象事業の目的又は実施を必要とする理由

1) 対象計画の背景と目的

現在の大野総合車両所は、1962年10月に相模大野駅の近傍に設立され、施設開設から約60年が経過し、施設及び検査用設備機械の老朽化が深刻な状況である。延命措置・修理等による機能維持を行っているが、修理不能となるリスク及びそれに伴い検査不能に陥るリスクを抱えているため早期の更新が必要となっている。しかしながら大野総合車両所は、車両の主要部分のほぼ全てを取り外し細部までの点検や大掛かりな検査を行うことができる当社線唯一の施設であり、日常的に検査を行っていることから施設を稼働させながら更新工事を行うことができない状況である。そのため、当社敷地内外含め、移転を前提とした更新に関する比較検討を行った結果、伊勢原市串橋地区への移転方針を決定した。

なお、大野総合車両所は設立当時の主力であった4両編成を整備することを前提として設計・建設されたため、近年の長編成化された10両編成の整備に対応しておらず、現在車両を検修する上では、車両分割作業や検査の一部野外での実施等、非効率な検修作業を余儀なくされている。今般新たに10両編成の検修に対応した総合車両所を建設することにより、輸送の安全確保を図るとともに、持続可能な運営体制の構築に向けて作業の適正化を実現する。さらに、最新機器や環境に配慮した設備を導入することで、温室効果ガスの削減等による環境負荷の低減を目指す。

2) これまでの経緯

大野総合車両所更新について、まず当社敷地内における更新可能性から検討した。既存の大野総合車両所で建て替えを行う場合、10両編成の検修に対応した車両所機能に必要な面積を確保することができない。現状の機能を維持する更新工事を行うとしても、日常的に検査で使用しているため、設備を稼働させながら更新工事を行う必要があるが、当該地内には余剰地がなく、機能を段階的に移しながらの工事ができないことから、更新は困難であると判断した。次に大野総合車両所以外で、一定程度の面積を有した各車両基地で検討を行ったものの、当社敷地内で必要面積を確保することはできない状況である。拡張についても検討したものの、大野総合車両所はじめ、各車両基地周辺は市街化が進んでいることや、地形上の観点から、周辺用地の新たな取得による更新は現実的でないと考えられる。

一方、当社敷地外での更新については、移転候補地を当社線に隣接した用地とし、事業継続性確保の観点から災害リスク等を考慮し選定を行った。まずは土砂災害警戒区域を考慮し、渋沢駅以東を対象地域として絞り込んだ。さらに対象地域の中では、必要面積と大型車両の通行が可能な道路アクセスを条件とした上で、社会的影響等を考慮した結果、候補となる土地は、伊勢原市串橋地区との結論に至ったところである。なお、候補地の一部は洪水浸水想定区域に含まれるが、盛土等により浸水想定の水深以上の計画高とすることで、河川氾濫によるリスクを回避できると考えている。

別添 2 対象事業の位置等

別添 2-1 位置又は実施区域

1. 実施区域..... 2-1-1
2. 神奈川県環境影響評価条例による地域区分..... 2-1-5

別添 2-2 位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性

1. 社会的状況..... 2-2-1
2. 自然的状況..... 2-2-57
3. その他の状況..... 2-2-94

別添 2-3 環境の特性に基づき配慮しようとする内容

1. 環境の特性に基づき配慮しようとする内容..... 2-3-1
-

別添 2 - 1 位置又は実施区域

1. 実施区域..... 2-1-1
 2. 神奈川県環境影響評価条例による地域区分..... 2-1-5
-

1 実施区域

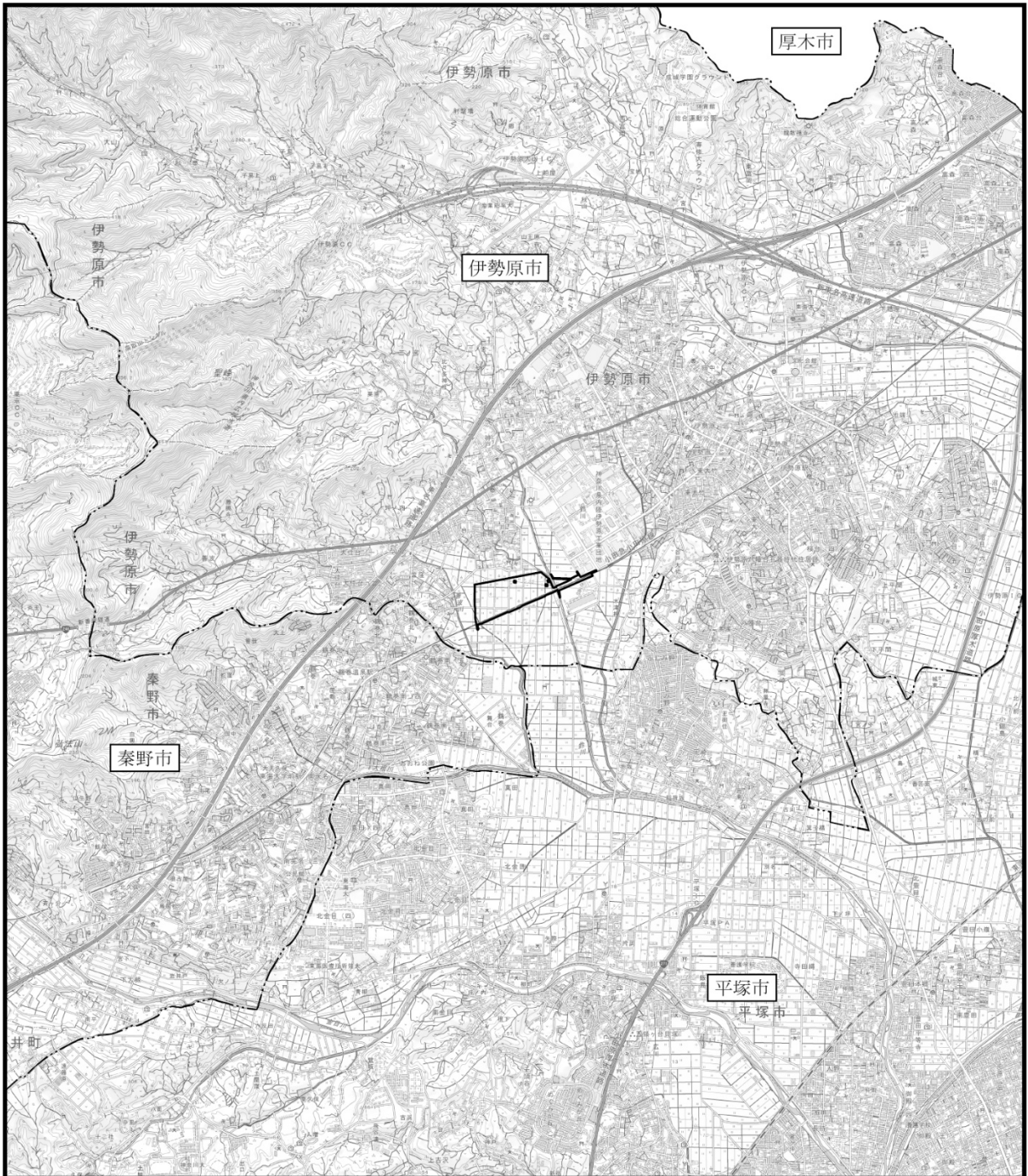
実施区域が位置する伊勢原市は、図 2-1-1 に示すように、神奈川県中央部、湘南地域に位置している。伊勢原市の周辺市としては、平塚市、秦野市及び厚木市がある。なお、実施区域の周辺地域は、伊勢原市（実施区域を除く）と実施区域から半径 1km 以内に位置する平塚市及び秦野市とする。

実施区域の周辺の状況は図 2-1-2 及び図 2-1-3 に示すように、東側が農地及び工業地帯、南側が農地、北側及び西側が農地及び住宅地となっている。



資料：「神奈川県ホームページ」（令和 5 年 1 月閲覧 神奈川県ホームページ）

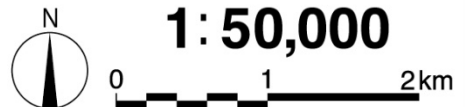
図 2-1-1 神奈川県における実施区域の位置



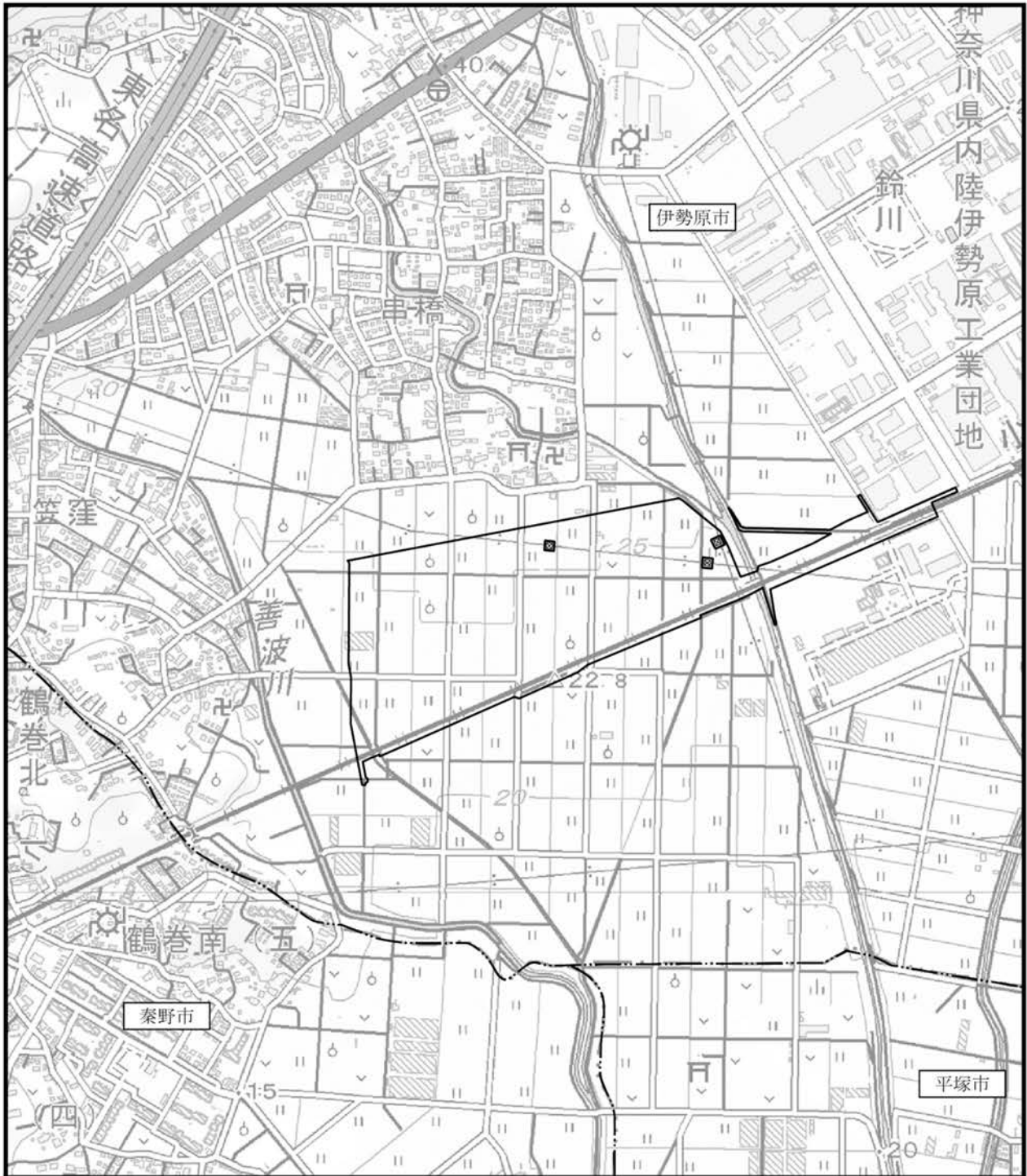
凡 例

- : 実施区域
- : 市 界

図 2-1-2(1) 実施区域位置 (広域)



注1) 図は既存の鉄塔が設置されている範囲を示す(実施区域範囲外)。
 2) 本図は実施計画書時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。



凡 例

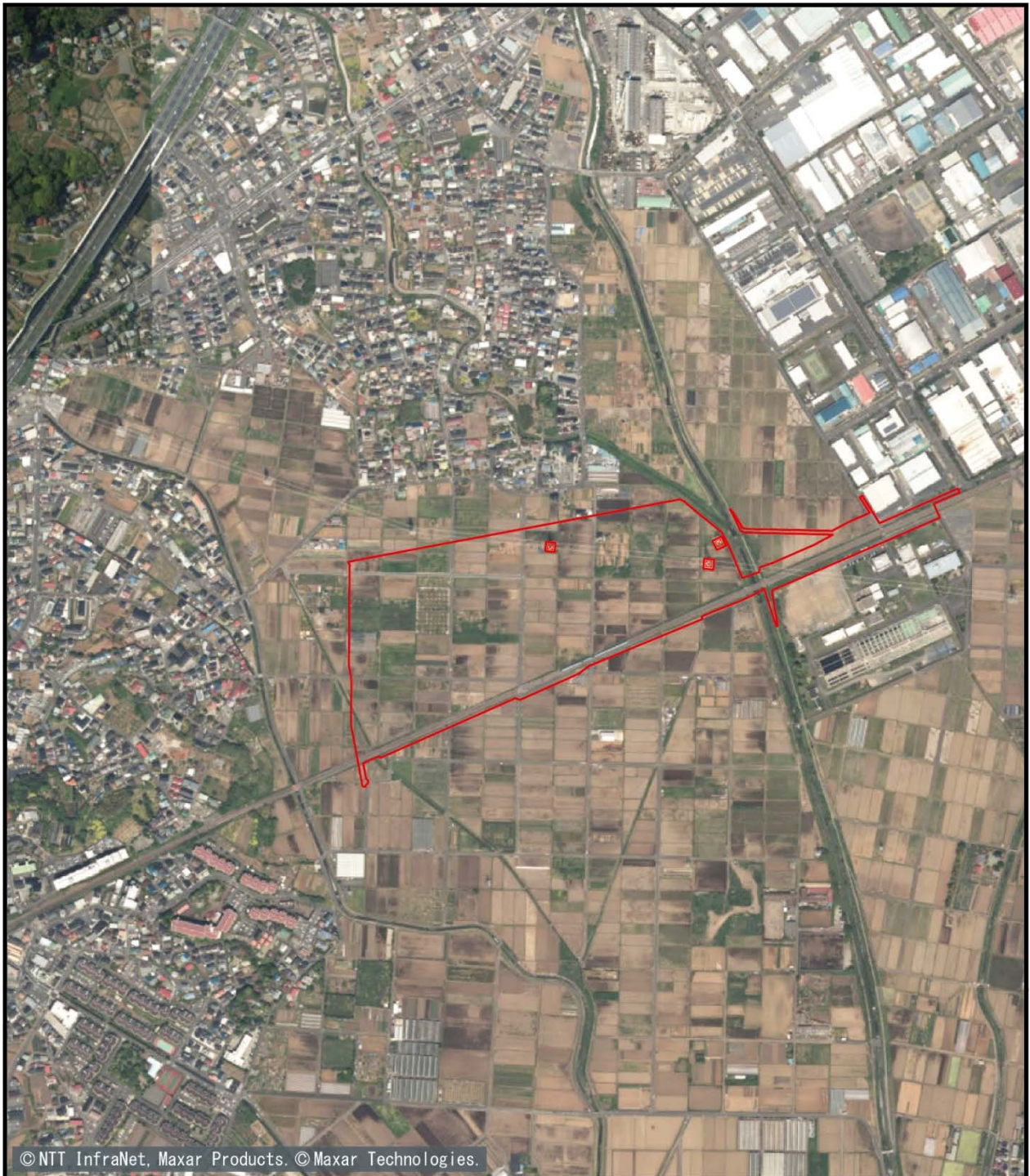
- : 実施区域
- : 市 界

図 2-1-2(2) 実施区域位置 (近傍)



注1) 図は既存の鉄塔が設置されている範囲を示す(実施区域範囲外)。

2) 本図は実施計画書時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。



凡 例

図 2-1-3 航空写真

- : 実施区域
- : 市 界



- 注1) ⑥は既存の鉄塔が設置されている範囲を示す(実施区域範囲外)。
 2) 本図は実施計画書時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。

2 神奈川県環境影響評価条例による地域区分

実施区域は、「神奈川県環境影響評価条例」（昭和 55 年 10 月 県条例第 36 号）による地域区分によれば、表 2-1-1 に示すように、「神奈川県環境影響評価条例に係る地域区分」の甲地域及び乙地域以外の「その他の地域」に該当する。

表 2-1-1 神奈川県環境影響評価条例による地域区分

区 分	指定地域	本事業の該当地域
甲 地 域	1. 国立公園特別地域	—
	2. 国定公園特別地域	—
	3. 県立自然公園特別地域	—
	4. 歴史的風土特別保存地区	—
	5. 自然環境保全地域特別地区	—
	6. 県自然環境保全地域特別地区	—
	7. 近郊緑地特別保全地区	—
乙 地 域	1. 国立公園（甲地域を除く）	—
	2. 国定公園（甲地域を除く）	—
	3. 県立自然公園（甲地域を除く）	—
	4. 歴史的風土保存区域（甲地域を除く）	—
	5. 自然環境保全地域（甲地域を除く）	—
	6. 県自然環境保全地域（甲地域を除く）	—
	7. 近郊緑地保全区域（甲地域を除く）	—
その他の地域	甲地域及び乙地域以外の地域	○

○：該当地域、—：該当しない地域

資料：「神奈川県環境影響評価条例」（昭和 55 年 10 月 神奈川県条例第 36 号）

別添 2-2 位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性

1. 社会的状況.....	2-2-1
1) 行政区画.....	2-2-1
2) 人 口.....	2-2-3
3) 産 業.....	2-2-4
4) 土地利用.....	2-2-6
5) 交 通.....	2-2-12
6) 水利用.....	2-2-17
7) 環境保全に留意を要する施設.....	2-2-21
8) 環境関連の社会資本の状況.....	2-2-27
9) 公害の状況.....	2-2-31
10) 公害苦情の状況.....	2-2-52
11) 関係法令等の指定・規制等.....	2-2-53
2. 自然的状況.....	2-2-57
1) 気 象.....	2-2-57
2) 水 象.....	2-2-59
3) 地 象.....	2-2-60
4) 生 物.....	2-2-64
3. その他の状況.....	2-2-94
1) 文化財の分布状況.....	2-2-94
2) レクリエーション資源の分布.....	2-2-97
3) 地域景観の特性状況.....	2-2-99

1 社会的状況

1) 行政区画

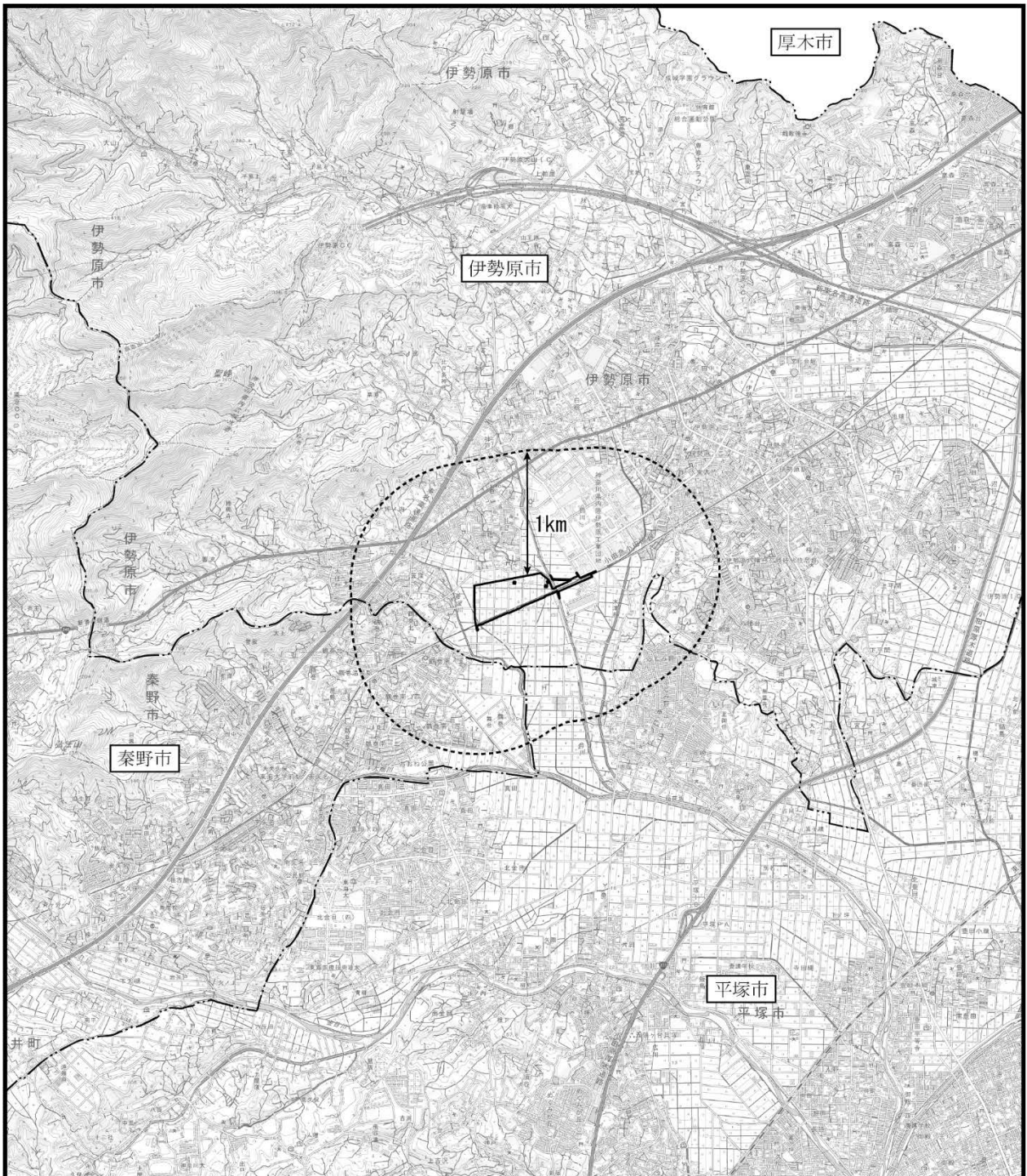
実施区域は、図 2-2-1 及び図 2-2-2 に示すとおり、伊勢原市の南方にあたる笠窪、串橋及び神戸地内に位置している。

周知範囲となる実施区域の周囲 1km の範囲には、平塚市、秦野市の一部が含まれる。

また、実施区域及び周辺地域の環境特性の調査範囲は、周知範囲に合わせて実施区域及び実施区域敷地境界から概ね 1km の範囲とし、統計資料等が市町村単位での取りまとめのものについては、必要に応じて伊勢原市、平塚市、秦野市の全域とした。



図 2-2-1 伊勢原市における実施区域の位置



凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 周知範囲

図 2-2-2 実施区域位置



1:50,000

0 1 2km

2) 人口

(1) 人口及び世帯数

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県における人口及び世帯数の状況は、表 2-2-1 に示すとおりである。

伊勢原市は、実施区域の周辺地域の中で、人口及び世帯数が最も少なく、人口密度は 2 番目に低い。

表 2-2-1 人口及び世帯数の状況

市、県	項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
伊勢原市		101,273	46,167	1,823
	串橋	2,491	1,083	—
平塚市		257,503	114,165	3,797
秦野市		161,745	71,803	1,559
神奈川県		9,237,824	4,301,045	3,823

注) 令和 4 年 6 月 1 日現在。

資料: 「神奈川県の人口と世帯 令和 4 年 6 月 1 日現在」(令和 4 年 6 月 神奈川県統計センター)

「町丁字別人口(推計人口・毎月 1 日)」(伊勢原市ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)

(2) 人口の推移

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県における人口の推移は、表 2-2-2 に示すとおりである。

伊勢原市の人口は、平成 17 年から令和 2 年にかけて、1,201 人増加している。

表 2-2-2 人口の推移

単位: 人

市、県	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
平成 17 年	100,579	258,958	168,317	8,791,597
平成 22 年	101,039	260,780	170,145	9,048,331
平成 27 年	101,514	258,227	167,378	9,126,214
令和 2 年	101,780	258,422	162,439	9,237,337

注) 総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)による。

資料: 「令和 3 年度神奈川県土地統計資料集」

(令和 4 年 3 月 神奈川県政策局政策部土地水資源対策課)

3) 産業

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県の実業別事業所数及び従業者数の状況は、表 2-2-3 に示すとおりである。

伊勢原市では、卸売業・小売業の従業者数の占める割合が最も多くなっている。これに対し、平塚市及び秦野市では、製造業の従業者数の占める割合が最も多くなっている。

表 2-2-3 産業別事業所数及び従業者数の状況

区分・分類		市、県	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
第一次産業	農・林・漁業	事業所数 (所)	43	29	22	652
		従業者数 (人)	333	362	261	5,893
第二次産業	鉱業	事業所数 (所)	-	1	-	25
		従業者数 (人)	-	17	-	226
	建設業	事業所数 (所)	329	959	450	27,845
		従業者数 (人)	2,013	6,125	2,510	199,259
	製造業	事業所数 (所)	254	677	409	18,234
		従業者数 (人)	7,257	23,115	13,040	443,289
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数 (所)	2	7	3	138
		従業者数 (人)	5	334	160	7,414
	情報通信業	事業所数 (所)	21	71	25	3,771
		従業者数 (人)	142	1,034	653	122,387
	運輸業、郵便業	事業所数 (所)	97	199	78	7,567
		従業者数 (人)	2,774	5,663	2,361	220,700
	卸売業、小売業	事業所数 (所)	751	2,244	1,048	66,274
		従業者数 (人)	8,332	21,754	9,574	678,039
	金融業、保険業	事業所数 (所)	35	174	54	3,799
		従業者数 (人)	417	2,456	779	67,050
	不動産業 物品賃貸業	事業所数 (所)	590	932	389	27,165
		従業者数 (人)	1,368	2,946	1,049	107,837
	学術研究、専門・技術サービス業	事業所数 (所)	121	338	175	12,876
		従業者数 (人)	835	3,276	1,127	166,736
	宿泊業、 飲食サービス業	事業所数 (所)	441	1,212	606	38,327
		従業者数 (人)	3,788	9,340	5,439	358,863
	生活関連 サービス業、娯楽業	事業所数 (所)	252	822	465	24,871
		従業者数 (人)	1,392	4,582	2,372	150,251
	教育、 学習支援業	事業所数 (所)	133	340	207	11,212
		従業者数 (人)	2,600	4,457	953	133,146
	医療、福祉	事業所数 (所)	269	813	425	28,286
		従業者数 (人)	6,577	12,343	8,700	495,223
	複合サービス事業	事業所数 (所)	18	37	23	1,067
		従業者数 (人)	479	471	422	19,262
	サービス業 (他に分類されないもの)	事業所数 (所)	252	510	230	15,833
		従業者数 (人)	3,271	6,543	2,183	288,741
	合計	事業所数 (所)	3,608	9,365	4,609	287,942
		従業者数 (人)	41,583	104,818	51,583	3,464,316

注) 平成 28 年 6 月 1 日現在。

資料: 「令和 4 年度版 県勢要覧」(令和 4 年 3 月 神奈川県統計センター)

(1) 農業

農業の状況は、表 2-2-4 に示すとおりである。

実施区域の位置する伊勢原市は、実施区域の周辺地域の中で、経営耕地面積は 2 番目の大きさであるが、経営体数は 2 番目に少ない。

表 2-2-4 農業の状況

市、県 項目	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
農家人口 (人)	434	395	180	9,327
経営耕地面積 (ha)	57,176	87,978	42,745	978,218
経営体数 (経営体)	451	727	408	9,584

注) 令和 2 年 2 月 1 日現在。

資料: 「2020 年農林業センサス (農林業経営体調査) 神奈川県結果報告」
(令和 4 年 3 月 神奈川県統計センター)

(2) 商業

商業の状況は、表 2-2-5 に示すとおりである。

実施区域の位置する伊勢原市は、実施区域の周辺地域の中で、商店数、従業者数は最も少なく、年間商品販売額は 2 番目に少ない。

表 2-2-5 商業の状況

市、県 項目	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
商店数 (店)	598	1,780	868	51,199
従業者数 (人)	6,608	17,109	7,896	530,423
年間商品販売額 (百万円)	244,190	598,176	174,224	21,008,956

注) 平成 28 年 6 月 1 日現在。

資料: 「令和 4 年度版 県勢要覧」(令和 4 年 3 月 神奈川県統計センター)

(3) 工業

工業の状況は、表 2-2-6 に示すとおりである。

実施区域の位置する伊勢原市は、事業所数が 126 所、従業者数が 7,656 人、製造品出荷額等が約 2,785 億円となっている。

表 2-2-6 工業の状況

市、県 項目	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
事業所数 (所)	126	336	197	7,267
従業者数 (人)	7,656	21,325	12,963	356,780
製造品出荷額等 (百万円)	278,458	1,247,550	578,514	17,070,432

注) 平成 28 年 6 月 1 日現在。

資料: 「令和 4 年度版 県勢要覧」(令和 4 年 3 月 神奈川県統計センター)

4) 土地利用

(1) 土地利用状況

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県の実地利用状況は、表 2-2-7 に示すとおりである。また、実施区域周辺の土地利用状況は、図 2-2-3 に示すとおりである。

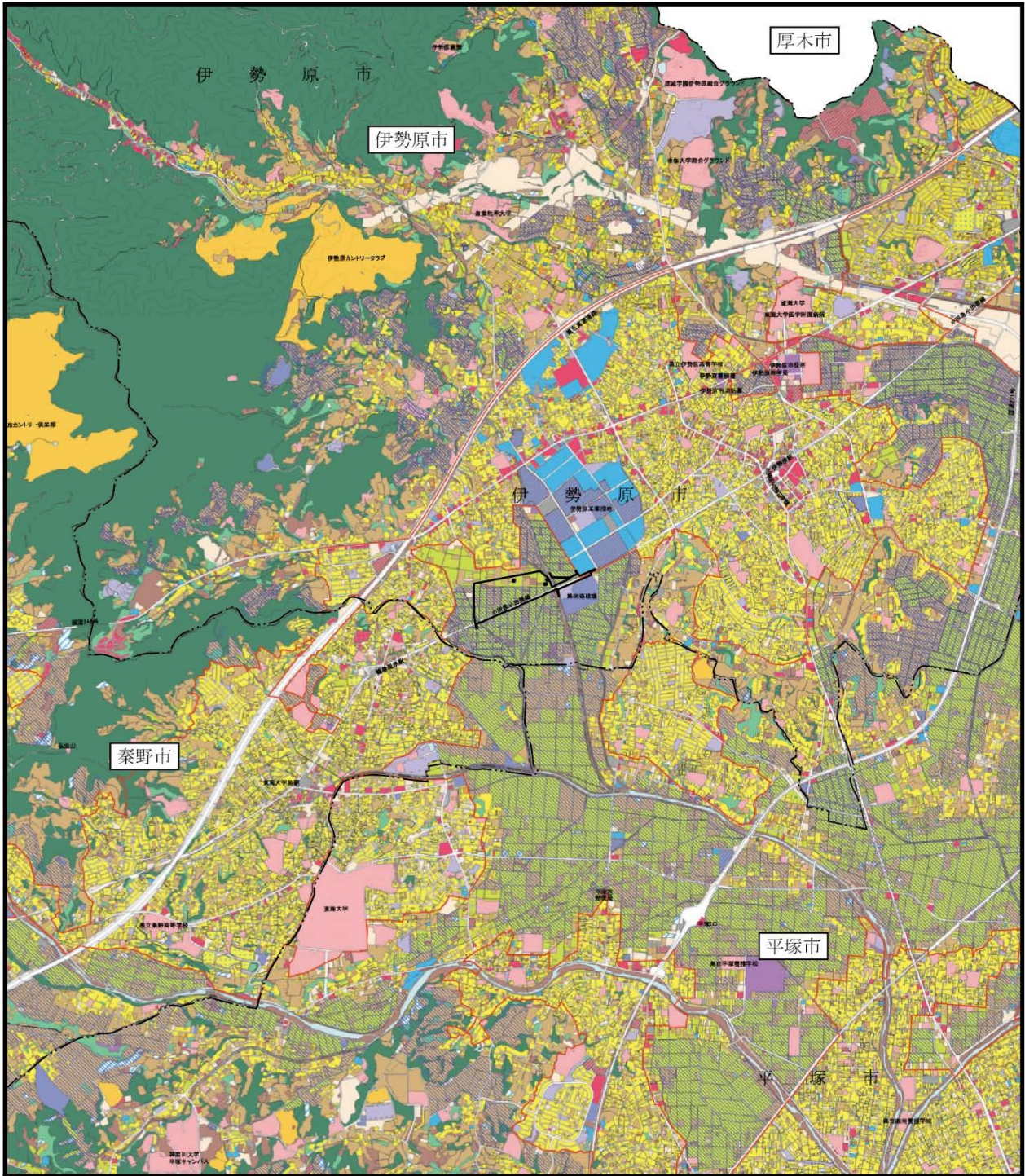
伊勢原市の土地利用は、自然的土地利用が 63.0%、都市的土地利用が 37.0%となっており、自然的土地利用では山林が 37.6%、都市的土地利用では住宅用地が 11.0%と最も多くなっている。

実施区域は農地となっており、一部が農振農用地に指定されている。

表 2-2-7 土地利用状況

区 分		伊勢原市		平塚市		秦野市		神奈川県	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
		(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)
自然的 土地 利用	田	397.6	7.2	730.7	10.8	133.9	1.3	3,858.3	1.6
	畑	789.2	14.2	957.3	14.1	1,219.1	11.7	18,610.9	7.7
	耕作放棄地	6.4	0.1	32.3	0.5	102.2	1.0	805.7	0.3
	山林	2087.8	37.6	533.2	7.9	5,553.6	53.5	93,848.4	38.9
	河川・水面・水路	39.6	0.7	212.5	3.1	53.5	0.5	4,864.6	2.0
	荒地・海浜・河川敷	179.5	3.2	312.5	4.6	184.1	1.8	6,918.0	2.9
	小計	3,500.1	63.0	2,778.5	40.9	7,246.4	69.8	128,905.9	53.4
都市的 土地 利用	住宅用地	611.9	11.0	1,201.5	17.7	1,052.5	10.1	31,824.7	13.2
	集合住宅用地	128.9	2.3	250.7	3.7	192.1	1.9	10,932.3	4.5
	店舗併用住宅用地	34.8	0.6	72.7	1.1	43.1	0.4	1,665.9	0.7
	作業所併用住宅用地	2.7	0.0	5.2	0.1	6.7	0.1	183.7	0.1
	併用集合住宅用地	8.9	0.2	18.6	0.3	8.6	0.1	823.3	0.3
	業務用施設用地	42.2	0.8	71.8	1.1	31.0	0.3	2,067.6	0.9
	商業用地	60.4	1.1	107.9	1.6	74.0	0.7	2,766.0	1.1
	宿泊娯楽施設用地	18.0	0.3	21.5	0.3	24.1	0.2	1,323.9	0.5
	重化学工業用地	30.8	0.6	241.8	3.6	26.0	0.3	4,773.4	2.0
	軽工業用地	95.6	1.7	98.5	1.5	166.9	1.6	2,514.7	1.0
	輸送施設用地	43.9	0.8	83.1	1.2	35.0	0.3	3,431.6	1.4
	広場・運動場等用地	122.2	2.2	285.2	4.2	350.7	3.4	8,929.7	3.7
	文教・厚生用地	181.7	3.3	335.6	4.9	198.6	1.9	8,281.8	3.4
	公共用地	4.1	0.1	22.7	0.3	6.9	0.1	458.0	0.2
	供給処理施設用地	20.2	0.4	48.2	0.7	28.5	0.3	1,711.7	0.7
	その他の空き地	208.2	3.8	331.0	4.9	252.5	2.4	7,077.1	2.9
	防衛用地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,011.4	0.8
道路用地	426.6	7.7	783.8	11.5	612.9	5.9	20,623.6	8.5	
鉄道用地	10.8	0.2	29.7	0.4	19.5	0.2	1,190.7	0.5	
小計	2,051.9	37.0	4,009.5	59.1	3,129.6	30.2	112,591.1	46.6	
合計		5,552.0	100.0	6,788.0	100.0	10,376.0	100.0	241,497.0	100.0

注) 本表は、「令和 3 年度神奈川県土地統計資料集」(令和 4 年 3 月 神奈川県政策局政策部土地水資源対策課)に掲載された、県都市計画課「平成 27 年度神奈川県都市計画基本調査集計結果データ」を整理したものである。



凡 例

□ : 実施区域 ——— : 市 界

図 2-2-3 土地利用現況図

自然的 土地 利用	農 地	田(水田)		都市的 土地 利用	併用集合住宅用地		都市的 土地 利用	公共用地(都市公園、広場、緑地、運動場等)	
		畑(畑、果樹園、養鶏場、農業施設用地)			業務施設用地			民間空地 (ゴルフ場、企業・大学のグラウンド、民地の広場等)	
		耕作放棄地			商業用地			その他の空地 (未建築宅地、用途変更中の土地、屋外利用地)	
	山 林	平坦地山林(傾斜度15度未満の山林)			宿泊娯楽施設用地			防衛施設(自衛隊、米軍提供施設)	
		傾斜地山林(傾斜度15度以上の山林)			重化学工業用地			道路用地(駅前広場、道路(市道、農道、林道を含む))	
	河川、水面、水路		軽工業用地		鉄道用地				
都市的 土地 利用	荒地、海浜、河川敷		運輸施設用地		農振農用地		市街化区域と市街化調整区域の境界		
	住宅用地		公共用地						
	集合住宅用地		供給処理施設用地						
	併用住宅用地	店舗併用住宅用地		文教・厚生用地(学校、病院、図書館、公民館、寺院)					
	用地	作業所併用住宅用地							

資料：「神奈川県土地利用現況図〔湘南西、県央東〕
(第10回(平成27年度)都市計画基礎調査)」
(平成31年(2019) 神奈川県県土整備局都市部都市計画課)



(2) 法令に基づく用途区分の状況

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県「都市計画法」(昭和43年6月 法律第100号)に基づく用途地域指定状況は、表2-2-8に示すとおりである。また、実施区域周辺の用途地域指定状況は、図2-2-4に示すとおりである。

実施区域は、市街化調整区域に指定されており、北側は第1種低層住居専用地域に隣接している。

伊勢原市は、全体の21.2%が市街化区域に、78.8%が市街化調整区域に指定されている。また、用途地域の73.3%が住居系として指定されている。

表 2-2-8 都市計画区域の用途地域指定状況

区 分			伊勢原市		平塚市		秦野市		神奈川県	
			面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
			(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)
用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	312	26.5	363	11.5	612	25.1	29,347.6	30.2
		第2種低層住居専用地域	-	-	0.7	0.0	1.9	0.1	763.5	0.8
		第1種中高層住居専用地域	216	18.3	911	28.9	666	27.3	15,251.6	15.7
		第2種中高層住居専用地域	33	2.8	24	0.8	8.5	0.3	2,947.4	3.0
		第1種住居地域	199	16.9	792	25.1	442	18.1	16,739.2	17.2
		第2種住居地域	104	8.8	5.5	0.2	129	5.3	3,126.0	3.2
		準住居地域	-	-	7.7	0.2	28	1.1	2,683.4	2.8
	商業系	近隣商業地域	24	2.0	188	6.0	55	2.3	3,831.0	3.9
		商業地域	40	3.4	90	2.9	28	1.1	4,162.5	4.3
	工業系	準工業地域	83	7.0	316	10.0	107	4.4	6,701.0	6.9
		工業地域	102	8.7	138	4.4	149	6.1	5,000.0	5.1
		工業専用地域	66	5.6	316	10.0	212	8.7	6,688.1	6.9
	計		1,179	100.0	3,152	100.0	2,438	100.0	97,242.8	100.0
都市計画区域	市街化区域		1,179	21.2	3,152	46.4	2,438	23.5	94,395	47.3
	市街化調整区域		4,377	78.8	3,636	53.6	7,938	76.5	78,463	39.3
	都市計画区域 計		5,556	100.0	6,788	100.0	10,376	100.0	199,777	100.0
	特別用途地区		-	-	-	-	-	-	1,970.8	-

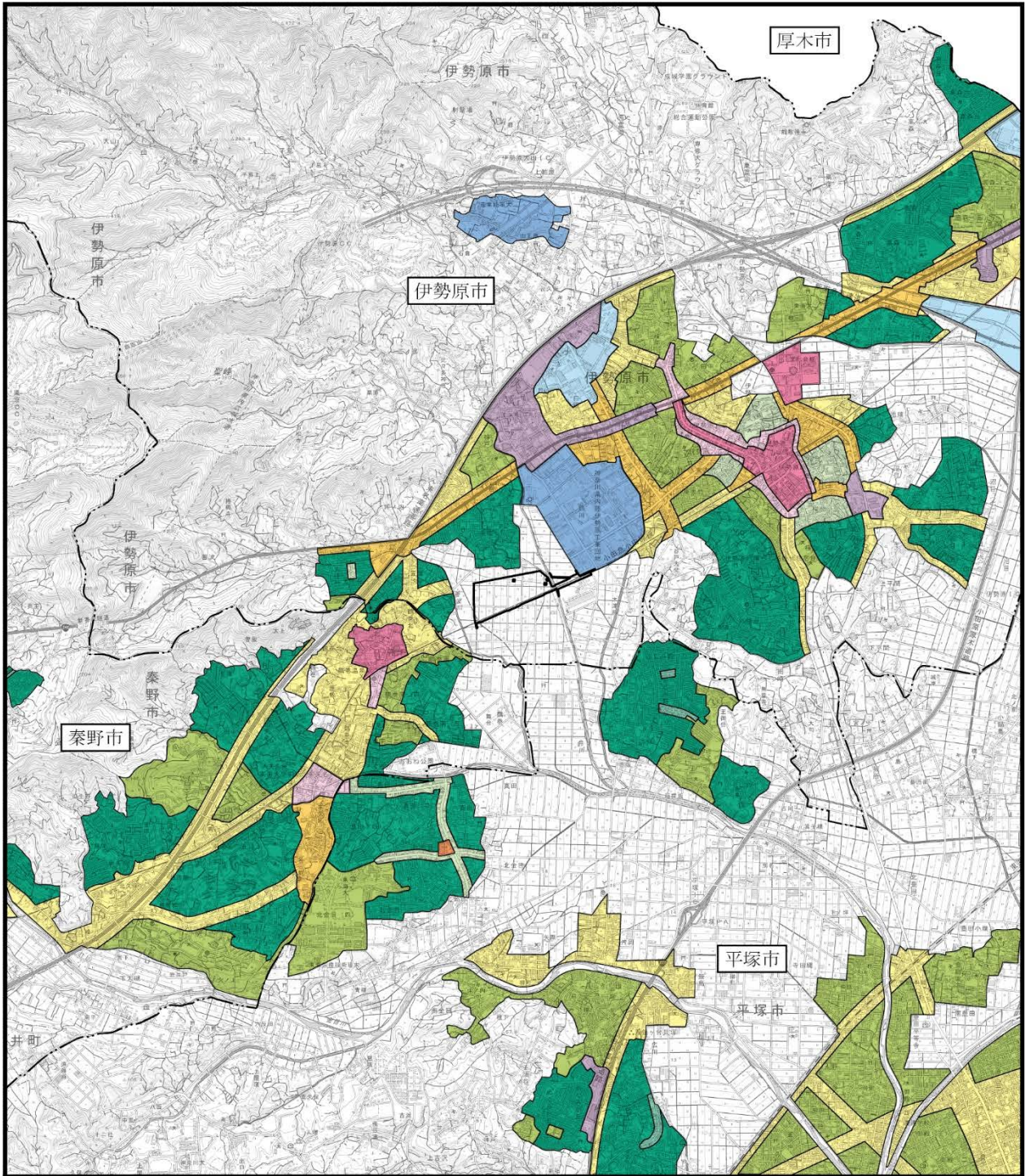
注) 令和3年4月1日現在。

資料: 「県勢要覧2021(令和3年度版)」(令和4年3月 神奈川県統計センター)

(3) 市街地等集落の分布状況

実施区域の位置する伊勢原市は、東名高速道路や新東名高速道路といった広域幹線道路の整備が進み、新宿からは小田急電鉄小田急線が走っていることから、首都圏の近郊都市として重要な役割を担っている。

その他の周辺地域でも、広域幹線道路沿線や小田急電鉄小田急線沿線を中心に商業地及び住宅地が形成されている。



凡 例

- | | | |
|----------|------------------|------------|
| □ : 実施区域 | ■ : 第一種低層住居専用地域 | ■ : 準住居地域 |
| — : 市 界 | ■ : 第二種低層住居専用地域 | ■ : 商業地域 |
| | ■ : 第一種中高層住居専用地域 | ■ : 近隣商業地域 |
| | ■ : 第二種中高層住居専用地域 | ■ : 準工業地域 |
| | ■ : 第一種住居地域 | ■ : 工業地域 |
| | ■ : 第二種住居地域 | ■ : 工業専用地域 |

図 2-2-4 用途地域指定状況

資料：「いせはら Web Maps (伊勢原市公開型地理情報システム)」
 (伊勢原市ホームページ 令和4年9月閲覧)
 「ひらつかわくわくマップ」(平塚市ホームページ 令和4年9月閲覧)
 「秦野市都市計画図」(秦野市ホームページ 令和4年9月閲覧)



1:50,000

0 1 2km

(4) 実施区域周辺の土地利用動向

図 2-2-5 に示す「伊勢原市都市マスタープラン」(平成 28 年 3 月 伊勢原市)によると、実施区域は産業拠点に隣接している。

また、「伊勢原市都市マスタープラン」には、伊勢原市の抱える都市づくりの課題を踏まえ、目指す都市の姿(将来都市像)を「3つの未来図」として以下のとおり示されている。

【1. 快適に暮らせる都市】

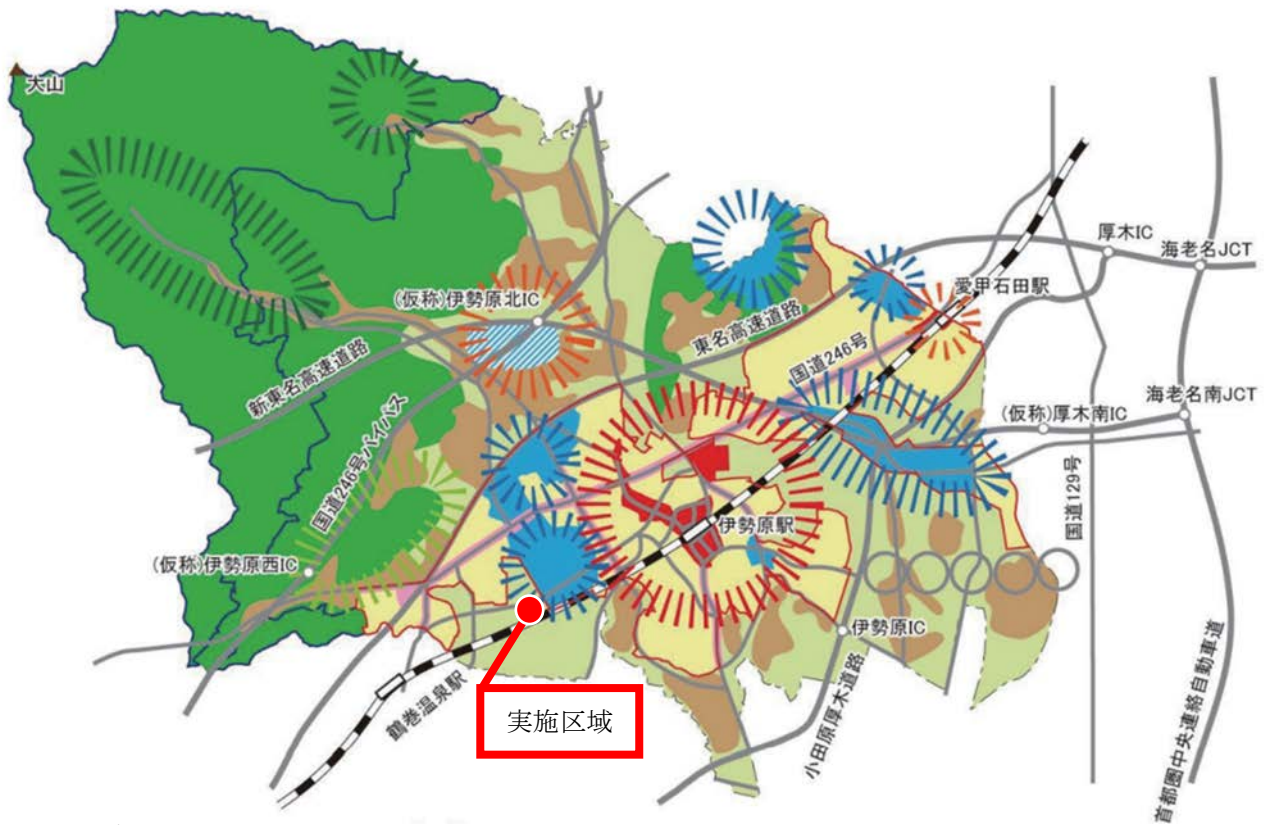
少子高齢化の進展や人口減少社会の到来に備え、既存施設の効率的な活用を前提に、医療施設、社会福祉施設、教育文化施設などがまとまりよく配置され、公共交通によって誰もがこれらを容易に利用できるほか、防災や減災に役立つ都市の基盤が備わり、かつ、安全・安心への対応力が高い地域コミュニティが形成された「快適に暮らせる都市」を目指す。

【2. 活力ある都市】

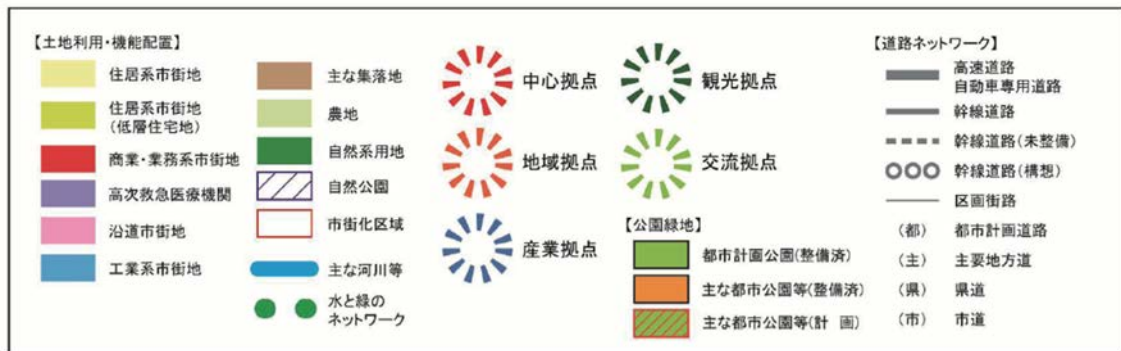
都市近郊農業の振興や農業の6次産業化が図られるとともに、市内における就労の場が充実し、新東名高速道路やインターチェンジなどの整備によって飛躍的に向上する広域幹線道路ネットワークや高次救急医療機能、既存ストックの活用と、さがみロボット産業特区制度などを活用した産業の集積を促すことにより「活力ある都市」を目指す。

【3. 個性と魅力ある都市】

都市としての魅力の向上や自然との調和に配慮しつつ、豊かな自然や歴史・文化、農のみどりなど魅力的な原風景が生かされるとともに、国際観光地としての機能が向上され、また、効率的で機能的な市街地の形成により、環境負荷の少ない都市づくりが実現された「個性と魅力ある都市」を目指す。



凡例



資料：「伊勢原市都市マスタープラン」（平成 28 年 3 月 伊勢原市）

図 2-2-5 実施区域周辺の土地利用動向

5) 交通

(1) 道路

ア. 道路交通状況

実施区域周辺の道路交通網の状況は、図 2-2-6 に示すとおりである。

実施区域の北側を東西に東名高速道路が通り、北東約 6km に東名高速道路と新東名高速道路の交点となる伊勢原ジャンクションがある。また、実施区域周辺には、一般国道である国道 246 号線や、主要地方道である相模原大磯線（県道 63 号）がある。

実施区域周辺の道路における交通量観測結果は平成 27 年度に道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）が行われ、調査結果は表 2-2-9 に、観測地点は図 2-2-6 に示すとおりである。

実施区域に最も近い観測地点である一般県道上粕屋南金目線（地点 1）の自動車類交通量は、平日で 7,953 台/12 時間であり、大型車混入率は 4.9%であった。

表 2-2-9 交通量観測結果

地点番号	道路区分	路線名	観測地点	観測日区分	自動車類 (台)		自動車類合計 (台)	大型車混入率 (%)
					小型車	大型車		
1	一般県道	上粕屋南金目	秦野市鶴巻北 1丁目24-8	平日	7,561	392	7,953	4.9
2	主要地方道 (県道)	相模原大磯	伊勢原市東大竹 1544-3	平日	7,544	758	8,302	9.1
3	一般県道	曾屋鶴巻	秦野市鶴巻南 2丁目2-26	平日	5,881	373	6,254	6.0
4	一般県道	上粕屋南金目	秦野市鶴巻940	平日	4,756	219	4,975	4.4
5	一般県道	上粕屋南金目	伊勢原市三ノ宮 1087	平日	3,580	577	4,157	13.9
6	一般県道	大山板戸	伊勢原市上粕屋 850	平日	5,995	402	6,397	6.3
7	主要地方道 (県道)	相模原大磯	伊勢原市上粕屋 236-1	平日	9,931	1,354	11,285	12.0
				休日	9,605	304	9,909	3.1
8	主要地方道 (県道)	平塚伊勢原	伊勢原市東大竹 931	平日	—	—	—	—
				休日	9,996	374	10,370	3.6
9	主要地方道 (県道)	相模原大磯	平塚市岡崎 3871-3	平日	10,911	1,621	12,532	12.9
10	主要地方道 (県道)	相模原大磯	平塚市岡崎 1265	平日	5,560	1,152	6,712	17.2
11	主要地方道 (県道)	相模原大磯	伊勢原市岡崎 4782	平日	6,707	761	7,468	10.2
12	主要地方道 (県道)	相模原大磯	伊勢原市岡崎 4760-1	平日	5,736	756	6,492	11.6
13	主要地方道 (県道)	平塚伊勢原	平塚市城所 1121-5	平日	7,887	539	8,426	6.4
14	主要地方道 (県道)	平塚秦野	秦野市下大槻 1110	平日	9,015	1,737	10,752	16
				休日	8,410	456	8,866	5
15	主要地方道 (県道)	平塚秦野	平塚市南金目907	平日	10,911	1,531	12,442	12
				休日	10,887	451	11,338	4
16	主要地方道 (県道)	相模原大磯	平塚市広川 65-1	平日	8,533	1,052	9,585	11
				休日	7,977	314	8,291	4
17	主要地方道 (県道)	相模原大磯	平塚市小鍋島 1187-1	平日	7,012	965	7,977	12
18	主要地方道 (県道)	相模原大磯	平塚市小鍋島 1275	平日	7,507	997	8,504	12
19	主要地方道 (県道)	伊勢原藤沢	伊勢原市沼目 5丁目28-28	平日	7,729	701	8,430	8
20	主要地方道 (県道)	伊勢原藤沢	伊勢原市上平間 (伊勢原 IC 東側)	平日	8,939	1,249	10,188	12
21	主要地方道 (県道)	相模原大磯	伊勢原市西富岡 540	平日	6,762	1,105	7,867	14

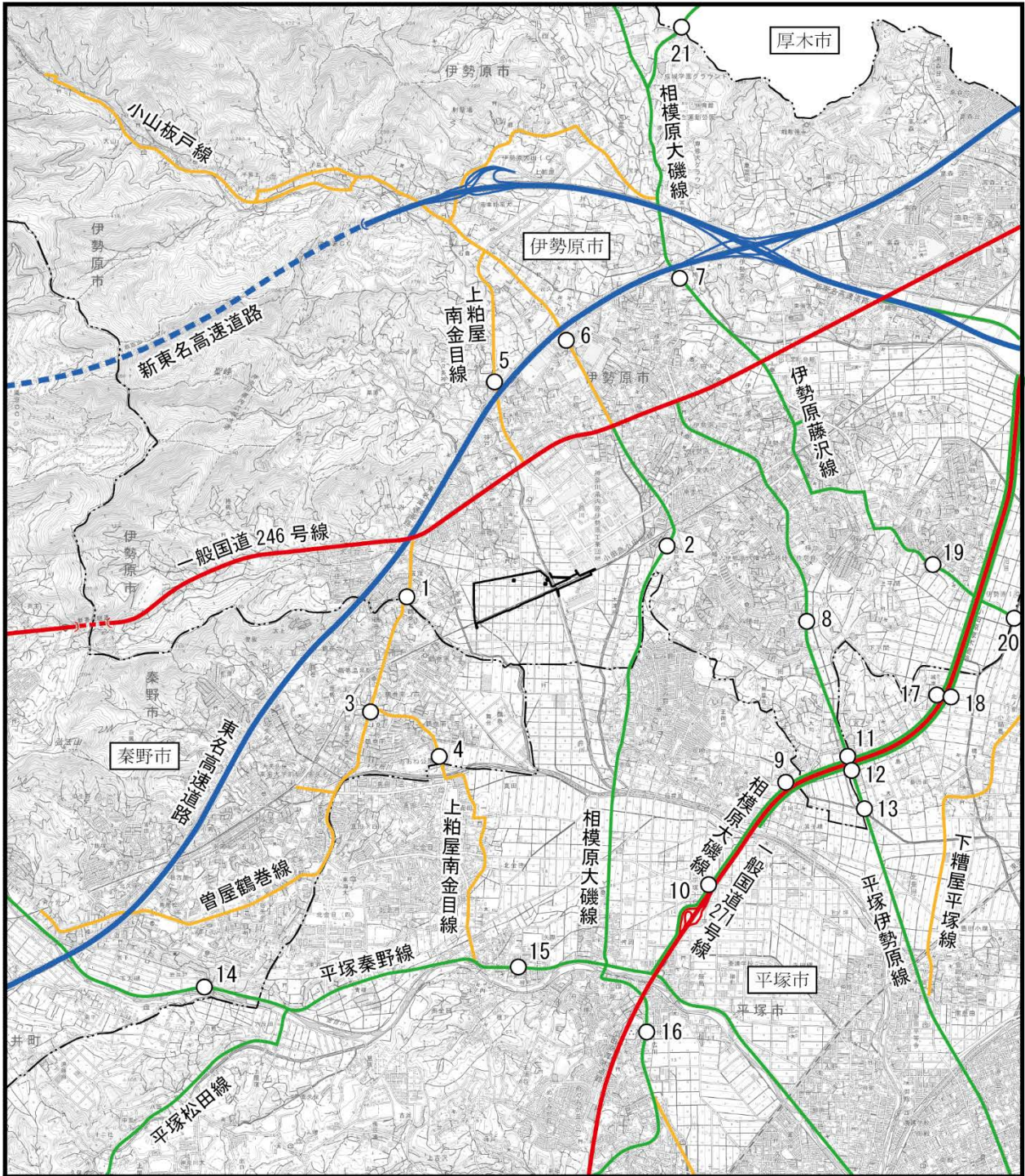
注 1) 地点番号は、図 2-2-6 と対応する。

2) 台数は 12 時間交通量である。

3) 「—」は測定されていないことを示す。

4) 観測結果は平成 26 年 8 月現在である。

資料：「平成 27 年度道路・街路交通情勢調査」(神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧)



凡 例

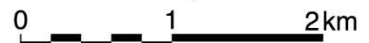
- : 実施区域
- : 市 界
- : 高速自動車国道
- : 一般国道（指定区間）
- : 県道（主要地方道）
- : 県道（一般県道）
- : 交通量観測地点

図 2-2-6 道路交通網及び交通量観測地点

資料：「平成 27 年度道路・街路交通情勢調査」
 （神奈川県ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧）



1:50,000



イ. 交通事故の状況

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県内の交通事故発生状況は、表 2-2-10 に示すとおりである。
伊勢原市では、令和 3 年に 263 件の交通事故は発生しており、1 人が死亡、316 人が負傷している。

表 2-2-10 交通事故発生状況（令和 3 年）

市、県	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
発生件数（件）	263	860	267	21,660
死者数（人）	1	4	3	142
負傷者数（人）	316	953	315	25,062

資料：「かながわの交通事故（令和 3 年統計）」（神奈川県警察本部ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧）

(2) 鉄道等

ア. 鉄道網の状況

実施区域周辺の鉄道網及び駅の立地状況は、図 2-2-7 に示すとおりである。

実施区域は、東西方向に小田原と新宿を結ぶ小田急電鉄小田急小田原線が通っており、実施区域から東方向 2.5 km に伊勢原駅、西方向 1.0 km に鶴巻温泉駅がある。また、実施区域周辺の南東方向に東海道新幹線が存在する。

イ. 鉄道の利用状況

実施区域周辺の主な鉄道駅の利用状況は、表 2-2-11 に示すとおりである。

実施区域周辺で利用者が最も多い小田急電鉄伊勢原駅で、令和 2 年度の乗車人員は年間約 18,000 人であった。

表 2-2-11 主な鉄道駅の利用状況

単位：人

鉄道名称	駅名称	平成 27 年度	令和元年度	令和 2 年度
小田急電鉄	伊勢原駅	25,892	25,853	18,124
	鶴巻温泉駅	7,677	7,580	5,575
	東海大学前駅	20,652	19,539	9,253

資料：「神奈川県交通関係資料集（令和 3 年度版）」（令和 4 年 6 月 神奈川県 県土整備局 都市部交通企画課）

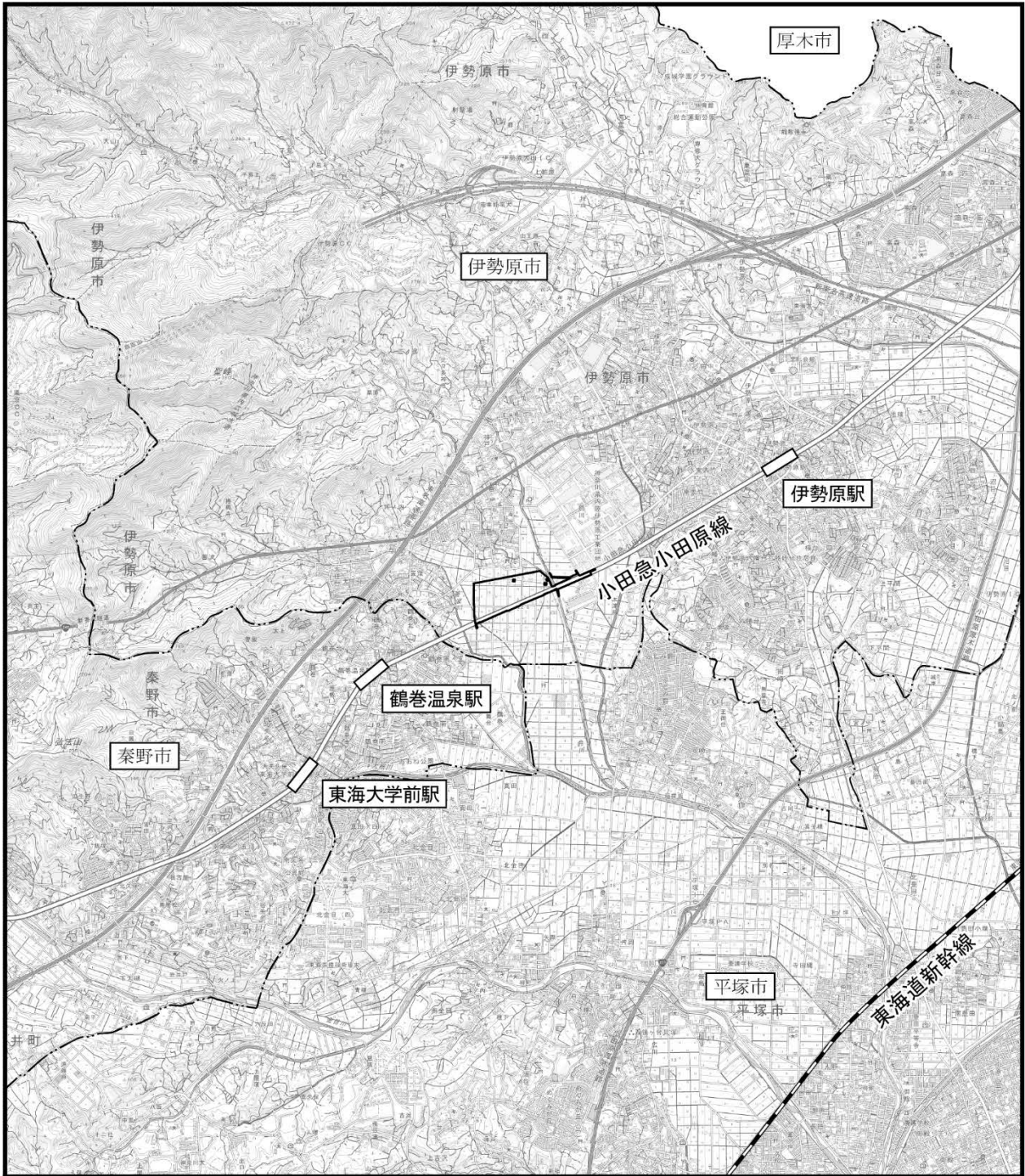


図 2-2-7 鉄道及び駅の立地状況

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : J R 線
- : 私 鉄



1:50,000

0 1 2km

6) 水利用

(1) 地下水及び湧水の利用状況

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成9年10月 神奈川県条例第35号)によると、実施区域周辺では平塚市が地下水採取を規制する地域(指定地域)として指定されている。指定地域は図2-2-8に示すとおりである。

「神奈川県 地下水位・水頭分布図」(平成6年 神奈川県温泉地学研究所)によると、実施区域周辺で湧水が確認されている。実施区域周辺の地下水位及び湧水の状況は、図2-2-9に示すとおりである。

(2) 河川及び水路の分布、利水状況

実施区域周辺には、図2-2-8に示す河川及び水路(都市下水)が存在する。このうち、一級河川及び二級河川等の状況については、表2-2-12に示すとおりである。

実施区域の東側には金目川水系の二級河川である鈴川や板戸川が流れており、西側は同じく金目川水系の二級河川である善波川が流れている。

表 2-2-12 主な河川の状況

区分	水系名	河川名	河川延長(m)	流域面積(km ²)
二級河川	金目川	鈴川	14,720	89.12
		大根川	4,230	15.20
		板戸川	1,930	2.24
		善波川	1,480	4.74
準用河川	金目川	栗原川	3,293	2.62
		善波川	806	0.92

注) 令和3年4月1日現在(神奈川県河港課調べ)。

資料:「神奈川県土地統計資料集」(令和4年3月 神奈川県政策局政策部土地水資源対策課)

(3) 漁業権の設定状況

実施区域周辺の河川である鈴川、板戸川、善波川等は金目川水系に属しており、金目川水系について漁業権の設定はない。

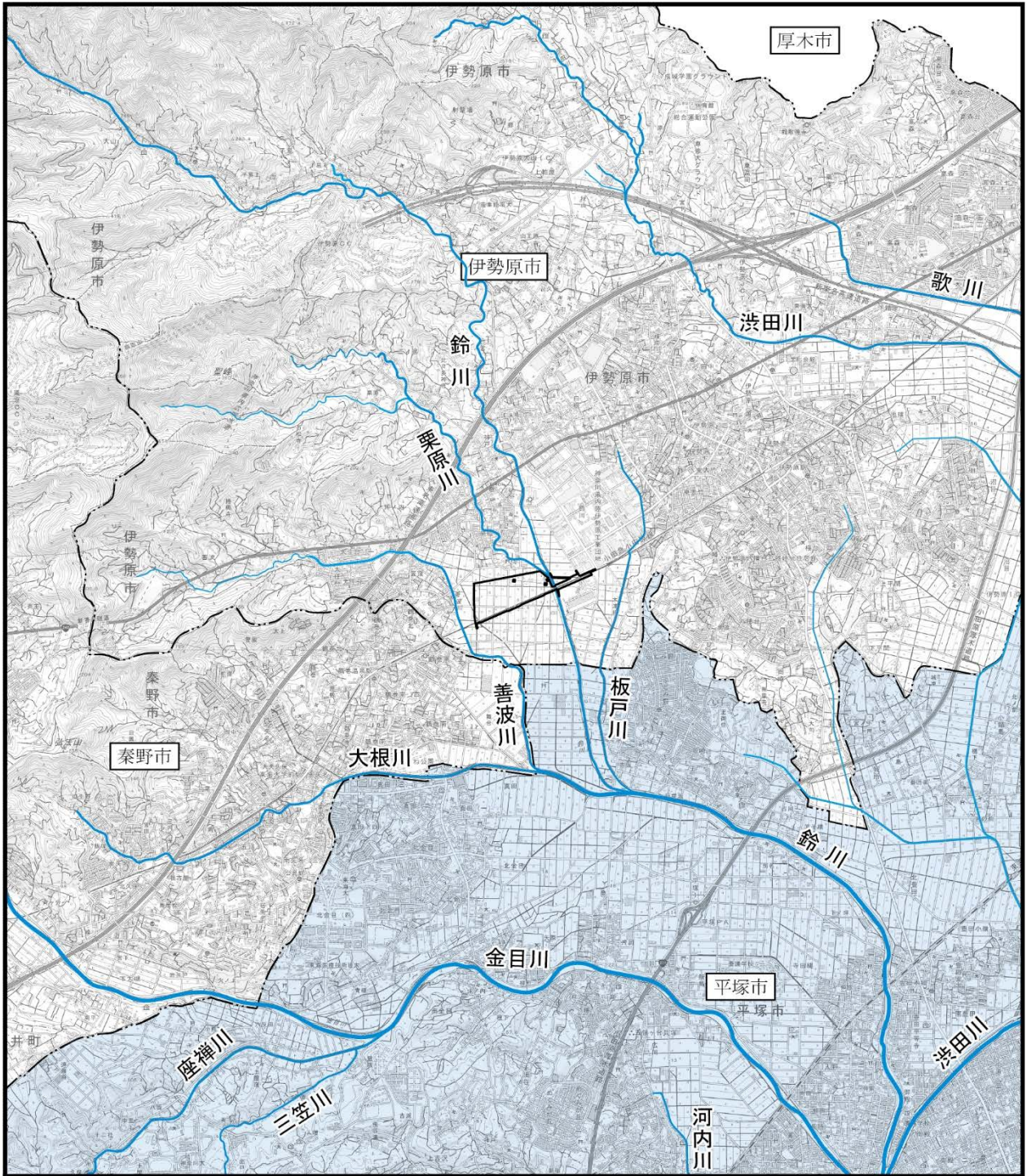


図 2-2-8 地下水採取規制地域及び河川位置

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 河 川
- : 地下水採取を規制する地域 (指定地域)

資料：「平塚土木事務所管内図」（令和 2 年 12 月 平塚土木事務所）
「地盤環境の保全」（神奈川県ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧）



1:50,000

0 1 2km

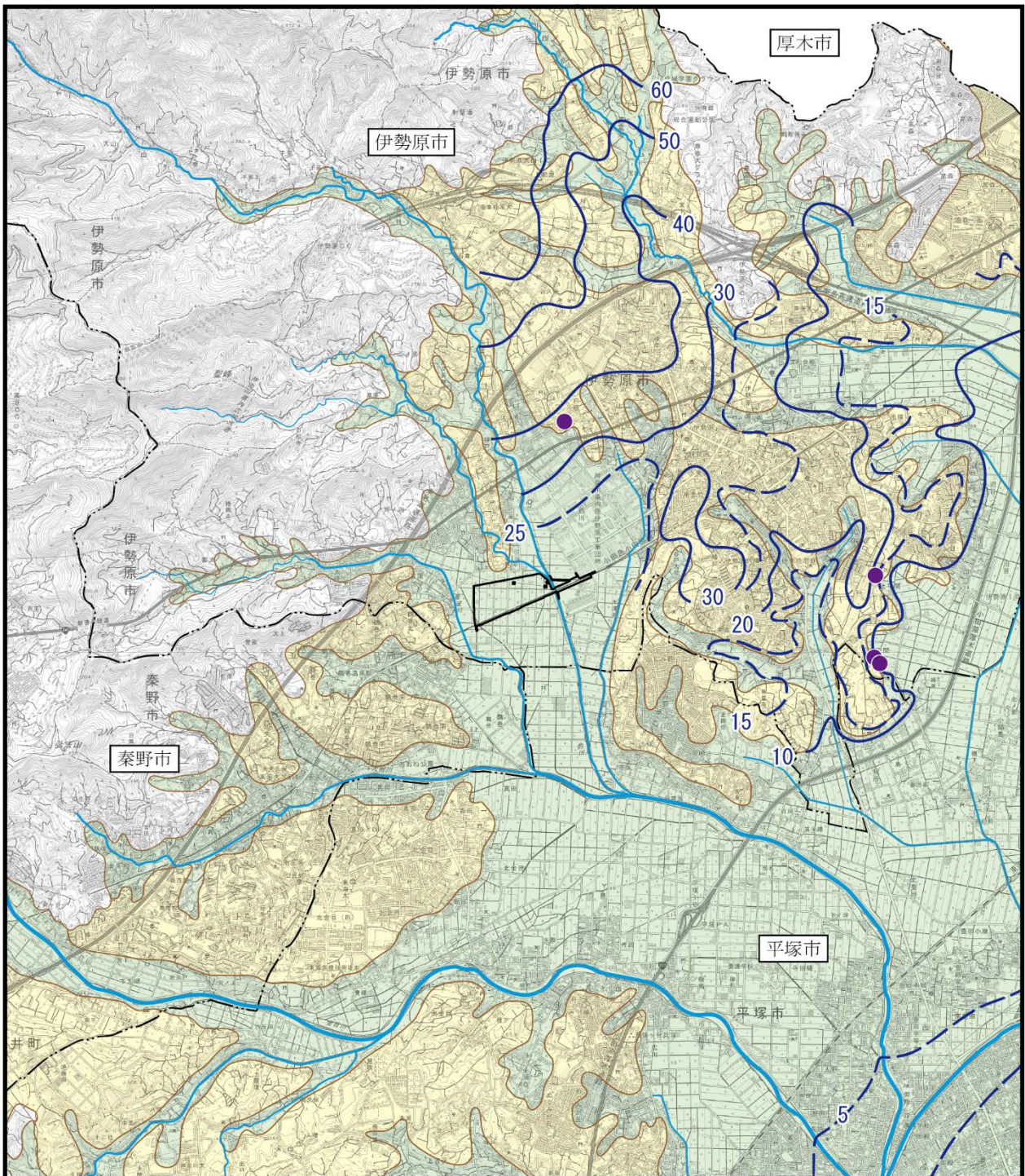


図 2-2-9(1) 地下水位（浅層）等の状況

凡 例

□ : 実施区域

— : 市 界

— : 地下水位等高線

— : 河 川

● : 湧 水

地形分類

□ : 段 丘

□ : 沖積平野・砂丘等

資料：「神奈川県 地下水位・水頭分布図（浅層地下水位分布図）」
（平成 6 年（1994）神奈川県温泉地学研究所）



1:50,000

0 1 2km

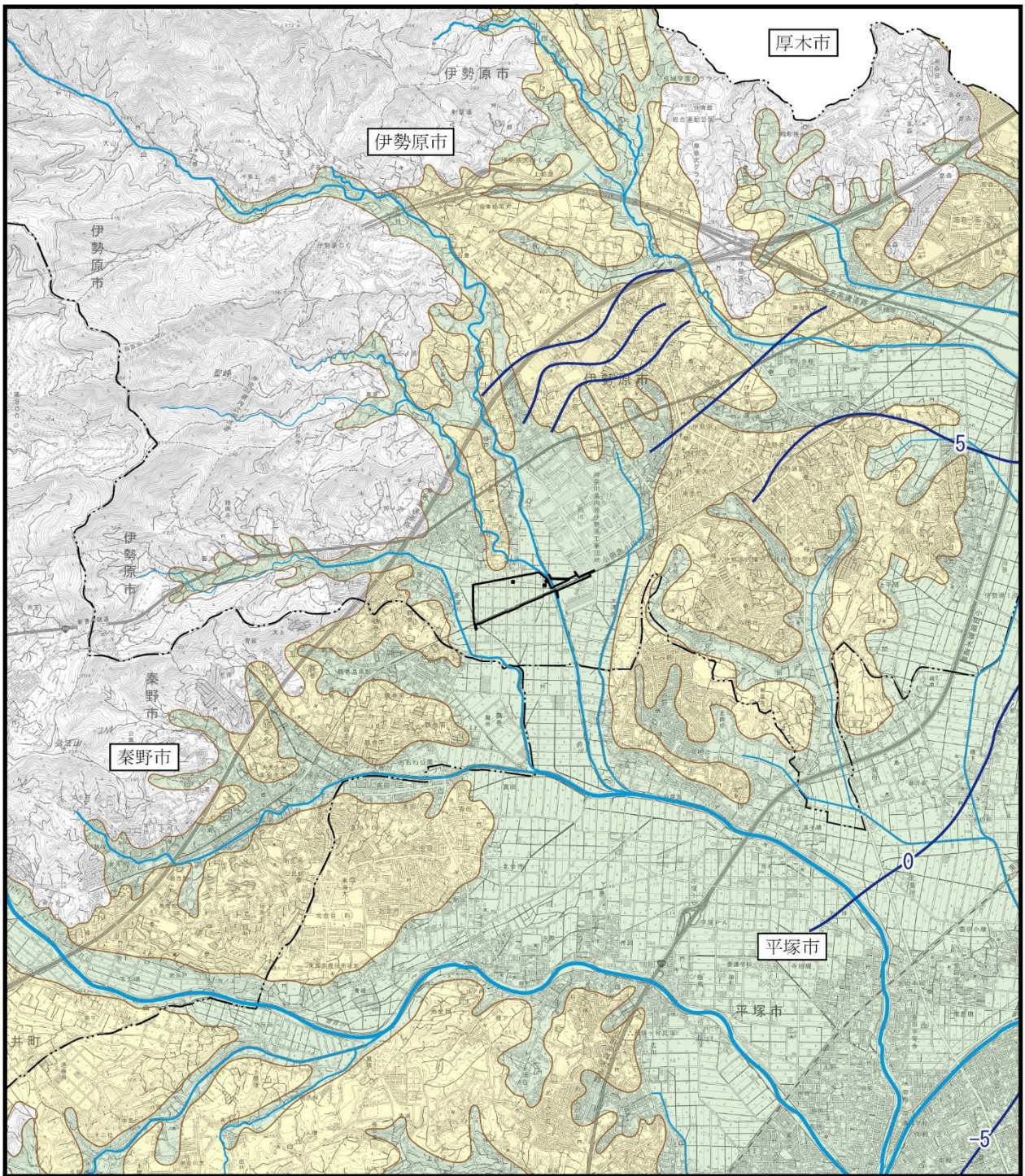


図 2-2-9(2) 地下水位（深層）等の状況

凡 例

□ : 実施区域

— : 市 界

— : 地下水位等高線

— : 河 川

地形分類

□ : 段 丘

□ : 沖積平野・砂丘等

資料：「神奈川県 地下水位・水頭分布図（深層地下水位分布図）」
（平成 6 年（1994） 神奈川県温泉地学研究所）



1:50,000

0 1 2km

7) 環境保全に留意を要する施設

実施区域周辺の環境保全に留意を要する施設は、表 2-2-13 及び図 2-2-10 に示すとおりである。
 実施区域周辺の教育施設では、北約 1.0km に伊勢原市立比々多小学校が存在する。

表 2-2-13(1) 実施区域周辺の環境保全に留意を要する施設（教育施設）

区分	市	地点番号	施設名	住所	
幼稚園	伊勢原市	1	成瀬幼稚園	伊勢原市高森 2 丁目 19-12	
	平塚市	2	平塚市立ひばり幼稚園	平塚市御殿 2-17-5	
		3	平塚市立土屋幼稚園	平塚市土屋 996	
		4	平岡幼稚園	平塚市岡崎 3024	
		5	つくし幼稚園	平塚市飯島下ノ町 6	
		6	花乃幼稚園	平塚市入野 138	
	秦野市	7	つるまき幼稚園	秦野市鶴巻南 4 丁目 22-26	
認定こども園	伊勢原市	8	認定こども園東海大学付属 本田記念幼稚園	伊勢原市下糟屋 111	
		9	幼保連携型認定こども園 伊勢原立正幼稚園	伊勢原市沼目 6-1209	
		10	幼保連携型認定こども園 伊勢原山王幼稚園	伊勢原市三ノ宮 468	
		11	幼保連携型認定こども園 伊勢原八雲幼稚園	伊勢原市板戸 623 番地	
		12	幼保連携型認定こども園 伊勢原ひかり幼稚園	伊勢原市東大竹 1377	
		13	認定こども園伊勢原幼稚園	伊勢原市伊勢原 3-10-5	
		14	認定こども園伊勢原白百合幼稚園	伊勢原市池端 536	
		15		伊勢原市桜台 1-4-2 たくみビル 2F	
		16	認定こども園伊勢原みのり幼稚園	伊勢原市岡崎 6994-3	
		17	認定こども園中央マドカ幼稚園	伊勢原市高森 446-1	
		18	大原こども園	伊勢原市桜台 1 丁目 36 番 5 号	
		平塚市	19	認定こども園さなだ幼稚園	平塚市真田 4-10-15
			20	平塚めぐみこども園	平塚市纏 100 番地 2
		秦野市	21	つるまきこども園	秦野市鶴巻 2248-1
	22		ひろはたこども園	秦野市下大槻 138	
	小学校	伊勢原市	23	伊勢原市立伊勢原小学校	伊勢原市伊勢原 4-1-1
			24	伊勢原市立大山小学校	伊勢原市大山 209
			25	伊勢原市立高部屋小学校	伊勢原市西富岡 1090-1
			26	伊勢原市立比々多小学校	伊勢原市神戸 521-1
			27	伊勢原市立成瀬小学校	伊勢原市高森 1481-3
			28	伊勢原市立桜台小学校	伊勢原市桜台 4-16-1
			29	伊勢原市立緑台小学校	伊勢原市高森 482
30			伊勢原市立竹園小学校	伊勢原市岡崎 6611-1	

注) 地点番号は、図 2-2-10(1) と対応する。

資料：「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

「認定こども園一覧」（神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

表 2-2-13(2) 実施区域周辺の環境保全に留意を要する施設（教育施設）

区分	市	地点番号	施設名	住所	
小学校	平塚市	31	平塚市立豊田小学校	平塚市豊田宮下 552	
		32	平塚市立城島小学校	平塚市小鍋島 608-3	
		33	平塚市立岡崎小学校	平塚市岡崎 3430	
		34	平塚市立金田小学校	平塚市入野 514	
		35	平塚市立土屋小学校	平塚市土屋 3004-2	
		36	平塚市立吉沢小学校	平塚市上吉沢 465	
		37	平塚市立金目小学校	平塚市南金目 907	
		38	〃 五領ヶ台分校	平塚市片岡 991-1	
		39	平塚市立みずほ小学校	平塚市北金目 2-39-1	
	秦野市	40	秦野市立鶴巻小学校	秦野市鶴巻 2240-1	
		41	秦野市立大根小学校	秦野市南矢名 4-29-1	
		42	秦野市立広畑小学校	秦野市下大槻 174-4	
中学校	伊勢原市	43	伊勢原市立山王中学校	伊勢原市上粕屋 804-2	
		44	伊勢原市立成瀬中学校	伊勢原市高森 2-22-1	
		45	伊勢原市立伊勢原中学校	伊勢原市桜台 4-2-1	
		46	伊勢原市立中沢中学校	伊勢原市下糟屋 231-1	
	平塚市	47	平塚市立土沢中学校	平塚市土屋 2244	
		48	平塚市立金旭中学校	平塚市広川 12	
		49	平塚市立中原中学校	平塚市御殿 4-5-1	
		50	平塚市立大住中学校	平塚市城所 649	
		51	平塚市立金目中学校	平塚市南金目 1013-2	
		52	〃 五領ヶ台分校	平塚市片岡 991-1	
	秦野市	53	秦野市立鶴巻中学校	秦野市鶴巻 2220	
		54	秦野市立大根中学校	秦野市南矢名 4-28-1	
	高校	伊勢原市	55	神奈川県立伊勢原高等学校	伊勢原市田中 1008-3
		秦野市	56	神奈川県立秦野高等学校	秦野市下大槻 113
特別支援学校	平塚市	57	神奈川県立平塚養護学校	平塚市寺田縄 590	
		58	神奈川県立湘南養護学校	平塚市御殿 4-14-1	
専修学校	伊勢原市	59	国際総合健康専門学校	伊勢原市善波 1160-1	
大学	伊勢原市	60	東海大学湘南キャンパス（伊勢原）	伊勢原市下糟屋 143	
		61	産業能率大学湘南キャンパス	伊勢原市上粕屋 1573	
	平塚市	62	東海大学湘南キャンパス（平塚）	平塚市北金目 4 丁目 1-1	
		63	神奈川大学湘南ひらつかキャンパス	平塚市土屋 2946	

注) 地点番号は、図 2-2-10(1)と対応する。

資料：「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

表 2-2-13(3) 実施区域周辺の環境保全に留意を要する施設（医療施設及び福祉施設等）

区分	市	地点番号	施設名	住所	
病院	伊勢原市	1	神奈川県厚生農業協同組合連合会 伊勢原協同病院	伊勢原市田中 345	
		2	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋 143	
		3	伊勢原市休日夜間急患診療所	伊勢原市伊勢原 2-7-31	
	平塚市	4	医療法人社団清風会 富士見台病院	平塚市土屋 1645	
		秦野市	5	医療法人社団三喜会鶴巻温泉病院	秦野市鶴巻北 1-16-1
	6		秦野厚生病院	秦野市南矢名 2-12-1	
特別養護 老人ホーム	伊勢原市	7	泉心荘	伊勢原市三ノ宮 511-1	
		8	伊勢原ホーム	伊勢原市子易 1254-4	
		9	らんの里	伊勢原市沼目 6-1257	
	平塚市	10	あしたば	平塚市真田 2-7-21	
		11	陽だまりの丘	平塚市岡崎 4015-1	
		12	わしんち元気・平塚	平塚市片岡 833-10	
		13	豊田敬愛ホーム	平塚市南豊田 85-1	
		14	れんげの郷	平塚市公所 705-1	
		15	れんげの郷アネックス	平塚市公所 464-1	
		16	平塚特別養護老人ホーム	平塚市御殿 2-17-42	
		17	ローズヒル	平塚市土屋 2198-7	
		18	湘南老人ホーム	秦野市下大槻 1169-2	
	保育所	伊勢原市	19	大山保育園	伊勢原市大山 203
			20	高部屋愛育保育園	伊勢原市西富岡 1096
			21	比々多保育園	伊勢原市坪ノ内 80-1
			22	伊勢原愛児園	伊勢原市沼目 2 丁目 6-3
			23	ベルガーデン保育園	伊勢原市東大竹 2 丁目 2-1
			24	ベルガーデン保育園(分園)	伊勢原市伊勢原 2 丁目 5-39
25			大原保育園	伊勢原市桜台 1 丁目 36-5	
26			大原第二保育園	伊勢原市桜台 1 丁目 16-15	
27			伊勢原こばと保育所	伊勢原市池端 502	
28			リス ブラン保育園	伊勢原市池端 536	
29			林台保育園	伊勢原市栗窪 210-1	
30			なるせ保育園	伊勢原市下糟屋 3031-3	

注) 地点番号は、図 2-2-10(2) と対応する。

資料：「神奈川県医療機関名簿」（神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

「特別養護老人ホーム一覧」（神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

「市内の教育・保育施設」（伊勢原市ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

「保育所・認定こども園・小規模保育事業所一覧」（平塚市ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

「保育所等一覧表」（秦野市ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

表 2-2-13(4) 実施区域周辺の環境保全に留意を要する施設（医療施設及び福祉施設等）

区分	市	地点 番号	施設名	住所
保育所	平塚市	31	金目おむすび保育園	平塚市北金目2丁目25-8
		32	金目保育園	平塚市北金目2丁目9-24
		33	ゆうかり保育園	平塚市岡崎449
		34	中原保育園	平塚市南豊田301-1
		35	サンキッズ金田ほいくえん	平塚市寺田縄1058-1
	秦野市	36	ゆりかご保育園	秦野市鶴巻南5-1-5
		37	つくし保育園	秦野市鶴巻南1-1-6
		38	なでしこ保育園	秦野市南矢名2290-3
		39	なでしこ第2保育園	秦野市下大槻174-2

注) 地点番号は、図 2-2-10(2)と対応する。

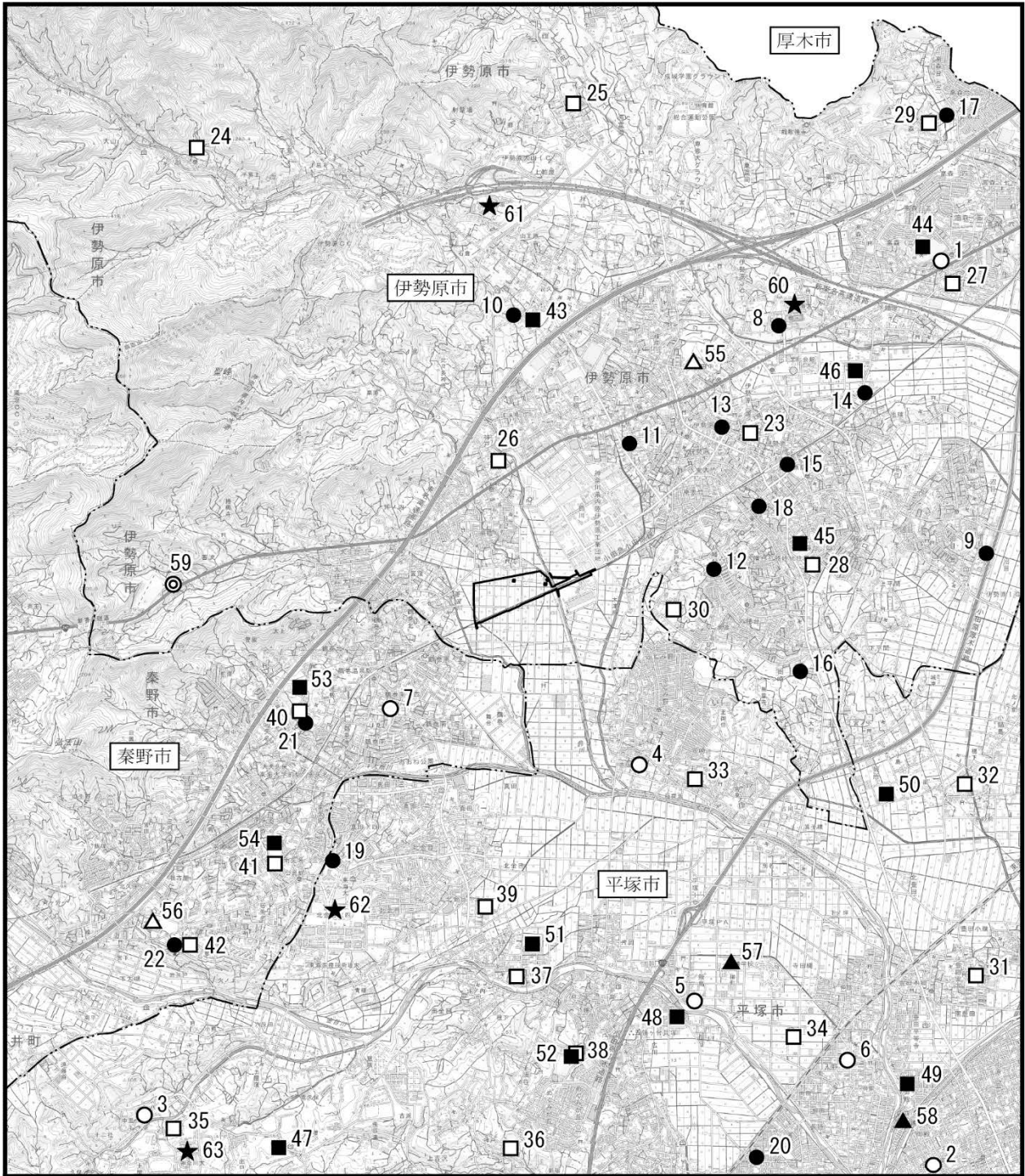
資料: 「神奈川県医療機関名簿」(神奈川県ホームページ、令和4年9月閲覧)

「特別養護老人ホーム一覧」(神奈川県ホームページ、令和4年9月閲覧)

「市内の教育・保育施設」(伊勢原市ホームページ、令和4年9月閲覧)

「保育所・認定こども園・小規模保育事業所一覧」(平塚市ホームページ、令和4年9月閲覧)

「保育所等一覧表」(秦野市ホームページ、令和4年9月閲覧)



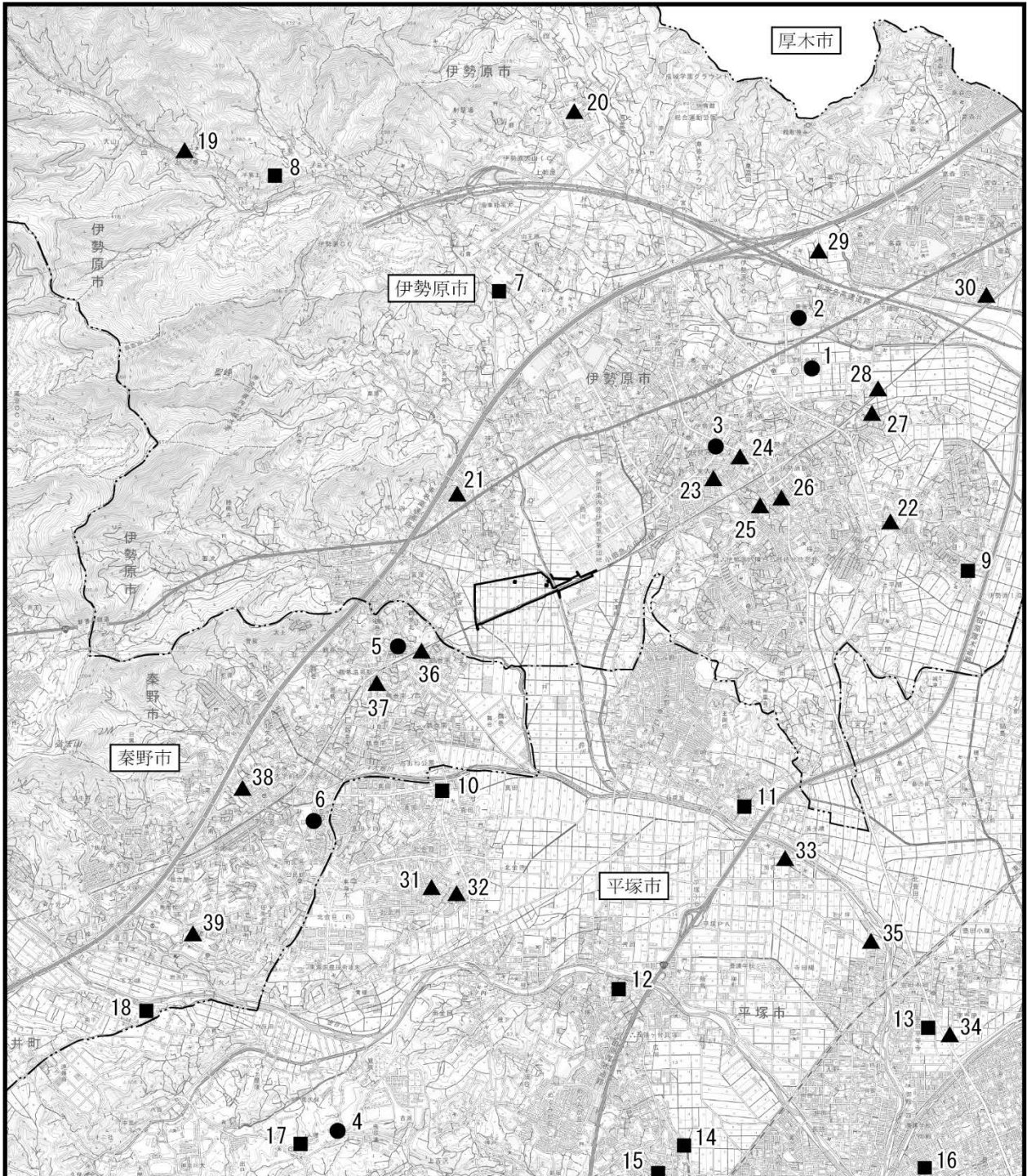
凡 例

図 2-2-10(1) 実施区域周辺の環境保全に留意を要する施設 (教育施設)

- | | | |
|----------|------------|------------|
| □ : 実施区域 | ○ : 幼稚園 | △ : 高等学校 |
| —— : 市 界 | ● : 認定こども園 | ▲ : 特別支援学校 |
| | □ : 小学校 | ◎ : 専修学校 |
| | ■ : 中学校 | ★ : 大 学 |

資料 : 「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)
「神奈川県私立学校名簿」(神奈川県ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)
「認定こども園一覧」(神奈川県ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)
「県内大学一覧」(神奈川県ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧)





凡 例

- | | | | |
|---|--------|---|--------------------|
|  | : 実施区域 |  | : 医療施設 (病院) |
|  | : 市 界 |  | : 福祉施設 (特別養護老人ホーム) |
| | |  | : 保育所 |

図 2-2-10(2) 実施区域周辺の環境保全に留意を要する施設 (医療・福祉)

資料：「神奈川県医療機関名簿」(神奈川県ホームページ 令和4年9月閲覧)
「かながわ医療情報検索サービス」(神奈川県ホームページ 令和4年9月閲覧)
「特別養護老人ホーム一覧」(神奈川県ホームページ 令和4年9月閲覧)
「市内の教育・保育施設」(伊勢原市ホームページ 令和4年9月閲覧)
「保育所・認定こども園・小規模保育事業所一覧」
(平塚市ホームページ 令和4年9月閲覧)
「保育所等一覧表」(秦野市ホームページ 令和4年9月閲覧)



1:50,000

0 1 2km

8) 環境関連の社会資本の状況

(1) 上水道・下水道の普及状況

ア. 上水道

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県の水道普及率等の状況は、表 2-2-14 に示すとおりである。
伊勢原市の水道普及率は 99.5%となっている。

表 2-2-14 水道普及率等の状況（令和 2 年度）

項目	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
行政区画内人口（人）	101,689	257,149	162,072	9,231,056
現在給水人口（人）	101,155	256,937	161,956	9,219,684
普及率（%）	99.5	99.9	99.9	99.9

資料：「県勢要覧 2021（令和 3 年度版）」（令和 4 年 3 月 神奈川県統計センター）

イ. 下水道

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県の下水道普及率等の状況は、表 2-2-15 に示すとおりである。
伊勢原市の下水道普及率は 79.8%となっている。

表 2-2-15 下水道普及率等の状況（令和 2 年度）

項目	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
行政人口（千人）	100.1	256.4	160.0	9,221.5
処理区域	人口（千人）	79.8	250.3	8,934.4
	面積（ha）	904	3,532	2,188
普及率（%）	79.8	97.6	87.9	96.9

注 1) 行政人口は、令和 3 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口。

注 2) 普及率は、処理区域人口を行政人口で除した値。

資料：「県勢要覧 2021（令和 3 年度版）」（令和 4 年 3 月 神奈川県統計センター）

(2) 公園及び緑地の分布状況

実施区域の位置する伊勢原市の公園及び緑地の整備状況は、表 2-2-16(1) に示すとおりである。また、実施区域及び周辺地域の公園・広場は表 2-2-16(2) に、実施区域周辺の公園及び緑地の分布状況は、図 2-2-11 に示すとおりである。

伊勢原市には、公園及び緑地が 147 か所あり、実施区域から最も近い公園・広場は、実施区域の南東側に位置するこどもスポーツ広場である。また、実施区域周辺には規模の大きい公園として、県立いせはら塔の山緑地公園等が存在する。

表 2-2-16(1) 伊勢原市の公園及び緑地の整備状況

	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑地	緑道	合計
箇所	139	7	0	1	0	147
面積（ha）	13.96	11.37	0	1.21	0	26.54

資料：「神奈川県土地統計資料集」（令和 4 年 3 月 神奈川県政策局政策部土地水資源対策課）

表 2-2-16(2) 実施区域周辺の公園・広場

地点 番号	市	公園名
1	伊勢原市	谷戸岡公園
2		坂東公園
3		もえぎ台公園
4		串橋公園
5		後原公園
6		みやのね公園
7		宮ノ根西公園
8		にしこうち公園
9		木の元公園
10		向田公園
11		押堀公園
12		チャンピオンすずかわパーク（鈴川公園）
13		市ノ坪公園
14		榎戸公園
15		貝ヶ窪公園
16		榎戸南公園
17		八雲殿公園
18		押堀北公園
19		大塚戸公園
20		関台公園
21		関台南公園
22		布袋久保公園
23		布袋久保北公園
24		八幡台西公園
25		堂面第二公園
26		堂面第一公園
27		こどもスポーツ広場
28		伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場
29	平塚市	ふじみ野第1公園
30		ふじみ野第2公園
31		ひかりのまち公園
32	秦野市	もえぎ台公園
33		ひろまち児童遊園地
34		あしやまえ児童遊園地
35		あしや児童遊園地
36		ゆみひかず児童遊園地
37		ひかりのおか公園

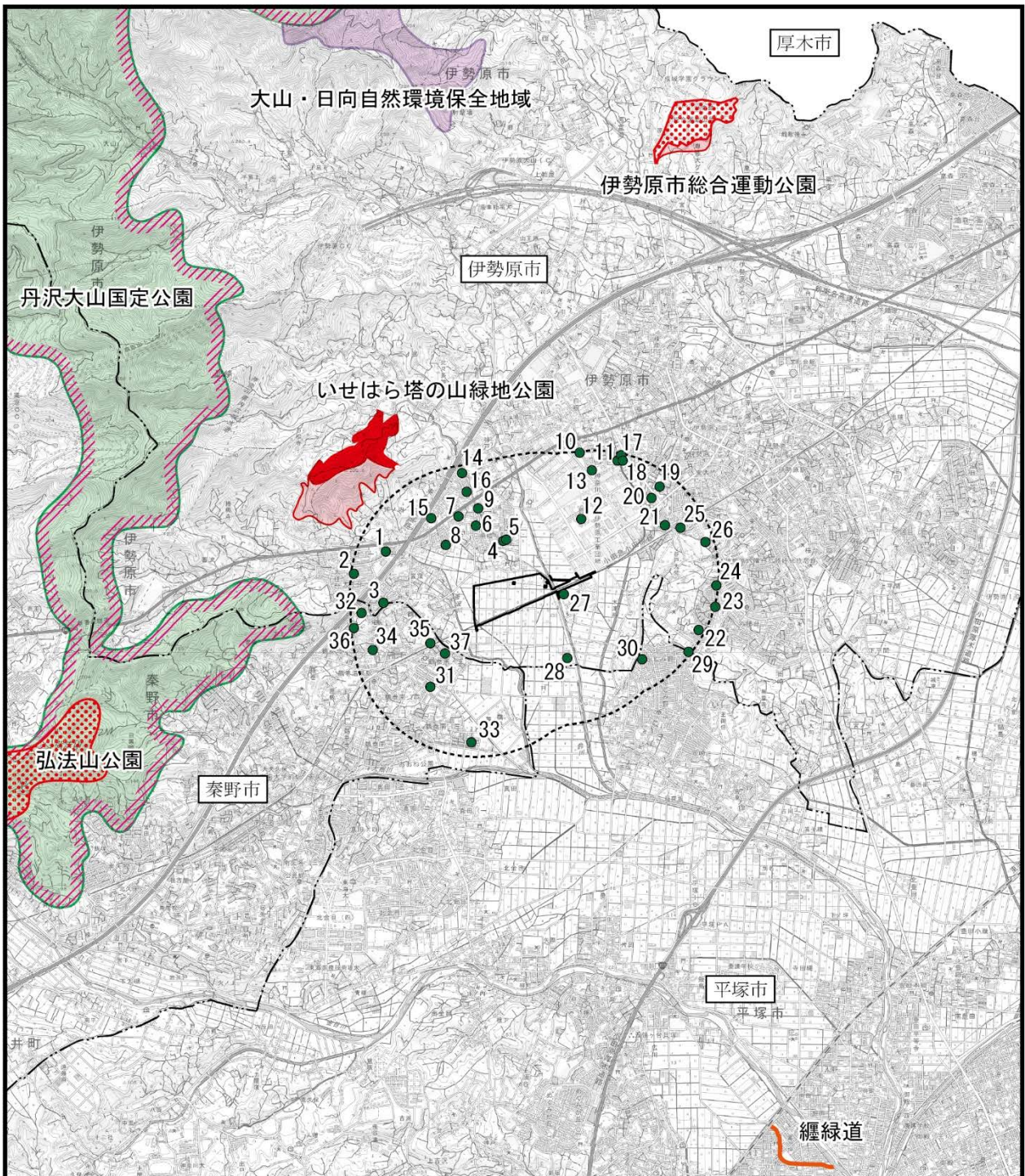
注) 地点番号は、図 2-2-11 と対応する。

資料：「公園一覧表」(伊勢原市ホームページ 令和4年9月閲覧)

「施設」(伊勢原市ホームページ 令和4年9月閲覧)

「平塚市の都市公園」(平塚市ホームページ 令和4年9月閲覧)

「公園課の管理する公園・緑地」(秦野市ホームページ 令和4年9月閲覧)



凡 例

- | | | |
|--------|--------------------------|---------------------------|
| : 実施区域 | : 県立都市公園 | : 主な市町立都市公園等 |
| : 市 界 | : 都市計画公園等
(計画 or 整備中) | : 自然環境保全地域普通地区 |
| : 周知範囲 | : 緑道等 | : 国立・国定・県立自然公園 |
| | : 市管理公園・広場 | : 国立・国定・県立
自然公園第三種特別地域 |

図 2-2-11 実施区域周辺の公園及び緑地の分布状況

資料：「H23 かながわの公園緑地マップ」(神奈川県ホームページ 令和4年9月閲覧)
「公園一覧表」(伊勢原市ホームページ 令和4年9月閲覧)
「施設」(伊勢原市ホームページ 令和4年9月閲覧)
「平塚市の都市公園」(平塚市ホームページ 令和4年9月閲覧)
「公園課の管理する公園・緑地」
(秦野市ホームページ 令和4年9月閲覧)



1:50,000

0 1 2km

(3) 廃棄物処理施設等の状況

ア. 一般廃棄物

実施区域及び周辺地域並びに神奈川県的一般廃棄物の排出及び処理状況は、表 2-2-17 に示すとおりである。

「令和 2 年度 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」（令和 4 年 4 月 神奈川県）によると、伊勢原市から排出される一般廃棄物は、秦野市伊勢原市環境衛生組合の運営する伊勢原清掃工場において処理されている。

令和 2 年度における伊勢原市の一般廃棄物総排出量は 30,175 t となっており、このうち焼却処理が 24,260 t で、全体の約 80% を占めている。

表 2-2-17 一般廃棄物の排出及び処理状況（令和 2 年度）

単位：t

市、県		伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
年間総排出量		30,175	80,181	49,014	2,819,079
計画収集総量		27,251	80,181	48,651	2,579,380
年間 総処理量	焼却処理	24,260	62,025	35,207	2,147,317
	埋立処理	495	827	791	7,958
	資源化量	2,496	16,986	12,653	414,476
	減量化量	-	343	-	9,629
1 日当たり焼却処理量		66	170	96	5,883

資料：「令和 2 年度 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」（令和 4 年 4 月 神奈川県）

イ. 産業廃棄物

神奈川県内の産業廃棄物の発生及び処理状況は、表 2-2-18 に示すとおりである。

「令和 3 年度 神奈川県産業廃棄物処理実績調査報告書（令和 2 年度実績）」（令和 3 年 11 月 神奈川県）によると、神奈川県内の令和 2 年度の産業廃棄物処理量は、約 957 万 t となっており、このうち約 51% をがれき類が占めている。

表 2-2-18 産業廃棄物の排出及び処理状況（令和 2 年度）

単位：t

種 類	区 分	処理量	再生利用量	最終処分量	減量化量
燃え殻		43,782	40,621	4,905	-1,743
汚泥		2,241,872	1,125,566	27,815	1,088,491
廃油		41,658	16,724	1,015	23,919
廃酸		57,389	13,666	1,766	41,957
廃アルカリ		87,104	1,324	4,233	81,546
廃プラスチック類		463,494	149,126	85,783	228,585
紙くず		44,027	33,181	3,146	7,699
木くず		649,242	576,026	6,832	66,385
繊維くず		17,260	1,968	2,911	12,380
動植物性残さ		41,908	20,198	529	21,182
動物系固形不要物		0	0	0	0
ゴムくず		31	1	15	16
金属くず		141,822	125,149	1,354	15,319
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		462,158	358,646	41,060	62,452
鉱さい		20,886	18,643	636	1,608
がれき類		4,915,840	4,688,014	22,632	205,194
動物のふん尿		54	6	30	18
動物の死体		0	0	0	0
ばいじん		193,051	148,908	12,975	31,168
混合廃棄物その他		150,461	31,197	36,494	82,771

資料：「令和 3 年度 神奈川県産業廃棄物処理実績調査報告書（令和 2 年度実績）」（令和 3 年 11 月 神奈川県）

9) 公害の状況

(1) 大気汚染

実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局における環境基準の適合状況は、表 2-2-19 に示すとおりである。また、これらの測定局の位置は、図 2-2-12 に示すとおりである。

測定結果は表 2-2-20～24 に示すとおりである。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、2つの測定局ともに環境基準を達成している。微小粒子状物質は、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）1局のみで測定しており、環境基準を達成している。また、一般局のみで測定を行っている項目のうち、光化学オキシダントは、環境基準を達成しておらず、ダイオキシン類については、環境基準を達成している。

表 2-2-19 大気汚染の環境基準の適合状況

地点番号	測定局	住所	環境基準の適合状況						
			二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント (Ox)	ダイオキシン類
1	伊勢原市役所 (一般局)	伊勢原市 田中 348	—	—	○	○	—	■	○
2	伊勢原市 戸谷岡 (自排局)	伊勢原市 大住台 1 丁目 1-1	—	—	○	○	○	—	—

注1) 地点番号は、図2-2-12に対応している。

2) ○：環境基準を達成していることを示す。

■：環境基準を達成していないことを示す。

—：測定されていないため、データがないことを示す。

3) 長期的評価及び短期的評価の内容は、以下のとおりである。

SO₂ <長期的評価>：年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

<短期的評価>：日平均値がすべての有効測定日で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

CO <長期的評価>：年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

<短期的評価>：日平均値がすべての有効測定日で10ppm以下であり、かつ、8時間平均値（24時～8時、8時～16時、16時～24時までの時間帯の平均値）が20ppm以下であること。

NO₂ <長期的評価>：年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

SPM <長期的評価>：年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

<短期的評価>：日平均値がすべての有効測定日で0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

PM_{2.5} <長期的評価>：1年平均値が15μg/m³以下であること。

<短期的評価>：年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが35μg/m³以下であること。

Ox <短期的評価>：1時間値が0.06ppm以下であること。（昼間の時間帯：5時～20時）

ダイオキシン類 <長期的評価>：年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

資料：「令和2年度 神奈川の大気汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

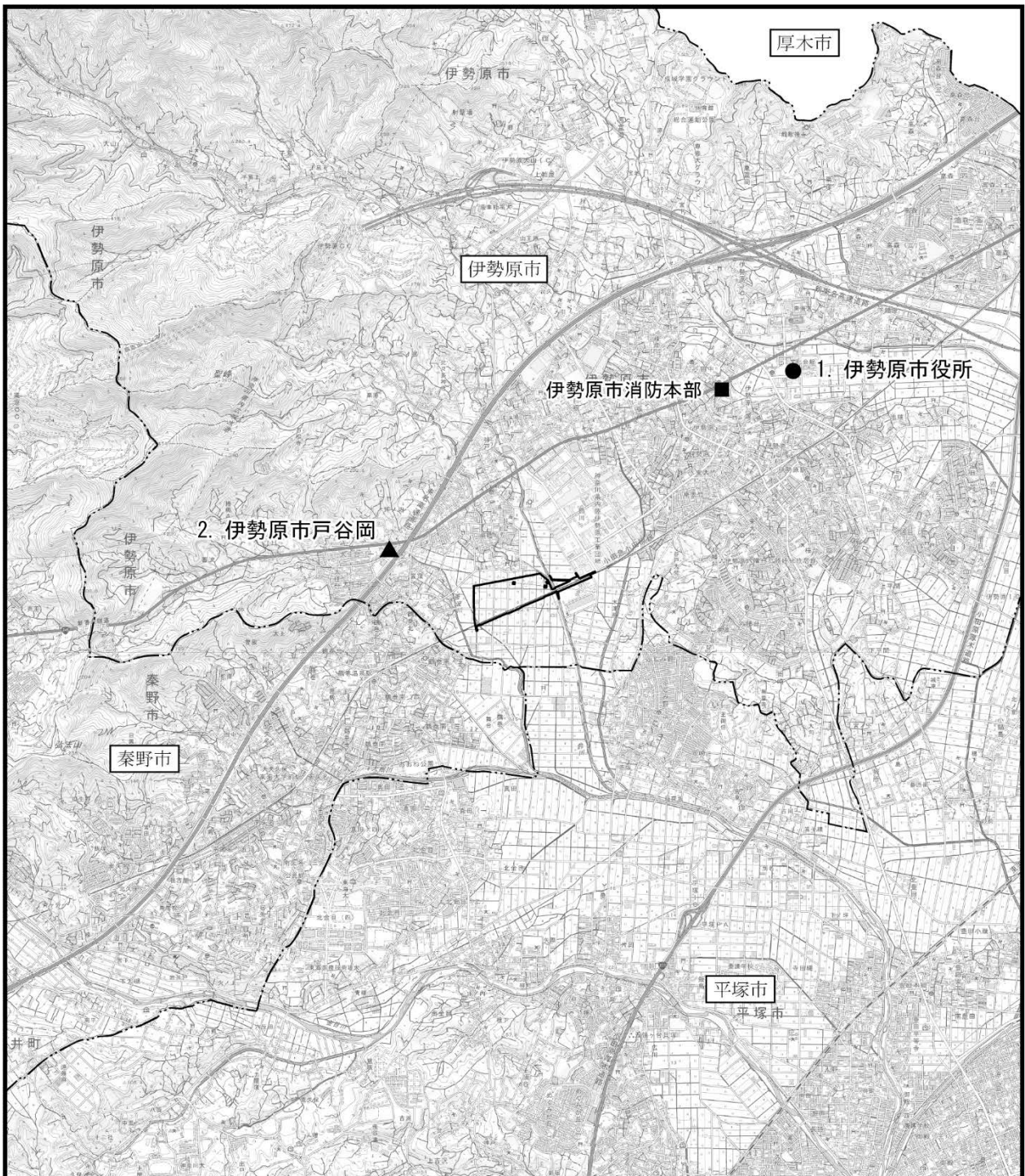


図 2-2-12 大気汚染常時監視測定局等位置

凡 例

◻ : 実施区域

— : 市 界

● : 大気汚染常時監視測定局 (一般局)

▲ : 大気汚染常時監視測定局 (自排局)

■ : 気象観測地点



1:50,000

0 1 2km

資料：「令和2年度 神奈川の大气汚染」
(令和4年4月 神奈川県環境科学センター)

表 2-2-20(1) 二酸化窒素の測定結果（令和 2 年度）

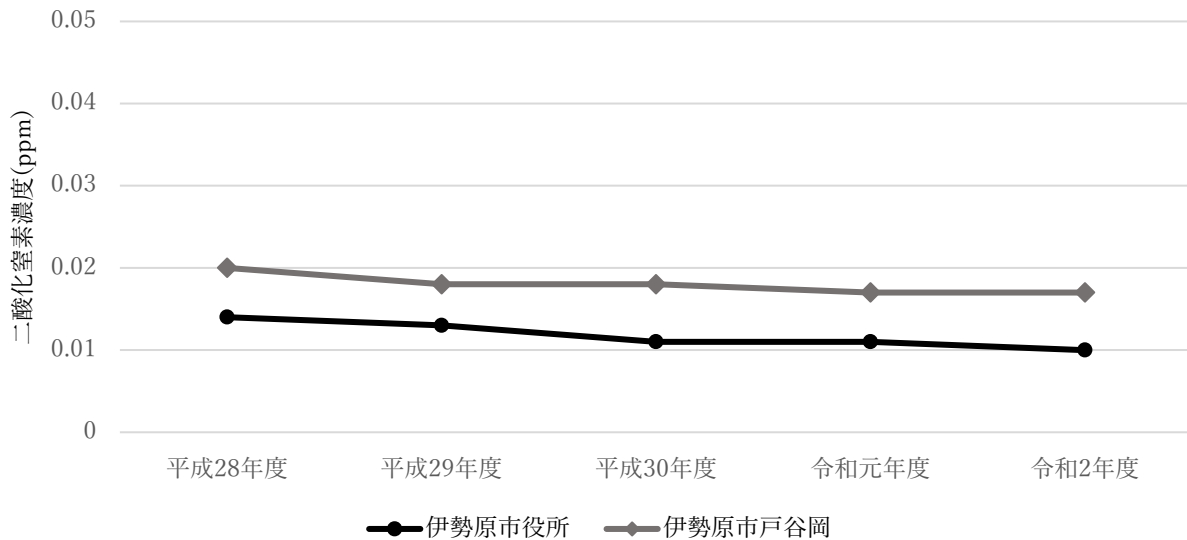
地点 番号	区分	測定局名	有効 測定 日数	測定 時間	年平均値	1 時間 値の 最高値	日平均 値の 年間 98%値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数と その割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数とその割合	
								日	%	日	%
1	一般局	伊勢原市役所	361	8621	0.010	0.054	0.025	0	0.0	0	0.0
2	自排局	伊勢原市戸谷岡	362	8635	0.017	0.062	0.032	0	0.0	1	0.3
環境基準			1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。								

注) 地点番号は、図 2-2-12 に対応している。

資料：「令和 2 年度 神奈川の大气汚染」（令和 4 年 4 月 神奈川県環境科学センター）

表 2-2-20(2) 二酸化窒素の測定結果（経年変化）

地点 番号	区分	測定局名	年平均値 (ppm)				
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	一般局	伊勢原市役所	0.014	0.013	0.011	0.011	0.010
2	自排局	伊勢原市戸谷岡	0.020	0.018	0.018	0.017	0.017



注) 地点番号は、図 2-2-12 に対応している。

資料：「令和 2 年度 神奈川の大气汚染」（令和 4 年 4 月 神奈川県環境科学センター）

表 2-2-21 (1) 浮遊粒子状物質の測定結果 (令和 2 年度)

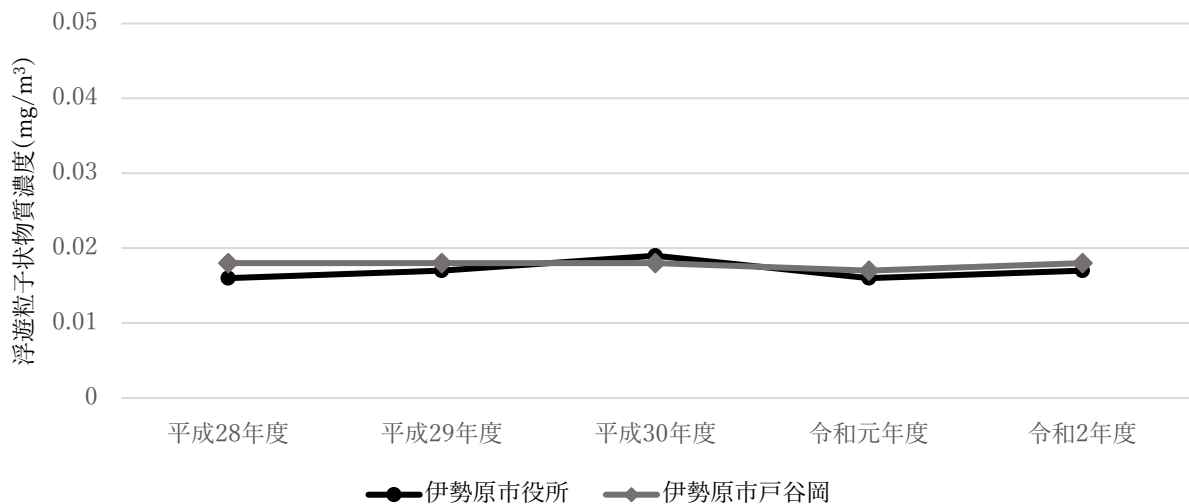
地点 番号	区分	測定局名	有効 測定 日数	測定 時間	年平均値	1 時間 値の 最高値	日平均 値の 年間 98% 値	日平均値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合	
			日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%
1	一般局	伊勢原市役所	361	8668	0.017	0.102	0.043	0	0.0	0	0.0
2	自排局	伊勢原市戸谷岡	362	8685	0.018	0.137	0.042	0	0.0	0	0.0
環境基準			1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。								

注) 地点番号は、図 2-2-12 に対応している。

資料：「令和 2 年度 神奈川の大气汚染」(令和 4 年 4 月 神奈川県環境科学センター)

表 2-2-21 (2) 浮遊粒子状物質の測定結果 (経年変化)

地点 番号	区分	測定局名	年平均値(mg/m ³)				
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	一般局	伊勢原市役所	0.016	0.017	0.019	0.016	0.017
2	自排局	伊勢原市戸谷岡	0.018	0.018	0.018	0.017	0.018



注) 地点番号は、図 2-2-12 に対応している。

資料：「令和 2 年度 神奈川の大气汚染」(令和 4 年 4 月 神奈川県環境科学センター)

表 2-2-22(1) 光化学オキシダントの測定結果（令和2年度）

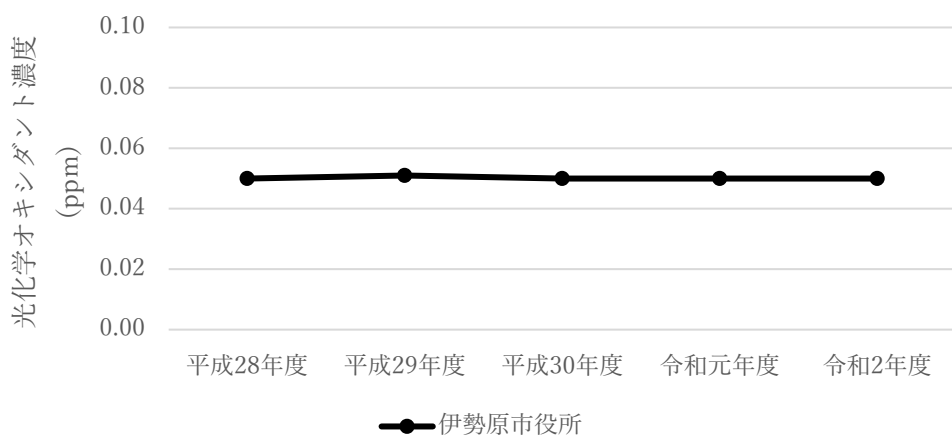
地点番号	区分	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日最高1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	
			日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	日	時間
1	一般局	伊勢原市役所	365	5374	0.035	0.116	0.05	91	485.0	0	0
環境基準			1時間値が0.06ppm以下であること。								

注) 地点番号は、図 2-2-12 に対応している。

資料：「令和2年度 神奈川の大气汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

表 2-2-22(2) 光化学オキシダントの測定結果（経年変化）

地点番号	区分	測定局名	年平均値(ppm)				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	一般局	伊勢原市役所	0.050	0.051	0.050	0.050	0.050



注) 地点番号は、図 2-2-12 に対応している。

資料：「令和2年度 神奈川の大气汚染」（令和4年4月 神奈川県環境科学センター）

表 2-2-23 (1) 微小粒子状物質の測定結果（令和 2 年度）

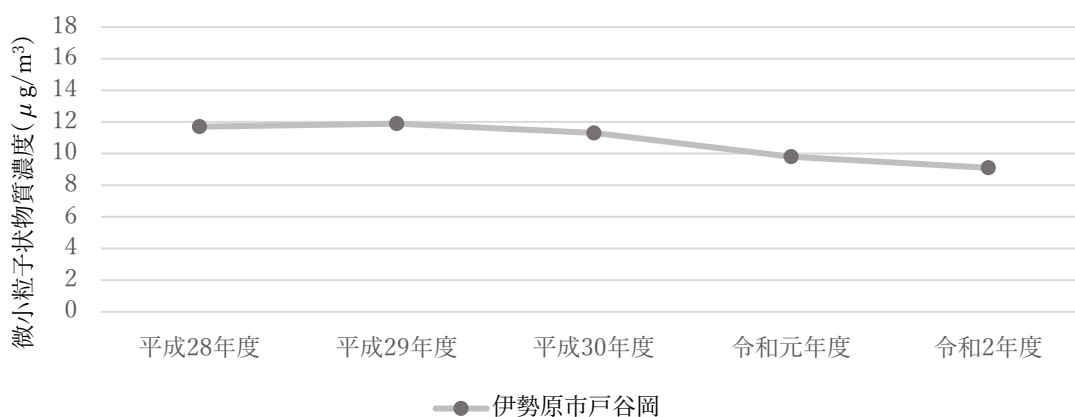
地点番号	区分	測定局名	有効測定日数	年平均値	日平均値の98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
2	自排局	伊勢原市戸谷岡	279	9.1	23.8	1	0.4
環境基準			1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。				

注) 地点番号は、図 2-2-12 に対応している。

資料：「令和 2 年度 神奈川の大気汚染」（令和 4 年 4 月 神奈川県環境科学センター）

表 2-2-23 (2) 微小粒子状物質の測定結果（経年変化）

地点番号	区分	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
2	自排局	伊勢原市戸谷岡	11.7	11.9	11.3	9.8	9.1

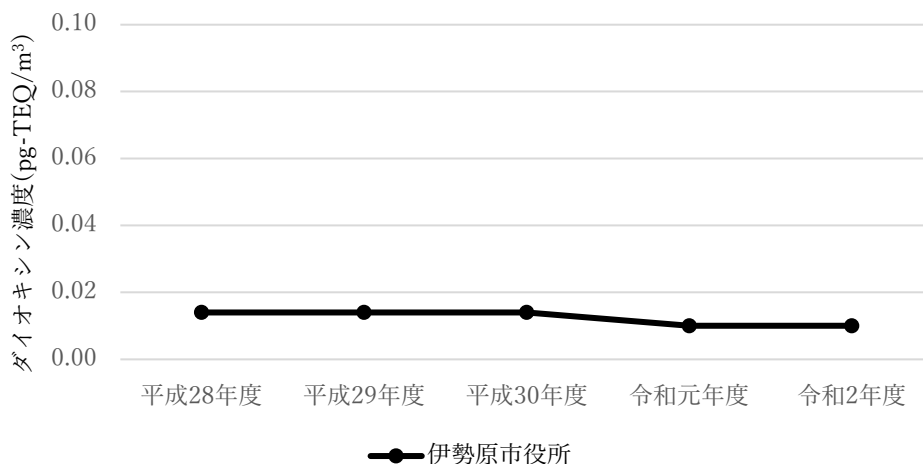


注) 地点番号は、図 2-2-12 に対応している。

資料：「令和 2 年度 神奈川の大気汚染」（令和 4 年 4 月 神奈川県環境科学センター）

表 2-2-24 ダイオキシン類の測定結果（経年変化）

地点番号	区分	測定局名	年平均値 (pg-TEQ/m³)				
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	一般局	伊勢原市役所	0.014	0.014	0.014	0.010	0.010
環境基準			年平均値が $0.6 \text{pg} - \text{TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること				



注) 地点番号は、図 2-2-12 に対応している。

資料：「平成 28～令和 2 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県環境科学センター）

(2) 水質汚濁

ア. 公共用水域の水質

実施区域及び周辺地域では、公共用水域の水質測定計画に基づき、神奈川県等により水質調査が行われている。

実施区域周辺及びその周囲の河川における公共用水域（河川）における水質調査結果は表 2-2-25 及び表 2-2-26 に、水質調査地点は図 2-2-13 に示すとおりである。

生活環境項目について、矢羽根川（桜台小学校南）の水素イオン濃度と金目川（小田急鉄橋）の大腸菌群数が環境基準を達成していないが、その他はすべての調査地点と項目で環境基準を達成している。

健康項目については全地点で環境基準を達成している。

表 2-2-25 水質汚濁の測定結果（生活環境項目）

地点番号	河川名	調査地点	測定項目					類型
			水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質質量	溶存酸素量	大腸菌群数	
			(pH)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)	
1	鈴川	猪股橋	7.8	0.6	1	10.7	7,900	C 類型
2	鈴川	大場田橋	8.2	0.9	1	11.2	2,200	C 類型
3	善波川	善波 1008 番地先	7.9	0.5	1	10.2	13,000	C 類型
4	善波川	弁天橋	8.2	1.1	3	10.8	4,600	C 類型
5	板戸川	木津根橋	8.3	1.0	1	12.4	2,300	C 類型
6	矢羽根川	桜台小学校南	8.6	1.9	3	14.5	11,000	C 類型
7	矢羽根川	赤羽根橋	8.0	2.7	3	10.0	17,000	C 類型
8	渋田川	川上橋	8.2	1.7	2	10.3	2,300	C 類型
9	歌川	仲田橋下流	8.3	4.7	4	10.8	940	C 類型
10	筒川	沢尻橋下流	7.6	2.2	11	8.2	7,900	C 類型
11	栗原川	宮ノ根橋	8.2	0.6	3	11.1	4,900	C 類型
12	鈴川	終末処理場最終放流口下流堰	7.4	1.4	2	9.1	13	C 類型
13	鈴川	舟橋	7.9	1.2	5	9.6	—	C 類型
14	鈴川	榎田排水路	8.1	1.6	6	10.5	—	C 類型
15	金目川	吾妻橋	8.1	0.5	5	9.9	—	C 類型
16	鈴川	金田排水路	7.8	1.0	5	10.2	—	C 類型
17	金目川	土屋橋歩道橋	8.1	0.6	5	9.6	—	C 類型
18	金目川	座禅川寺分大橋	8.2	0.7	3	11.2	—	C 類型
19	金目川	三笠川	8.0	1.6	5	9.2	—	C 類型
20	鈴川	下之宮橋	7.6	2.7	17	8.0	2,000	C 類型
21	渋田川	立掘橋	7.7	2.7	17	8.1	3,000	C 類型
22	金目川	小田急鉄橋	8.0	0.7	2	9.7	3,400	A 類型
環境基準	類型	A 類型	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下	—
		C 類型		5 以下	50 以下	5 以上	—	—

注 1) 地点番号は、図 2-2-13 に対応する。

2) 網掛けは環境基準を達成していないことを示す。

3) 「—」は測定されていないことを示す。

資料：「令和 3 年度 いせはらの環境」（令和 4 年 8 月 伊勢原市経済環境部対策課）

「ひらつか環境測定レポート（令和 3 年度版）」（令和 4 年 8 月 平塚市環境部環境保全課）

「令和 2 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和 4 年 7 月 神奈川県環境科学センター）

表 2-2-26(1) 水質汚濁の測定結果（健康項目）

地点番号		1	2	3	4	5	環境基準
測定地点		鈴川	鈴川	善波川	善波川	板戸川	
		猪股橋	大場田橋	善波 1008 番地先	弁天橋	木津根橋	
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	—	<0.1	—	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	—	<0.005	—	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	—	<0.02	—	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	—	<0.005	—	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
クロロエレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.004
1,1-ジクロロエレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.1
シス1,2-ジクロロエレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.006
トリクロロエレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
テトラクロロエレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.006
シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.02
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
セレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.83	1.3	1.8	1.7	3.4	≦10
ふっ素	mg/L	—	<0.08	—	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	—	<0.02	—	0.02	0.02	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.05

注 1) 地点番号は、図 2-2-13 に対応する。

2) 「—」は測定されていないことを示す。ND は不検出を示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及び PCB 0.0005 mg/L)。

資料：「令和 3 年度 いせはらの環境」（令和 4 年 8 月 伊勢原市経済環境部対策課）

表 2-2-26(2) 水質汚濁の測定結果 (健康項目)

地点番号		6	7	8	9	10	環境基準
測定地点		矢羽根川	矢羽根川	渋田川	歌川	筒川	
		桜台 小学校南	赤羽根橋	川上橋	仲田橋下流	沢尻橋下流	
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—	—	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	—	<0.02	—	—	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—	—	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
クロロエレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.004
1,1-ジクロロエレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.1
シス1,2-ジクロロエレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.006
トリクロロエレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
テトラクロロエレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.002
チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.006
シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.02
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
セレン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	4.1	2.8	3.6	2.0	2.1	≦10
ふっ素	mg/L	—	<0.08	—	—	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	—	<0.02	—	—	<0.02	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	≦0.05

注 1) 地点番号は、図 2-2-13 に対応する。

2) 「—」は測定されていないことを示す。ND は不検出を示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及び PCB 0.0005 mg/L)。

資料：「令和 3 年度 いせはらの環境」(令和 4 年 8 月 伊勢原市経済環境部対策課)

表 2-2-26(3) 水質汚濁の測定結果 (健康項目)

地点番号		11	12	13	14	15	環境基準
測定地点		栗原川	鈴川	鈴川	鈴川	金目川	
		宮ノ根橋	終末処理場 最終放流口 下流堰	舟橋	榎田排水路	吾妻橋	
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	—	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	—	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	—	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	—	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.002
クロロエレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.004
1,1-ジクロロエレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.1
シス1,2-ジクロロエレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.006
トリクロロエレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.01
テトラクロロエレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	<0.0004	—	—	≦0.002
チウラム	mg/L	—	—	<0.0006	—	—	≦0.006
シマジン	mg/L	—	—	<0.0003	—	—	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	—	—	<0.002	—	—	≦0.02
ベンゼン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	≦0.01
セレン	mg/L	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	2.3	8.1	3.9	2.1	3.6	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	—	<0.08	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	<0.02	—	0.04	0.02	<0.02	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	<0.005	—	—	≦0.05

注 1) 地点番号は、図 2-2-13 に対応する。

2) 「—」は測定されていないことを示す。ND は不検出を示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及び PCB 0.0005 mg/L)。

資料：「令和 3 年度 いせはらの環境」(令和 4 年 8 月 伊勢原市経済環境部対策課)

「ひらつか環境測定レポート (令和 3 年度版)」(令和 4 年 8 月 平塚市環境部環境保全課)

表 2-2-26(4) 水質汚濁の測定結果 (健康項目)

地点番号		16	17	18	19	20	環境基準
測定地点		鈴川	金目川	金目川	金目川	鈴川	
		金田排水路	土屋橋 歩道橋	座禅川 寺分大橋	三笠川	下之宮橋	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	<0.0005	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.002
クロロエレン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエレン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.1
シス1,2-ジクロロエレン	mg/L	—	<0.0004	—	—	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.006
トリクロロエレン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエレン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	<0.0004	—	—	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	—	<0.0006	—	—	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	—	<0.0003	—	—	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	—	<0.002	—	—	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	2.1	3.8	2.8	3.3	4.7	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	0.02	<0.02	<0.02	0.05	0.04	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	≦0.05

注 1) 地点番号は、図 2-2-13 に対応する。

2) 「—」は測定されていないことを示す。ND は不検出を示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及び PCB 0.0005 mg/L)。

資料：「ひらつか環境測定レポート (令和 3 年度版)」(令和 4 年 8 月 平塚市環境部環境保全課)

「令和 2 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 4 年 7 月 神奈川県環境科学センター)

表 2-2-26(5) 水質汚濁の測定結果（健康項目）

地点番号		21	22	環境基準
測定地点		渋田川	金目川	
		立掘橋	小田急鉄橋	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	ND	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.002
クロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.1
シス1,2-ジクロロエレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.006
トリクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエレン	mg/L	<0.0002	0.0003	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	2.3	3.1	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	0.03	<0.02	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	≦0.05

注1) 地点番号は、図 2-2-13 に対応する。

2) 「—」は測定されていないことを示す。ND は不検出を示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及び PCB 0.0005 mg/L)。

資料：「令和 2 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」

(令和 4 年 7 月 神奈川県環境科学センター)

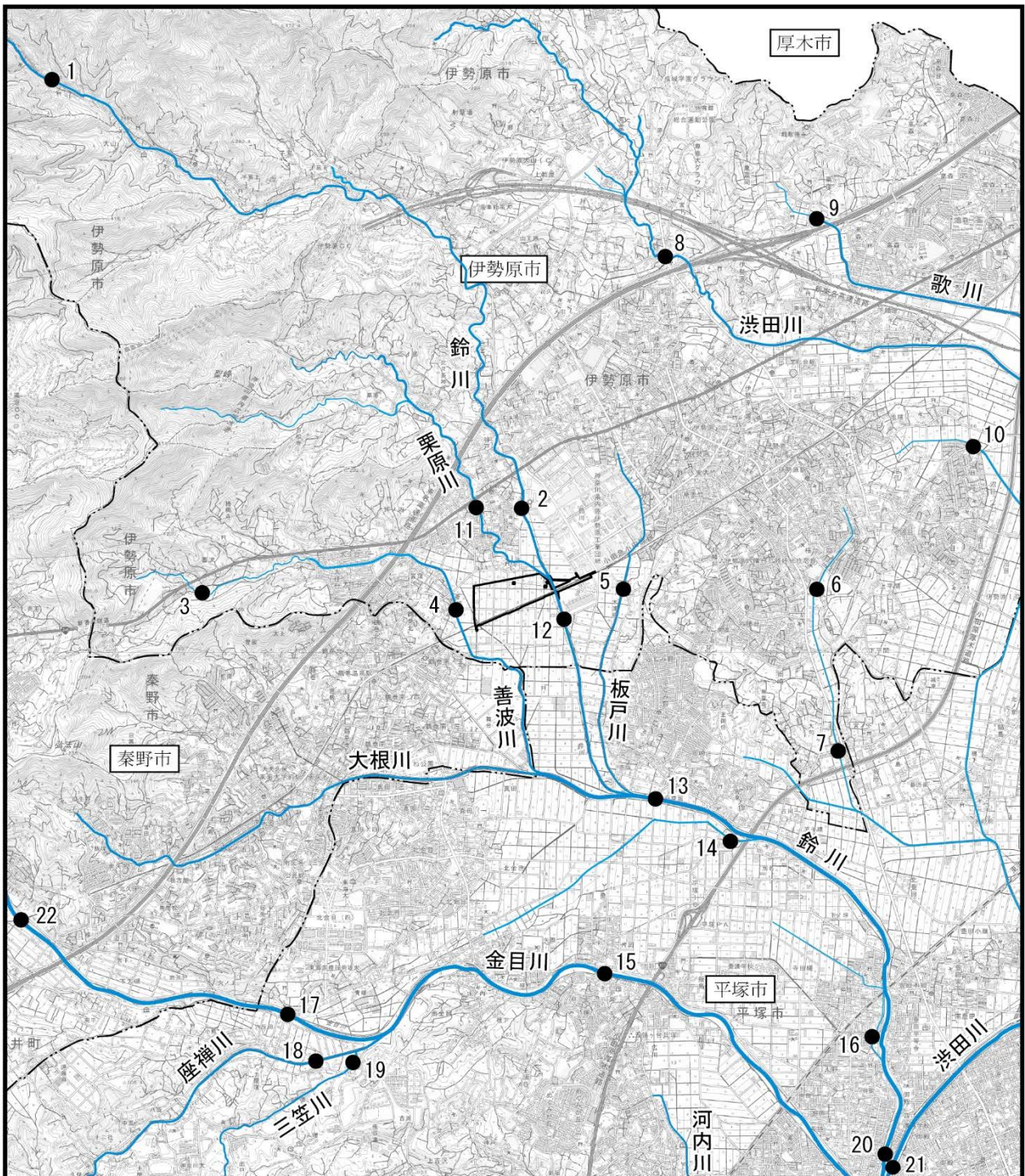


図 2-2-13 水質調査地点位置

凡 例

- : 実施区域
- — — : 市 界
- — — : 河 川
- : 水質調査地点

資料：「令和 2 年度 神奈川 県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
 (令和 4 年 7 月 神奈川県環境科学センター)
 「令和 3 年度 いせはらの環境」
 (令和 4 年 8 月 伊勢原市経済環境部対策課)
 「ひらつか環境測定レポート (令和 3 年度版)」
 (令和 4 年 8 月 平塚市環境部環境保全課)



1:50,000



イ. 地下水汚染

実施区域及び周辺地域では、神奈川県による地下水質調査（定点調査）が行われている。

地下水定点調査が行われている地点を図 2-2-14 に、地下水調査地点の令和 2 年度における地下水質調査の結果は、表 2-2-27 に示すとおりである。

実施区域周辺における調査地点では、秦野市鶴巻の調査地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しているが、その他についてはすべての項目について環境基準を満足している。

また、神奈川県の調査「令和 3 年度版神奈川県化学物質対策レポート」（令和 4 年 2 月 神奈川県農政局環境部大気水質課）によると実施区域周辺では、地下水におけるダイオキシン類の測定は行われていない。

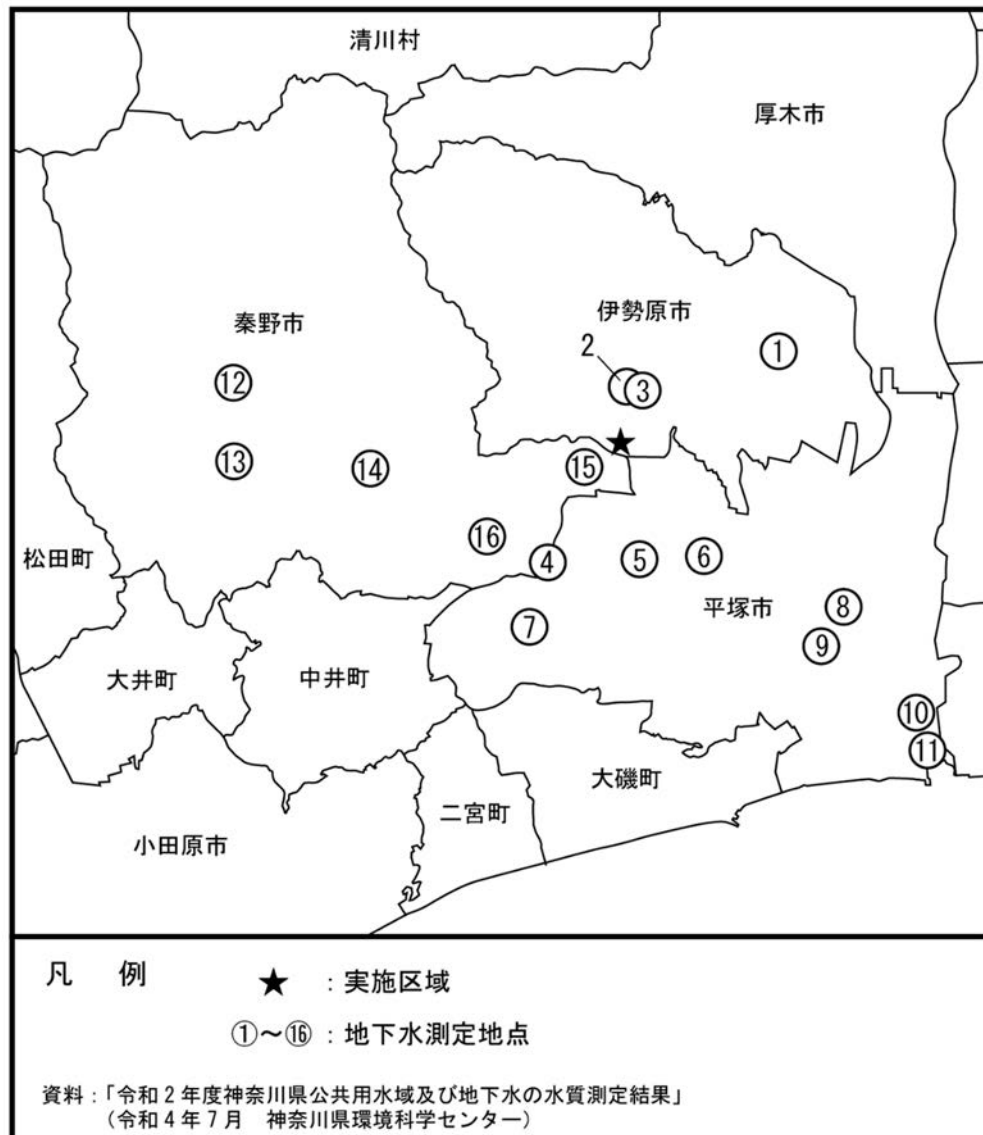


図 2-2-14 地下水測定地点

表 2-2-27(1) 地下水汚染の測定結果

地点番号		1	2	3	4	環境基準
測定地点		伊勢原市 下糟屋	伊勢原市 板戸	伊勢原市 神戸	平塚市 北金目	
		深井戸	浅井戸	深井戸	深井戸	
採水年月		令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
クロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.1
シス1,2-ジクロロエレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.006
トリクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	5.2	5.0	3.9	1.4	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	0.02	0.04	0.04	0.84	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.05

注1) 地点番号は、図2-2-14と対応する。

2) 「—」は測定がないことを示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB0.0005mg/L)。

資料：「令和2年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和4年7月 神奈川県環境科学センター)

表 2-2-27(2) 地下水汚染の測定結果

地点番号		5	6	7	8	環境基準
測定地点		平塚市南金目	平塚市片岡	平塚市土屋	平塚市新町	
		浅井戸	浅井戸	浅井戸	深井戸	
採水年月		令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
クロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.1
シス1,2-ジクロロエレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.006
トリクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.38	0.6	3.3	<0.10	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	0.23	≦0.8
ほう素	mg/L	<0.02	0.04	<0.02	0.14	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.05

注1) 地点番号は、図2-2-14と対応する。

2) 「—」は測定がないことを示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB0.0005mg/L)。

資料：「令和2年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和4年7月 神奈川県環境科学センター)

表 2-2-27(3) 地下水汚染の測定結果

地点番号		9	10	11	12	環境基準
測定地点		平塚市新町	平塚市久領堤	平塚市札幌町	秦野市菩堤	
		浅井戸	深井戸	浅井戸	深井戸	
採水年月		令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
クロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.1
シス1,2-ジクロロエレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.006
トリクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	3.9	<0.10	1.2	2.1	≦10
ふっ素	mg/L	0.16	0.12	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	0.08	0.10	0.05	<0.02	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.05

注1) 地点番号は、図2-2-14と対応する。

2) 「—」は測定がないことを示す。

3) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB0.0005mg/L)。

資料：「令和2年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和4年7月 神奈川県環境科学センター)

表 2-2-27(4) 地下水汚染の測定結果

地点番号		13	14	15	16	環境基準
測定地点		秦野市堀西	秦野市末広町	秦野市鶴巻	秦野市下大槻	
		浅井戸	浅井戸	横井戸	浅井戸	
採水年月		令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	令和2年10月	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
クロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.004
1,1-ジクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.1
シス1,2-ジクロロエレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.006
トリクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
テトラクロロエレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	≦0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	≦0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	5.7	5.4	11	7.0	≦10
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	≦0.8
ほう素	mg/L	<0.02	0.02	<0.02	0.03	≦1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.05

注1) 地点番号は、図2-2-14と対応する。

2) 「—」は測定がないことを示す。

3) 網掛けは環境基準を満足していないことを示す。

4) 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量下限値を下回ることを示す(定量下限値は、全シアン0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB0.0005mg/L)。

資料：「令和2年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和4年7月 神奈川県環境科学センター)

(3) 土壌汚染

実施区域及び周辺地域には、「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年、法律第 139 号）に基づく土壌汚染対策地域は指定されていない。また、「土壌汚染対策法」（平成 14 年、法律第 53 号）及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月 神奈川県条例第 35 号）に基づく特定有害物質によって汚染されている区域は、表 2-2-28 に示すとおりである。実施区域において、特定有害物質によって汚染された区域の指定はない。

神奈川県の調査「令和 3 年度版神奈川県化学物質対策レポート」（令和 4 年 2 月 神奈川県農政局環境部大気水質課）によると、実施区域周辺において土壌中のダイオキシン類の測定は行われていない。

表 2-2-28 土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況

整理番号	指定区域の種類	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地	指定区域の面積	指定に係る特定有害物質の種類
整-03-05	要措置区域	令和 3 年 8 月 10 日	要指-22 号	伊勢原市上粕屋字南 ノ 引 768 番 2 の一部	21.05 m ²	六価クロム化合物
整-03-04	形質変更時 要届出区域	令和 3 年 8 月 10 日	形指-61 号	伊勢原市上粕屋字南 ノ 引 768 番 2 及び板戸字大原 62 番の各一部	762.13 m ²	シアン化合物、鉛及びその化合物
整-03-19		令和 3 年 11 月 26 日	形指-70 号	伊勢原市三ノ宮字上原田 564 番 3、564 番 5、564 番 6 及び 564 番 8 の各一部	561.9 m ²	六価クロム化合物、シアン化合物、ふっ素及びその化合物
整-30-01		平成 30 年 8 月 28 日	形-034	平塚市北金目四丁目 217 番 1 の一部、1004 番の一部	100 m ²	ふっ素及びその化合物

資料：「神奈川県内の汚染された区域の指定情報」（神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）
 「土壌汚染対策法に基づく区域の指定」（平塚市ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧）

(4) 騒音

実施区域周辺の道路交通騒音調査地点及び調査結果は表 2-2-29 に示すとおりであり、調査地点位置は図 2-2-15 に示すとおりである。

この結果によると、全地点のうち昼間に 2 地点、夜間に 2 地点で環境基準を上回っている。

表 2-2-29 道路交通騒音の測定結果

地点番号	対象道路名	測定場所	時間区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
1	平塚伊勢原	伊勢原市 岡崎 7051 地先	昼間	65	70
			夜間	59	65
2	一般国道 246 号	伊勢原市 串崎 278 地先	昼間	69	70
			夜間	70	65
3	平塚秦野	平塚市南金目	昼間	71	70
			夜間	67	65
4	幹道 15 号吉沢土屋線	平塚市上吉沢	昼間	66	65
			夜間	57	60

注 1) 地点番号は図 2-2-15 と対応している。

2) 時間区分は、昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～翌 6 時

3) 網掛けは環境基準を満足していないことを示す。

資料：「令和 3 年度いせはらの環境」（令和 4 年 8 月 伊勢原市経済環境部環境対策課）

「ひらつか環境測定レポート（令和 3 年度）」（令和 4 年 8 月 平塚市環境部環境保全課）

(5) 振動

実施区域周辺の道路交通振動調査地点及び調査結果は表 2-2-30 に示すとおりであり、調査地点位置は図 2-2-15 に示すとおりである。

この結果によると、全地点で要請限度を満足している。

表 2-2-30 道路交通振動の測定結果

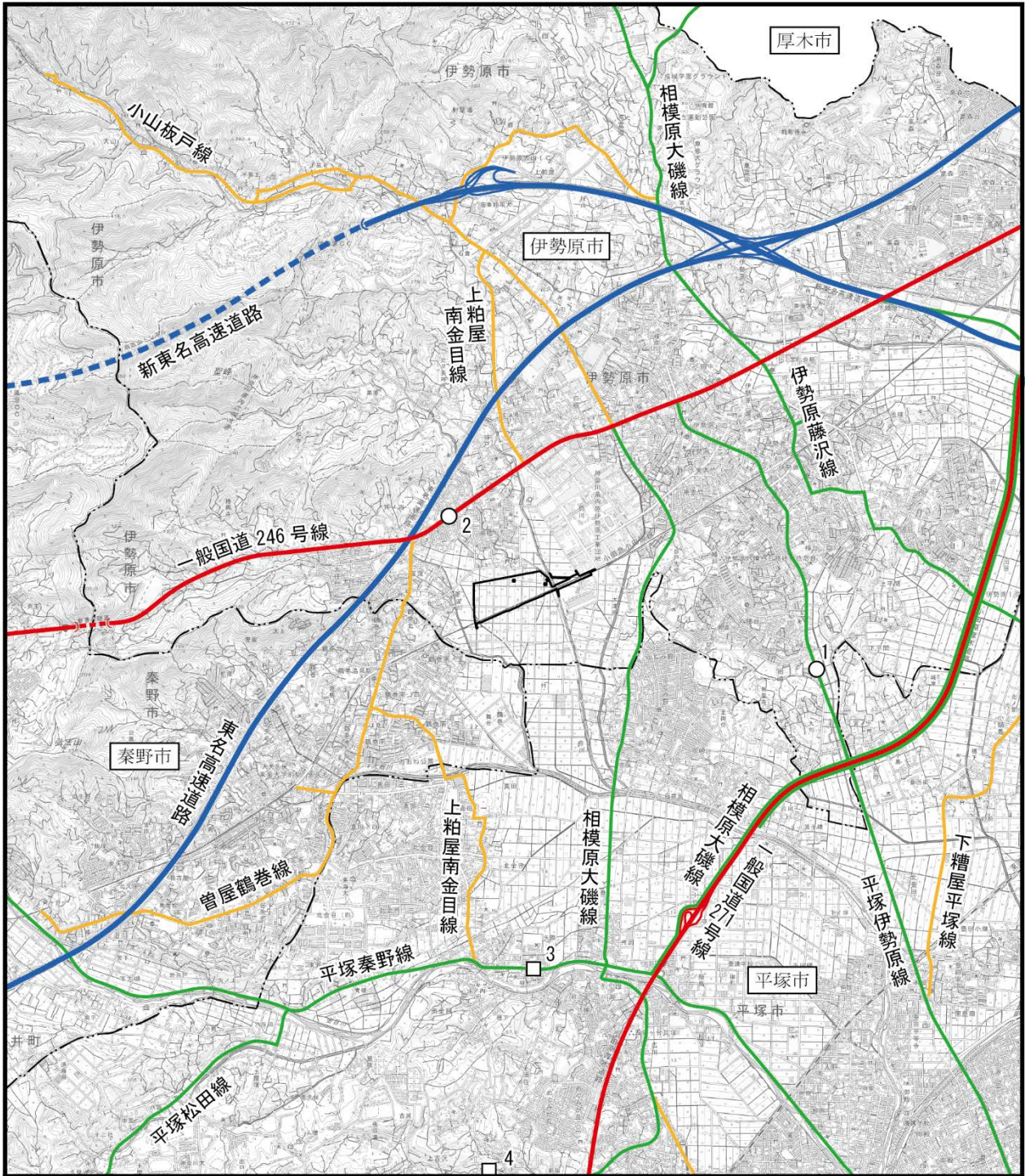
地点番号	対象道路名	測定場所	時間区分	振動レベル (dB)	要請限度 (dB)
3	平塚秦野	平塚市南金目	昼間	48	65
			夜間	39	60
4	幹道 15 号吉沢土屋線	平塚市上吉沢	昼間	42	65
			夜間	28	60

注 1) 地点番号は図 2-2-15 と対応している。

2) 時間区分は、昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～翌 6 時

3) 網掛けは環境基準を満足していないことを示す。

資料：「ひらつか環境測定レポート（令和 3 年度）」（令和 4 年 8 月 平塚市環境部環境保全課）



凡 例

- | | | |
|---|---|-------------------|
| : 実施区域 | — : 高速自動車国道 | ○ : 道路交通騒音調査地点 |
| — : 市 界 | — : 一般国道（指定区間） | □ : 道路交通騒音・振動調査地点 |
| | — : 県道（主要地方道） | |
| | — : 県道（一般県道） | |

図 2-2-15 道路交通騒音・振動調査地点位置

資料：「令和 3 年度 いせはらの環境」
 （令和 4 年 8 月 伊勢原市経済環境部環境対策課）
 「ひらつか環境測定レポート（令和 3 年度）」
 （令和 4 年 8 月 平塚市環境部環境保全課）



(6) 地盤沈下

実施区域の位置する伊勢原市では、地盤沈下の監視測定を行っていないが、実施区域周辺の平塚市では実施している。令和元年度の測定結果は、表 2-2-31 に示すとおりである。

測定結果によると、平塚市で 47 か所の測定が行われており、このうち 35 か所で沈下が報告されている。各測定地点の 1 年間の沈下量は、1cm 以上 2cm 未満が 1 か所あり、その他の地点では 1cm 未満となっている。

なお、平塚市は「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月 神奈川県条例第 35 号）に基づく「地下水採取規制の指定地域」に指定されている。

表 2-2-31 地盤沈下の測定結果（令和元年度）

市	項目 調査水準 点数	沈下水準点数			調査面積 (km ²)	沈下面積 (km ²)
		合計	1cm 未満	1cm 以上 2cm 未満		
平塚市	47	35	34	1	67.82	67.81

資料：「令和 2 年神奈川県地盤沈下調査結果」（令和 4 年 1 月 神奈川県環境農政局 環境部大気水質課）

10) 公害苦情の状況

実施区域及び周辺地域並びに神奈川における公害苦情の発生状況は、表 2-2-32 に示すとおりである。

令和 2 年度における伊勢原市の公害苦情件数は、大気汚染に係る苦情が 22 件と最も多くなっている。

表 2-2-32 公害苦情の発生状況（令和 2 年度）

項目	市、県			
	伊勢原市	平塚市	秦野市	神奈川県
大気汚染	22	29	65	1,158
水質汚濁	5	4	16	149
土壌汚染	-	-	-	6
騒音	18	34	25	1,719
振動	1	4	1	237
地盤沈下	-	-	-	-
悪臭	15	15	8	447
その他	2	-	-	74
合計	63	86	115	3,790

資料：「県勢要覧 2021（令和 3 年度版）」（令和 4 年 3 月 神奈川県統計センター）

11) 関係法令等の指定・規制等

実施区域に係る関係法令による指定・規制等の状況は、表 2-2-33 に示すとおりである。

実施区域周辺の自然環境保全地域等の状況については表 2-2-34 及び前掲図 2-2-11 (p. 2-2-29) に、実施区域周辺の鳥獣保護区の状況については、表 2-2-35 及び図 2-2-16 に示すとおりである。

実施区域東側の一部や実施区域周辺は、特定猟具使用禁止区域に指定されている。また、実施区域とその周辺はシカ保護管理計画対象区域に指定されている。

表 2-2-33 実施区域に係る関係法令による指定・規制等

分類	関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定又は規制	
自然環境保全	自然環境保全法（昭和47年6月22日 法律第85号）	自然環境保全地域の指定	—	
	神奈川県自然環境保全条例（昭和47年10月21日 神奈川県条例第52号）	自然環境保全地域の指定	—	
	首都圏近郊緑地保全法（昭和41年6月30日 法律第101号）	近郊緑地保全区域等の指定	—	
	自然公園法（昭和32年6月1日 法律第161号）	自然公園区域の指定	—	
	神奈川県立自然公園条例（昭和34年4月1日 神奈川県条例第6号）	県立自然公園区域の指定	—	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日 法律第88号）	鳥獣保護区域等の設定	—	
	古都における歴史的風土の保護に関する特別措置法（昭和41年1月13日 法律第1号）	歴史的風土保存区域等の指定	—	
	都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）	風致地区の指定	—	
	神奈川県風致地区条例（昭和45年3月31日 神奈川県条例第5号）	特別風致地区の指定	—	
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法（昭和43年6月10日 法律第97号）	ばい煙等の排出の規制 粉じんに関する規制 自動車排出ガスに係る許容限度等	○
		自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日 法律第70号）	特定地域の指定	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）	ダイオキシン類に係る検出の規制	○
		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日 法律第51号）	オフロード特殊自動車からの排出の規制	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	排煙の排出規制 粉じんに関する規制	○
		水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和45年12月25日 法律第138号）	公共用水域に排出される排出水の規制 排出水の地下浸透の規制
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）		ダイオキシン類に係る検出の規制	○
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）		公共用水域に排出される排水の規制 排水の地下浸透の規制	○
	土壌汚染		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年12月25日 法律第139号）	農用地土壌汚染対策地域の指定
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）	対策地域の指定等	—
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	土地の区画形質の変更に伴う公害の防止等	○
		土壌汚染対策法（平成14年5月29日 法律第53号）	土壌の特定有害物質による汚染の規制	○
	騒音	騒音規制法（昭和43年6月10日 法律第98号）	特定工場等に関する騒音規制 特定建設作業に関する騒音規制 自動車騒音に係る許容限度等	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	工場騒音規制 深夜営業騒音規制	○
	振動	振動規制法（昭和51年6月10日 法律第64号）	特定工場等に関する振動規制 特定建設作業に関する振動規制 道路交通振動に係る要請等	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	工場振動規制	○
	地盤沈下	神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	地下水採取の規制区域の指定 地下水採取規制	—
	悪臭	悪臭防止法（昭和46年6月1日 法律第91号）	悪臭原因物質の排出規制	—
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	悪臭発生作業に関する規制	—
		神奈川県悪臭防止対策に関する指導要綱（昭和57年12月10日 制定）	指導基準値の設定	—
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律第137号）	事業者の責務及び適切な処理等	○
	文化財	文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）	国の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	—
		神奈川県文化財保護条例（昭和30年4月1日 神奈川県条例第13号）	県の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	—
	防災	砂防法（明治30年3月30日 法律第29号）	砂防指定地の指定	—
		地すべり等防止法（昭和33年3月31日 法律第30号）	地すべり防止区域の指定	—
		宅地造成等規制法（昭和36年11月7日 法律第191号）	宅地造成工事規制区域の指定	—
		急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年7月1日 法律第57号）	急傾斜地崩壊危険区域の指定	—
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日 法律第57号）		土砂災害警戒区域の指定	—	
神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年 神奈川県条例第3号）		土砂の搬出、搬入、埋立て等に関する規制など	○	
その他		農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年 法律第58号）	農業振興地域の指定	○
	景観法（平成16年6月18日 法律第110号）	景観地区の指定、開発行為等の規制	—	
	伊勢原市まちづくり推進条例（平成24年3月26日 伊勢原市条例第11号）	都市づくりの基本方針、都市利用方針等	○	
	伊勢原市景観条例（平成25年12月19日 伊勢原市条例第26号）	景観重点地区、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等	—	

表 2-2-34 自然公園等の状況

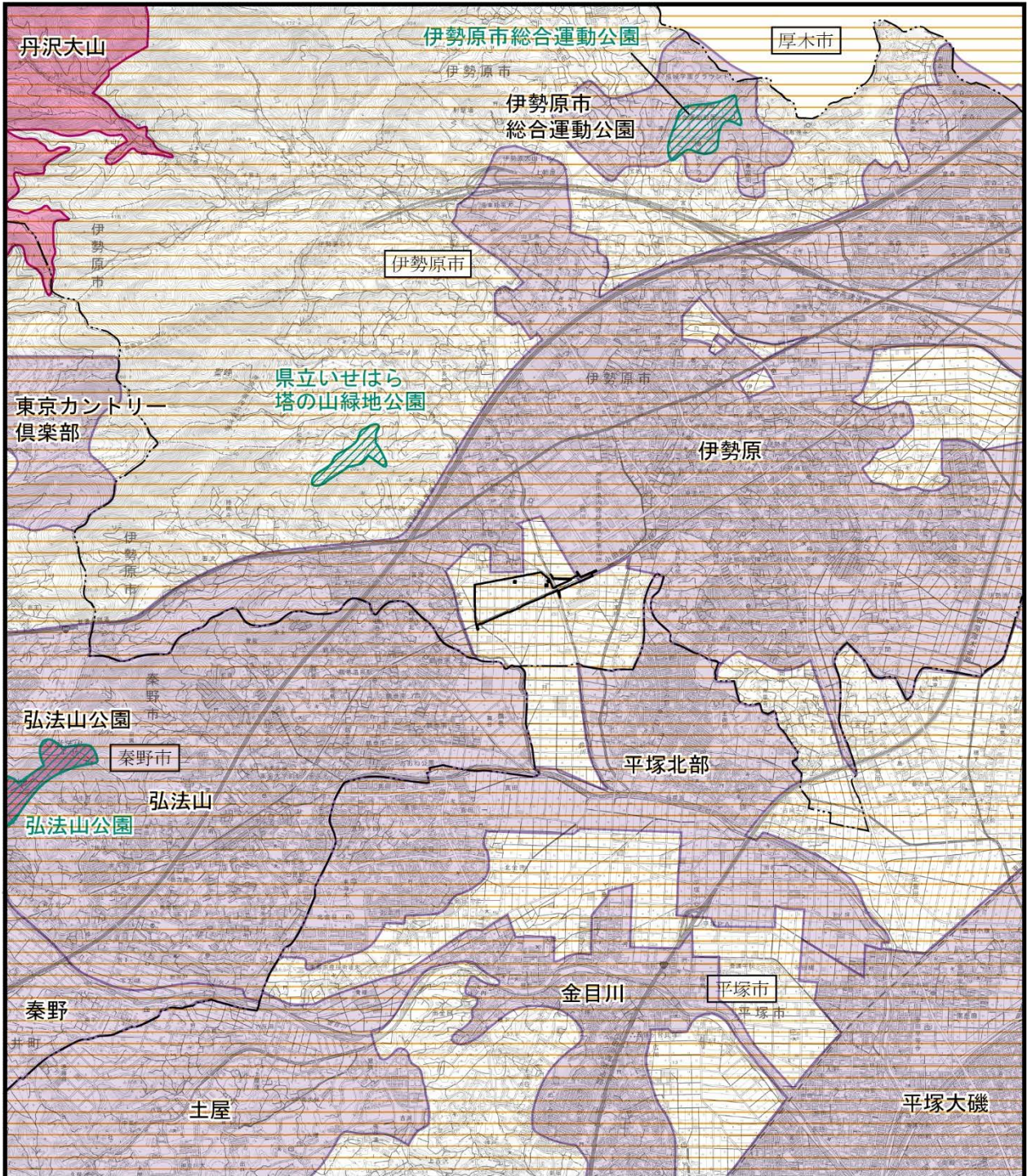
種別	区域名・地区名	面積 (ha)
自然環境保全地域	大山・日向自然環境保全地域	53.9

資料：「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県ホームページ、令和4年9月閲覧）

表 2-2-35 鳥獣保護区等の状況

区分	期間	名称	場所	面積 (ha)	種類
鳥獣 保護区	H25.11.1 ～ R5.10.31	丹沢大山	相模原市、厚木市、清川村、 秦野市、伊勢原市、松田町、 山北町の一部	18,152.4	大規模生息地
	H25.11.1 ～ R5.10.31	弘法山公園	弘法山公園(秦野市)	20.1	身近な鳥獣生息地

資料：「令和3年度鳥獣保護区等位置図」（令和3年10月 神奈川県）



凡 例

- : 実施区域
- — — : 市 界
- : 鳥獣保護区
- : 特定猟具使用禁止区域（銃器）
- : シカ保護管理計画対象区域
- : 主な都市公園（整備中のものを含む）

図 2-2-16 鳥獣保護区等の位置



資料：「令和3年度鳥獣保護区等位置図」（令和3年10月 神奈川県）

2 自然的状況

1) 気象

(1) 気温、降雨量等

実施区域の位置する伊勢原市の気象の概況は、表 2-2-36 に示すとおりであり、令和 2 年の伊勢原市の平均気温及び降水量の推移は、図 2-2-17 に示すとおりである。なお、伊勢原市における気象観測地点位置（伊勢原市消防本部）は、前掲図 2-2-12（p.2-2-32）に示すとおりである。

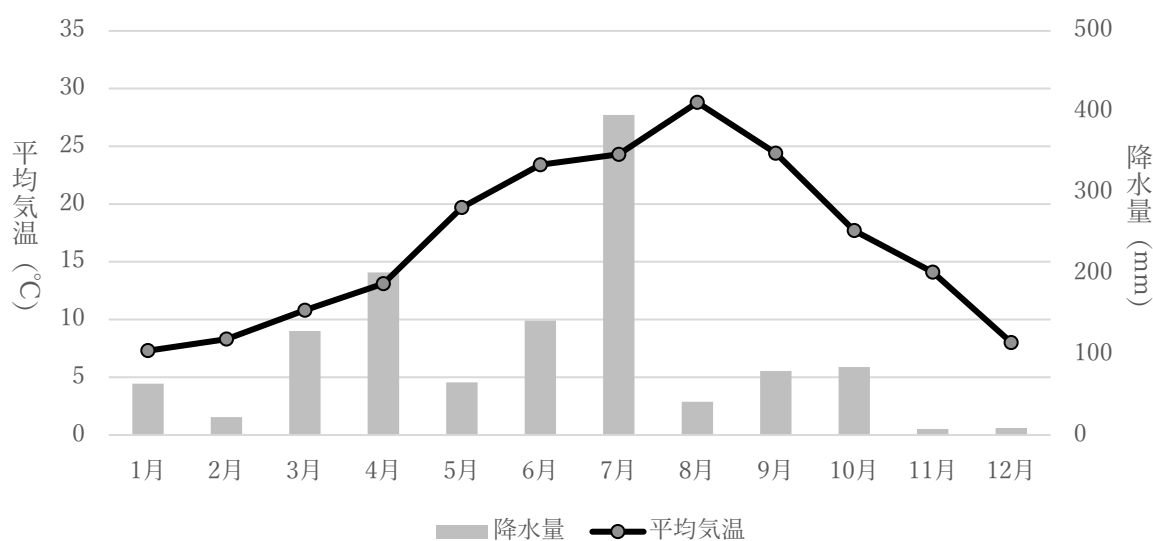
平成 28 年から令和 2 年の 5 年間では、年間平均気温は 15.7～16.7℃、年間降水量は 1,167.5～1,555.0mm であった。また、令和 2 年における月別平均気温は、8 月の 28.8℃が最も高く、1 月の 7.3℃が最も低かった。月別降水量では、7 月の 396.0mm が最も多く、11 月の 7.5mm が最も少なかった。

表 2-2-36 気象の概況

年次・月別	気温 (°C)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低		
平成 28 年	16.3	36.6	-4.9	77.8	1,517.5
平成 29 年	15.7	35.6	-3.9	75.5	1,167.5
平成 30 年	16.6	36.1	-5.8	76.1	1,390.0
平成 31/令和元年	16.5	36.8	-2.0	77.2	1,555.0
令和 2 年	16.7	36.7	-2.3	75.7	1,237.5
1 月	7.3	18.2	0.0	76.1	63.5
2 月	8.3	19.1	-1.7	65.5	22.0
3 月	10.8	24.4	0.5	73.5	128.5
4 月	13.1	23.5	4.6	73.4	201.0
5 月	19.7	30.0	10.2	78.8	65.0
6 月	23.4	31.6	17.0	87.0	141.5
7 月	24.3	32.5	17.9	94.0	396.0
8 月	28.8	36.7	22.5	84.5	41.0
9 月	24.4	36.4	16.0	88.0	79.0
10 月	17.7	26.9	6.4	69.0	84.0
11 月	14.1	24.4	5.1	63.3	7.5
12 月	8.0	16.8	-2.3	55.2	8.5

注) 伊勢原市消防本部調べ

資料：「統計いせはら（令和 3 年版）」（令和 3 年 10 月 伊勢原市）



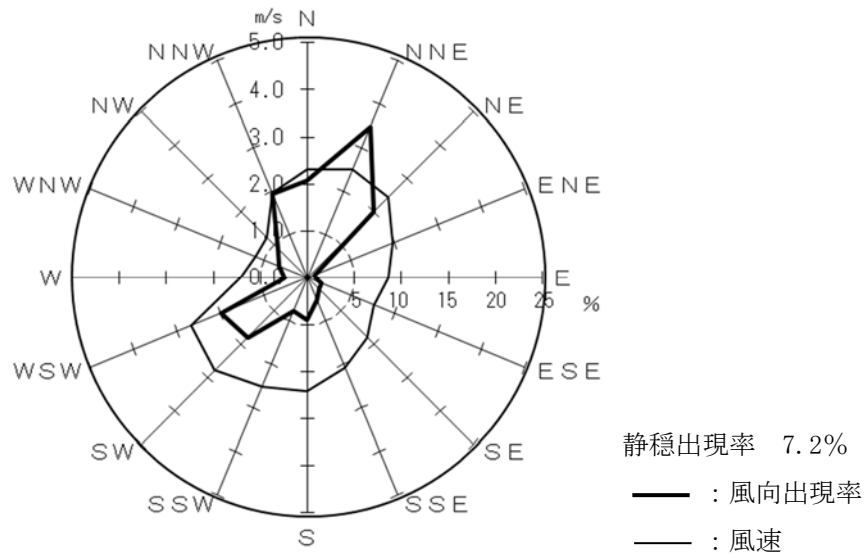
資料：「統計いせはら（令和 3 年版）」（令和 3 年 10 月 伊勢原市）

図 2-2-17 平均気温及び降水量の推移

(2) 風向・風速

実施区域の位置する伊勢原市では、一般環境大気測定局である伊勢原市役所において風向・風速の観測を行っている。伊勢原市役所測定局の年間風配図（令和元年度）は図 2-2-18 に示すとおりである。なお、伊勢原市役所の位置は前掲図 2-2-12（p. 2-2-32）に示すとおりである。

測定結果によると、年間を通じた卓越風向は北北東（17.4%）、平均風速は 2.2m/s であった。



資料：「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所、令和 4 年 9 月閲覧）

図 2-2-18 年間風配図（令和元年度）

2) 水象

(1) 地下水及び湧水の分布状況

「1. 社会的状況 6)水利用」(p. 2-2-17) に示すとおりである。

(2) 河川及び水路の分布状況

「1. 社会的状況 6)水利用」(p. 2-2-17) に示すとおりである。

(3) 河川の流量

実施区域周辺の河川調査地点における河川流量の調査結果は表 2-2-37、調査地点の位置は前掲図 2-2-13 (p. 2-2-43) に示すとおりである。

表 2-2-37 年間河川流量 (令和 2 年度)

地点番号	河川名	調査地点	類型	測定年度	平均流量 (m ³ /s)	測定機関
2	鈴川	大場田橋	C 類型	令和 3 年度	0.34	伊勢原市
4	善波川	弁天橋	C 類型	令和 3 年度	0.051	伊勢原市
5	板戸川	木津根橋	C 類型	令和 3 年度	0.063	伊勢原市
7	矢羽根川	赤羽根橋	C 類型	令和 3 年度	0.078	伊勢原市
11	栗原川	宮ノ根橋	C 類型	令和 3 年度	0.045	伊勢原市
20	鈴川	下之宮橋	C 類型	令和 2 年度	1.59	平塚市
21	渋田川	立掘橋	C 類型	令和 2 年度	2.24	平塚市
22	金目川	小田急鉄橋	A 類型	令和 2 年度	2.74	神奈川県

注) 地点番号は、図 2-2-13 に対応する。

資料: 「令和 3 年度 いせはらの環境」(令和 4 年 8 月 伊勢原市経済環境部対策課)

「神奈川県水質調査年表 (令和 2 年度)」(令和 4 年 4 月 神奈川県環境科学センター)

3) 地象

(1) 地形

実施区域周辺の地形の状況は、図 2-2-19 に示すとおりである。

「土地分類基本調査」(昭和 63 年 3 月 国土交通省)によると、実施区域周辺は氾濫平野である。

(2) 地質

実施区域周辺の表層地質の状況は、図 2-2-20 に示すとおりである。

「土地分類基本調査」(昭和 63 年 3 月 国土交通省)によると、実施区域周辺は、広く沖積層が分布している。

(3) 活断層

「神奈川県活断層」(神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧)によると、実施区域周辺には伊勢原断層、秦野断層、渋沢断層が確認されている。活断層の位置は、図 2-2-21 に示すとおりである。

活断層の状況は表 2-2-38 に示すとおりであり、いずれの活断層も活動度は A~B 級である。

表 2-2-38 活断層の状況

断層名	長さ	活動度	最新活動時期	平均活動間隔	評価の概要
伊勢原断層	約 13km	B	2000 年前以降、 西暦 1707 年以前	3300~5000 年	次の活動まで千数百年以上の時間があると推定される。
秦野断層	約 3.5km	A~B	約 1.7 万年前 またはそれ以降	不明	国府津-松田断層の活動に付随して活動する可能性がある。
渋沢断層	約 6km 西断層：1.7km 東断層：5.4km	A~B	1 万年以降に 活動があった 可能性が高い	不明	活動時期は明らかではないが、神縄・国府津-松田断層の活動に付随して活動する可能性がある。

注) 活動度とは、活断層の活動の程度を長期間でのずれの累積量から判断し、長期間のずれ量をその期間の年数で割った値(平均変位速度)で表す。

活動度 A 級：1000 年あたり 1m 以上 10m 未満

活動度 B 級：1000 年あたり 0.1m 以上 1m 未満

活動度 C 級：1000 年あたり 0.1m 未満

資料：「神奈川県活断層」(神奈川県ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧)

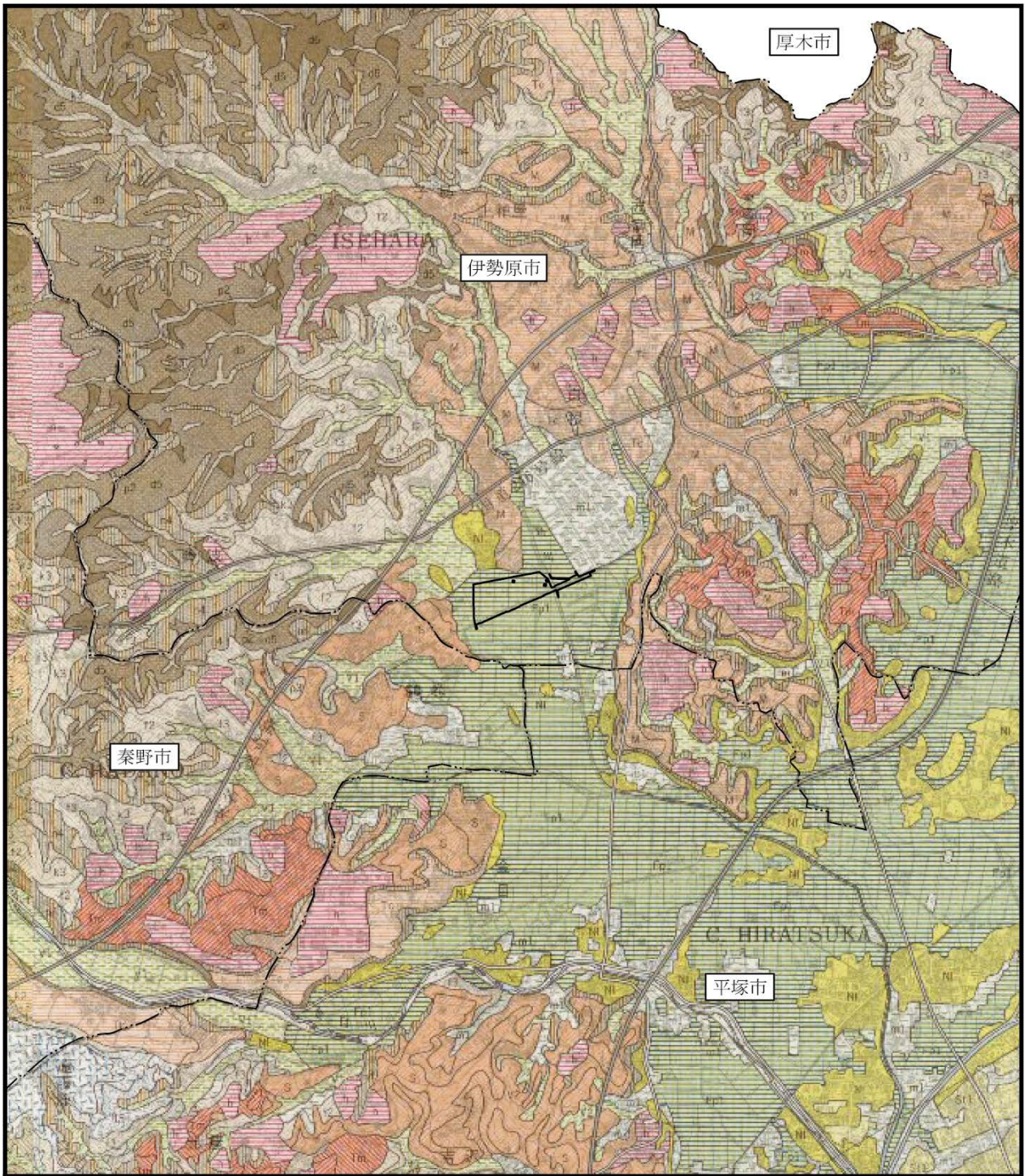


図 2-2-19 地形分類図

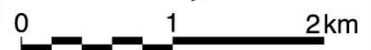
凡 例

		傾斜区分						0°~3°			3°~8°			8°~15°		
		0°~3°	3°~8°	8°~15°	15°~30°	30°~40°	40°~	0°~3°	3°~8°	8°~15°	0°~3°	3°~8°	8°~15°			
一般山地	山腹緩斜面	k1	k2	k3				Tm	Tm	Tm	V1	V2	V3			
	山麓緩斜面	f1	f2	f3				S	S	S	Fp1					
	一般斜面			n3	n4			M	M	M	T1					
	急斜面					d5	d6	Tc	Tc	Tc	n					
段丘地形	多摩段丘面群							Tc	Tc	Tc						
	下末吉段丘面群							G1	G2	G3						
	武蔵野段丘面群							N								
微高地	立川段丘面群							St1								
	軽石流面															
低地の一般面	自然堤防															
	砂堆・砂州															
人工地形	谷底平野															
	氾濫平野															
盛土地	河原															
	平坦化地															
盛土地	盛土地															
	盛土地															

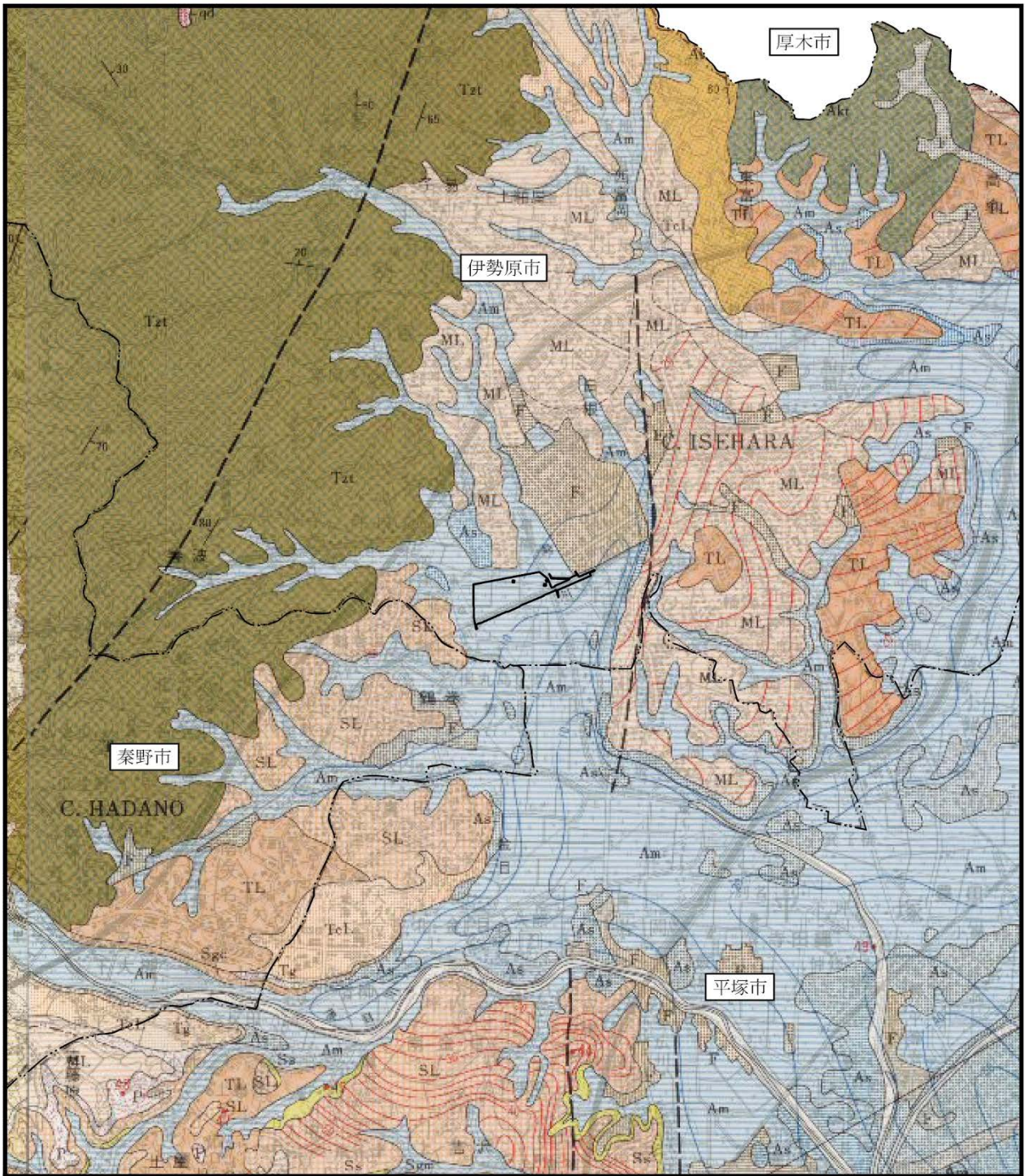
: 実施区域
 : 市界



1:50,000



資料：「土地分類基本調査 地形分類図（藤沢・平塚）」（昭和63年3月 神奈川県）
 「土地分類基本調査 地形分類図（秦野・山中湖）」（平成2年3月 神奈川県）



凡 例 : 実施区域 - - - - : 市 界

図 2-2-20 表層地質図

未固結堆積物		埋め立て土	盛り土	半固結堆積物		火山灰層(軽石・スコリア層を挟む)	多摩ローム層	相模層群		推定断層
		礫、砂、泥	現河床堆積物			礫を主とし砂、泥を挟む	下部~上部多摩ローム相当層(水成層)			ローム層の基底の等高線
		泥を主とし砂を含む	沖積層	未固結堆積物 なごびに火成岩		石英閃緑岩	火成岩		沖積層の基底の等高線	
		砂、礫を主とし泥を含む				砂岩、礫岩		愛川層群 丹沢層群		
		火山灰層(スコリアを含む)	立川ローム層		凝灰岩を主とし泥岩を含む	武蔵野ローム層				
		軽石流	新期段丘礫層		凝灰岩、凝灰角礫岩、火山礫凝灰岩、泥岩		相模層群			
		火山灰層(軽石・スコリア層を挟む)			下末吉ローム層					
		砂を主とし礫、泥を挟む	吉沢層		砂					

資料：「土地分類基本調査 表層地質図(藤沢・平塚)」(昭和63年3月 神奈川県)
 「土地分類基本調査 表層地質図(秦野・山中湖)」(平成2年3月 神奈川県)



1:50,000

0 1 2km

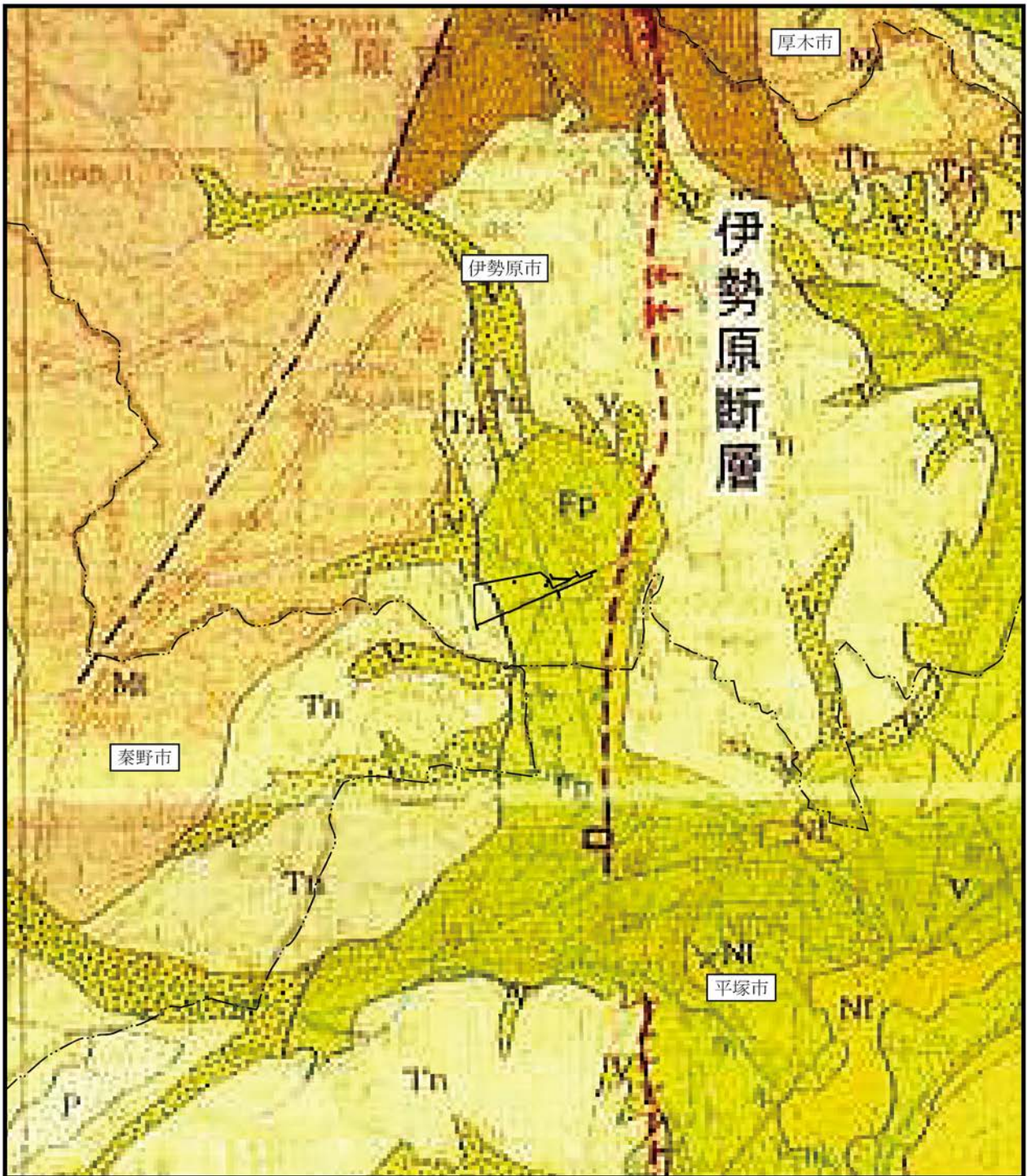


図 2-2-21 活断層位置

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 活断層
- : 活断層 (位置やや不明確)
- ▽▽ : 活撓曲
- |||| : 縦ずれ
- : トレンチ調査地点
- : 地質断層



1:50,000

0 1 2km

資料：「神奈川県活断層」(令和4年9月閲覧 神奈川県ホームページ)

4) 生物

(1) 植物

ア. 植物相の状況

実施区域及び周辺地域の植物相の状況については、文献調査を行い、既存資料を整理した。確認した文献等は表 2-2-39 に示すとおりである。実施区域が位置する伊勢原市のほか、近隣の平塚市及び秦野市に分布が確認された種の抽出を行った。

調査対象とした植物は、維管束植物（シダ植物及び種子植物）である。文献調査により実施区域及び周辺地域で確認された種数は、表 2-2-40 に示すとおりである。

表 2-2-39 植物種等の確認既存資料

文献名	整理の対象とした範囲
「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」 (令和 4 年 3 月 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課)	伊勢原市、平塚市、秦野市
「神奈川県植物誌 2018」 (平成 30 年 11 月 神奈川県植物誌調査会)	同書 10 ページ掲載の調査区分における「伊勢原-1」、「伊勢原-2」、「伊勢原-3」、「秦野-3」、「秦野-5」、「平塚-2」
「平塚市自然環境評価書」 (令和 4 年 3 月 ひらつか生物多様性推進協議会、平塚市環境部環境保全課)	平塚市
「秦野市みどりの基本計画」 (令和 3 年 3 月 秦野市環境産業部環境共生課)	秦野市

表 2-2-40 既存資料で確認された植物種

分類	目	科	種
維管束植物	64	187	2, 161
(内訳)			
シダ植物	13	27	207
種子植物	51	160	1, 954

既存資料で確認された種について、国、県、及び各自治体が指定する選定根拠に基づき、重要な種の指定状況を整理した。重要な植物種等の選定根拠及びカテゴリは表 2-2-41 に、各カテゴリの評価基準は表 2-2-42 に示すとおりである。

表 2-2-41 重要な植物種等の選定根拠及びカテゴリ

選定根拠		カテゴリ
法令による指定	① 「文化財保護法」 (昭和 25 年 法律第 214 号)	・ 特別天然記念物(特天) ・ 国指定天然記念物(国天)
	② 「神奈川県文化財保護条例」 (昭和 30 年 条例第 13 号)	・ 県指定天然記念物(県天)
	③ 「伊勢原市文化財保護条例」 (平成 25 年 3 月 条例第 13 号)	・ 市指定天然記念物(市天)
	「平塚市文化財保護条例」 (昭和 32 年 条例第 23 号)	
	「秦野市文化財保護条例」 (昭和 37 年 12 月 条例第 54 号)	
④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成 4 年 法律第 75 号)	・ 国内希少野生動植物種(国内) ・ 特定国内希少野生動植物種(第一)、(第二) ・ 緊急指定種(緊急)	
文献による指定	⑤ 「環境省レッドリスト 2020」 (令和 2 年 3 月 環境省自然環境局野生生物課)	・ 絶滅(EX) ・ 野生絶滅(EW) ・ 絶滅危惧 I A 類(CR) ・ 絶滅危惧 I B 類(EN) ・ 絶滅危惧 II 類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 情報不足(DD) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
	⑥ 「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」 (令和 4 年 3 月 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課)	・ 絶滅生物(EX) ・ 準絶滅(PX) ・ 野生絶滅生物(EW) ・ 絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・ 絶滅危惧 I A 類(CR) ・ 絶滅危惧 I B 類(EN) ・ 絶滅危惧 II 類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 情報不足(DD) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・ 注目種(SP)

表 2-2-42(1) 各カテゴリーの評価基準

カテゴリー		評価基準
①	特別天然記念物(特天)	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物(国天)	国指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物(県天)	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物(市天)	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種(国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	特定第一種国内希少野生動植物種(第一)	商業的に個体の繁殖をさせることができ、かつ、国際的に協力して種の保存を図ることとされていない国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。
	特定第二種国内希少野生動植物種(第二)	次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種(緊急)	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。

注) 表中の①～④は、表 2-2-41 に示した法令、文献番号と対応する。

表 2-2-42(2) 各カテゴリーの評価基準

カテゴリー		評価基準	
⑤	絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。	
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種。	
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑥	絶滅生物 (EX)	過去に神奈川県に生育したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、神奈川県内ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	準絶滅 (PX)	過去に確実な記録があるが、信頼性の高い調査を行っているにも関わらず、長期間全く記録が無く絶滅している可能性がある種。	
	野生絶滅生物 (EW)	過去に神奈川県に生育したことが確認されており、飼育・栽培下、あるいは自然分布の明らかに外側で野生化した状態では存続しているが、神奈川県内において本来の自然の生育地ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類 (VU)	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。
	準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。	
	情報不足 (DD)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。	
	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	県内の特定の地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。	
注目種 (SP)	環境省のカテゴリーには判定されないが、生息環境や生態的特徴等により注目に値する種。		

注) 表中の⑤、⑥は、表 2-2-41 に示した法令、文献番号と対応する。

(ア) 維管束植物

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な種（維管束植物）は、表 2-2-43 に示すとおりであり、38 目 78 科 275 種である。

表 2-2-43(1) 確認された重要な種（維管束植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠							
				①	②	③	④	⑤	⑥		
1	ミズニラ	ミズニラ	ミズニラ					NT	VU		
2	ハナヤスリ	ハナヤスリ	ヒメハナワラビ					VU	EX		
3			ウスイハナワラビ						NT		
4			コヒロハハナヤスリ							NT	
5	マツバラシ	マツバラシ	マツバラシ					NT	NT		
6	コケシノブ	コケシノブ	ヒメコケシノブ						NT		
7	サンショウモ	デンジソウ	デンジソウ					VU	VU		
8		サンショウモ	オオアカウキクサ					EN	VU		
9		サンショウモ	サンショウモ					VU	CR		
10	ヘゴ	キジノオシダ	オオキジノオ						NT		
11			キジノオシダ							NT	
12	ウラボシ	イノモトソウ	ヒメミズワラビ						NT		
13			ヒメウラジロ					VU	VU		
14			アイコハチジョウシダ							CR	
15			ハチジョウシダモドキ							VU	
16			ナチンダ							EN	
17			チャセンシダ	チャセンシダ							VU
18		クルマシダ								EN	
19		ヒメシダ	イワハリガネワラビ							EN	
20		シンガシラ	オサンダ							NT	
21		メシダ	タニイヌワラビ							NT	
22			ミヤマシケシダ							CR	
23			ニセコクモウクジャク							VU	
24		オシダ	シノブカグマ							EN	
25			ワカナシダ							EN	
26			キヨズミオオクジャク							EN	
27			イヌイワイタチシダ							NT	
28			オニイノデ						VU		
29		ウラボシ	オオクボシダ							VU	
30			カラクサシダ							NT	
31		マツ	マツ	シラビソ						CR	
32				ハリモミ							VU
33				コメツガ							EN
34		コショウ	ウマノスズクサ	ズソウカンアオイ					NT	NT	
35	オトメアオイ								NT		
36	オモダカ	サトイモ	ヒガンナムシグサ						VU		
37		オモダカ	サジオモダカ						EX		
38		トチカガミ	ヤナギスブタ							CR	
39			サガミトリゲモ					VU	NT		
40			イトトリゲモ						NT	NT	
41			トリゲモ					VU	CR		
42			ミズオオバコ					VU	VU		
43			セキショウモ							EN	
44		アマモ	タチアマモ					VU	VU		
45			コアマモ							VU	

表 2-2-43(2) 確認された重要な種（維管束植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠								
				①	②	③	④	⑤	⑥			
46	オモダカ	ヒルムシロ	センニンモ						NT			
47			ツツイトモ					VU	EN			
48			ササバモ						NT			
49			リュウノヒゲモ					NT	VU			
50	ヤマノイモ	キンコウカ	ネバリノギラン						CR			
51	ユリ	シュロソウ	ミヤマエンレイソウ						VU			
52			シュロソウ						VU			
53		ユリ	ホソバナアマナ						CR			
54			サガミジョウロウホトトギス				第一	EN	EN			
55			アマナ						NT			
56	クサスギカズラ	ラン	シラン					NT	NT			
57			エビネ						NT	NT		
58			キンラン						VU	NT		
59			マヤラン						VU			
60			サガミラン							NT		
61			クマガイソウ						VU	VU		
62			アツモリソウ					第一	VU	EX		
63			アオチドリ							CR		
64			アオスズラン							VU		
65			カキラン							VU		
66			タシロラン							NT		
67			ベニシュスラン							NT		
68			ハルザキムカゴソウ							EN	CR	
69			ヒメノヤガラ							VU	VU	
70			オオハクウンラン							VU	CR	
71			ハクウンラン								EN	
72			ジガバチソウ								CR	
73			スズムシソウ								EN	
74			ヒメムヨウラン							VU	EX	
75			サカネラン							VU	VU	
76			ミヤマモジズリ								CR	
77			コケイラン								CR	
78			ナガバナキソチドリ								CR	
79			ウチョウラン							VU	CR	
80			カヤラン								NT	
81			キバナノショウキラン							EN		
82			アヤメ	アヤメ	ヒオウギ						VU	
83					カキツバタ						NT	EX
84					アヤメ							EX
85			クサスギカズラ	クサスギカズラ	キジカクシ						VU	
86					ユキザサ							NT
87	ヤマアマドコロ									NT		
88	ツユクサ	ミズアオイ	ミズアオイ						NT	EX		
89	イネ	ガマ	ミクリ						NT	NT		
90			ナガエミクリ							NT	EN	
91		カヤツリグサ	カヤツリグサ	クロカワズスゲ							NT	
92				マツバスゲ								VU
93				センダイスゲ								VU
94				ツルナシコアゼガヤツリ								VU
95				シロガヤツリ								VU
96				コツブヌマハリイ							VU	CR
97				シカクイ								NT
98				ビロードテンツキ								EN
99				アゼテンツキ								VU
100						メアゼテンツキ						VU

表 2-2-43(3) 確認された重要な種（維管束植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
101	イネ	イネ	ホッスガヤ						NT	
102			ミズタカモジ					VU		
103			スズメガヤ						VU	
104			コゴメカゼクサ						CR	
105			ケカモノハシ						VU	
106			ミノボロ						CR	
107			コメガヤ						EN	
108			イブキヌカボ						EN	
109			カリヤスモドキ						VU	
110			キダチノネズミガヤ						VU	
111			アイアシ						VU	
112			ヨコハマダケ						EN	
113			ハマヒエガエリ						VU	
114			ワセオバナ						VU	
115			アリマコスズ						EN	
116			カシダザサ						VU	
117			ケスズ						CR	
118			オニシバ						VU	
119			ナガミノオニシバ						EN	
120			スナシバ						VU	
121	キンポウゲ	ケシ	ヤマエンゴサク						NT	
122		キンポウゲ	イヌハコネトリカブト						VU	
123			ルイヨウショウマ						CR	
124			オオバショウマ						VU	
125			フジセンニンソウ						VU	
126			コバノボタンヅル						CR	
127			カザグルマ						NT	VU
128			トリガタハンショウヅル							EN
129			ミスミソウ							NT
130			オキナグサ						VU	EN
131	ユキノシタ	ボタン	ヤマシャクヤク						NT	
132		スグリ	ヤシャビシヤク						NT	VU
133			ヤブサンザシ							VU
134		ユキノシタ	トリアシショウマ							VU
135			イワネコノメソウ							EN
136			ムカゴネコノメ							NT
137			コガネネコノメソウ							EN
138			ヤグルマソウ							NT
139			ベンケイソウ	ホソバノキリンソウ						
140		タコノアシ	タコノアシ							NT
141	マメ	マメ	タヌキマメ						CR	
142			ノアズキ							VU
143			イタチササゲ							EN
144			サガミメドハギ						EX	EX
145			イヌハギ						VU	VU
146			ミヤマタニワタシ							VU
147			ヒメハギ	ヒナノキンチャク						EN
148		バラ	バラ	ザイフリボク						EN
149	ヤブザクラ								EN	EN
150	シロバナノヘビイチゴ									EN
151	オオダイコンソウ									VU
152	ミツモトソウ									VU
153	ヒロハノカワラサイコ								VU	VU
154	ミヤマニガイチゴ									NT
155	ナンキンナナカマド									VU

表 2-2-43(4) 確認された重要な種 (維管束植物)

No.	目名	科名	種名	選定根拠						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
156	バラ	クロウメモドキ	ヨコグラノキ						NT	
157		イラクサ	ツルマオ						EN	
158	ブナ	ブナ	ウバメガシ						CR	
159		カバノキ	ダケカンバ						EN	
160	ウリ	ウリ	ゴキヅル						NT	
161	ニシキギ	ニシキギ	ウメバチソウ						EN	
162	キントラノオ	スマレ	ヒカゲスマレ						NT	
163		ヤナギ	ミヤマヤナギ						CR	
164		フウロソウ	フウロソウ	タチフウロ					EN	
165	フトモモ	ミソハギ	ミズマツバ					VU	NT	
166			ヒシ						VU	
167		アカバナ	ウスゲチョウジタデ						NT	
168			ミズユキノシタ						CR	
169	アオイ	ジンチョウゲ	コガンピ						VU	
170	アブラナ	アブラナ	ハマハタザオ						EX	
171			ハナハタザオ					CR	EX	
172	ビャクダン	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ					VU	EN	
173		オオバヤドリギ	マツグミ						NT	
174	ナデシコ	タデ	ヒメタデ					VU	CR	
175			オオネバリタデ						VU	
176			コギシギシ					VU		
177			マダイオウ						EN	
178		ナデシコ	ワチガイソウ						VU	
179			フシグロセンノウ						VU	
180		ヒユ	ホソバハマアカザ						VU	
181			カワラアカザ						CR	
182	ミズキ	アジサイ	ウメウツギ					VU	NT	
183	ツツジ	サクラソウ	ヌマトラノオ						VU	
184			コイワザクラ					VU	VU	
185		ツバキ	ナツツバキ						EN	
186		ツツジ	ベニドウダン						CR	
187			シャクジョウソウ						NT	
188			ヒトツバイチヤクソウ						EN	
189			マルバノイチヤクソウ						VU	
190			ハコネコメツツジ						VU	VU
191			リンドウ	アカネ	ハナムグラ					VU
192		オオキヌタソウ								EN
193	リンドウ	コケリンドウ							VU	
194		ハナイカリ							VU	
195	キョウチクトウ	コイケマ							VU	
196		スズサイコ					NT	VU		
197	ムラサキ	ムラサキ	サワリソウ						VU	
198			ムラサキ					EN	CR	
199			ミズタビラコ						VU	
200	ナス	ヒルガオ	ハマネナシカズラ					VU		
201		ナス	アオホオズキ					VU	VU	
202			ハシリドコロ						NT	
203	シソ	オオバコ	キクモ						NT	
204			ウンラン						EN	
205			イヌノフグリ					VU	VU	
206			カワヂシャ					NT		
207		ゴマノハグサ	ヒナノウスツボ						VU	
208		シソ	カイジンドウ					VU	EX	
209			ツルカコソウ					VU	CR	
210			タニジャコウソウ						NT	

表 2-2-43(5) 確認された重要な種 (維管束植物)

No.	目名	科名	種名	選定根拠						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
211	シソ	シソ	ジャコウソウ						NT	
212			キセワタ					VU	CR	
213			シロネ						EX	
214			ヤマジソ					NT	VU	
215			ミズネコノオ					NT	CR	
216			ミヤマタムラソウ						VU	
217			ダンドタムラソウ						VU	
218			ミゾコウジュ					NT		
219			ヒメナミキ						VU	
220			コナミキ					VU		
221			トウゴクシソバタツナミ						EN	
222			ハマウツボ		タチコゴメグサ					CR
223					ハマウツボ				VU	EX
224					オカウツボ					EX
225					シオガマギク					VU
226					ヒキヨモギ					VU
227	キク	キキョウ	キキョウ				VU	EN		
228		ミツガシワ	ミツガシワ					EX		
229			アサザ				NT	EX		
230		キク		ヤマノコギリソウ					EN	
231				ノコギリソウ					EN	
232				ヌマダイコン					VU	
233				ヤマハハコ					VU	
234				カワラハハコ					VU	
235				ヤハズハハコ					VU	
236				タテヤマギク					NT	
237				ヒメシオン						EN
238				カワラノギク					VU	EN
239				アキハギク						VU
240				ヨメナ						VU
241				ヒレアザミ						VU
242				ホソバガンクビソウ						VU
243				キクタニギク					NT	
244				タカアザミ						EN
245				アズマギク						CR
246				フジバカマ					NT	EX
247				サワヒヨドリ						EN
248				オグルマ						NT
249				カセンソウ						VU
250				タカサゴソウ					VU	CR
251				ハマニガナ						VU
252				カワラニガナ					NT	VU
253				オオモミジガサ						EN
254				ウスゲタマブキ						EN
255				コウモリソウ						VU
256				ヤマタイミンガサ						VU
257				アキノハハコグサ					EN	CR
258				ミヤコアザミ						VU
259				ヒメヒゴタイ					VU	CR
260		タカオヒゴタイ						VU		
261		キントキヒゴタイ						VU		
262		セイタカトウヒレン						CR		
263	キクアザミ						EN			
264	ハンゴンソウ						VU			
265	キオン						NT			

表 2-2-43(6) 確認された重要な種（維管束植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
266	キク	キク	ハチジョウナ						VU
267			ハバヤマボクチ						EN
268			エゾタンポポ						CR
269			コウリンカ					VU	EN
270			オカオグルマ						EN
271	マツムシソウ	スイカズラ	ナベナ						VU
272			マツムシソウ						VU
273	セリ	セリ	ミシマサイコ					VU	CR
274			イブキボウフウ						EN
275			ヒカゲミツバ						VU
計	38 目	78 科	275 種	0 種	0 種	0 種	2 種	87 種	256 種

注 1) 種名、科の配列等は、原則として「維管束植物和名チェックリスト ver. 1.10」

(https://gbif.jp/activities/checklist/wamei_checklist_110) に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表 2-2-41 に示した法令、文献番号と対応する。

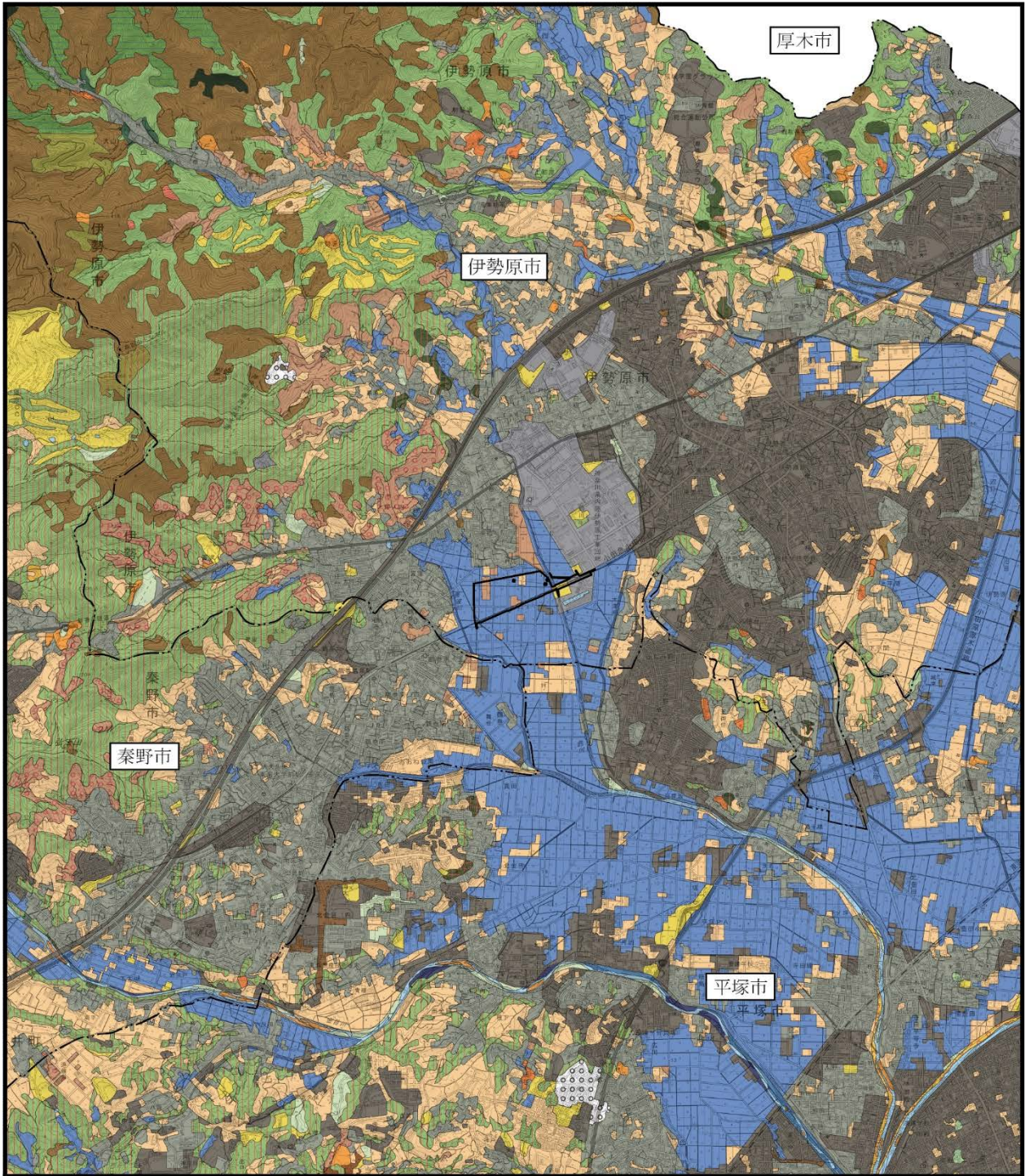
3) 各指定状況の内容は表 2-2-42 に対応する。

4) 神奈川県内に自然分布しない種の植栽、逸出と考えられる記録は重要な種から除外した。

イ. 植生の状況

実施区域周辺の現存植生の状況は、図 2-2-22 に示すとおりである。「第 6・7 回自然環境保全基礎調査植生調査」(環境省)に基づく実施区域周辺の調査によると、実施区域は水田雑草群落となっている。

また、実施区域及び周辺地域には特定植物群落は確認されていない。



凡 例

□ : 実施区域 ——— : 市 界

図 2-2-22 現存植生図

- | | | | |
|--------------------|----------------|-------------|---------------------|
| ■ アカシデーイヌシデ群落(V) | ■ アズマネザサ群落 | ■ 牧草地 | ■ 緑の多い住宅地 |
| ■ ヤブコウジースタジイ群集 | ■ 低木群落 | ■ 路傍・空地雑草群落 | ■ 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| ■ イノデタブノキ群集 | ■ チガヤーススキ群落 | ■ 放棄畑雑草群落 | ■ 工場地帯 |
| ■ シキミーモミ群集 | ■ 伐採跡地群落(VII) | ■ 果樹園 | ■ 造成地 |
| ■ コクサギーケヤキ群集 | ■ ヨシクラス | ■ 茶畑 | ■ 開放水域 |
| ■ イロハモミジーケヤキ群集 | ■ オギ群集 | ■ 常緑果樹園 | ■ 自然裸地 |
| ■ ムクノキーエノキ群落 | ■ スギ・ヒノキ・サワラ植林 | ■ 畑雑草群落 | |
| ■ マサキートベラ群集 | ■ アカマツ植林 | ■ 水田雑草群落 | |
| ■ シイ・カシ二次林 | ■ その他植林 | ■ 市街地 | |
| ■ クヌギーコナラ群集 | ■ 竹林 | | |
| ■ アカシデーイヌシデ群落(VII) | ■ ゴルフ場・芝地 | | |

資料：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」
 (環境省生物多様性センター、令和4年9月取得) に加筆



1:50,000

(2) 動物

実施区域及び周辺地域の動物相の状況については、文献調査を行い、既存資料を整理した。確認した文献等は表 2-2-44 に示すとおりである。また、実施区域が位置する伊勢原市のほか、平塚市及び秦野市に分布が確認された種の抽出を行った。

調査対象とした動物は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、その他（陸産貝類、クモ類等）である。

文献調査により、実施区域及び周辺地域で確認された種数は、表 2-2-45 に示すとおりである。

表 2-2-44 動物種の確認文献等

文献名		整理の対象とした範囲
A	「自然環境保全基礎調査 第2回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	伊勢原市、平塚市、秦野市が含まれる全ての2次メッシュ
B	「自然環境保全基礎調査 第3回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
C	「自然環境保全基礎調査 第4回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
D	「自然環境保全基礎調査 第5回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
E	「自然環境保全基礎調査 第6回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
F	「自然環境保全基礎調査 要注意鳥獣・中大型哺乳類調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
G	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (平成18年 神奈川県)	伊勢原市、平塚市、秦野市
H	「平塚市自然環境評価書」 (令和4年3月 ひらつか生物多様性推進協議会、平塚市環境部環境保全課)	平塚市
I	「秦野市みどりの基本計画」 (令和3年3月 秦野市環境産業部環境共生課)	秦野市
J	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」 (平成26年3月 神奈川県環境科学センター)	鈴川、善波川、栗原川

表 2-2-45 文献調査により確認された種数（動物）

分類	目	科	種
哺乳類	7	18	34
鳥類	19	54	196
爬虫類	2	11	17
両生類	2	6	15
昆虫類	14	155	766
その他	6	25	87

既存資料で確認された種について、国、県、及び各自治体が指定する選定根拠に基づき、重要な種の指定状況を整理した。重要な動物種等の選定根拠及びカテゴリーは表 2-2-46 に、各カテゴリーの評価基準は表 2-2-47 に示すとおりである。

表 2-2-46 重要な動物種等の選定根拠及びカテゴリー

選定根拠		カテゴリー	
法令による指定	① 「文化財保護法」 (昭和 25 年 法律第 214 号)	・ 特別天然記念物(特天) ・ 国指定天然記念物(国天)	
	② 「神奈川県文化財保護条例」 (昭和 30 年 条例第 13 号)	・ 県指定天然記念物(県天)	
	③ 「伊勢原市文化財保護条例」 (平成 25 年 3 月 条例第 13 号) 「平塚市文化財保護条例」 (昭和 32 年 条例第 23 号) 「秦野市文化財保護条例」 (昭和 37 年 12 月 条例第 54 号)	・ 市指定天然記念物(市天)	
④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成 4 年 法律第 75 号)	・ 国内希少野生動植物種(国内) ・ 特定国内希少野生動植物種(第一)、(第二) ・ 緊急指定種(緊急)		
文献による指定	⑤ 「環境省レッドリスト 2020」 (令和 2 年 3 月 環境省自然環境局野生生物課)	・ 絶滅(EX) ・ 野生絶滅(EW) ・ 絶滅危惧 I A 類(CR) ・ 絶滅危惧 I B 類(EN) ・ 絶滅危惧 II 類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 情報不足(DD) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	
	⑥ 「神奈川県レッドデータブック 2006」 (平成 18 年 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課)	・ 絶滅生物(EX) ・ 準絶滅(PX) ・ 野生絶滅生物(EW) ・ 絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・ 絶滅危惧 I A 類(CR) ・ 絶滅危惧 I B 類(EN) ・ 絶滅危惧 II 類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 減少種(DP) ・ 希少種(RP) ・ 要注意種(CP) ・ 情報不足(DD) ・ 情報不足 A(DDA) ・ 情報不足 B(DDB) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・ 注目種(SP) ・ 不明種(UP)	

表 2-2-47(1) 各カテゴリーの評価基準

カテゴリー		評価基準	
①	特別天然記念物(特天)	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物(国天)	国指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物(県天)	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物(市天)	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動植物種(国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	特定第一種国内希少野生動植物種(第一)	商業的に個体の繁殖をさせることができ、かつ、国際的に協力して種の保存を図ることとされていない国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。	
	特定第二種国内希少野生動植物種(第二)	次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種(緊急)	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	絶滅(EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 IA 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 IB 類(EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。	
	注目種(SP)	生息環境が特殊なもののうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種。	
	情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。	
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		

注) 表中の①～⑤は、表 2-2-46 に示した法令、文献番号と対応する。

表 2-2-47(2) 各カテゴリーの評価基準

カテゴリー		評価基準	
⑥	絶滅生物 (EX)	過去に神奈川県に生育したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、神奈川県内ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	準絶滅 (PX)	過去に確実な記録があるが、信頼性の高い調査を行っているにも関わらず、長期間全く記録が無く絶滅している可能性がある種。	
	野生絶滅生物 (EW)	過去に神奈川県に生育したことが確認されており、飼育・栽培下、あるいは自然分布の明らかに外側で野生化した状態では存続しているが、神奈川県内において本来の自然の生育地ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類 (VU)	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。
	準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。	
	減少種 (DP)	かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種。	
	希少種 (RP)	生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種。	
	要注意種 (CP)	前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種。	
	注目種 (SP)	環境省のカテゴリーには判定されないが、生息環境や生態的特徴等により注目に値する種。	
	情報不足 (DD)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。	
	情報不足 A (DDA)	過去 30 年を超えてまったく記録がないもの。	
	情報不足 B (DDB)	過去 15~30 年の間に確認例がまったくあるいはほとんど知られていないもの。	
不明種 (UP)	過去に不確実な記録だけが残されている種。		
絶滅のおそれのある地域 個体群 (LP)	県内の特定の地域において孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		

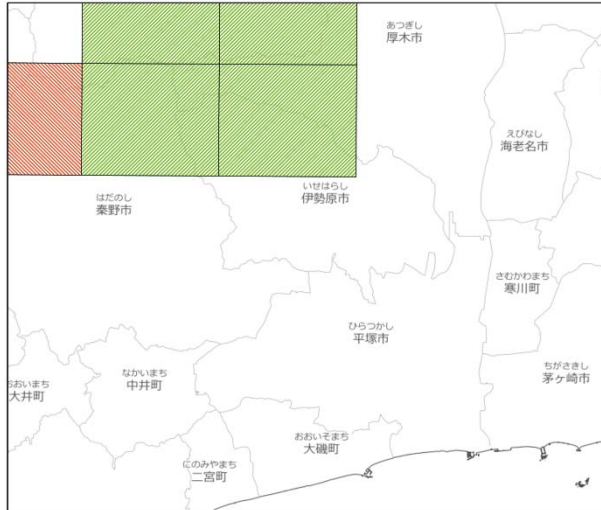
注) 表中の⑥は、表 2-2-46 に示した法令、文献番号と対応する。

ア. 哺乳類

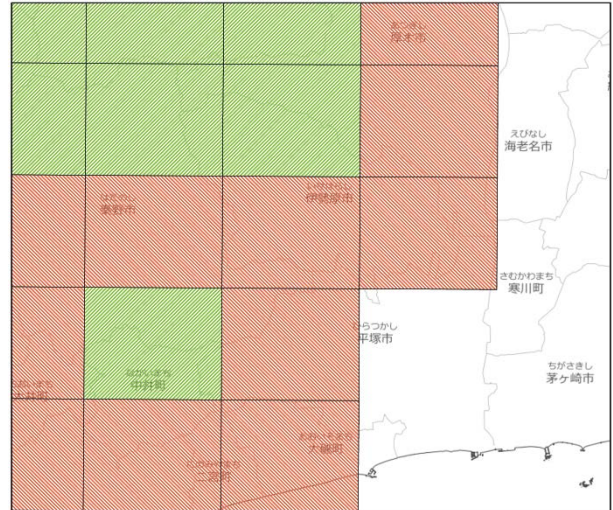
自然環境保全基礎調査において、第2回調査（昭和53年度、環境庁）と第6回調査（平成12～16年度、環境省）では、図2-2-23に示すとおり、哺乳類としてツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマの計8種を調査対象としている。

実施区域を含むメッシュ及び周辺のメッシュの範囲では調査対象の全8種の生息が記録されている。

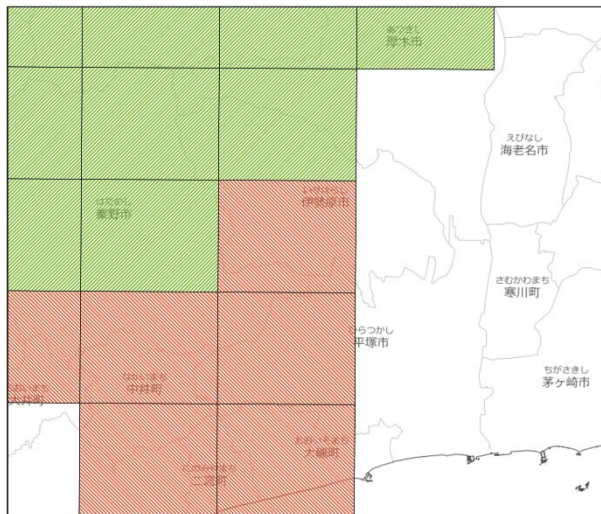
【ツキノワグマ】



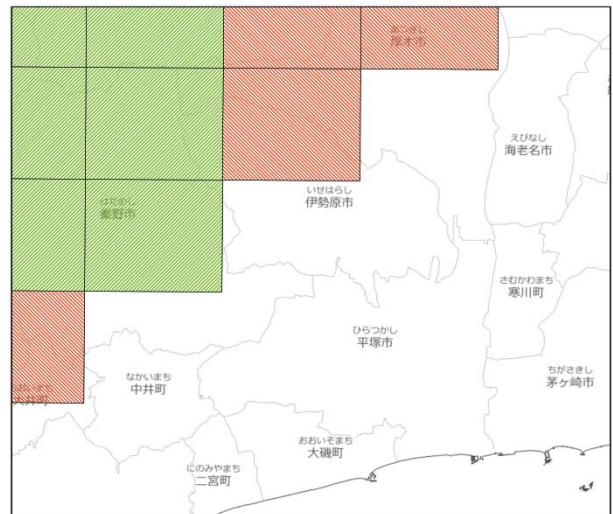
【ニホンザル】





【ニホンジカ】



【カモシカ】



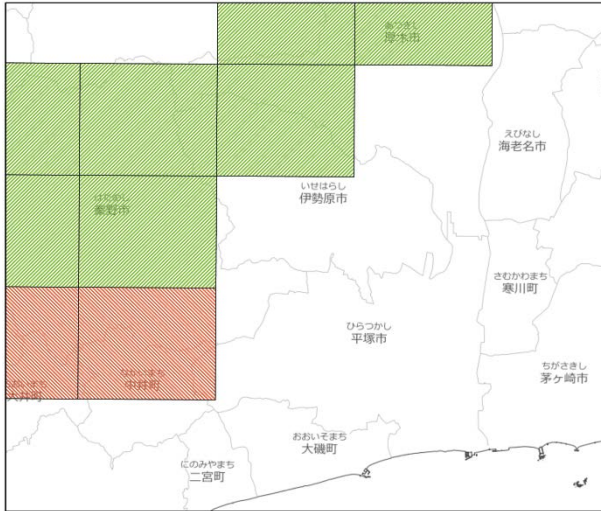
凡例

-  第2回と第6回で確認
-  第6回のみ確認

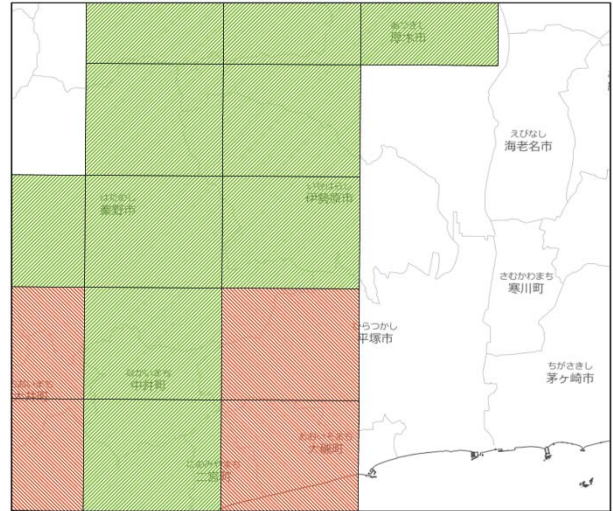
資料：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ、令和4年9月閲覧）

図2-2-23(1) 哺乳類の生息確認状況

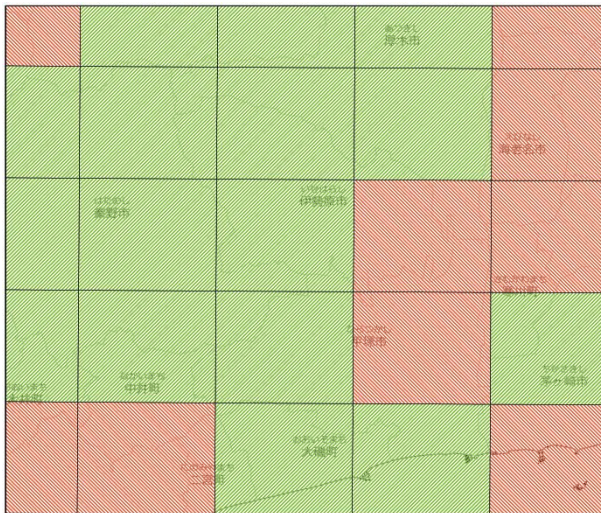
【イノシシ】



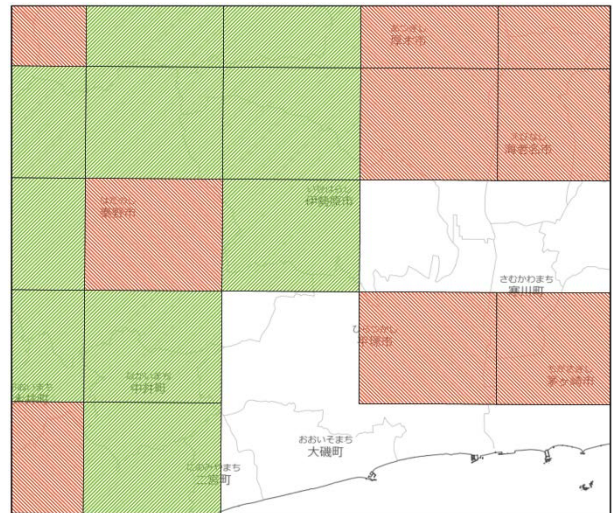
【キツネ】



【タヌキ】



【アナグマ】



凡例

- 第2回と第6回で確認
- 第6回のみ確認

資料：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ、令和4年9月閲覧）

図 2-2-23(2) 哺乳類の生息確認状況

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（哺乳類）は、表 2-2-48 に示すとおりであり、5 目 10 科 14 種である。

表 2-2-48 確認された重要な動物種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	モグラ	トガリネズミ	カワネズミ						NT
2	コウモリ	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ						CR+EN
3		ヒナコウモリ	ヒナコウモリ						VU
4			ユビナガコウモリ						VU
5			テングコウモリ						CR+EN
6		オヒキコウモリ	オヒキコウモリ					VU	DD
7	ネコ	イヌ	キツネ						NT
8		イタチ	ニホンイタチ						NT
9		クマ	ツキノワグマ						CR+EN
10	ウシ	ウシ	ニホンカモシカ	特天					NT
11	ネズミ	リス	ニホンリス						NT
12			ホンドモモンガ						VU
13		ネズミ	ハタネズミ						NT
14			カヤネズミ						NT
計	5 目	10 科	14 種	1 種	0 種	0 種	0 種	1 種	14 種

注1) 種名、科の配列等は、「種の多様性調査(専門家調査)対象種一覧」(平成9年、環境庁自然保護局)に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表 2-2-46 に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表 2-2-47 に対応する。

イ. 鳥類

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（鳥類）は、表 2-2-49 に示すとおりであり、17 目 40 科 103 種である。

表 2-2-49(1) 確認された重要な動物種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠									
				①	②	③	④	⑤	⑥				
									繁殖期	非繁殖期			
1	キジ	キジ	ウズラ					VU		VU			
2			ヤマドリ						VU	VU			
3	カモ	カモ	オシドリ					DD	RP	DP			
4			シマアジ							RP			
5			トモエガモ					VU		RP			
6			ウミアイサ							NT			
7	ハト	ハト	アオバト						SP	SP			
8	ミズナギドリ	アホウドリ	コアホウドリ					EN					
9	カツオドリ	ウ	ウミウ							NT			
10	ペリカン	サギ	ヨシゴイ					NT	VU				
11			オオヨシゴイ			国内	CR			VU			
12			ミゾゴイ				VU	CR+EN					
13			ササゴイ					VU					
14			アマサギ						DP				
15			チュウサギ					NT					
16			クロサギ						VU				
17			ツル	クイナ	クイナ							VU	
18	ヒクイナ							NT	CR+EN				
19	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ						NT				
20			カッコウ						VU				
21	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ					NT	VU				
22	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ						DP				
23	チドリ	チドリ	タゲリ								VU		
24			ケリ					DD	RP		NT		
25			ムナグロ									DP	
26			イカルチドリ							NT		SP	
27			コチドリ							SP			
28			シロチドリ						VU	VU		NT	
29			メダイチドリ									NT	
30			セイタカシギ	セイタカシギ						VU			
31			シギ	シギ	ヤマシギ								RP
32					タシギ								
33		オオソリハシシギ								VU			VU
34		チュウシャクシギ											VU
35		コアオアシシギ											NT
36		アオアシシギ											NT
37		クサシギ											NT
38		タカブシギ									VU		NT
39		キアシシギ											VU
40		ソリハシシギ											VU
41		イソシギ										RP	SP
42		キョウジョシギ											VU
43		ミユビシギ											CR+EN
44		トウネン											VU
45		ハマシギ									NT		VU
46	エリマキシギ											NT	
47	タマシギ	タマシギ								VU	CR+EN	RP	
48	ツバメチドリ	ツバメチドリ						VU					
49	カモメ	カモメ	ズグロカモメ					VU					
50			オオセグロカモメ						NT				
51			コアジサシ						VU	CR+EN			

表 2-2-49(2) 確認された重要な動物種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠						⑥	
				①	②	③	④	⑤	繁殖期	非繁殖期	
52	タカ	ミサゴ	ミサゴ					NT	VU	NT	
53		タカ	ハチクマ	ハチクマ					NT	CR+EN	
54			ツミ	ツミ						VU	RP
55			ハイタカ	ハイタカ					NT	DD	RP
56			オオタカ	オオタカ					NT	VU	RP
57			サシバ	サシバ					VU	CR+EN	
58			ノスリ	ノスリ						VU	RP
59			フクロウ	フクロウ	オオコノハズク						CR+EN
60	フクロウ	フクロウ								NT	
61	アオバズク	アオバズク								VU	
62	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン						VU		
63			ヤマセミ	ヤマセミ						RP	
64	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ						CR+EN	CR+EN	
65	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ				国内	VU	CR+EN	RP	
66	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ					VU	VU		
67		カササギヒタキ	サンコウチョウ						VU		
68		モズ	モズ						DP		
69		クイタダキ	クイタダキ						RP		
70		シジュウカラ	コガラ						VU	NT	
71		ヒバリ	ヒバリ						DP		
72		ツバメ	ツバメ						DP		
73			コシアカツバメ	コシアカツバメ						DP	
74		ウグイス	ヤブサメ						NT		
75		ムシクイ	オオムシクイ						DD		
76			メボソムシクイ							VU	
77			エゾムシクイ							NT	
78			センダイムシクイ							NT	
79		ヨシキリ	オオヨシキリ							VU	
80			コヨシキリ	コヨシキリ						CR+EN	
81		セッカ	セッカ							DP	DP
82		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ							NT	
83		カワガラス	カワガラス							DP	DP
84		ヒタキ	トラツグミ							DP	
85			クロツグミ							VU	
86			アカハラ							DP	
87			コマドリ							CR+EN	
88			コルリ							VU	
89			ルリビタキ							VU	
90			コサメビタキ							CR+EN	
91			キビタキ							DP	
92			オオルリ							NT	
93			スズメ	ニューナイスズメ							
94		セキレイ	キセキレイ							DP	
95			セグロセキレイ							DP	
96			ビンズイ							VU	
97		アトリ	カワラヒワ							DP	
98		ホオジロ	ホオアカ							CR+EN	
99	ノジコ							NT	RP		
100	アオジ								VU		
101	クロジ								CR+EN	DP	
102	コジュリン								VU	VU	
103		オオジュリン							VU	VU	
計	17 目	40 科	103 種	0 種	0 種	0 種	2 種	31 種	68 種	48 種	

注 1) 種名、科の配列等は、「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年 日本鳥学会)に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表 2-2-46 に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表 2-2-47 に対応する。

ウ. 爬虫類

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（爬虫類）は、表 2-2-50 に示すとおりであり、2 目 6 科 9 種である。

表 2-2-50 確認された重要な動物種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠及					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	カメ	ウミガメ	アカウミガメ					EN	VU
2		イシガメ	ニホンイシガメ					NT	CR+EN
3		スッポン	ニホンスッポン					DD	
4	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ						CP
5		ナミヘビ	アオダイショウ						CP
6			シマヘビ						CP
7			ヒバカリ						NT
8			ヤマカガシ						CP
9		クサリヘビ	ニホンマムシ						CP
計	2 目	6 科	9 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	8 種

注 1) 種名、科の配列等は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名（2020 年 3 月 16 日版）」（令和 2 年、日本爬虫両棲類学会）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表 2-2-46 に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表 2-2-47 に対応する。

エ. 両生類

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（両生類）は、表 2-2-51 に示すとおりであり、2 目 5 科 10 種である。

表 2-2-51 確認された重要な動物種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠及び指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	有尾	サンショウウオ	ヒガシヒダサンショウウオ					VU	VU	
2			ハコネサンショウウオ						NT	
3		イモリ	アカハライモリ					NT	CR+EN	
4	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル						CP	
5		アカガエル	ナガレタゴガエル						RP	
6			ニホンアカガエル						VU	
7			ツチガエル属 ^{※1}							CP
8			トウキョウダルマガエル						NT	VU
9			トノサマガエル						NT	CR+EN
10		アオガエル	シュレーゲルアオガエル						CP	
計	2 目	5 科	10 種	0 種	0 種	0 種	0 種	4 種	10 種	

注 1) 種名、科の配列等は、「日本産爬虫両生類標準和名（2020 年 3 月 16 日版）」（令和 2 年、日本爬虫両棲類学会）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表 2-2-46 に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表 2-2-47 に対応する。

※1 ツチガエル属：「ツチガエル」または「ムカシツチガエル」の可能性があり、ツチガエルが重要な種に該当する。

オ. 昆虫類

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（昆虫類）は、表 2-2-52 に示すとおりであり、9 目 55 科 148 種である。

表 2-2-52(1) 確認された重要な動物種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠								
				①	②	③	④	⑤	⑥			
1	トンボ	イトトンボ	キイトトンボ						EN			
2			モートンイトトンボ					NT	EN			
3			クロイトトンボ						CP			
4			セスジイトトンボ						CP			
5			オオイトトンボ						CR			
6		モノサシトンボ	モノサシトンボ						NT			
7		アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ	オツネントンボ						CP		
8				オツネントンボ						VU		
9		カワトンボ	ハグロトンボ	アオハダトンボ						CP		
10				アオハダトンボ					NT	VU		
11				ニホンカワトンボ							NT	
12		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ							VU		
13		サナエトンボ	ヤマサナエ	キイロサナエ						CP		
14				キイロサナエ						NT	CR	
15				ホンサナエ							VU	
16				アオサナエ							CR	
17				ヒメサナエ							DD	
18				コサナエ							EN	
19				ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	アオヤンマ						NT
20		アオヤンマ									NT	EX
21		オオルリボシヤンマ										NT
22		コシボソヤンマ										CP
23		カトリヤンマ										NT
24		サラサヤンマ										EN
25		ミルンヤンマ										CP
26		エゾトンボ	コヤマトンボ	ハネビロエゾトンボ							NT	
27				ハネビロエゾトンボ						VU	EX	
28				タカネトンボ								CP
29		トンボ	コフキトンボ	ヨツボシトンボ							CP	
30				ヨツボシトンボ								VU
31				シオヤトンボ								CP
32				チョウトンボ								EN
33				ナツアカネ								CP
34				マユタテアカネ								CP
35				マイコアカネ								DD
36				ヒメアカネ								CP
37				ミヤマアカネ								NT
38				リスアカネ								CP
39				オオキトンボ								EN
40	カワゲラ	カワゲラ	ジョウクリカワゲラ							RP		
41	バッタ	キリギリス	ヒガシキリギリス							CP		
42			オナガササキリ								CP	
43		クツムシ	クツムシ							CP		
44		コオロギ	クロツヤコオロギ	コガタコオロギ							NT	
45				コガタコオロギ								NT
46		マツムシ	マツムシ	スズムシ							CP	
47				スズムシ								CP
48		ケラ	ケラ								CP	
49		バッタ	ショウリョウバッタモドキ								CP	
50	カメムシ	セミ	ハルゼミ							CP		

表 2-2-52(2) 確認された重要な動物種 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠							
				①	②	③	④	⑤	⑥		
51	カメムシ	アメンボ	オオアメンボ						NT		
52		コオイムシ	コオイムシ					NT	EN		
53			タガメ				第二	VU	EX		
54		ミズムシ	Sigara 属の一種						DD		
55		サシガメ	アカヘリサシガメ						DD		
56		ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ					NT	DD		
57		カメムシ	ヒメナガメ						VU		
58			アカアシクチフトカメムシ						DD		
59		コウチュウ	ハンミョウ	シロヘリハンミョウ					NT	VU	
60	オサムシ		オオオサムシ						DDB		
61			フタモンマルクビゴミムシ					EN	CR+EN		
62			コハンミョウモドキ					EN	VU		
63			オサムシモドキ						VU		
64			フタボシチビゴミムシ						NT		
65			アトスジチビゴミムシ						VU		
66			カミコウチミズギワゴミムシ						DDB		
67			オビモンコミズギワゴミムシ						NT		
68			ヨツボシツヤナガゴミムシ						CR+EN		
69			オオキンナガゴミムシ						NT		
70			シラハタモリヒラタゴミムシ						DDB		
71	コガシラミズムシ		クビボソコガシラミズムシ						DD		
72			コガシラミズムシ						EN		
73	ゲンゴロウ		キベリマメゲンゴロウ						NT		
74			ゲンゴロウ						VU	EX	
75			シマゲンゴロウ						NT	EN	
76	ミズスマシ		コオナガミズスマシ						VU	NT	
77			ミズスマシ						VU	NT	
78	ガムシ		スジヒラタガムシ						NT		
79			ガムシ						NT	CR	
80	エンママシ		ドウガネエンママシ							CR+EN	
81	シデムシ		ヤマトモンシデムシ						NT	VU	
82	クワガタムシ		オオクワガタ						VU	CR+EN	
83			ヒラタクワガタ							VU	
84			ミヤマクワガタ							CP	
85	コガネムシ		アカマダラセンチコガネ							NT	
86			オオフタホシマダラコガネ							NT	
87			ヒゲコガネ							VU	
88			シロスジコガネ							VU	
89	タママシ		ヤマトタママシ							CP	
90			クロチビタママシ							CR+EN	
91	ホタル		ヘイケボタル							NT	
92	オオキノコムシ		ムモンシリグロオオキノコ							CR+EN	
93	テントウムシ		ルイステントウ							DDA	
94	ツツキノコムシ		ケナガナガツツキノコムシ							VU	
95	カミキリムシ		オオマルクビヒラタカミキリ							DDB	
96			ケブトハナカミキリ							RP	
97			クビアカハナカミキリ							DDB	
98			ニセハムシハナカミキリ							CR+EN	
99			ムネアカクロハナカミキリ							NT	
100			キベリカタビロハナカミキリ							CR+EN	
101			モモグロハナカミキリ							NT	
102			クロツヤヒゲナガコバネカミキリ							EX	
103			ヒメビロウドカミキリ							NT	CR+EN
104			シロスジカミキリ								CP
105			ハムシ	クロマメゾウムシ							VU
106				ヨツボシナガツツハムシ							NT
107				オオルリハムシ						NT	RP
108		ヤナギハムシ								VU	
109	ゾウムシ	オオカツオゾウムシ							EX		

表 2-2-52(3) 確認された重要な動物種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
110	ハチ	ヒメバチ	ミズバチ					DD		
111		クモバチ	キオビクモバチ						CR+EN	
112		スズメバチ	ヤマトアシナガバチ					DD	VU	
113		ミツバチ	クロマルハナバチ					NT	EX	
114	ハエ	アミカモドキ	ニホンアミカモドキ					VU		
115		ハナアブ	ケブカハチモドキハナアブ						SP	
116	トビケラ	ナガレトビケラ	オオナガレトビケラ					NT		
117	チョウ	セセリチョウ	アオバセセリ						CP	
118			ギンイチモンジセセリ					NT	NT	
119			ホシチャバネセセリ					EN	CR	
120			ホソバセセリ						VU	
121			ヘリグロチャバネセセリ						EN	
122			コキマダラセセリ						VU	
123			アカセセリ					EN		
124			オオチャバネセセリ						VU	
125			ミヤマチャバネセセリ						CP	
126			アゲハチョウ	ギフチョウ					VU	EN
127			シロチョウ	ヒメシロチョウ					EN	EN
128				ツマグロキチョウ					EN	EX
129		スジボソヤマキチョウ							NT	
130		ヤマキチョウ						EN	CR	
131		シジミチョウ	ミドリシジミ						NT	
132			ジョウザンミドリシジミ						UP	
133			シルビアシジミ					EN	CR	
134			ゴマシジミ本州中部亜種					CR	EX	
135			ミヤマシジミ					EN	EX	
136		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン					VU	EN	
137			クモガタヒョウモン						EN	
138			オオウラギンヒョウモン					CR	EX	
139			アサマイチモンジ						VU	
140			ホシミスジ						EN	
141			シータテハ						VU	
142	クジャクチョウ							VU		
143	スミナガシ							CP		
144	コムラサキ							EN		
145	オオムラサキ							NT	NT	
146	ヤママユガ		オナガミズアオ					NT		
147	ヤガ		タカオキリガ						EX	
148			コシロシタバ					NT		
計	9目	55科	148種	0種	0種	0種	1種	45種	139種	

注 1) 種名、科の配列等は、原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（平成7年、環境庁）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表 2-2-46 に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表 2-2-47 に対応する。

カ. その他

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な動物種（その他の陸生動物）は、表 2-2-53 に示すとおりであり、4 目 11 科 27 種である。

表 2-2-53 確認された重要な動物種（その他の陸生動物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	ニナ(中腹足)	ヤマタニシ	サドヤマトガイ					NT	
2	オカミミガイ (原始有肺)	ケンガイ	ケンガイ					NT	
3	マイマイ (柄眼)	キバサナギガイ (+スナガイ)	スナガイ					NT	
4			ナタネキバサナギガイ					VU	
5		キセルガイ	オオギセル					NT	
6			ツメギセル					NT	
7			チュウゼンジギセル					NT	
8			スルガギセル					NT	
9		オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ					NT	
10		ベッコウマイマイ	カントウベッコウ					DD	
11			クリイロベッコウ					DD	
12			ハコネヒメベッコウ					DD	
13			エナクリイロベッコウ					DD	
14			キヌツヤベッコウマイマイ					DD	
15			レンズガイ					VU	
16			ウメムラシタラガイ					NT	
17			オオウエキビ					DD	
18			オオタキキビ					NT	
19			ヒメカサキビ					NT	
20		オオコウラナメクジ	オオコウラナメクジ					NT	
21		ニッポンマイマイ (ナンバンマイマイ)	ビロウドマイマイ					DD	
22			キヌビロウドマイマイ					NT	
23			メルレンドルフマイマイ					CR +EN	
24		オナジマイマイ	カドコオオベソマイマイ					NT	
25			タカヤマヒダリマキマイマイ					VU	
26	クモ	ジグモ	ワスレナグモ					NT	VU
27		ホウシグモ	ドウシグモ					DD	NT
計	4 目	11 科	27 種	0 種	0 種	0 種	0 種	27 種	2 種

注 1) 種名、科の配列等は、原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編 I」(平成 5 年、環境庁)及び「日本産野生生物目録 無脊椎動物編 III」(平成 10 年、環境庁)に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表 2-2-46 に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表 2-2-47 に対応する。

(3) 陸水生物

実施区域及び周辺地域の陸水生物に関する生物相の状況については、文献調査を行い、既存資料を整理した。確認した文献等は表 2-2-54 に示すとおりである。また、実施区域が位置する伊勢原市のほか、平塚市及び秦野市に分布が確認された種の抽出を行った。

調査対象とした生物は、魚類と底生動物である。

文献調査により、実施区域及び周辺地域で確認された種数は、表 2-2-55 に示すとおりである。

表 2-2-54 陸水生物に関する生物種の確認文献等

	文献名	整理の対象とした範囲
A	「自然環境保全基礎調査 第4回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	伊勢原市、平塚市、秦野市が含まれる全ての2次メッシュ
B	「自然環境保全基礎調査 第5回動物分布調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター)	
C	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (平成18年 神奈川県)	伊勢原市、平塚市、秦野市
D	「神奈川県内河川の魚類」 (平成26年3月 神奈川県環境科学センター)	鈴川、善波川、栗原川
E	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」 (平成26年3月 神奈川県環境科学センター)	鈴川、善波川、栗原川
F	「平塚市自然環境評価書」 (令和4年3月 ひらつか生物多様性推進協議会、平塚市環境部環境保全課)	平塚市
G	「秦野市みどりの基本計画」 (令和3年3月 秦野市環境産業部環境共生課)	秦野市

表 2-2-55 文献調査により確認された種数（陸水生物）

分類	目	科	種
魚類	12	29	84
底生動物	33	83	154

文献調査で確認された種について、国、県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき、重要な種の指定状況を整理した。

重要な陸水生物の選定根拠、カテゴリー及び各カテゴリーの評価基準は、重要な動物種の選定根拠、カテゴリー及び各カテゴリーの評価基準と同様である（表 2-2-46 及び表 2-2-47 参照）。

ア. 魚類

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な陸水生物種(魚類)は、表 2-2-56 に示すとおりであり、8 目 14 科 33 種である。

表 2-2-56(1) 確認された重要な陸水生物(魚類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠及						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類 ^{*1}					VU	EN	
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ					EN		
3	コイ	コイ	コイ(型不明)						DD	
4			キンブナ					VU	EN	
5			アブラハヤ						NT	
6			ウグイ						NT	
7			カマツカ類 ^{*2}						(NT) ^{*4}	
8			ニゴイ						VU	
9			ドジョウ	ドジョウ類 ^{*3}					(NT/DD) ^{*5}	
10				ヒガシシマドジョウ						NT
11			フクドジョウ	ホトケドジョウ					EN	EN
12			ナマズ	ギギ	ギバチ					VU
13	ナマズ	ナマズ							SP	
14	サケ	サケ	ニッコウイワナ					DD		
15			サクラマス(ヤマメ)					NT	CR	
16			サツキマス(アマゴ)					NT	CR	
17	トゲウオ	ヨウジウオ	イッセンヨウジ						SP	
18			テングヨウジ						SP	
19	ダツ	メダカ	ミナミメダカ					VU	CR	
20			メダカ類					(VU) ^{*6}	(CR) ^{*6}	
21		サヨリ	クルマサヨリ					NT		
22	スズキ	カジカ	カマキリ					VU	CR	
23			カジカ					NT	VU	
24			ウツセミカジカ (淡水性両側回遊型)					EN	DD	
25		カワアナゴ	カワアナゴ						EN	
26			チチブモドキ						DD	
27		ハゼ	ミミズハゼ						DD	
28			ボウズハゼ						NT	
29			オオヨシノボリ						NT	
30	クロヨシノボリ							NT		

表 2-2-56(2) 確認された重要な陸水生物（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠及					
				①	②	③	④	⑤	⑥
31	スズキ	ハゼ	ゴクラクハゼ						NT
32			ウロハゼ						SP
33			スミウキゴリ						NT
計	8 目	14 科	33 種	0 種	0 種	0 種	0 種	15 種	29 種

注 1) 種名、科の配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 4 年度版」（令和 4 年、国土交通省）に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表 2-2-46 に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表 2-2-47 に対応する。

4) 神奈川県内に自然分布しない種の人為的移入と考えられる記録は重要な種から除外した。

※1 スナヤツメ類：「スナヤツメ北方種」または「スナヤツメ南方種」の可能性があるため「スナヤツメ類」とした。

※2 カマツカ類：神奈川県内の自然分布種は「スナゴカマツカ」であるが、神奈川県内には近縁の他種が移入しているとの情報があるため種を特定せず、「カマツカ類」とした。

※3 ドジョウ類：「ドジョウ」または「キタドジョウ」の可能性があるため「ドジョウ類」とした。

※4 選定根拠⑥において、スナゴカマツカが準絶滅危惧 (NT) に指定されている。

※5 選定根拠⑤において、ドジョウが準絶滅危惧種 (NT)、キタドジョウが情報不足 (DD) に指定されている。

※6 選定根拠⑤において、ミナミメダカが絶滅危惧Ⅱ類 (VU)、選定根拠⑥において、ミナミメダカが絶滅危惧ⅠA 類 (CR) に指定されている。

イ. 底生動物

実施区域及び周辺地域で確認されている重要な陸水生物種（底生動物）は、表 2-2-57 に示すとおりであり、6 目 9 科 12 種である。

表 2-2-57 確認された重要な陸水生物（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	ニナ(中腹足)	タニシ	マルタニシ					VU	
2		エゾマメタニシ (マメタニシ)	イナバマメタニシ					VU	
3	モノアラガイ (基眼)	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ					DD	
4			モノアラガイ					NT	
5		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ					DD	
6			トウキョウヒラマキガイ					DD	
7			ヒラマキガイモドキ					NT	
8		カワコザラガイ	カワコザラ					CR	
9	イシガイ	イシガイ	マルドブガイ					VU	
10	ハマグリ (マルスダレガイ)	シジミ	マシジミ					VU	
11	ウオビル(吻蛭)	ヒラタビル	イボビル					DD	
12	エビ(十脚)	イワガニ	タイワンオオヒライソガニ					DD	
計	6 目	9 科	12 種	0 種	0 種	0 種	0 種	12 種	0 種

注 1) 種名、科の配列等は、原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編 I」(平成 5 年、環境庁)及び「日本産野生生物目録 無脊椎動物編 III」(平成 10 年、環境庁)に従った。

2) 選定根拠の①～⑥は、表 2-2-46 に示した法令、文献番号と対応する。

3) 各指定状況の内容は表 2-2-47 に対応する。

3 その他の状況

1) 文化財の分布状況

(1) 指定文化財

実施区域周辺の史跡・名勝・天然記念物の指定状況は、表 2-2-58 及び図 2-2-24 に示すとおりである。

実施区域周辺では、国指定 6 件、県指定 4 件、伊勢原市の指定 12 件の文化財がある。なお、実施区域内には指定文化財はない。

表 2-2-58 指定文化財の状況

地点番号	指定区分	種類	名称
1	国	史跡	伊勢原八幡台石器時代住居跡
2	国	登録有形	山口家住宅主屋 山口家住宅離れ
3	国	登録有形	小澤家住宅主屋 小澤家住宅表門 小澤家住宅庭塀
4	国	登録有形	高部屋神社本殿 高部屋神社拝殿及び幣殿
5	県	天然記念物	大福寺の大クスノキ
6	国	建造物	光明寺本堂内厨子
	県		光明寺観音堂
	平塚市		金目観音堂二(仁)王門
7	国	登録有形	原家住宅主屋 原家住宅茶室 原家住宅土蔵 原家住宅旧長屋門
8	県	天然記念物	鶴巻の大櫨
9	県	史跡	二子塚古墳
10	伊勢原市	建造物	串橋中世石塔群〔(伝)善波太郎の墓〕
11	伊勢原市	建造物	齋藤家住宅
12	伊勢原市	史跡	一之坪条里制度遺跡
13	伊勢原市	史跡	市之坪条里制度遺跡
14	伊勢原市	史跡	箕輪駅跡
15	伊勢原市	史跡	岡崎城跡
16	伊勢原市	史跡	下谷戸縄文遺跡環状列石及住居跡
17	伊勢原市	史跡	太田道灌の墓(洞昌院)
18	伊勢原市	史跡	太田道灌の墓(大慈寺)
19	伊勢原市	史跡	上杉館跡
20	伊勢原市	史跡	浄業寺跡
21	伊勢原市	天然記念物	神代杉
22	平塚市	建造物	北金目神社本殿
23	秦野市	建造物	健速神社本殿

注) 地点番号は、図 2-2-24 と対応する。

資料：「神奈川県文化財目録(市町村別)」(令和 3 年 5 月 神奈川県)

「指定文化財」(いせはら文化財サイト、令和 4 年 9 月閲覧)

「平塚市内の指定・登録文化財一覧」(平塚市ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧)

「秦野市域の指定・登録文化財」(秦野市ホームページ、令和 4 年 9 月閲覧)

(2) 埋蔵文化財等の分布

実施区域周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、図 2-2-25 に示すとおりである。

実施区域周辺には、多くの周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、実施区域内には埋蔵文化財包蔵地は報告されていない。

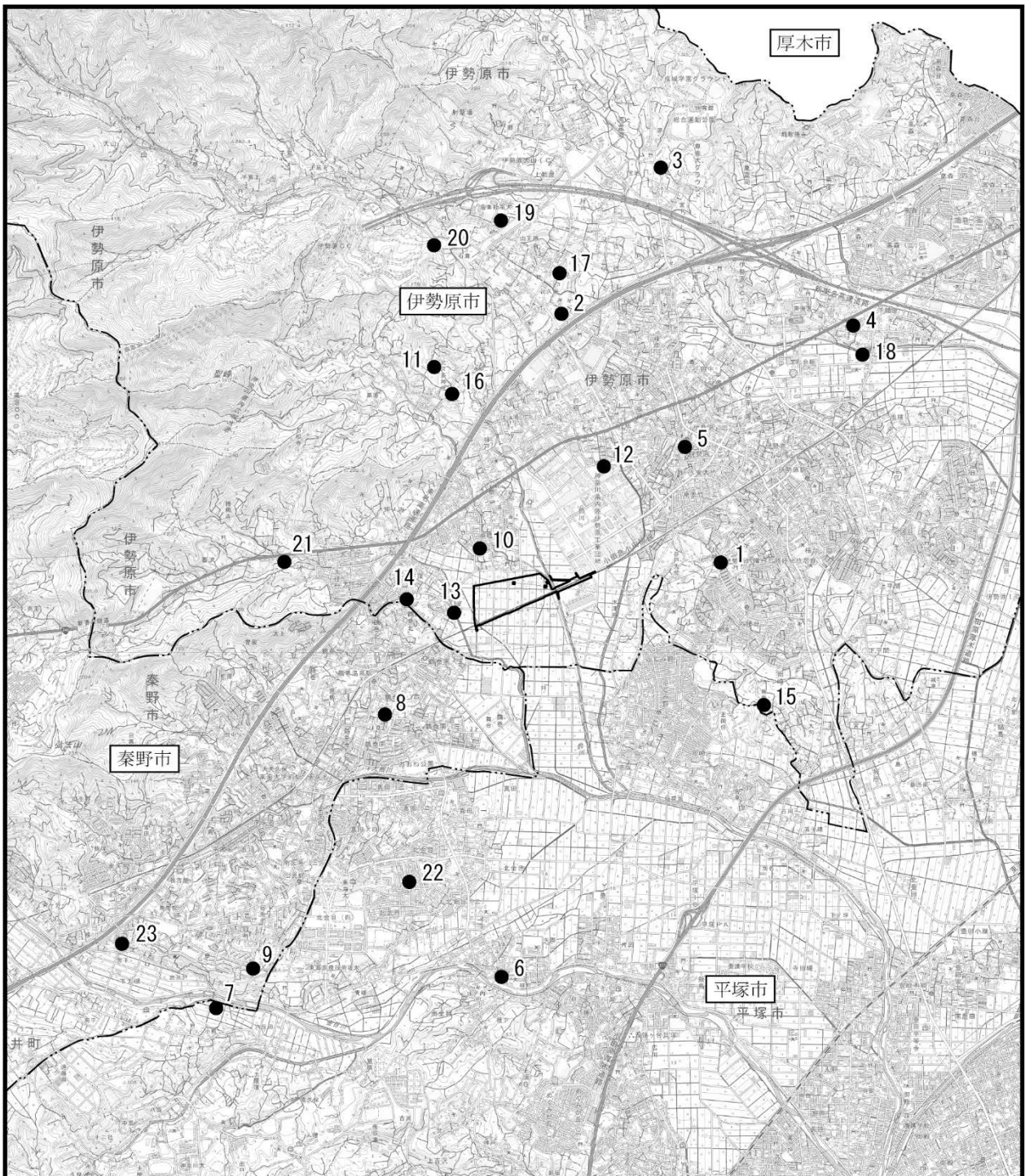
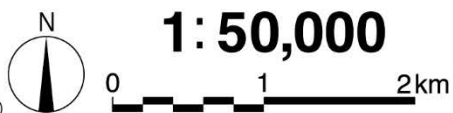


図 2-2-24 指定文化財分布状況

- 凡 例**
- : 実施区域
 - : 市 界
 - : 指定文化財

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（令和 4 年 5 月 神奈川県）
 「指定文化財」（いせはら文化財サイト 令和 4 年 9 月閲覧）
 「平塚市内の指定・登録文化財一覧」（平塚市ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧）
 「秦野市域の指定・登録文化財」（秦野市ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧）



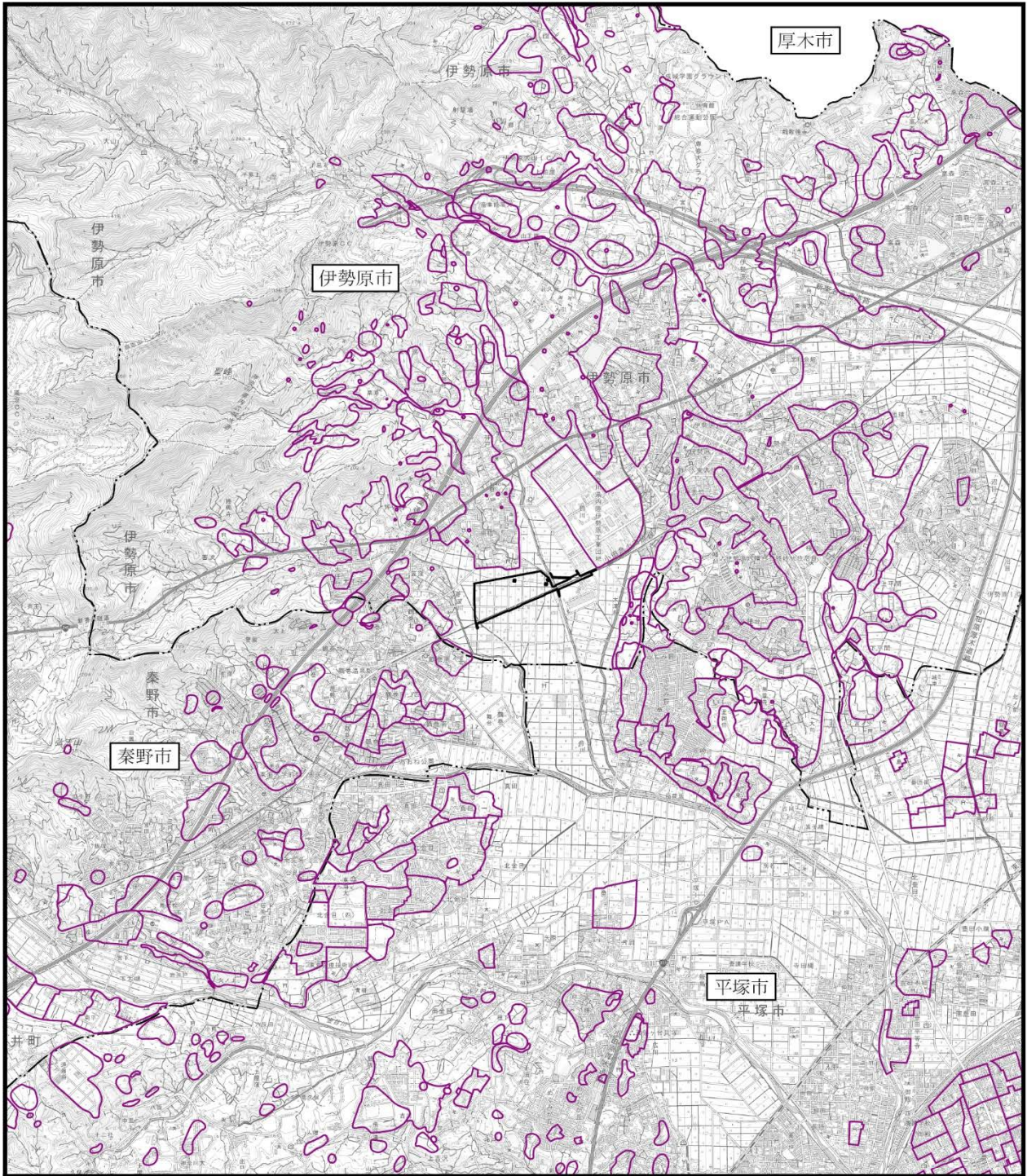
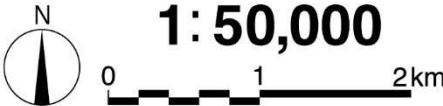


図 2-2-25 埋蔵文化財包蔵地分布状況

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 埋蔵文化財包蔵地

資料：「神奈川県遺跡分布地図（伊勢原市 No. 1、No. 2）」
 （令和 3 年 12 月 伊勢原市）
 「ひらつかわくわくマップ 埋蔵文化財」
 （平塚市ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧）
 「周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡地図）」
 （秦野市ホームページ 令和 4 年 9 月閲覧）



2) レクリエーション資源の分布

実施区域周辺のレクリエーション資源の分布状況は、表 2-2-59 及び図 2-2-26 に示すとおりである。

表 2-2-59 レクリエーション資源の状況

地点番号	区分	市	名称	
1	公園	伊勢原市	県立いせはら塔の山緑地公園	
2			こどもスポーツ広場	
3			鈴川公園	
4			市ノ坪公園	
5			上満寺多目的スポーツ広場	
6			千津ふれあい公園	
7			谷戸岡公園	
8			市民の森ふじやま公園	
9			伊勢原市総合運動公園	
10			丸山城址公園	
11		秦野市	NITTAN パークおおね	
12			ひかりの街公園	
13		平塚市	金目親水公園	
14			塚越公園	
15			花菜ガーデン 神奈川県立 花と緑のふれあいセンター	
16			王御住公園	
17			木村植物園 湘南ひらつかパークゴルフ場	
18	花の名所	伊勢原市	小田急線沿線のひまわり	
19			比々多地区のチューリップ	
20			三嶋神社のしだれ桜	
21			洞昌院のしだれ桜	
22		平塚市	金目川と観音堂の桜並木	
23			渋田川の桜並木	
24	ウォーキングコース	伊勢原市	伊勢原市ウォーキングコース 鈴川リバーサイドを歩く	
25			伊勢原市ウォーキングコース 絶景！塔の山緑地公園から市街を望む	
26			伊勢原市ウォーキングコース 矢倉沢住還道（大山街道）をゆく！	
27			伊勢原市ウォーキングコース 見どころ満載!!文化財巡り	
28			伊勢原市ウォーキングコース 緑と歴史の中へ	
29			伊勢原市ウォーキングコース 岡崎城跡と岡崎の旧道をゆく	
30			関東ふれあいの道（首都圏自然歩道） 太田道灌・日向薬師のみち	
31			関東ふれあいの道（首都圏自然歩道） 弘法大師と桜のみち	
32			秦野市	鶴巻あじさい散歩道

注) 地点番号は、図 2-2-26 と対応する。

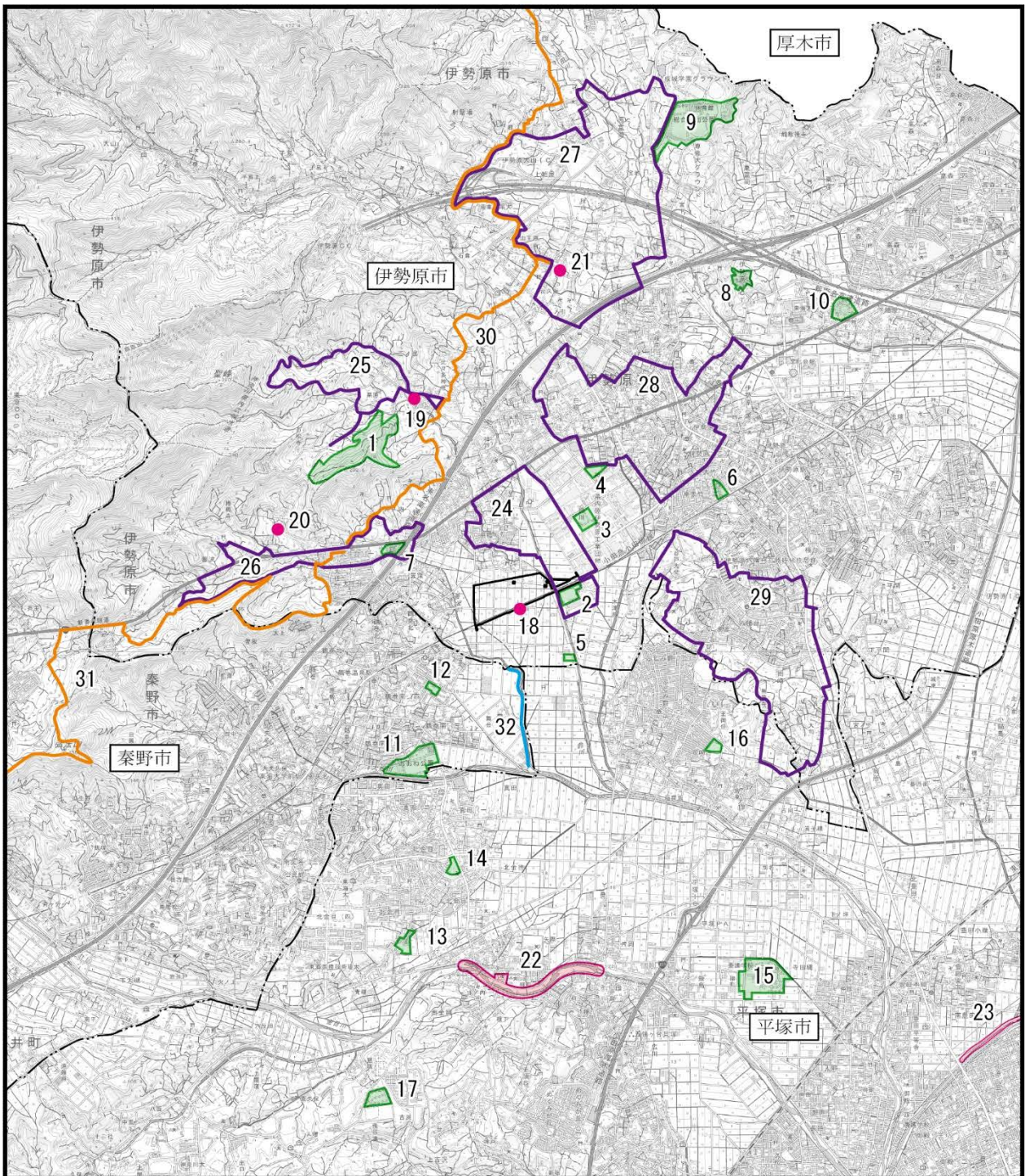
資料) 「伊勢原ガイドマップ」(令和 3 年 3 月 一般社団法人伊勢原市観光協会)

「はだのガイド」(令和 3 年 3 月 秦野市観光振興課)

「湘南ひらつか観光マップ」(令和 2 年 3 月 一般社団法人平塚市観光協会)

「伊勢原市ウォーキングガイド」(平成 27 年 3 月 伊勢原市)

「関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）」(神奈川県自然環境保全センター、令和 4 年 9 月閲覧)



凡 例

□ : 実施区域
 --- : 市 界

■ : 公 園
 ● : 花の名所

ウォーキングコース
 — : 伊勢原市ウォーキングコース
 — : 関東ふれあいの道
 — : 鶴巻あじさい散歩道

図 2-2-26 レクリエーション資源の状況

資料 : 「伊勢原ガイドマップ」(令和3年3月 一般社団法人伊勢原市観光協会)
 「はだのガイド」(令和3年3月 秦野市観光振興課)
 「湘南ひらつか観光マップ」
 (令和2年3月 一般社団法人平塚市観光協会)
 「伊勢原市ウォーキングガイド」(平成27年3月 伊勢原市)
 「関東ふれあいの道(首都圏自然歩道)」
 (神奈川県自然環境保全センター 令和4年9月閲覧)



1:50,000

0 1 2km

3) 地域景観の特性状況

伊勢原市は、神奈川県の中東部、湘南地域に位置し、大山の眺望や緑豊かな里地里山と田園風景が広がる。北西は大山を境に秦野市と隣接し、南の平塚市にかけて緩やかに傾斜し、金目川水系の鈴川や善波川が流れている。北から東は厚木市と接しており、大山の裾野が相模川にかけて広がっている。

「伊勢原市景観条例」(平成 25 年 12 月 伊勢原市条例第 26 号)では、市全域を景観計画区域とする「伊勢原市景観計画」(平成 25 年 12 月 伊勢原市)が策定された。景観計画において市を代表する景観づくりの基本方針は以下のとおり示されている。

【交流とにぎわいをテーマとした顔づくり】

- ・ 伊勢原駅周辺地区は、本市の玄関口にふさわしいにぎわいと活力のある景観形成を進める。
- ・ 人々が憩い集うことができる、開放感のある景観形成を進める。
- ・ 回遊性を高め、歩行者にとって快適で楽しい景観形成を進める。
- ・ 建築物や広告物等を適切に誘導し、まとまりや秩序の感じられる景観形成を進める。

【もてなしをテーマとした顔づくり】

- ・ 伊勢原駅や愛甲石田駅周辺地区や中央通り地区、行政センター地区については、誰もが心地よさを感じることができるホスピタリティ表現豊かな景観形成を進める。
- ・ 建築物の形態・意匠や色彩、また配置などを適切に誘導し、秩序ある景観形成を進める。
- ・ 公園緑地やオープンスペースの維持・保全や新たな創出などにより、心地よく滞留することができる景観形成を進める。
- ・ 公共空地への花壇の設置や店先の植栽やプランターの設置などにより、花や緑あふれる景観形成を進める。
- ・ 店構えの意匠や看板などの工夫により、心地よく買い物や飲食などを楽しめる景観形成を進める。
- ・ 歩行者にやさしい空間の創出に努め、楽しく歩くことのできる景観形成を進める。
- ・ 伊勢原の歴史・文化、また大山とのつながりなど、伊勢原らしさを感じることができる景観形成を進める。

【歴史・文化をテーマとした顔づくり】

- ・ 大山や日向地区について、大山阿夫利神社、大山寺、日向薬師などの建造物や伝統的行事など歴史・文化的資源との調和に配慮した景観形成を進める。
- ・ 旧道や玉垣、道標などを大切にし、歴史・文化の薫る景観形成を進める。
- ・ 先導師旅館のまちなみやこま参道などについて、建築物や工作物等の形態・意匠や色彩誘導などを検討し、誰もが歴史・文化を実感できる景観形成を進める。
- ・ 丹沢大山国定公園地区や県立丹沢大山自然公園地区などの自然の緑と調和した景観形成を進める。

【新たな交流をテーマとした顔づくり】

- ・ 伊勢原大山インターチェンジ周辺地区について、自然や歴史・文化的資源、また大山の眺望などと調和した景観形成を進める。
- ・ また、周辺環境と調和した土地利用や建築物及び工作物等のデザイン誘導など、また公共施設の整備により、一体としてまとまった新たなまちの交流拠点にふさわしい景観形成を進める。

別添 2－3 環境の特性に基づき配慮しようとする内容

1. 環境の特性に基づき配慮しようとする内容.....	2-3-1
-----------------------------	-------

1 環境の特性に基づき配慮しようとする内容

実施区域は、伊勢原市南部の笠窪、串橋及び神戸地内に位置し、主に農地として利用されている。実施区域周辺には小田急電鉄、東側には二級河川である鈴川が隣接している。また、計画地の北側には都市計画道路3・4・4号線（W=16m）、西側には都市計画道路3・4・6号線（W=16m）の計画がある。

実施区域の周辺の伊勢原市内の教育施設は、実施区域の北側約1.0kmに伊勢原市立比々多小学校、南東側約1.0kmに伊勢原市立竹園小学校がある。医療・福祉施設は北側約0.7kmに比々多保育園がある。これらの状況を踏まえ、実施区域及び周辺地域の環境の特性に基づき配慮すべき点として、以下の項目を抽出した。

<生活環境への配慮>

- ・大気中に放出されるNO_x（窒素酸化物）の排出量の削減を図るため、低NO_x型ボイラーの採用及び効率的な運転制御等に努める。
- ・ファン、空気圧縮機等の騒音発生機器は低騒音の機器を採用し、騒音の著しい機器は適切な防音対策（ラギング等）を講じるとともに、必要に応じて専用室とし、建屋の内壁に吸音材を貼付ける等の対策を講じる。また、外壁仕様や開口部は騒音に配慮する。
- ・建物配置については、隣接する住宅地への騒音・振動等の影響を低減するような計画とする。
- ・工場から発生する副産物・廃棄物の排出量の削減に努める。
- ・工場稼働時に走行する関係車両については、安全に配慮した効率的な運行計画の策定・運用、運転者に対する安全教育等の指導徹底を図ることにより、地域住民、通勤・通学者への安全の確保に努める。

<水環境への配慮>

- ・雨水処理については、地下水涵養のため浸透枿を設ける等、地下浸透を図るように努める。
- ・排水処理については、公共下水道に対する負荷をできるだけ軽減することを目的に、微生物を利用する活性汚泥法またはメタン発酵法等により適正に浄化处理し、排出する。

<自然環境への配慮>

- ・太陽光発電等の自然エネルギー利用促進等による再生可能エネルギー利用に努める。
- ・積極的な緑化を推進することにより、二酸化炭素の吸収を促進する。
- ・緑化植物の種類については、伊勢原市の緑化推奨樹木等を参考に、農地等の周辺環境に配慮した種の選定を検討する。

別添 3 対象事業の概要

別添 3-1 規 模

1. 対象事業の規模..... 3-1-1
2. 土地利用計画..... 3-1-1

別添 3-2 実施方法

1. 実施工程..... 3-2-1
2. 工事計画..... 3-2-1
3. 工事中の環境保全対策..... 3-2-3
4. 供用時の環境保全対策..... 3-2-6

別添 3-3 その他の内容

1. 給排水計画..... 3-3-1
 2. 熱源供給計画..... 3-3-1
 3. 電力供給計画..... 3-3-1
 4. 緑化計画..... 3-3-1
 5. 廃棄物処理計画..... 3-3-1
 6. 施設運用計画..... 3-3-1
 7. 防災・保安計画..... 3-3-1
 8. 安全計画（交通）..... 3-3-2
-

別添 3 - 1 規 模

1. 対象事業の規模..... 3-1-1

2. 土地利用計画..... 3-1-1

1 対象事業の規模

本計画の実施区域面積は、約 174,000 m² (約 17.4 ha) を計画している。

各施設の面積は、表 3-1-1 に示すとおりである。

表 3-1-1 計画の規模

内 訳	面積 (m ²)	構成比
鉄道関連施設※	約 96,000	55.2%
構内通路	約 21,000	12.1%
緑 地	約 26,000	14.9%
調 整 池	約 4,000	2.3%
線路用地	約 16,000	9.2%
付帯工事影響範囲	約 11,000	6.3%
合 計	約 174,000	100.0%

※鉄道関連施設とは、総合車両所 (付帯線路含む)、付属設備棟及び変電所等である。

2 土地利用計画

実施区域における施設配置計画は図 3-1-1 に、横断面は図 3-1-2 に示すとおりである。

実施区域の土地利用は、鉄道関連施設が大部分を占め、構内通路、調整池、鉄道用地及び付帯工事影響範囲の他、一部は緑地として整備する。

なお、実施区域の北側には都市計画道路 3・4・4 号線 (W=16m)、西側には都市計画道路 3・4・6 号線 (W=16m) の計画がある。

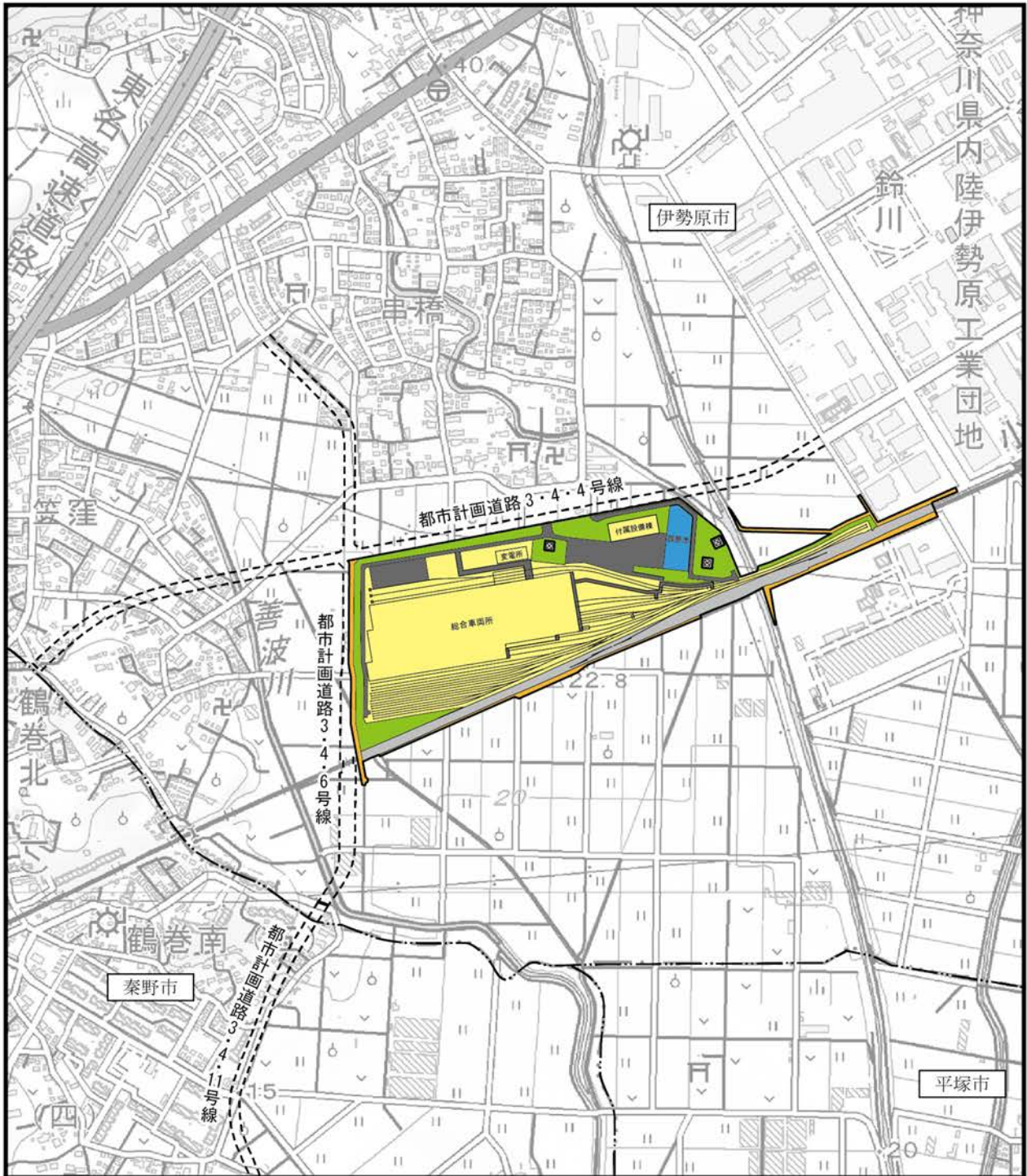


図 3-1-1 施設配置計画

凡 例

- | | |
|---|--|
|  : 実施区域 |  : 鉄道関連施設 |
|  : 市 界 |  : 構内通路 |
|  : 都市計画道路(未整備区間) |  : 緑 地 |
| |  : 調整池 |
| |  : 線路用地 |
| |  : 付帯工事影響範囲 |



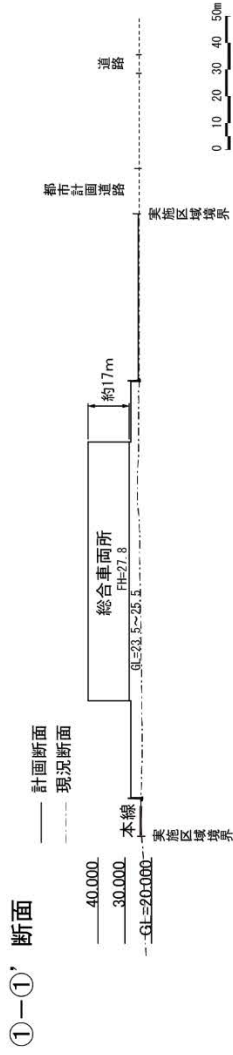
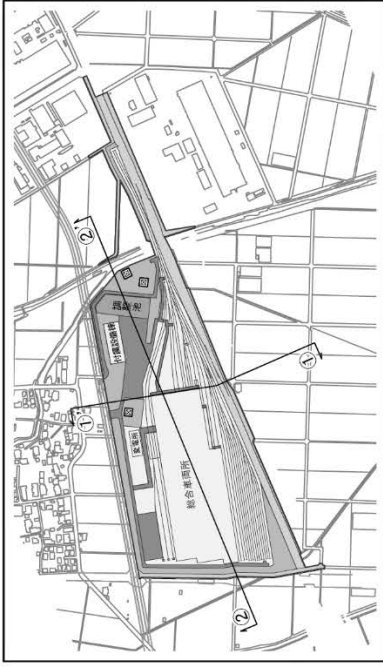
1:10,000

0 250 500m

注1) 図は既存の鉄塔が設置されている範囲を示す(実施区域範囲外)。

2) 本図は実施計画書時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。

位置図



単位：m

注) 本図は実施計画書時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。

図 3-1-2 横断面

別添 3 - 2 実施方法

1. 実施工程.....	3-2-1
2. 工事計画.....	3-2-1
3. 工事中の環境保全対策.....	3-2-3
1) 大気汚染対策.....	3-2-3
2) 水質汚濁対策.....	3-2-3
3) 騒音・振動対策.....	3-2-3
4) 安全（交通）対策.....	3-2-3
5) 廃棄物対策.....	3-2-5
6) 植物・動物・生態系の保全対策.....	3-2-5
7) 文化財の保全対策.....	3-2-5
8) レクリエーション資源の保全対策.....	3-2-5
9) 温室効果ガス対策.....	3-2-5
4. 供用時の環境保全対策.....	3-2-6
1) 大気汚染対策.....	3-2-6
2) 騒音・振動対策.....	3-2-6
3) 水質対策.....	3-2-6
4) 植物・動物・生態系の保全対策.....	3-2-6
5) 景観の保全対策.....	3-2-6
6) 廃棄物対策.....	3-2-6
7) 温室効果ガス対策.....	3-2-7

1 実施工程

実施工程は、表 3-2-1 に示すとおりである。環境影響評価等の手続き終了後、2027 年度に工事に着手し、2032 年度中に竣工予定である。具体的な工事の作業計画等については、今後検討する。

表 3-2-1 実施工程

工事等	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度
機能補償工事 (農業用排水 路・下水・道 路付け替え)							
盛土・擁壁・ 基礎工事							
車両所工事 (建築・軌 道・機械・電 気工事)							
操業							→

2 工事計画

本計画における工事内容、方法及び使用する主な建設機械は、表 3-2-2 に示すとおりである。主要工種は、機能補償工事、盛土・擁壁・基礎工事及び車両所工事である。

使用する主な建設機械は、クローラークレーン、ラフテレーンクレーン、バックホウ、ブルドーザ、アスファルトフィニッシャ、モーターグレーダー、振動ローラ、タイヤローラ、コンクリートポンプ車、コンクリートミキサー車、ダンプトラック（10t）等を計画している。

工事は原則として昼間の時間帯において作業を行うが、一部、軌道や電気工事等については夜間の時間帯においても作業を行う場合がある。

表 3-2-2 工事概要

工事等	概要	使用する主な建設機械
機能補償工事 (農業用排水路・ 下水・道路付け替 え)	総合車両所の造成に伴い支障する各種基盤施設の機能補償を行う。主な機能補償の対象としては道路、農業用排水路、汚水排水管である。	クローラークレーン、 ラフテレーンクレーン、 バックホウ、ブルドーザ、 アスファルトフィニッシャ、 モーターグレーダー、 振動ローラ、タイヤローラ、 ダンプトラック (10t)
盛土・擁壁・ 基礎工事	総合車両所として整備する範囲は、鈴川の既設橋梁と同程度の高さまで造成し、調整池や附属設備棟のある範囲については、送電線の下でもあるため、ほぼ現地盤と同等程度の高さで設定する。 敷地内の高低差処理は、可能な限り法面とするが、土地利用上法面が困難である場合は擁壁を設置する。基本的には盛土構造となるため、盛土法面勾配は搬入土の材料試験を行った上で決定する。 地質調査結果より、圧密沈下が想定されるため、その沈下量分を見込んで土量計算を行うものとする。また、沈下対策として、盛土の周囲において地盤改良等を行い、周辺地盤へ影響を与えないよう配慮する。	クローラークレーン、 ラフテレーンクレーン、 バックホウ、ブルドーザ、 アスファルトフィニッシャ、 モーターグレーダー、 振動ローラ、タイヤローラ、 コンクリートポンプ車、 コンクリートミキサー車、 ダンプトラック (10t)
車両所工事 (建築・軌道・機 械・電気工事)	車両所（工場、変電所等）の鉄骨建方を行い、床コンクリートを打設し、屋根、外装及び内部の仕上げ等を行う。	クローラークレーン、 ラフテレーンクレーン、 バックホウ、 コンクリートポンプ車、 コンクリートミキサー車、 ダンプトラック (10t)

3 工事中の環境保全対策

建設工事に当たっての環境保全対策は以下のとおりである。

1) 大気汚染対策

建設機械等から排出される窒素酸化物等については、工事量の平準化を図ることにより集中的に排出されることを防止するとともに、機械の適切な整備を行う等の対策を講ずる。また、工事用車両については、アイドリングストップ等の指導徹底、低公害車使用の推進等の対策を講ずる。

工事中に粉じんが発生する恐れがある場合には、適宜散水等を行い、飛散防止に努める。また、工事用車両による粉じんについては、実施区域内に洗車設備等を設け車輪等の洗浄を行うとともに、適宜、出入口の散水等を行うほか、場内の制限速度を設けることで飛散防止に努める。

資材の搬出入に際しては、工事用車両の走行経路の限定、安全走行、シートによる荷台のカバー等により荷台からの土砂の落下及び粉じんの飛散防止に努める。

工事に際しては、排出ガス対策型建設機械を採用する。また、ドライバーへの安全教育の徹底により空ぶかしの禁止、不要な運転をできる限り防止し、必要以上に排ガスが発生することを防ぐ。

2) 水質汚濁対策

工事中の雨水排水は、沈砂池等において一時貯留し濁水の土砂を十分に沈降させた後、上澄み水を公共水域（鈴川若しくは栗原川）に排水する。

3) 騒音・振動対策

建設機械等は、低騒音・低振動型のものを選定するとともに、機械の配置を考慮し、発生する騒音・振動の低減に努める。また、実施区域境界付近の作業においては、必要に応じて防音パネルを設ける等の対策を講ずる。

工事用車両については、適切な運行計画の策定・運用及び交通規則遵守の指導徹底等により、騒音・振動の低減に努める。実施区域を走行する車両による騒音・振動を低減するため、場内の制限速度を設ける。工事用車両が一般道を走行する際には、走行経路等を十分検討し、車両の整備・点検を適切に行うとともに、積載重量について遵守する。また、規制速度を遵守するようドライバーに周知・徹底するほか、工事用車両が集中しないよう作業量の平準化に努める。

4) 安全（交通）対策

実施区域周辺の工事用車両ルートは、図3-2-1に示すとおりである。今回の工事に関連して都市計画道路の一部を整備する計画であり、整備期間中は実施区域西側の走行ルートを一時利用し、整備後は実施区域東側の走行ルートを利用する計画である。

工事用車両ルートについては、関係機関と十分調整を図るとともに、計画的な運行により車両が短期間に集中しないよう配慮する。また、実施区域の出入り口付近には必要に応じて交通整理員を配置する等の対策を講じ、歩行者・一般通行車両の安全を図るとともに、運転手には十分な安全教育を行い、安全走行、交通規則遵守の指導徹底等を図る。

実施区域周辺の主要箇所にて工事の予告看板を設け、周辺自治会への周知等の配慮を図る。朝・夕の時間帯には、児童・生徒の登下校の安全を確保するため、工事用車両の走行台数及び走行ルート等に配慮する。

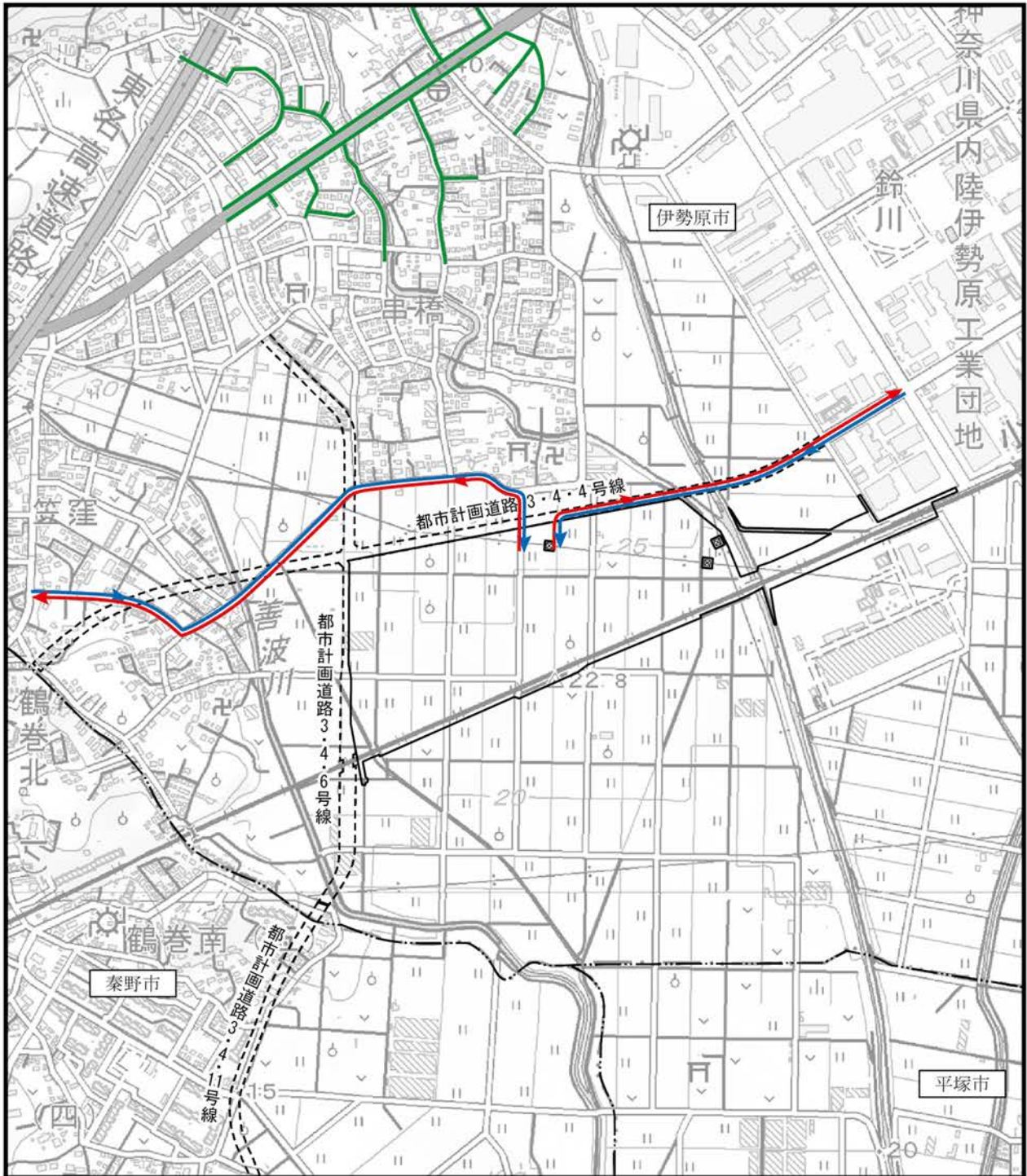


図 3-2-1 工事用車両ルート図

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- - - - : 都市計画道路(未整備区間)
- : 工事用車両の主な走行ルート (入場)
- ← : 工事用車両の主な走行ルート (出場)
- : 小中学校通学路



1:10,000

0 250 500m

注1) 図は既存の鉄塔が設置されている範囲を示す(実施区域範囲外)。

2) 本図は実施計画書時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。

5) 廃棄物対策

再利用可能な工事用型枠の使用等により、建設廃棄物の排出の抑制に努める。また、廃棄物の効率的な分別収集等により、再資源化の促進を図り、最終処分率の削減等に努める。

建設発生土については、計画地内で極力再利用する。

6) 植物・動物・生態系の保全対策

工事中、新たに重要な動植物種等が確認された場合には、可能な限り保全に努める。

7) 文化財の保全対策

工事中、新たに文化財等が発見された場合には、速やかに関係機関と協議し、適切な措置を講じることとする。

8) レクリエーション資源の保全対策

工事用車両の走行経路は、レクリエーション施設へのアクセス道路を極力回避するよう運行計画に配慮する。工事用車両の走行経路等がレクリエーション施設へのアクセス道路と重複する区間においては、ドライバーへの周知を徹底する。

9) 温室効果ガス対策

建設機械や工事用車両による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等を十分に検討する。

4 供用時の環境保全対策

供用時の環境保全対策は以下のとおりである。

1) 大気汚染対策

- ・施設関係車両が集中しないよう、計画的な運行に努める。
- ・施設関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導する。
- ・施設利用者に対し、公共交通機関の利用を促す。
- ・施設利用者に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す。
- ・熱源施設等は、できる限り計画地敷地境界からの離隔を確保して設置する。
- ・車両の塗装を乾燥させるための燃焼機器については、できる限り NOx 排出濃度の低い燃焼機器やエネルギー効率の高い燃焼機器の設置に努める。
- ・熱源施設等が正常に稼働するよう定期的な点検・整備等の適切な維持管理に努める。

2) 騒音・振動対策

- ・施設関係車両が集中しないよう、計画的な運行に努める。
- ・施設関係車両は、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導する。
- ・施設利用者に対し、公共交通機関の利用を促す。
- ・施設利用者に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す。
- ・熱源施設等は、できる限り計画地敷地境界からの離隔を確保して設置する。
- ・熱源施設等が正常に稼働するよう定期的な点検・整備等の適切な維持管理に努める。

3) 水質対策

- ・車両洗浄に伴う排水は、雨水排水と混ざらぬよう、洗浄用エリアを設け別系統にて処理を行った上で污水管へ排水する。
- ・排水処理設備は、定期的な点検・整備等の適切な維持管理に努める。

4) 植物・動物・生態系の保全対策

- ・敷地内に緑地を努めて確保し、周辺の植生との調和に配慮する。その際、外来種に留意した植栽内容とする。
- ・照明機器からの光が動植物の生息環境を直接照らすことがないように、設備の配置や向きを検討する。

5) 景観の保全対策

- ・周辺景観との調和を図った施設整備を進める。

6) 廃棄物対策

- ・産業廃棄物の分別保管場所を設置し、分別排出、集積・保管を適正に行う。
- ・産業廃棄物は、産業廃棄物処理業の許可を得た処理業者等へ委託し、産業廃棄物管理票を交付して処分先を明確にするなど、適正な処理を行う。

7) 温室効果ガス対策

- ・設備機器については、導入可能な範囲で効率的な省エネルギー機器を選択し、エネルギー使用量の削減を図る。
- ・施設関係車両については、アイドリングストップ等のエコドライブを実施する。

別添 3-3 その他の内容

1. 給排水計画.....	3-3-1
1) 上水給水計画.....	3-3-1
2) 地下水給水計画.....	3-3-1
3) 排水計画.....	3-3-1
2. 熱源供給計画.....	3-3-1
3. 電力供給計画.....	3-3-1
4. 緑化計画.....	3-3-1
5. 廃棄物処理計画.....	3-3-1
6. 施設運用計画.....	3-3-1
7. 防災・保安計画.....	3-3-1
8. 安全計画（交通）.....	3-3-2

1 給排水計画

1) 上水給水計画

実施区域の給水は、主として神奈川県企業庁厚木水道営業所より上水の供給を受けるほか、雨水を回収し利用する。上水給水量については、約70～110m³/日を計画している。

2) 地下水給水計画

地下水による給水予定はない。

3) 排水計画

実施区域から排出される汚水排水は、公共下水道に排水する。

また、雨水排水については、施設外縁部沿い及び法面下に側溝を整備し、調整池へ流入させる。調整池は実施区域東側の鈴川若しくは栗原川に接続し排水する。

2 熱源供給計画

実施区域における台車洗浄装置及び車体塗装乾燥ブース等の熱源として、ガスボイラー及び乾燥炉を用いる計画である。使用燃料は、都市ガスを計画している。

3 電力供給計画

東京電力(株)より、既存鉄塔から特別高圧電圧にて受電し、特別高圧受変電設備で高圧に降圧した後、実施区域内へ配電する計画である。

4 緑化計画

実施区域内における緑化に際しては、「伊勢原市地域まちづくり推進条例」（平成 24 年 3 月条例第 11 号）に基づき、要件である敷地面積の 4%以上の緑地及び 6%以上の公園等（公園、緑地又は広場等）を満たす、計 10%以上の緑地を設ける計画である。

5 廃棄物処理計画

一般事務系廃棄物の排出量の削減に努め、発生した廃棄物については専門業者による回収、リサイクル等による再資源化の促進を図る。

6 施設運用計画

総合車両所の稼働は 365 日を計画している。車両の整備・点検等については原則として日中時間帯に行う計画であるが、車輪削正作業については夜間（深夜帯ではない）にも作業を行う可能性がある。

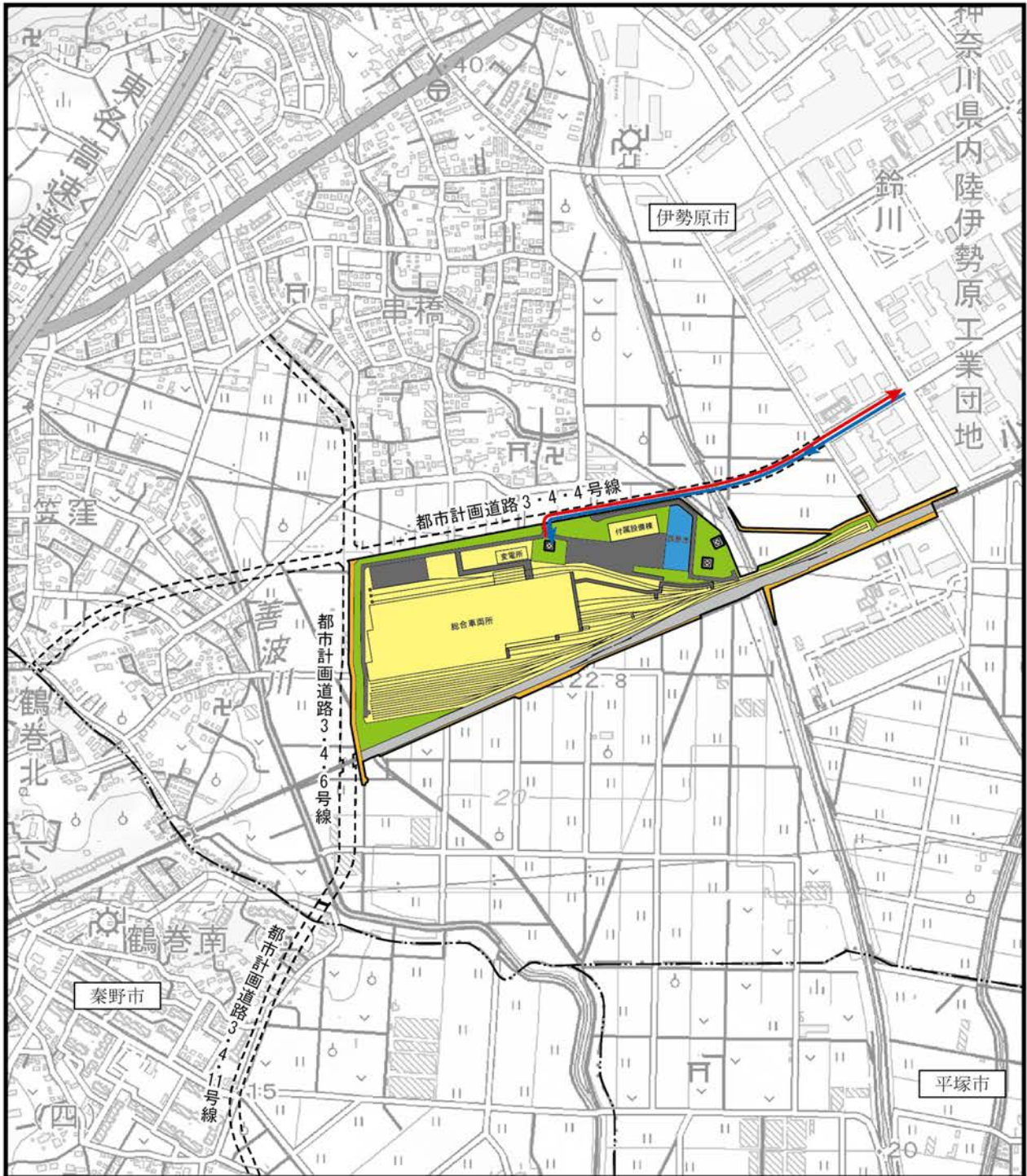
7 防災・保安計画

地元消防署及び警察署等所轄行政機関と十分協議した上で、適切な防災保安体制、従業員教育及び防災設備の設置等を図る計画である。

8 安全計画（交通）

資材搬入車等の業務関連交通及び従業員の通勤交通が平日70～100台/日、休日20～40台/日程度見込まれるため、安全に配慮した効率的な運行計画の策定・運用及び運転者に対する安全教育の徹底等を行うことにより、安全確保に努める計画である。

なお、施設関係車両の走行ルートは図3-3-1に示すとおりであり、進入口として敷地北側1か所を予定している。



凡 例

□ : 実施区域

— : 市 界

--- : 都市計画道路
(未整備区間)

→ : 主な走行ルート (入場)

← : 主な走行ルート (出場)

土地利用計画

■ : 鉄道関連施設

■ : 構内通路

■ : 緑 地

■ : 調整池

■ : 線路用地

■ : 付帯工事影響範囲

図 3-3-1 供用後車両ルート図



1:10,000

0 250 500m

注1) 図は既存の鉄塔が設置されている範囲を示す(実施区域範囲外)。

2) 本図は実施計画書時点におけるものであり、今後の計画の検討及び関係機関との協議等により変更となる可能性がある。

別添 4 評価項目の選定及び調査方法、 調査時期等の調査計画その他の内容

1. 環境影響要因の把握及び評価項目の選定	4-1-1
1) 環境影響要因の把握	4-1-1
2) 評価項目の選定	4-1-1
2. 調査方法、調査時期等の調査計画その他の内容	4-2-1
1) 大気汚染	4-2-1
2) 水質汚濁	4-2-7
3) 騒音	4-2-12
4) 振動	4-2-17
5) 廃棄物・発生土（1 廃棄物）	4-2-20
6) 廃棄物・発生土（2 発生土）	4-2-22
7) 水象（1 河川）	4-2-23
8) 植物・動物・生態系（1 植物）	4-2-26
9) 植物・動物・生態系（2 動物）	4-2-30
10) 植物・動物・生態系（3 水生生物）	4-2-35
11) 植物・動物・生態系（4 生態系）	4-2-38
12) 景観	4-2-39
13) レクリエーション資源	4-2-42
14) 温室効果ガス	4-2-45
15) 安全（1 危険物等）	4-2-47
16) 安全（2 交通）	4-2-49

1 環境影響要因の把握及び評価項目の選定

1) 環境影響要因の把握

本計画の実施に伴う工事中、供用開始後の環境影響要因としては、計画内容及び周辺地域の環境特性から表 4-1-1 に示す環境影響要因が考えられる。

表 4-1-1 本計画に係る環境影響要因

区 分	環境影響要因
工事の実施	建設機械の稼働
	工事用車両の走行
	造成等の実施
土地又は工作物の存在 及び供用	施設の存在
	施設の稼働
	関係車両の走行

2) 評価項目の選定

前項で把握した環境影響要因に対して、周辺地域の環境の特性及び対象計画の内容等を考慮し、影響の内容及び程度について検討した上で、評価項目の選定を行った。

環境影響要因と評価項目は表 4-1-2 に示すとおりであり、各評価項目の選定又は非選定の理由は表 4-1-3 に示すとおりである。

表 4-1-2 評価項目選定表

区 分			工事の実施			土地または工作物の存在及び供用			
評価項目	評価細目	行為内容 (環境影響要因)	建設機械の稼働	工 事 用 車 両 の 走 行	造成等の実施	施設 の 存在	施設 の 稼働	関係車両の走行	
大気汚染	大気汚染	二酸化硫黄							
		一酸化炭素							
		浮遊粒子状物質	○	○			○		
		二酸化窒素	○	○			○		
		粉じん			○				
		その他							
水質汚濁	水質汚濁	生活環境項目			○		○		
		健康項目							
		その他							
土壌汚染	土壌汚染								
騒音・低周波音	騒音	○	○				○		
	低周波音								
振動	振動	○	○				○		
地盤沈下	地盤沈下								
悪臭	悪臭								
廃棄物・発生土	廃棄物				○		○		
	発生土				○				
電波障害	テレビジョン電波障害								
日照阻害	日照阻害								
反射光（太陽電池に限る）	反射光								
気象	気象								
水象	河川				○		○		
	地下水								
	海域								
地象	傾斜地								
	地形・地質								
植物・動物・生態系	植物				○				
	動物				○				
	水生生物				○				
	生態系				○				
文化財	文化財								
景観	景観					○			
レクリエーション資源	レクリエーション資源			○					
温室効果ガス	温室効果ガス	○	○				○		
地域分断	地域分断								
安全	危険物等						○		
	交通			○					

注) ○：評価項目として選定する項目

表 4-1-3(1) 各評価項目の選定又は非選定理由

評価項目	評価細目		区分	環境影響要因	選定/非選定	選定理由又は非選定理由
大気汚染	環境基準 設定項目	二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 二酸化窒素 粉じん その他	工事中	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働及び工事用車両の走行により排気ガスが排出されるため、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素について評価項目として選定する。
				工事用車両の走行	○	
				造成等の実施	○	
			供用時	施設の存在		施設の存在による大気汚染の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
				施設の稼働	○	施設の稼働により排気ガスが排出されるため、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素について評価項目として選定する。
				関係車両の走行		関係車両の主な走行ルートである都市計画道路3・4・4号線は、将来交通量として1万台/日を想定している。一方、本計画の関係車両の走行台数は、最大で100台/日程度を想定しており、一般車交通量に対する割合は約1%と小さいことから、関係車両の走行による大気汚染の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
水質汚濁	生活環境項目 健康項目 その他	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働による水質汚濁の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			工事用車両の走行		工事用車両の走行による水質汚濁の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			造成等の実施	○	造成工事による濁水の発生が想定されるため、評価項目として選定する。	
		供用時	施設の存在		施設の存在による水質汚濁の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			施設の稼働	○	供用時には実施区域内から調整池へ流入した水を公共用水域へ排水し、水質汚濁の発生が想定されるため、評価項目として選定する。	
			関係車両の走行		関係車両の走行による水質汚濁の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	

注) ○：評価項目として選定する項目

表 4-1-3 (2) 各評価項目の選定又は非選定理由

評価項目	評価細目	区分	環境影響要因	選定/非選定	選定理由又は非選定理由	
土壌汚染	土壌汚染	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働及び工事用車両の走行による土壌汚染の影響は想定されない。また、実施区域の現況は主に水田、畑地等の耕作地であることから、現状で土壌汚染が生じていることは想定されず、搬入土砂は、溶出試験により、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく基準に適合した土壌であることを確認した上で使用することから、造成工事による土壌汚染の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			工事用車両の走行			
			造成等の実施			
		供用時	施設の存在			土地または工作物の存在及び供用による土壌汚染の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働			
			関係車両の走行			
騒音・低周波音	騒音	工事中	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働による騒音の発生が想定されるため、評価項目として選定する。	
			工事用車両の走行	○	工事用車両の走行による騒音の発生が想定されるため、評価項目として選定する。	
			造成等の実施		造成工事による騒音の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
		供用時	施設の存在		施設の存在による騒音の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			施設の稼働	○	施設の稼働による騒音の発生が想定されるため、評価項目として選定する。	
			関係車両の走行		関係車両の主な走行ルートである都市計画道路3・4・4号線は、将来交通量として1万台/日を想定している。一方、本計画の関係車両の走行台数は、最大で100台/日程度を想定しており、一般車交通量に対する割合は約1%と小さいことから、関係車両の走行による騒音の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
	低周波音	低周波音	工事中	建設機械の稼働		工事の実施による低周波音の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
				工事用車両の走行		
				造成等の実施		
供用時	施設の存在			低周波音の発生要因である換気設備のファン等については可能な限り屋外へ設けない計画であり、低周波音の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。		
	施設の稼働					
	関係車両の走行				関係車両の走行による低周波音の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	

注) ○：評価項目として選定する項目

表 4-1-3 (3) 各評価項目の選定又は非選定理由

評価項目	評価細目	区分	環境影響要因	選定/非選定	選定理由又は非選定理由
振動	振動	工事中	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働による振動の発生が想定されるため、評価項目として選定する。
			工事用車両の走行	○	工事用車両の走行による振動の発生が想定されるため、評価項目として選定する。
			造成等の実施		造成工事による振動の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
		供用時	施設の存在		施設の存在による振動の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働	○	施設の稼働による振動の発生が想定されるため、評価項目として選定する。
			関係車両の走行		関係車両の主な走行ルートである都市計画道路3・4・4号線は、将来交通量として1万台/日を想定している。一方、本計画の関係車両の走行台数は、最大で100台/日程度を想定しており、一般車交通量に対する割合は約1%と小さいことから、関係車両の走行による振動の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
地盤沈下	地盤沈下	工事中	建設機械の稼働		工事中は地下水の採取等を行わないことから、地下水位の変化は想定されない。また、沈下対策として、盛土の周囲において地盤改良等を行い、周辺地盤へ影響を与えないよう配慮する計画であり、周辺地域への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在		土地または工作物の存在及び供用による地下水位の変化は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働		
			関係車両の走行		
悪臭	悪臭	工事中	建設機械の稼働		工事の実施による悪臭の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在		悪臭を発生させる施設等の設置予定はなく、土地または工作物の存在及び供用による悪臭の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働		
			関係車両の走行		

注) ○：評価項目として選定する項目

表 4-1-3 (4) 各評価項目の選定又は非選定理由

評価項目	評価細目	区分	環境影響要因	選定/非選定	選定理由又は非選定理由
廃棄物	廃棄物	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働及び工事用車両の走行による廃棄物の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施	○	
		供用時	施設の存在		施設の存在による廃棄物の発生は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働	○	施設の稼働による廃棄物の発生が想定されるため、評価項目として選定する。
			関係車両の走行		関係車両の走行による廃棄物の発生は想定されないため、評価項目として選定しない。
	発生土	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働及び工事用車両の走行による発生土の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施	○	
		供用時	施設の存在		土地又は工作物の存在及び供用による発生土の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働		
			関係車両の走行		
電波障害	テレビジョン電波障害	工事中	建設機械の稼働		工事の実施による電波障害の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在		当該地域は東京スカイツリー及び平塚中継局の放送エリアであり、それぞれ北東方向、南方向から電波を受信していることが想定される。東京スカイツリーについては発信高さと比較して建築物高さが十分に低く、電波到来方向の背後となる西側住宅地までは離隔があることから、電波障害の発生は想定されない。平塚中継局については電波到来方向の背後となる北側住宅地までの距離は短い、設置される建築物は大規模なものではなく、電波は建物の背後に回り込む特性を持つことから、電波障害の発生は想定されない。以上より、供用時における電波障害の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働		
			関係車両の走行		

注) ○：評価項目として選定する項目

表 4-1-3 (5) 各評価項目の選定又は非選定理由

評価項目	評価細目	区分	環境影響要因	選定/非選定	選定理由又は非選定理由
日照障害	日照障害	工事中	建設機械の稼働		工事の実施による日照障害の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在		高層建築物の建設予定はなく、実施区域北側や西側の住居等に対する日照障害による影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働		施設の稼働及び関係車両の走行による日照障害の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			関係車両の走行		
反射光 (太陽電池に限る)	反射光	工事中	建設機械の稼働		工事中及び供用時ともに大規模な太陽光パネルの設置はなく、また、太陽光パネルは南傾斜での設置を想定しているが、実施区域南側には保全対象である住居等が存在せず、反射光の影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在		
			施設の稼働		
			関係車両の走行		
気象	気象	工事中	建設機械の稼働		工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用による風向及び風速等の気象への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在		
			施設の稼働		
			関係車両の走行		

表 4-1-3 (6) 各評価項目の選定又は非選定理由

評価項目	評価細目	区分	環境影響要因	選定/非選定	選定理由又は非選定理由
水象	河川	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働及び工事用車両の走行による河川への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施	○	
		供用時	施設の存在		施設の存在による河川への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働	○	供用時には実施区域内から調整池へ流入した水を公共用水域へ排水し、河川流量の変化が想定されるため、評価項目として選定する。
			関係車両の走行		関係車両の走行による河川への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
	地下水	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働及び工事用車両の走行による地下水への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在		土地又は工作物の存在及び供用による地下水への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働		
			関係車両の走行		
	海域	工事中	建設機械の稼働		実施区域内に海域は存在しないことから、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
供用時		施設の存在			
		施設の稼働			
		関係車両の走行			

注) ○：評価項目として選定する項目

表 4-1-3(7) 各評価項目の選定又は非選定理由

評価項目	評価細目	区分	環境影響要因	選定/非選定	選定理由又は非選定理由
地象	傾斜地	工事中	建設機械の稼働		工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用による傾斜地への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在		
			施設の稼働		
			関係車両の走行		
	地形・地質	工事中	建設機械の稼働		実施区域内には重要な地形及び地質は確認されておらず、また、造成工事は盛土が中心であり、地形・地質への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在		
			施設の稼働		
			関係車両の走行		
植物・動物・生態系	植物	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働による植物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		工事用車両の走行による植物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			造成等の実施	○	造成工事による地形の改変等に伴い、植物への影響が想定されるため、評価項目として選定する。
		供用時	施設の存在		施設の存在による植物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働		施設の稼働による植物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			関係車両の走行		関係車両の走行による植物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。

注) ○：評価項目として選定する項目

表 4-1-3 (8) 各評価項目の選定又は非選定理由

評価項目	評価細目	区分	環境影響要因	選定/非選定	選定理由又は非選定理由	
植物・動物・生態系	動物	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働による動物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			工事用車両の走行		工事用車両の走行による動物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			造成等の実施	○	植生及び地形の改変による動物の生息環境への影響が想定されるため、評価項目として選定する。	
		供用時	施設の存在		施設の存在による動物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			施設の稼働		施設の稼働による動物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			関係車両の走行		関係車両の走行による動物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
		水生生物	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働による水生生物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
				工事用車両の走行		工事用車両の走行による水生生物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
				造成等の実施	○	造成工事に伴う濁水の発生及び河川流量の変化が想定されるため、評価項目として選定する。
	供用時		施設の存在		施設の存在による水生生物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			施設の稼働		施設の稼働による水生生物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			関係車両の走行		関係車両の走行による水生生物への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
	生態系	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働による生態系への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			工事用車両の走行		工事用車両の走行による生態系への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。	
			造成等の実施	○	植物、動物及び水生生物への影響を通じて、生態系への影響が想定されるため、評価項目として選定する。	
供用時		施設の存在		施設の存在による生態系への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。		
		施設の稼働		施設の稼働による生態系への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。		
		関係車両の走行		関係車両の走行による生態系への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。		

注) ○：評価項目として選定する項目

表 4-1-3 (9) 各評価項目の選定又は非選定理由

評価項目	評価細目	区分	環境影響要因	選定/非選定	選定理由又は非選定理由
文化財	文化財	工事中	建設機械の稼働		実施区域内には、指定文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在		
			施設の稼働		
			関係車両の走行		
景観	景観	工事中	建設機械の稼働		工事の実施による景観への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在	○	施設の存在により景観への影響が想定されるため、評価項目として選定する。
			施設の稼働		施設の稼働による景観への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			関係車両の走行		関係車両の走行による景観への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
レクリエーション資源	レクリエーション資源	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働によるレクリエーション資源への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行	○	自動車交通量の増加による、周辺のレクリエーション資源や利用への影響が想定されるため、評価項目として選定する。
			造成等の実施		造成工事等によるレクリエーション資源への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
		供用時	施設の存在		施設の存在によるレクリエーション資源への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働		施設の稼働によるレクリエーション資源への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			関係車両の走行		関係車両の主な走行ルートである都市計画道路 3・4・4 号線は、将来交通量として 1 万台/日を想定している。一方、本計画の関係車両の走行台数は、最大で 100 台/日程度を想定しており、一般車交通量に対する割合は約 1%と小さいことから、関係車両の走行によるレクリエーション資源への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。

注) ○：評価項目として選定する項目

表 4-1-3(10) 各評価項目の選定又は非選定理由

評価項目	評価細目	区分	環境影響要因	選定/非選定	選定理由又は非選定理由
温室効果ガス	温室効果ガス	工事中	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働により温室効果ガスが発生するため、評価項目として選定する。
			工事用車両の走行	○	工事用車両の走行により温室効果ガスが発生するため、評価項目として選定する。
			造成等の実施		造成工事等による温室効果ガスの影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
		供用時	施設の存在		施設の存在による温室効果ガスの影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働	○	施設の稼働により温室効果ガスが発生するため、評価項目として選定する。
			関係車両の走行		関係車両の主な走行ルートである都市計画道路 3・4・4 号線は、将来交通量として 1 万台/日を想定している。一方、本計画の関係車両の走行台数は、最大で 100 台/日程度を想定しており、一般車交通量に対する割合は約 1%と小さいことから、関係車両の走行による温室効果ガスの影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
地域分断	地域分断	工事中	建設機械の稼働		実施区域は主に田畑で構成されており、本計画において新たな地域分断を発生させるような行為は行わないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		
			造成等の実施		
		供用時	施設の存在		
			施設の稼働		
			関係車両の走行		

注) ○：評価項目として選定する項目

表 4-1-3(11) 各評価項目の選定又は非選定理由

評価項目	評価細目	区分	環境影響要因	選定/非選定	選定理由又は非選定理由
安全	危険物等	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働による危険物等の安全性への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行		工事用車両の走行による危険物等の安全性への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			造成等の実施		造成工事において、消防法に規定する危険物、高圧ガス保安法に規定する高圧ガス並びに毒物及び劇物取締法に規定する毒物、劇物及び特定毒物の使用はないため、評価項目として選定しない。
		供用時	施設の存在		施設の存在による危険物等の安全性への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働	○	対象計画において、消防法に規定する危険物（ガソリン、シンナー等）の使用が想定されるため、評価項目として選定する。
			関係車両の走行		関係車両の走行による危険物等の安全性への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
	交通	工事中	建設機械の稼働		建設機械の稼働による交通への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			工事用車両の走行	○	工事用車両の走行による交通量の増加が想定されるため、評価項目として選定する。
			造成等の実施		造成工事等による交通への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
		供用時	施設の存在		施設の存在による交通への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			施設の稼働		施設の稼働による交通への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。
			関係車両の走行		関係車両の主な走行ルートである都市計画道路 3・4・4 号線は、将来交通量として 1 万台/日を想定している。一方、本計画の関係車両の走行台数は、最大で 100 台/日程度を想定しており、一般車交通量に対する割合は約 1%と小さいことから、関係車両の走行による交通への影響は想定されないため、評価項目として選定しない。

注) ○：評価項目として選定する項目

2 調査方法、調査時期等の調査計画、その他の内容

1) 大気汚染

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 大気汚染の発生源の状況

(a) 固定発生源の状況

工場、事業場、廃棄物処理施設等の主要な大気汚染の発生源の分布状況

(b) 移動発生源の状況

道路等の位置、規模、構造及び供用の方法並びに自動車等の種類ごとの交通量の状況

(イ) 大気汚染評価物質の濃度等の状況

実施区域近傍の浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度の状況

(ウ) 地形及び工作物の状況

大気質の移流、拡散等に影響を及ぼす起伏、傾斜等の地形及び工作物の位置、規模等

(エ) 気象の状況

大気質の移流、拡散等に影響を及ぼす風向、風速、気温、日照、日射量、放射収支量又は雲量

イ. 調査方法

(ア) 大気汚染の発生源の状況

(a) 固定発生源の状況

地形分類図、用途地域図、土地利用現況図等により、大気汚染物質発生源の情報の収集及び整理を行う。

(b) 移動発生源の状況

「道路交通センサス」（国土交通省）等の既存資料調査及び現地調査による。

現地調査は自動車交通量、車種構成、道路構造等の状況を対象とし、調査結果の整理及び解析を行う。

(イ) 大気汚染評価物質の濃度等の状況

「かながわ環境白書（最新版）」（神奈川県）等の既存資料調査及び現地調査による。

現地調査は浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度を対象とし、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に基づき、自動計測器を用いて行う。

(ウ) 地形及び工作物の状況

地形分類図等の既存資料調査による。

(エ) 気象の状況

大気汚染常時監視測定局及び地域気象観測所等の気象調査結果等の既存資料調査及び現地調査による。

現地調査は風向及び風速を対象とし、「地上気象観測指針」（平成 5 年 3 月 気象庁）等に準拠する方法で行う。

ウ. 調査地域及び地点

(ア) 大気汚染の発生源の状況

(a) 固定発生源の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(b) 移動発生源の状況

既存資料調査については、実施区域及びその周辺地域について行う。

現地調査は図 4-2-1(2)に示す道路沿道大気質調査地点と同様の 1 地点とする。

(イ) 大気汚染評価物質の濃度等の状況

既存資料調査については、実施区域及びその周辺地域の一般局及び自排局とし、図 4-2-1(1)に示す 2 局（一般環境大気測定局（一般局）：1 局、自動車排出ガス測定局（自排局）：1 局）とする。

現地調査は図 4-2-1(2)に示す一般環境大気質調査地点（1 地点）及び道路沿道大気質調査地点（1 地点）の計 2 地点において行う。

(ウ) 地形及び工作物の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(エ) 気象の状況

既存資料調査について、風向・風速は実施区域周辺の一般環境大気測定局である伊勢原市役所測定局とする。また、気温及び降水量は伊勢原市消防本部気象観測所とする。

現地調査は図 4-2-1(2)に示す一般環境大気質調査地点と同様の 1 地点とする。

エ. 調査時期、期間又は時間帯

(ア) 大気汚染の発生源の状況

(a) 固定発生源の状況

入手可能な最新の資料とする。

(b) 移動発生源の状況

既存資料調査については、入手可能な最新の資料とする。

現地調査は交通の状況を適切に把握できる平日の 1 日(24 時間)とする。

(イ) 大気汚染評価物質の濃度等の状況

既存資料調査については、入手可能な最新の資料とする。

現地調査は連続した 7 日間の調査を年 4 回（季節毎に各 1 回）行う。

(ウ) 地形及び工作物の状況

入手可能な最新の資料とする。

(エ) 気象の状況

既存資料調査については、入手可能な最新の資料とする。

現地調査は連続した 7 日間の調査を年 4 回（季節毎に各 1 回）行うこととし、大気汚染評価物質の濃度等に係る調査と同時期とする。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う大気汚染の予測及び評価の手法は、表 4-2-1 に示すとおりである。

表 4-2-1 大気汚染に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	造成等の実施	建設機械の稼働	工事用車両の走行
予測の前提	工事の位置、規模、範囲及び施工方法等	建設機械の種類・台数、配置、排出係数、大気汚染物質の排出量、施工方法等	工事用車両等の種類、交通量、運行経路、時間配分、排出係数等
予測項目	造成工事に伴う粉じんについて	建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質及び二酸化窒素について、長期平均濃度	工事用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質及び二酸化窒素について、長期平均濃度
予測方法	類似事例の引用又は解析により、風向・風速、工事種別及び環境保全対策等の工事計画の内容に基づき定性的に予測する。	点煙源のプルーム式（有風時）及びパフ式（弱風時及び無風時）により予測する。	「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 年度版」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所）に基づき、プルーム式（有風時）及びパフ式（弱風時）により予測する。
予測地域及び地点 （図 4-2-1 参照）	予測地域は調査範囲に準ずる。予測地点は原則として実施区域周辺の住宅地近傍の敷地境界とし、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の着地濃度が最も大きくなる地点とする。	予測地域は調査範囲に準ずる。予測地点は原則として実施区域周辺の住宅地近傍の敷地境界とし、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の着地濃度が最も大きくなる地点とする。	予測地域は調査範囲に準ずる。予測地点は原則として工事用車両の走行ルート上における代表断面とする。
予測の対象とする 時期、期間 又は時間帯	工事中において、大気に及ぼす影響が最大となる時点とする。		
評価の手法	大気汚染評価物質の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているか、また、環境基準等と調査・予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。		

イ. 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に伴う大気汚染の予測及び評価の手法は、表 4-2-2 に示すとおりである。

表 4-2-2 大気汚染に係る予測及び評価の手法（土地又は工作物の存在及び供用）

区分	施設の稼働
予測の前提	大気汚染評価物質を排出する施設の種類、規模・能力、燃料の種類・使用量、配置、稼働時間、排出ガス量・時間変動、大気汚染評価物質の排出濃度・排出量、排出の方法等
予測項目	施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質及び二酸化窒素について、長期平均濃度及び短時間高濃度
予測方法	長期平均濃度は点煙源のプルーム式（有風時）及びパフ式（弱風時及び無風時）、短時間高濃度は気象条件等を考慮して点煙源のプルーム式により予測する。
予測地域及び地点 （図 4-2-1 参照）	予測地域は調査地域に準ずる。予測地点は、長期平均濃度については浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の着地濃度が最も大きくなる地点、短時間高濃度については原則として実施区域周辺の住宅地等とする。
予測の対象とする時期、 期間又は時間帯	供用開始後において、事業の活動が定常的な状態に達した後、大気への影響が最大となる時点とする。
評価の手法	大気汚染評価物質の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているか、また、環境基準等と調査・予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

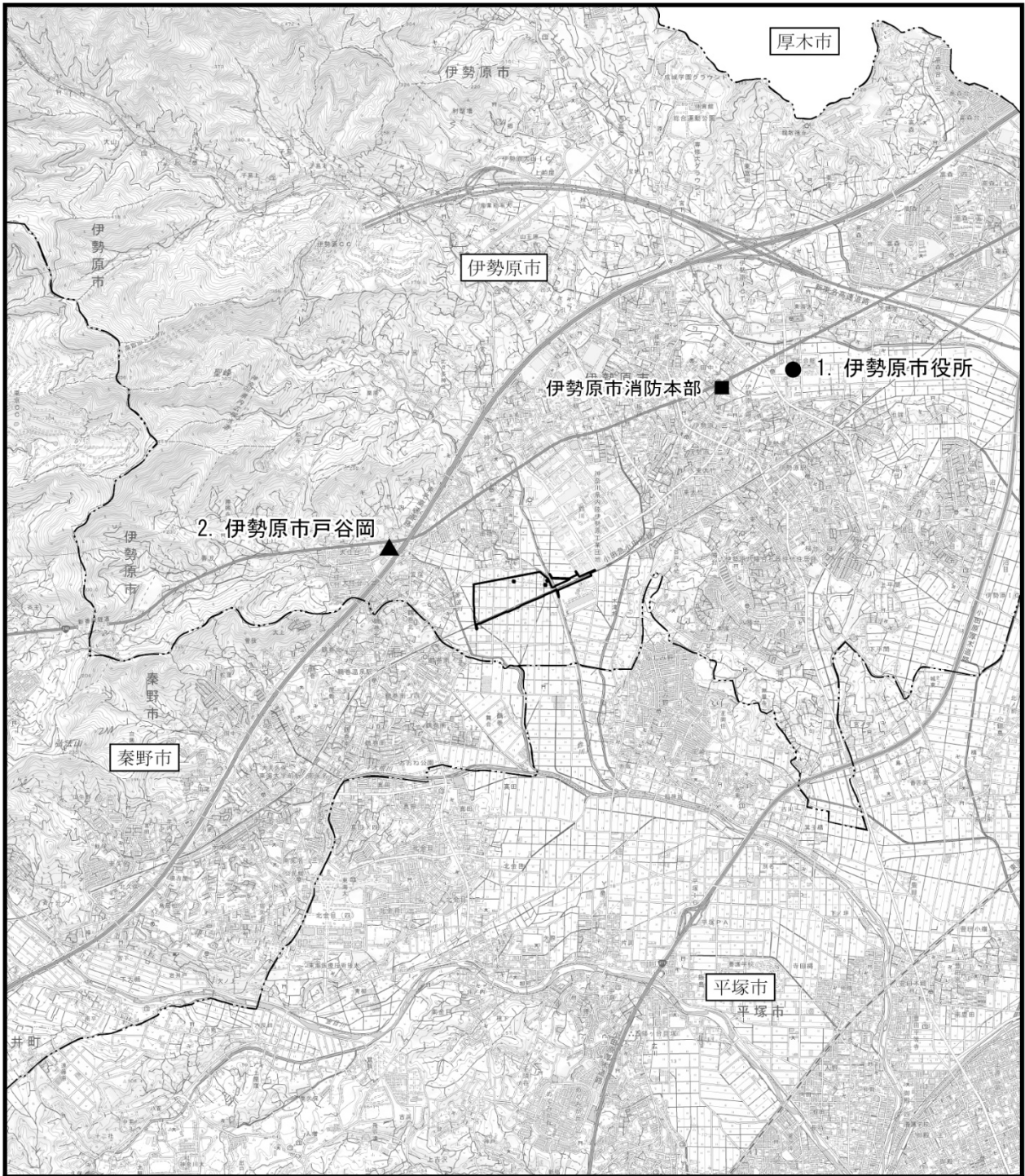


図 4-2-1 (1) 大気汚染調査地点 (既存資料調査)

凡 例

◻ : 実施区域

— : 市 界

● : 大気汚染常時監視測定局 (一般局)

▲ : 大気汚染常時監視測定局 (自排局)

■ : 気象観測地点

資料 : 「令和 2 年度 神奈川の大气汚染」
(令和 4 年 4 月 神奈川県環境科学センター)



1:50,000

0 1 2km

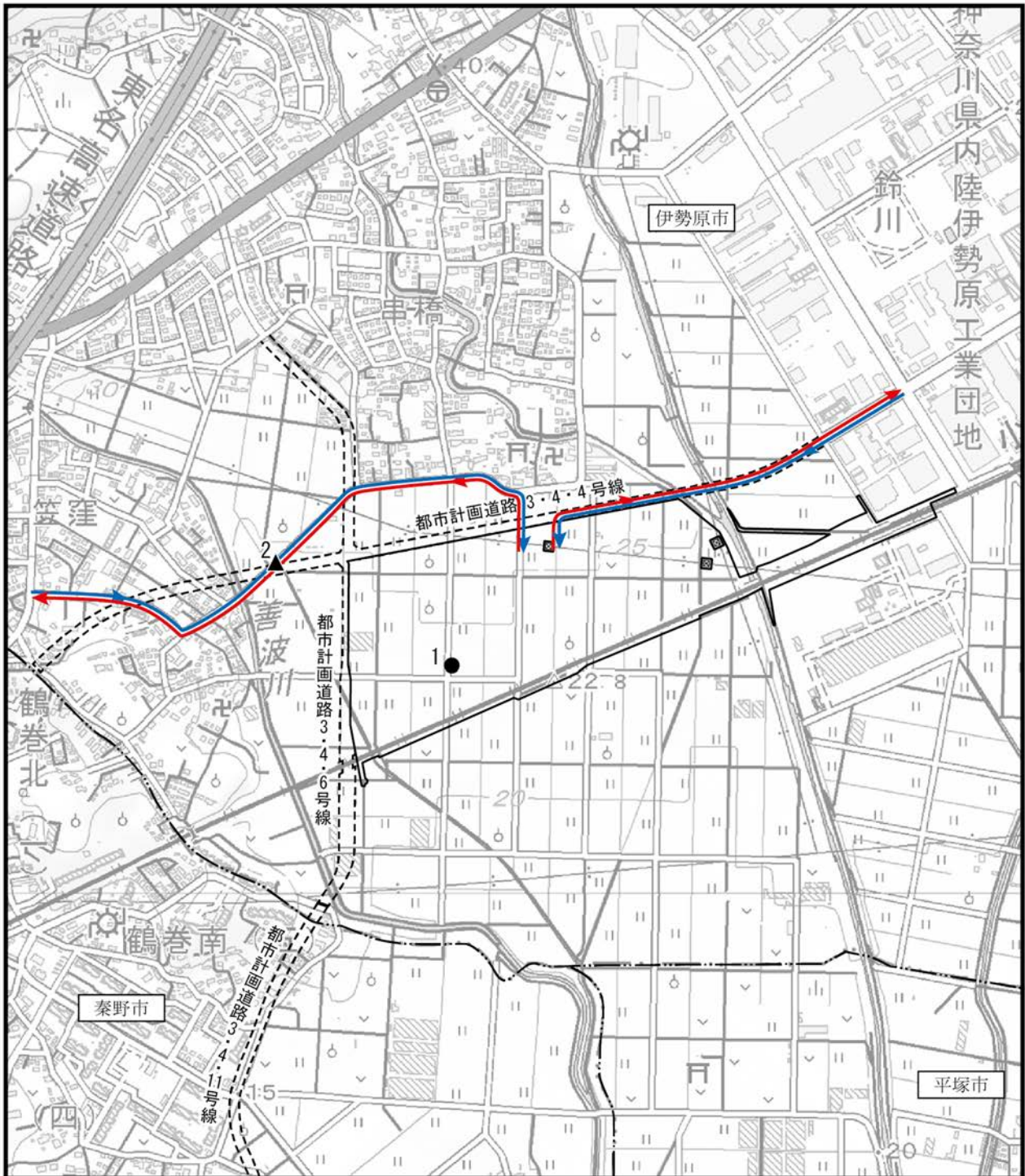


図 4-2-1(2) 大気汚染の調査・予測地点

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- - - : 都市計画道路(未整備区間)
- : 調査地点(環境大気)
- ▲ : 調査・予測地点(沿道大気)
- : 工事用車両の主な走行ルート(入場)
- ← : 工事用車両の主な走行ルート(出場)



1:10,000

0 250 500m

2) 水質汚濁

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 土地利用の状況

- (a) 実施区域の過去及び現在の土地利用の状況
- (b) 実施区域周辺の土地利用の状況

(イ) 水質汚濁の影響を受ける利水の状況

- (a) 水道用水、工業用水、農業用水等の利用の状況
- (b) 漁業、レクリエーション等の状況

(ウ) 水質汚濁の発生源の状況

周辺地域の水質汚濁の発生源となる可能性を持つ施設等の状況

(エ) 水質汚濁評価物質等の濃度等の状況

水質汚濁評価物質である環境基準に定められた生活環境項目の濃度の状況

(オ) 気象の状況

水質に影響を及ぼす降水量等の気象の状況

(カ) 水象の状況

水質に影響を及ぼす河川、湖沼、地下水等の水象の状況

(キ) 地形、地質及び工作物の状況

地形については、河川の集水域の範囲、水系、地形分布、地盤高、周辺との比高等の状況、地質については、表層地質の分布、地層の層相、地層の透水性、盛土の状況、土壌の種類及び分布、工作物については、トンネル、地下街等の地下工作物の状況

イ. 調査方法

(ア) 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料調査による。

(イ) 水質汚濁の影響を受ける利水の状況

利水現況図等の既存資料調査による。

(ウ) 水質汚濁の発生源の状況

行政公表資料（水質汚濁防止法等の届出状況の聞き取り等）等の既存資料調査による。

(エ) 水質汚濁評価物質等の濃度等の状況

「公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県）等の既存資料調査及び現地調査による。

現地調査は、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）を対象とし、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）等に準拠する方法で行う。

(オ) 気象の状況

伊勢原市消防本部気象観測所における降水量の観測結果による。

(カ) 水象の状況

「公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県）等の既存資料調査による。

(キ)地形、地質及び工作物の状況

地形については、流域の地形分類、勾配、水系網、河川縦断面などを地形図により、河岸段丘、自然堤防等の地形分類について地形分類図及び空中写真等により調査する。地質については、表層地質、地層の分布と構造、砂礫層等の地層の性状等について表層地質図、地質誌等の既存資料調査又は現地調査により把握する。工作物については、地下水の流動に影響するトンネル、地下街、地下駐車場、地下鉄等の地下工作物の状況を地形図等により調査する。

ウ. 調査地域及び地点

(ア) 土地利用の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(イ) 水質汚濁の影響を受ける利水の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(ウ) 水質汚濁の発生源の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(エ) 水質汚濁評価物質等の濃度等の状況

既存資料調査については、実施区域に近接する鈴川及び栗原川の測定点とし、図 4-2-2(1)に示す 3 地点について行う。(実施区域及びその周辺地域とする。)

現地調査は、図 4-2-2(2)に示す放流河川 3 地点とする。

(オ) 気象の状況

図 4-2-2(1)に示す伊勢原市消防本部気象観測所とする。

(カ) 水象の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(キ) 地形、地質及び工作物の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

エ. 調査時期、期間又は時間帯

(ア) 土地利用の状況

入手可能な最新の資料とする。

(イ) 水質汚濁の影響を受ける利水の状況

入手可能な最新の資料とする。

(ウ) 水質汚濁の発生源の状況

入手可能な最新の資料とする。

(エ) 水質汚濁評価物質等の濃度等の状況

既存資料調査については、入手可能な最新の資料とする。

現地調査は、豊水期及び低水期の 2 回実施する。

(オ) 気象の状況

入手可能な最新の資料とする

(カ) 水象の状況

入手可能な最新の資料とする

(キ) 地形、地質及び工作物の状況

入手可能な最新の資料とする

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う水質汚濁の予測及び評価の手法は、表 4-2-3 に示すとおりである。

表 4-2-3 水質汚濁に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	造成等の実施
予測の前提	<ul style="list-style-type: none">・土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法・工作物の位置、規模、構造及び施工方法・排出水の処理方法、処理水量、排出水の量、排出の頻度及び水質汚濁評価物質等の濃度
予測項目	造成工事により河川が受ける水質汚濁の影響及び程度
予測方法	排水計画に基づき、環境保全対策等を考慮して定性的に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとする（図 4-2-2 参照）。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	工事中において、水質への影響が最大となる時点とする。
評価の手法	水質汚濁評価物質等の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているか、また、環境基準等と調査・予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

イ. 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に伴う水質汚濁の予測及び評価の手法は、表 4-2-4 に示すとおりである。

表 4-2-4 水質汚濁に係る予測及び評価の手法（土地又は工作物の存在及び供用）

区分	施設の稼働
予測の前提	<ul style="list-style-type: none">・水質汚濁評価物質等を排出する施設の規模等の諸元、用途、配置、使用方法、使用時間等・施設において使用する用水の種類、使用量及び用途・施設からの排出水の量、排出の方法、排出の頻度及び水質汚濁評価物質等の排出濃度等
予測項目	施設の稼働により河川が受ける水質汚濁の影響及び程度
予測方法	排水計画に基づき、環境保全対策等を考慮して定性的に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとする（図 4-2-2 参照）。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	供用開始後において、事業の活動が定常的な状態に達した後、水質への影響が最大となる時点とする。
評価の手法	水質汚濁評価物質等の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているか、また、環境基準等と調査・予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

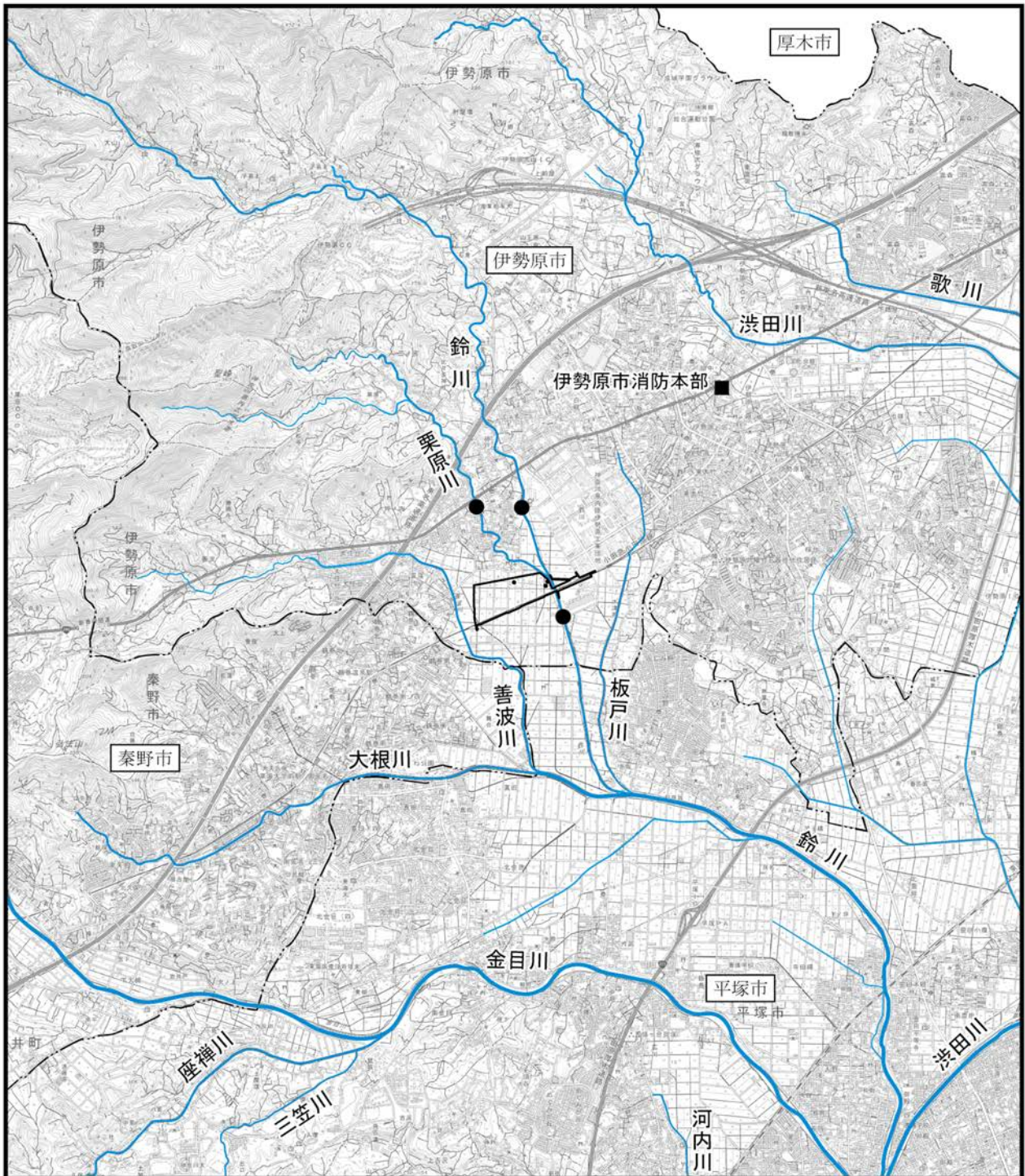


図 4-2-2(1) 水質調査地点位置 (既存資料調査)

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 河 川
- : 既存資料調査地点
- : 気象観測地点

資料：「令和3年度 いせはらの環境」
(令和4年8月 伊勢原市経済環境部対策課)



1:50,000



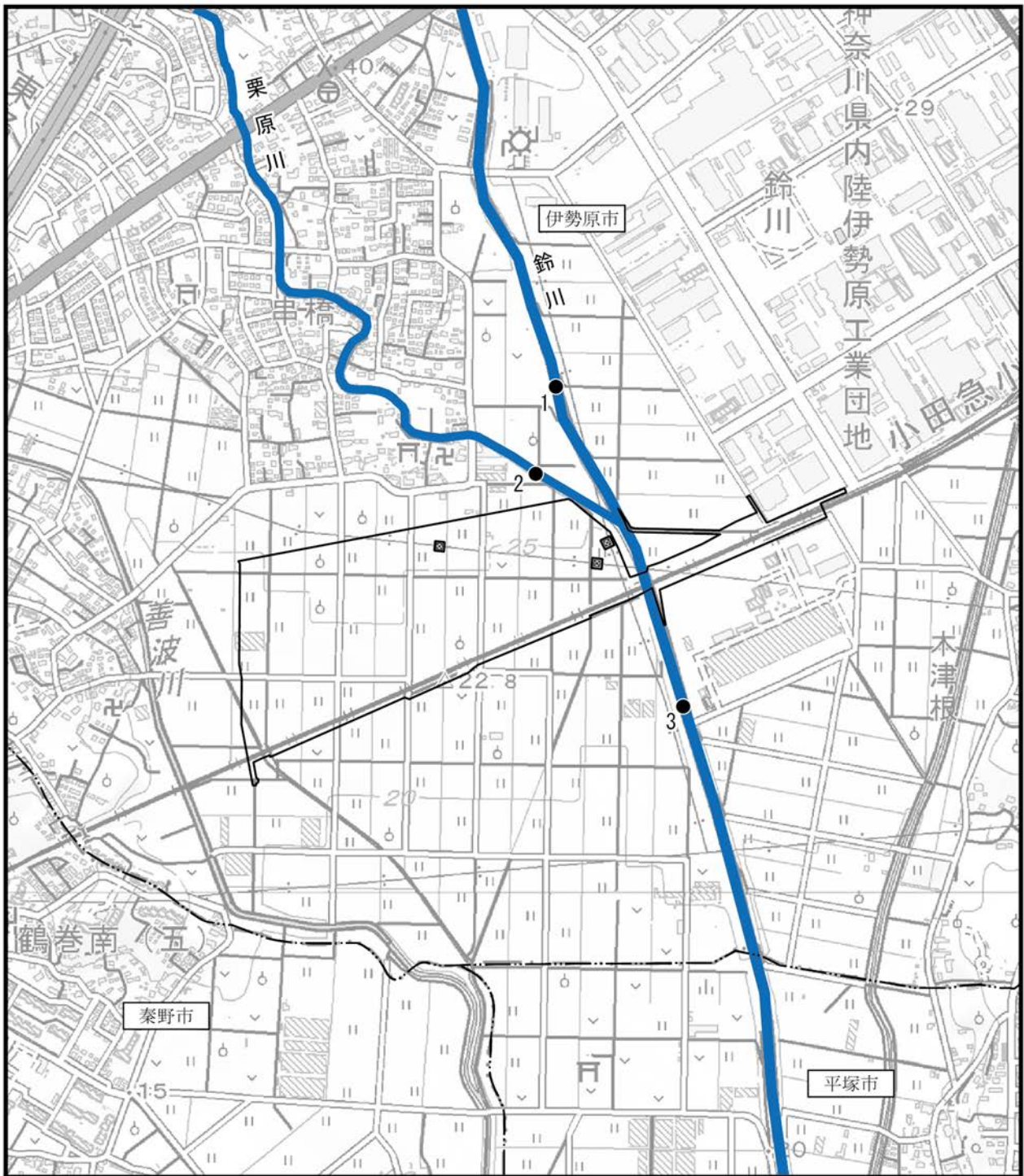


図 4-2-2(2) 水質汚濁調査・予測地点

- 凡 例
- : 実施区域
 - : 市 界
 - : 河 川
 - : 水質汚濁調査・予測地点



3) 騒音

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 地形及び工作物の状況

騒音の伝搬に影響を及ぼす地形、地表面、工作物の位置及び規模等の状況

(イ) 土地利用の状況

静穏の保持を要する施設等の分布状況、用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用の状況を含む。）

(ウ) 騒音の発生源の状況

工場、事業場、道路、鉄道、飛行場等の主要な騒音の発生源の分布状況及び発生状況

(エ) 騒音レベルの状況

総合騒音の騒音レベルの状況、工場、事業場、道路、鉄道、航空機等の特定騒音の騒音レベルの状況

イ. 調査方法

(ア) 地形及び工作物の状況

地形分類図等の既存資料調査による。

(イ) 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料調査による。

(ウ) 騒音の発生源の状況

土地利用現況図等の既存資料調査及び現地調査による。

現地調査は、交通量の状況（自動車交通量）、車種構成、道路構造等を対象とする。

(エ) 騒音レベルの状況

既存資料調査及び現地調査による。

現地調査は、環境騒音及び道路交通騒音の騒音レベル（ L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq} ）を対象とし、調査は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）及びJIS Z 8731の「環境騒音の表示・測定方法」に準拠して、JIS C 1502に定められた「積分型普通騒音計」を用いて行う。

ウ. 調査地域及び地点

(ア) 地形及び工作物の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(イ) 土地利用の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(ウ) 騒音の発生源の状況

既存資料調査は実施区域及びその周辺地域とする。

現地調査は図4-2-3(2)に示す道路交通騒音調査地点と同様の1地点とする。

(エ) 騒音レベルの状況

既存資料調査は図4-2-3(1)に示す4地点とする。

現地調査は図4-2-3(2)に示す一般環境騒音調査地点（2地点）及び道路交通騒音調査地点（1地点）の計3地点とする。

エ. 調査時期、期間又は時間帯

(ア) 地形及び工作物の状況

入手可能な最新の資料とする。

(イ) 土地利用の状況

入手可能な最新の資料とする。

(ウ) 騒音の発生源の状況

既存資料調査は入手可能な最新の資料とする。

現地調査は騒音が年間を通じて平均的な状況であると考えられる日を選定し、24時間連続で平日及び休日に各1回測定する。

(エ) 騒音レベルの状況

既存資料調査は入手可能な最新の資料とする。

現地調査は騒音が年間を通じて平均的な状況であると考えられる日を選定し、24時間連続で平日及び休日に各1回測定する。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う騒音の予測及び評価の手法は、表 4-2-5 に示すとおりである。

表 4-2-5 騒音に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

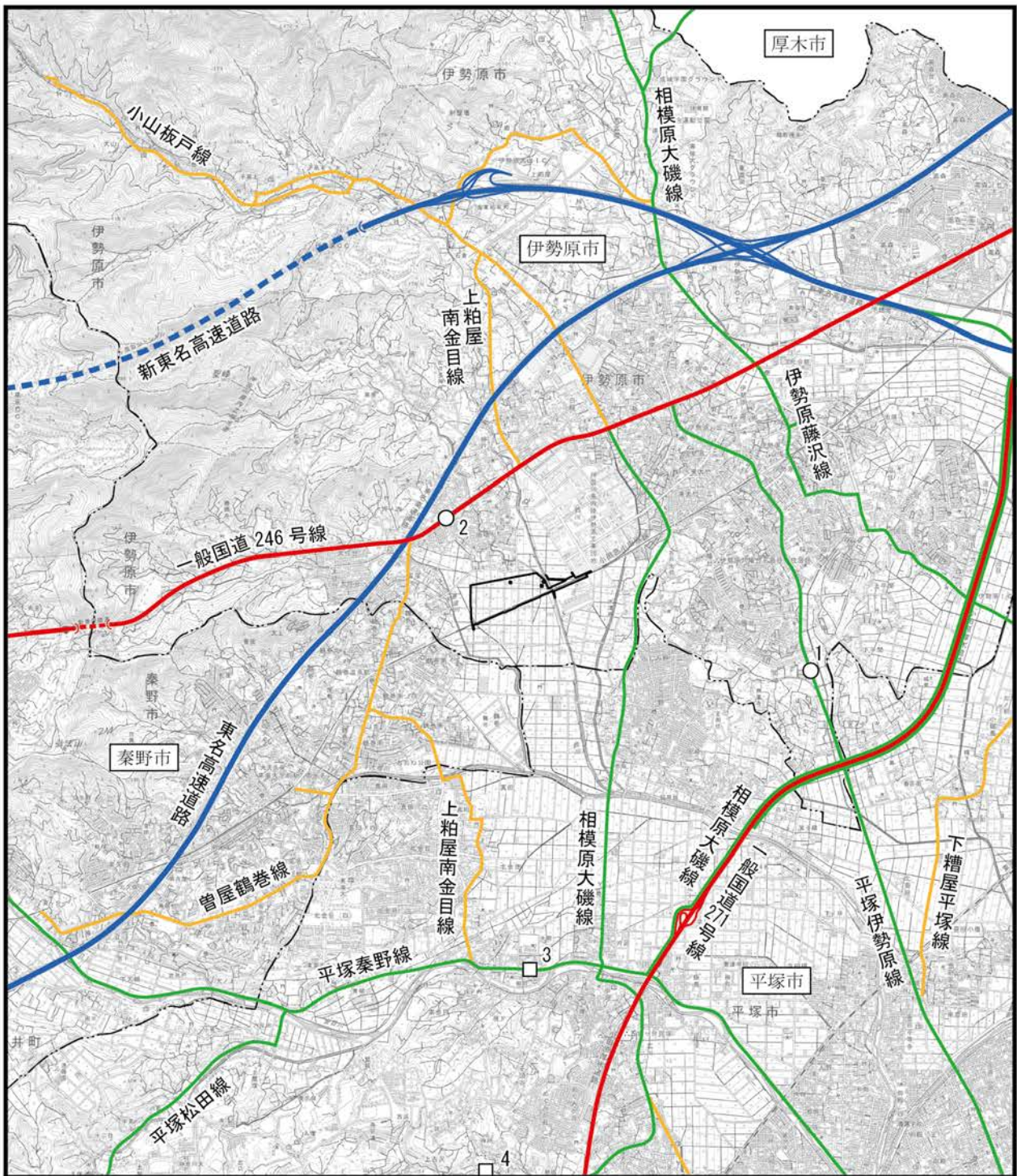
区分	建設機械の稼働	工事用車両の走行
予測の前提	建設機械の種類、台数、配置、騒音の特性、施工方法等	工事用車両等の種類、交通量、騒音の特性、運行経路、時間配分等
予測項目	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル
予測方法	調査結果をもとに、工事計画及び環境保全対策等を考慮して、建設機械を点音源とした伝搬理論計算式により予測する。	調査結果をもとに、工事計画及び環境保全対策等を考慮して、「ASJ RTN-Model 2018」（平成 31 年、日本音響学会）に準拠する方法により予測する。
予測地域及び地点 (図 4-2-3 参照)	予測地域は調査地域に準ずる。予測地点は原則として実施区域周辺の住宅地近傍の敷地境界とし、建設作業騒音レベルが最も大きくなる地点とする。	予測地域は調査地域に準ずる。予測地点は原則として工事用車両の走行ルート上における代表断面 2 断面とする。
予測の対象とする 時期、期間又は時間帯	工事中において、騒音の環境への影響が最大となる時点とする。	
評価の手法	騒音の影響が、実行可能な範囲でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているか、また、環境基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。	

イ. 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に伴う騒音の予測及び評価の手法は、表 4-2-6 に示すとおりである。

表 4-2-6 騒音に係る予測及び評価の手法（土地又は工作物の存在及び供用）

区分	施設の稼働
予測の前提	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音を発生する施設を設置する工作物の用途、位置、規模、構造等 ・騒音を発生する施設の種類、能力、用途、配置、使用時間、騒音の特性等
予測項目	施設の稼働に伴う工場騒音レベル
予測方法	施設の室内及び屋外に設置される設備機器を音源とした伝播理論計算式により予測する。なお、この場合、外壁等による透過損失を考慮する。
予測地域及び地点 (図 4-2-3 参照)	予測地域は調査地域に準ずる。予測地点は原則として実施区域周辺の住宅地近傍の敷地境界とし、工場騒音レベルが最も大きくなる地点とする。
予測の対象とする時期、 期間又は時間帯	供用開始後において、事業の活動が定常的な状態に達した後、騒音の環境への影響が最大となる時点とする。
評価の手法	騒音の影響が、実行可能な範囲でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているか、また、環境基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

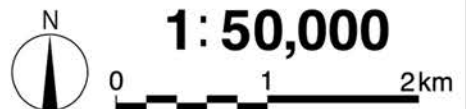


凡 例

- | | | |
|---|---|-------------------|
| : 実施区域 | : 高速自動車国道 | ○ : 道路交通騒音調査地点 |
| : 市 界 | : 一般国道（指定区間） | □ : 道路交通騒音・振動調査地点 |
| | : 県道（主要地方道） | |
| | : 県道（一般県道） | |

図 4-2-3(1) 道路交通騒音・振動調査地点（既存資料調査）

資料：「令和3年度 いせはらの環境」
 （令和4年8月 伊勢原市経済環境部環境対策課）
 「ひらつか環境測定レポート（令和3年度）」
 （令和4年8月 平塚市環境部環境保全課）



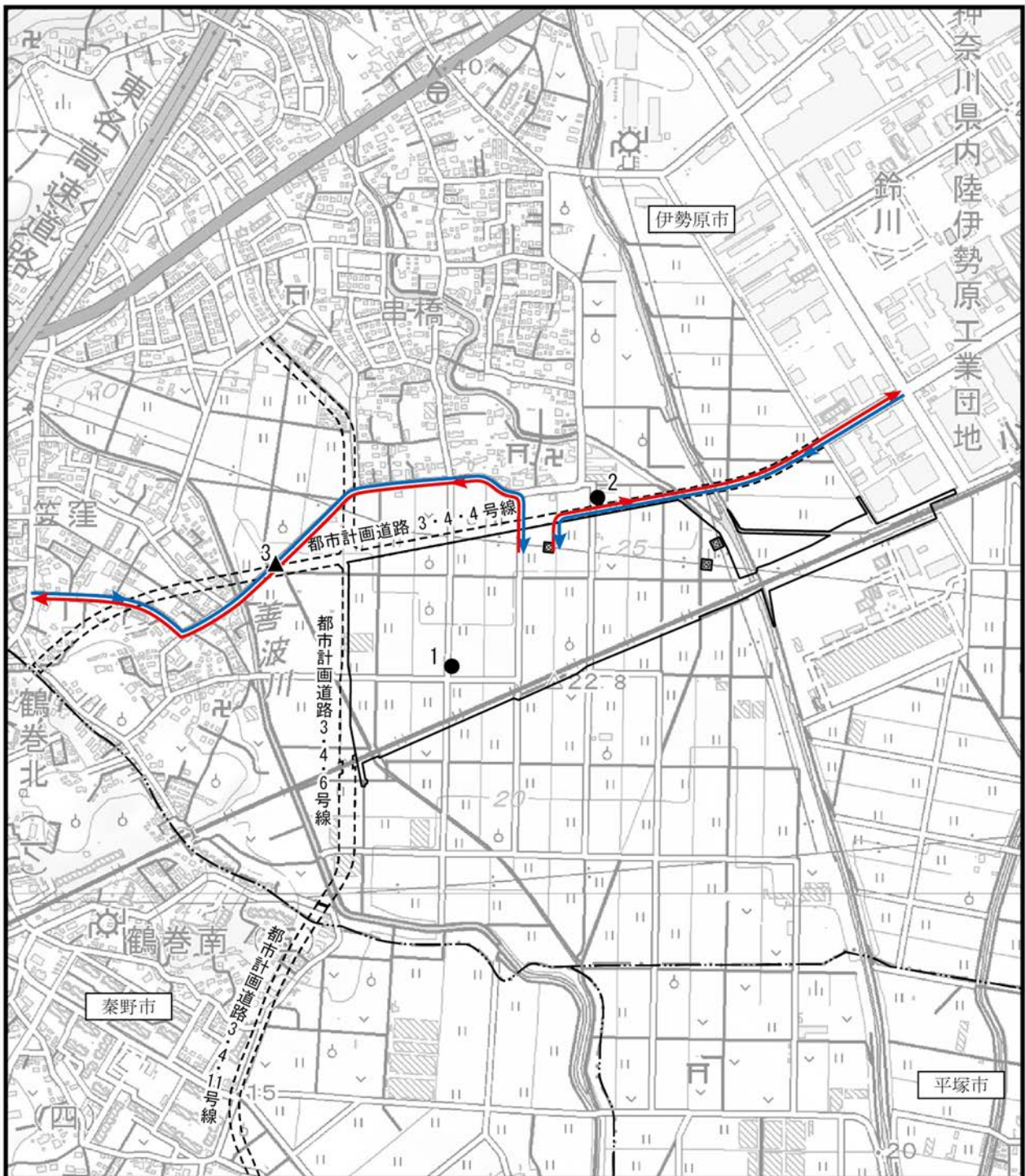


図 4-2-3(2) 騒音・振動の調査・予測地点

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 都市計画道路 (未整備区間)
- : 調査地点 (環境騒音・振動)
- ▲ : 調査・予測地点 (沿道騒音・振動)
- : 工事用車両の主な走行ルート (入場)
- ← : 工事用車両の主な走行ルート (出場)



1:10,000

0 250 500m

4) 振動

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 地形及び地質の状況

振動の伝搬に影響を及ぼす地形及び地質の状況

(イ) 土地利用の状況

静穏の保持を要する施設等の分布状況、用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用の状況を含む。）

(ウ) 振動の発生源の状況

工場、事業場、道路、鉄道、飛行場等の主要な振動の発生源の分布状況及び発生状況

(エ) 振動レベルの状況

環境振動の振動レベルの状況、工場、事業場、道路等の特定振動の振動レベルの状況、地盤卓越振動数

イ. 調査方法

(ア) 地形及び地質の状況

地形分類図等の既存資料調査による。

(イ) 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料調査による。

(ウ) 振動の発生源の状況

土地利用現況図等の既存資料調査及び現地調査による。

現地調査は、交通量の状況（自動車交通量）、車種構成、道路構造等を対象とする。

(エ) 振動レベルの状況

既存資料調査及び現地調査による。

現地調査は環境振動及び道路交通振動の振動レベル（ L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90} ）を対象とし、調査は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び JIS Z 8735 の「振動レベル測定方法」に準拠して、JIS C 1510 に定められた「振動レベル計」を用いて行う。

なお、地盤卓越振動数については、「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 年度版」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所）に基づく方法で行う。

ウ. 調査地域及び地点

(ア) 地形及び地質の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(イ) 土地利用の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(ウ) 振動の発生源の状況

既存資料調査は実施区域及びその周辺地域とする。

現地調査は図 4-2-3(2)に示す道路交通振動調査地点と同様の 1 地点とする。

(エ) 振動レベルの状況

既存資料調査は、図 4-2-3(1)に示す 2 地点とする。

現地調査は図 4-2-3(2)に示す一般環境振動調査地点（2 地点）及び道路交通振動調査地点（1 地点）の計 3 地点とし、地盤卓越振動数は道路交通振動調査地点と同様の 1 地点で測定する。

エ. 調査時期、期間又は時間帯

(ア) 地形及び地質の状況

入手可能な最新の資料とする。

(イ) 土地利用の状況

入手可能な最新の資料とする。

(ウ) 振動の発生源の状況

入手可能な最新の資料とする。

(エ) 振動レベルの状況

既存資料調査は入手可能な最新の資料とする。

現地調査は振動が年間を通じて平均的な状況であると考えられる日を選定する。一般環境振動及び道路交通振動については、24時間連続で平日及び休日に各1回測定する。地盤卓越振動数については1回測定する。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う振動の予測及び評価の手法は、表 4-2-7 に示すとおりである。

表 4-2-7 振動に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	建設機械の稼働	工事用車両の走行
予測の前提	建設機械の種類、台数、配置、振動の特性、施工方法等	工事用車両等の種類、交通量、振動の特性、運行経路、時間配分等
予測項目	建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル
予測方法	調査結果をもとに、工事計画及び環境保全対策等を考慮して、建設機械を振動発生源とした伝搬理論計算式により予測する。	調査結果をもとに、工事計画及び環境保全対策等を考慮して、「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 年度版」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所）に示された手法により予測する。
予測地域及び地点 (図 4-2-3 参照)	予測地域は調査地域に準ずる。予測地点は原則として実施区域周辺の住宅地近傍の敷地境界とし、建設作業振動レベルが最も大きくなる地点とする。	予測地域は調査地域に準ずる。予測地点は原則として工事用車両の走行ルート上における代表断面 2 断面とする。
予測の対象とする 時期、期間又は時間帯	工事中において、振動の環境への影響が最大となる時点とする。	
評価の手法	振動の影響が、実行可能な範囲でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているか、また、振動規制法に基づく基準値等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。	

イ. 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に伴う振動の予測及び評価の手法は、表 4-2-8 に示すとおりである。

表 4-2-8 振動に係る予測及び評価の手法（土地又は工作物の存在及び供用）

区分	施設の稼働
予測の前提	<ul style="list-style-type: none"> ・振動を発生する施設を設置する工作物の用途、位置、規模、構造等 ・振動を発生する施設の種類、能力、用途、配置、使用時間、振動の特性等
予測項目	施設の稼働に伴う工場振動レベル
予測方法	施設の室内及び屋外に設置される設備機器を振動発生源とした伝播理論計算式により予測する。なお、この場合、地盤レベルに設置された機器を対象とする。
予測地域及び地点 (図 4-2-3 参照)	予測地域は調査地域に準ずる。予測地点は原則として実施区域周辺の住宅地近傍の敷地境界とし、工場振動レベルが最も大きくなる地点とする。
予測の対象とする時期、 期間又は時間帯	供用開始後において、事業の活動が定常的な状態に達した後、振動の環境への影響が最大となる時点とする。
評価の手法	振動の影響が、実行可能な範囲でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているか、また、振動規制法に基づく基準値等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

5) 廃棄物・発生土（1 廃棄物）

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 再使用・再生利用の状況

廃棄物の再使用・再生利用及びその活用の状況

(イ) 廃棄物の中間処理の状況

廃棄物の減量化、安定化等中間処理の状況

(ウ) 最終処分の状況

廃棄物の最終処分の状況

イ. 調査方法

既存資料調査による。

ウ. 調査地域及び地点

実施区域及びその周辺とする。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う廃棄物の予測及び評価の手法は、表 4-2-9 に示すとおりである。

表 4-2-9 廃棄物に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	造成等の実施
予測の前提	・ 工事の種類と排出する廃棄物の種類、量、再使用・再生利用の方法及び処理・処分の方法 ・ 排出抑制の状況
予測項目	造成工事による廃棄物の排出量及び再使用・再生利用の量
予測方法	工事計画及び類似事例における廃棄物の種類及び量を参考に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	着手から竣工までの期間とする。
評価の手法	廃棄物の排出が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているかについて評価を行い、その上で環境への負荷の低減に配慮しつつできる限り再使用・再生利用により循環的な利用がされているかについて、再使用・再生利用する割合の数値目標の設定を行う等の方法により評価を行う。国、県及び伊勢原市の計画等による数値目標等が定められている場合は、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

イ. 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に伴う廃棄物の予測及び評価の手法は、表 4-2-10 に示すとおりである。

表 4-2-10 廃棄物に係る予測及び評価の手法（土地又は工作物の存在及び供用）

区分	施設の稼働
予測の前提	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容と排出する廃棄物の種類、量、再使用・再生利用の方法及び処理・処分の方法 ・排出抑制の状況
予測項目	施設の稼働に伴う廃棄物の排出量及び再使用・再生利用の量
予測方法	施設計画及び類似事例における廃棄物の種類及び量を参考に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	供用開始後において、事業の活動が定常的な状態に達した後、廃棄物等の発生が最大となる時点とする。
評価の手法	廃棄物の排出が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているかについて評価を行い、その上で環境への負荷の低減に配慮しつつできる限り再使用・再生利用により循環的な利用がされているかについて、再使用・再生利用する割合の数値目標の設定を行う等の方法により評価を行う。国、県及び伊勢原市の計画等による数値目標等が定められている場合は、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

6) 廃棄物・発生土（2 発生土）

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 発生土の処分状況

発生土の最終処分場の状況（規模、受け入れ条件等）

(イ) 発生土の利用先の状況

イ. 調査方法

発生土の最終処分場等に関する既存資料調査による。

ウ. 調査地域及び地点

実施区域及びその周辺とする。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う発生土の予測及び評価の手法は、表 4-2-11 に示すとおりである。

表 4-2-11 発生土に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	造成等の実施
予測の前提	・工事の実施区域の土質の状況 ・工事の施工方法 ・場外排出抑制の状況
予測項目	造成工事による発生土の種類及び搬出量、利用量
予測方法	工事計画及び類似事例における発生土の種類及び量を参考に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	着手から竣工までの期間とする。
評価の手法	発生土の搬出が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて評価を行い、その上でできる限り発生土の利用がされているかについて、利用する割合の数値目標の設定を行う等の方法により評価を行う。国、県及び市町村の計画等により数値目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

7) 水象（1 河川）

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 土地利用の状況

(a) 実施区域を含む上流域の土地利用の状況

(b) 河川流量の変化により影響を受けると想定される下流域の土地利用の状況

(イ) 河川の利水の状況

流量等が大きく変化すると想定される河川の利水の状況

(ウ) 降水量の状況

対象計画の実施区域等の降水量の状況

(エ) 河川等の状況

流量等が大きく変化すると想定される河川、下水路及び水路の位置、流域界及び流域面積、低水位、計画高水位、低水流量（日流出量）、流下能力、構造、勾配、河川計画等の状況

(オ) 地下水の状況

地下水の水位、不圧帯水層、流向、動水勾配等の状況

(カ) 地形及び地質の状況

(a) 地形の傾斜、斜面形状、地形区分の分布等の状況

(b) 表層地質及び地表の被覆の状況

(c) 流出係数・浸透能等の雨水流出及び浸透に係る定数等の状況

イ. 調査方法

(ア) 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料調査による。

(イ) 河川の利水の状況

既存資料調査による。

(ウ) 降水量の状況

伊勢原市消防本部気象観測所における降水量の観測結果による。

(エ) 河川等の状況

既存資料調査及び現地調査による。

現地調査は河川流量を対象とし、「国土交通省河川砂防技術基準調査編」（国土交通省水管理・国土保全局）等に準拠する方法で行う。

(オ) 地下水の状況

神奈川県地下水位・水頭分布図等の既存資料調査による。

(カ) 地形及び地質の状況

地形分類図等の既存資料調査による。

ウ. 調査地域及び地点

(ア) 土地利用の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(イ) 河川の利水の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(ウ) 降水量の状況

図 4-2-2(1) に示す伊勢原市消防本部気象観測所とする。

(エ) 河川等の状況

既存資料調査は実施区域及びその周辺地域とする。

現地調査は、図 4-2-2(2) に示す放流河川 3 地点とする。

(オ) 地下水の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

(カ) 地形及び地質の状況

実施区域及びその周辺地域とする。

エ. 調査時期、期間又は時間帯

(ア) 土地利用の状況

入手可能な最新の資料とする。

(イ) 河川の利水の状況

入手可能な最新の資料とする。

(ウ) 降水量の状況

入手可能な最新の資料とする。

(エ) 河川等の状況

既存資料調査は入手可能な最新の資料とする。

現地調査は豊水期及び低水期の 2 回実施する。

(オ) 地下水の状況

入手可能な最新の資料とする。

(カ) 地形及び地質の状況

入手可能な最新の資料とする。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う水象（河川）の予測及び評価の手法は、表 4-2-12 に示すとおりである。

表 4-2-12 水象（河川）に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	造成等の実施
予測の前提	土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法
予測項目	造成工事により河川の流量が受ける影響の程度
予測方法	排水計画に基づき、環境保全対策等を考慮して定性的に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	造成工事中において、河川の流量への影響が最大となる時点とする。
評価の手法	河川の流量への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

イ. 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に伴う水象（河川）の予測及び評価の手法は、表 4-2-13 に示すとおりである。

表 4-2-13 水象（河川）に係る予測及び評価の手法（土地又は工作物の存在及び供用）

区分	施設の稼働
予測の前提	・土地の形状の変更行為後の状態 ・排水施設、浸透施設の位置、規模、構造及び水量
予測項目	施設の稼働により河川の流量が受ける影響の程度
予測方法	排水計画に基づき、環境保全対策等を考慮して定性的に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	供用開始後において、事業の活動が定常的な状態に達した後、河川の流量への影響が最大となる時点とする。
評価の手法	河川の流量への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

8) 植物・動物・生態系（1 植物）

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 植物相

(a) 種子植物及びシダ植物

(イ) 植生

(a) 現存植生

(b) 群落構造

(c) 潜在自然植生

(ウ) 重要な植物種及び植物群落

重要な植物種及び植物群落の確認地点、生育状況等

(エ) 生育環境との関わり

気象、水象、地象等の植物の生育基盤を踏まえた生育環境と植物との関わり

(オ) 緑の量

緑被面積、緑被率及び緑の体積

イ. 調査方法

(ア) 植物相

現地調査は、調査地域内を綿密に踏査し、目視観察により確認した植物の種名、位置等を記録する。なお現地で種名の確認が困難な場合は、種の生育に影響が生じない範囲で必要に応じて個体を持ち帰って同定を行う。

同定に際しては、分類学的な根拠に基づいて同定を行い、必要に応じて専門家へ同定を依頼する。

(イ) 植生

(a) 現存植生

植物社会学的手法（ブラウーンブランケの全推定法）により、調査地域の群落単位を決定して植物社会学的な位置づけを明らかにするとともに、航空写真等を参考として現存植生図を完成する。調査区の設定位置及び組成表についても図表を作成する。

(b) 群落構造

調査区内の植物の種類、高さ、胸高直径等を現地調査し、種構成、階層構造を模式的に図化した群落断面図を作成するとともに、必要に応じて林分の概況を把握できるよう図表にまとめ、植物群落の現況や将来的な遷移の方向性を把握する。

(c) 潜在自然植生

既存資料調査及び現地調査によって、調査地域の潜在自然植生図を作成する。

現地調査では、代償植生の中に局所的に残存している自然植生（二次林の林床に生育する自然構成種の芽生え・残存木等）の分布と立地条件を確認する。

(ウ) 重要な植物種及び植物群落

「(ア) 植物相」及び「(イ) 植生」の調査結果を「神奈川県レッドデータブック」(神奈川県)等に掲載されているランク等を参考に整理及び解析するとともに、現地調査により確認地点、個体数、生育密度、生育状況、生育環境との関わり等を明らかにする。

なお、生育環境との関わりについては、現地調査での把握に努めるだけでなく、文献等を参考にし、可能な限り詳細を明らかにする。また、可能な限り、個体、群落及び周辺の状況の写真を撮影する。

公表により盗採、過度の採取等の懸念がある種については、確認位置及び確認内容の表現に注意する。

分類が困難な個体の同定等に際して標本を作製する場合は、標本としての品質に十分留意の上作成し、必要に応じて閲覧できるように保管する。記録として重要なものは、評価書提出後は博物館等の公共施設への寄贈を検討する。

生育段階の指標として、繁殖の活力度を明らかにする。

(エ) 生育環境との関わり

既存資料調査による。

(オ) 緑の量

「(イ) (a) 現存植生」及び「(イ) (b) 群落構造」の調査結果に基づき、緑被面積及び緑被率を算出する。

ウ. 調査地域及び地点

実施区域内は主に農地改良された水田が分布、その周辺も主に水田や人工構造物などが分布しており、自然度が低い人為的な環境であることから、図 4-2-4 に示す実施区域及びその周辺約 200m の範囲とする。

エ. 調査時期、期間又は時間帯

(ア) 植物相

早春季、春季、夏季、秋季の4回実施する。

(イ) 植生

既存資料調査は入手可能な最新の資料とする。

現地調査は植物が繁茂し群落区分が把握しやすい時期として、夏季に1回実施する。

(ウ) 重要な植物種及び植物群落

「(ア) 植物相」及び「(イ) 植生」と同様とする。既存資料調査については、入手可能な最新の資料とする。

(エ) 生育環境との関わり

入手可能な最新の資料とする。

(オ) 緑の量

「(ア) 植物相」及び「(イ) 植生」と同様とする。既存資料調査については、入手可能な最新の資料とする。

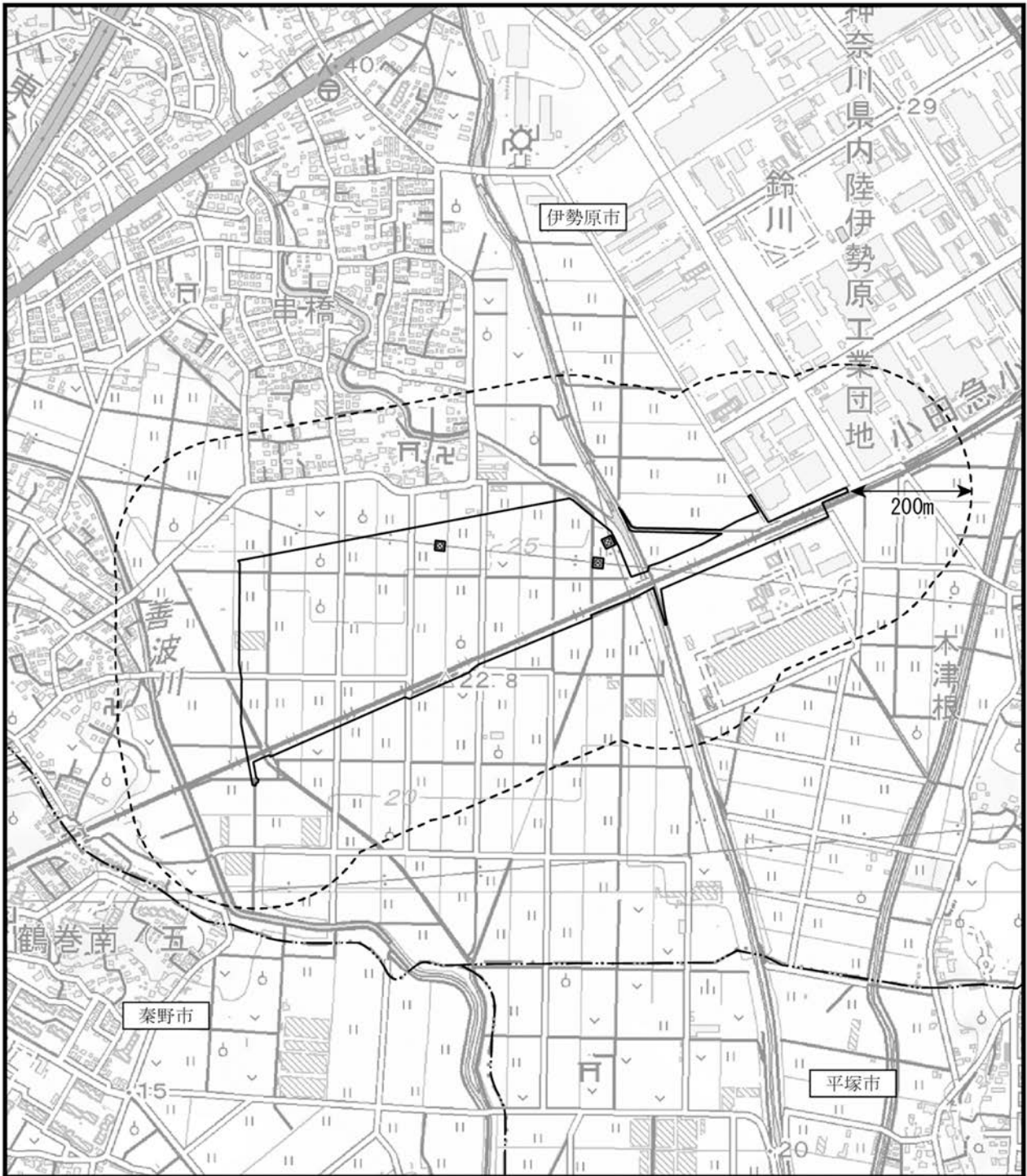
(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う植物への影響の予測及び評価の手法は、表 4-2-14 に示すとおりである。

表 4-2-14 植物に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	造成等の実施
予測の前提	土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法
予測項目	造成工事により植物が受ける影響の内容及び程度
予測方法	調査結果をもとに、工事計画及び環境保全対策等を考慮し、類似事例及び学術文献等を参考にする方法を用いて定性的に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	造成工事中において、植物の生育及び植生への影響が最大となる時期（改変面積が最も大きくなる時期）とする。
評価の手法	計画特性及び地域特性を踏まえ、植物への影響が、実行可能な範囲内で行える限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。



凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 実施区域から 200m の範囲

図 4-2-4 植物調査地域



9) 植物・動物・生態系（2 動物）

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 動物相

- (a) 哺乳類
- (b) 鳥類
- (c) 爬虫類
- (d) 両生類
- (e) 昆虫類
- (f) 土壌生物

(イ) 重要な種、個体群及びその生息地

重要な動物の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等

(ウ) 生育環境等との関わり

気象、水象、地象、植生の生育環境等の生息基盤と動物との関わり

イ. 調査方法

(ア) 動物相

動物相調査の現地調査方法は、表 4-2-15 に示すとおりとする。

表 4-2-15 動物相調査方法

分類	調査方法
哺乳類	直接観察法（生体、フィールドサイン、鳴き声他）、 トラップ法（シャーマン式、墜落缶、モグラトラップ他）、 無人撮影法、バット・ディテクターによるコウモリ調査
鳥類	直接観察法、任意観察法 （定点センサス法、ルートセンサス法）
爬虫類	直接観察法
両生類	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴き声調査
昆虫類	直接観察法、ビーティング法、スウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法
その他	直接観察法、ふるい法、ツルグレン装置（土壌動物）

(イ) 重要な種、個体群及びその生息地

「(ア) 動物相」の調査結果を「神奈川県レッドデータブック」（神奈川県）等に掲載されているランク等を参考に整理及び解析するとともに、現地調査により確認地点、個体数、生育密度、生育状況、生育環境との関わり等を明らかにする。

公表により密猟、過度の採集等の懸念がある種については、確認位置及び確認内容の表現に注意する。

分類が困難な個体の同定等に際して標本の作製、保管等については「7) 植物」に準ずる。

(ウ) 生育環境等との関わり

「植物」の「ウ 生育環境との関わり」で調査した結果と動物との関わりについて調査を行い、動物の生息環境がどの様に維持されているかについても明らかにする。一次産業等に対する動物による被害

等が発生している場合は、地域の関係者等からの聞き取り調査を行う。

ウ. 調査地域及び地点

実施区域内は主に農地改良された水田が分布、その周辺も主に水田や人工構造物などが分布しており、自然度が低い人為的な環境であることから、図 4-2-5 に示す実施区域及びその周辺約 200m の範囲とする。なお、約 200m より外側の環境も同様に自然度が低い人為的な環境であることから、鳥類も実施区域及びその周辺約 200m の範囲とする

エ. 調査時期、期間又は時間帯

(ア) 動物相

動物相調査の調査時期は、表 4-2-16 に示すとおりとする。

表 4-2-16 動物相調査時期

分類	調査方法
哺乳類	春季、夏季、秋季、冬季の 4 回行う。
鳥類	春季、夏季、秋季、冬季の 4 回行う。
爬虫類	初夏季、夏季、秋季の 3 回行う。
両生類	早春季、春季、夏季、秋季の 4 回行う。
昆虫類	春季、夏季、秋季の 3 回行う。
その他	春季、夏季、秋季の 3 回行う。

(イ) 重要な種、個体群及びその生息地

現地調査は「(ア) 動物相」と同様に実施する。既存資料調査は入手可能な最新の資料とする。

(ウ) 生育環境等との関わり

入手可能な最新の資料とする。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う動物への影響の予測及び評価の手法は、表 4-2-17 に示すとおりである。

表 4-2-17 動物に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	造成等の実施
予測の前提	土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法
予測項目	造成工事により動物が受ける影響の内容及び程度
予測方法	調査結果をもとに、工事計画及び環境保全対策等を考慮し、類似事例及び学術文献等を参考にする方法を用いて定性的に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	造成工事中において、動物への影響が最大となる時期（改変面積が最も大きくなる時期）とする。
評価の手法	計画特性及び地域特性を踏まえ、動物への影響が、実行可能な範囲内で行える限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

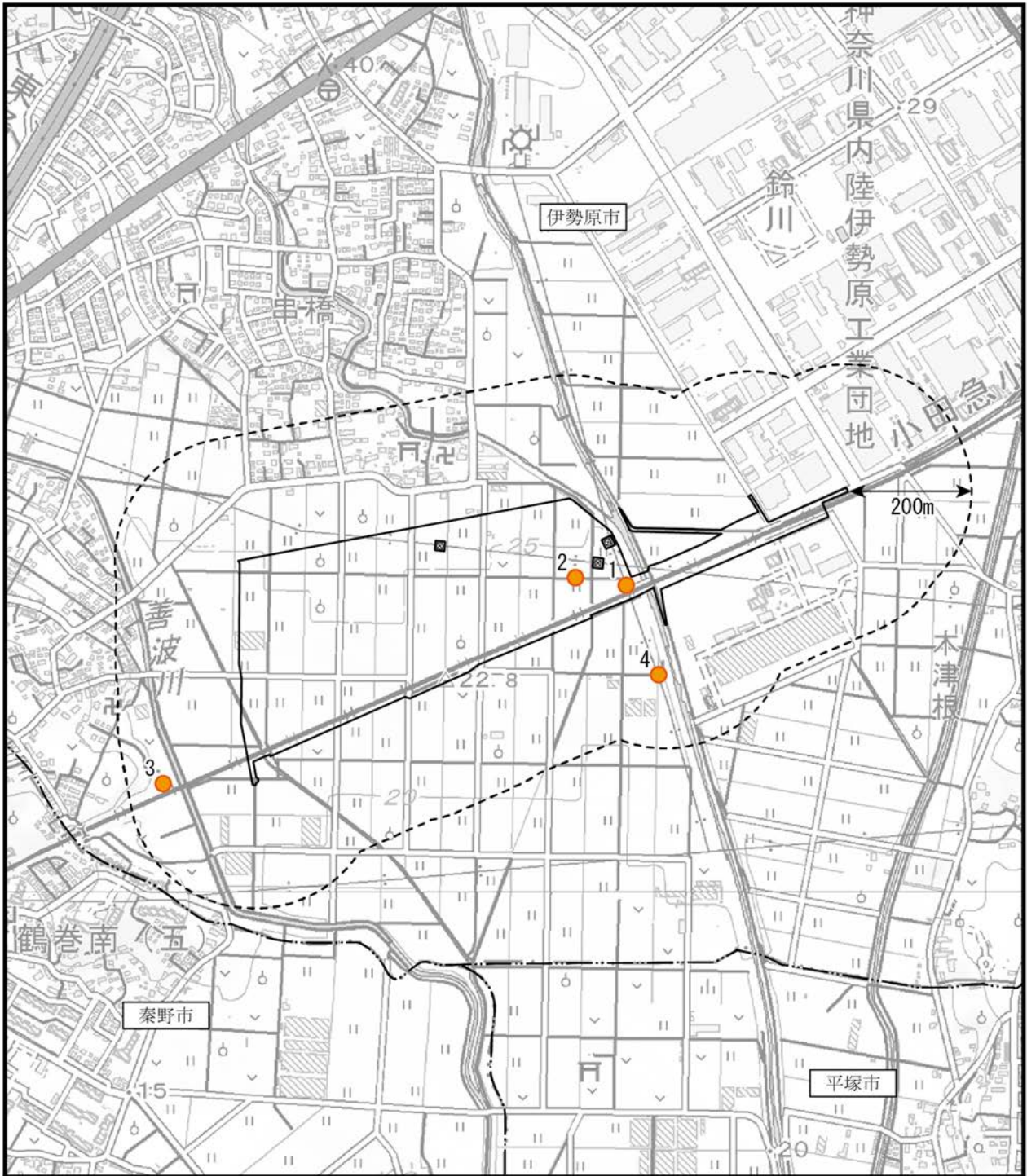


図 4-2-5(1) 動物調査地域及びトラップ設置地点

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 実施区域から 200m の範囲
- : 哺乳類トラップ、昆虫類トラップ設置地点



1:10,000

0 250 500m

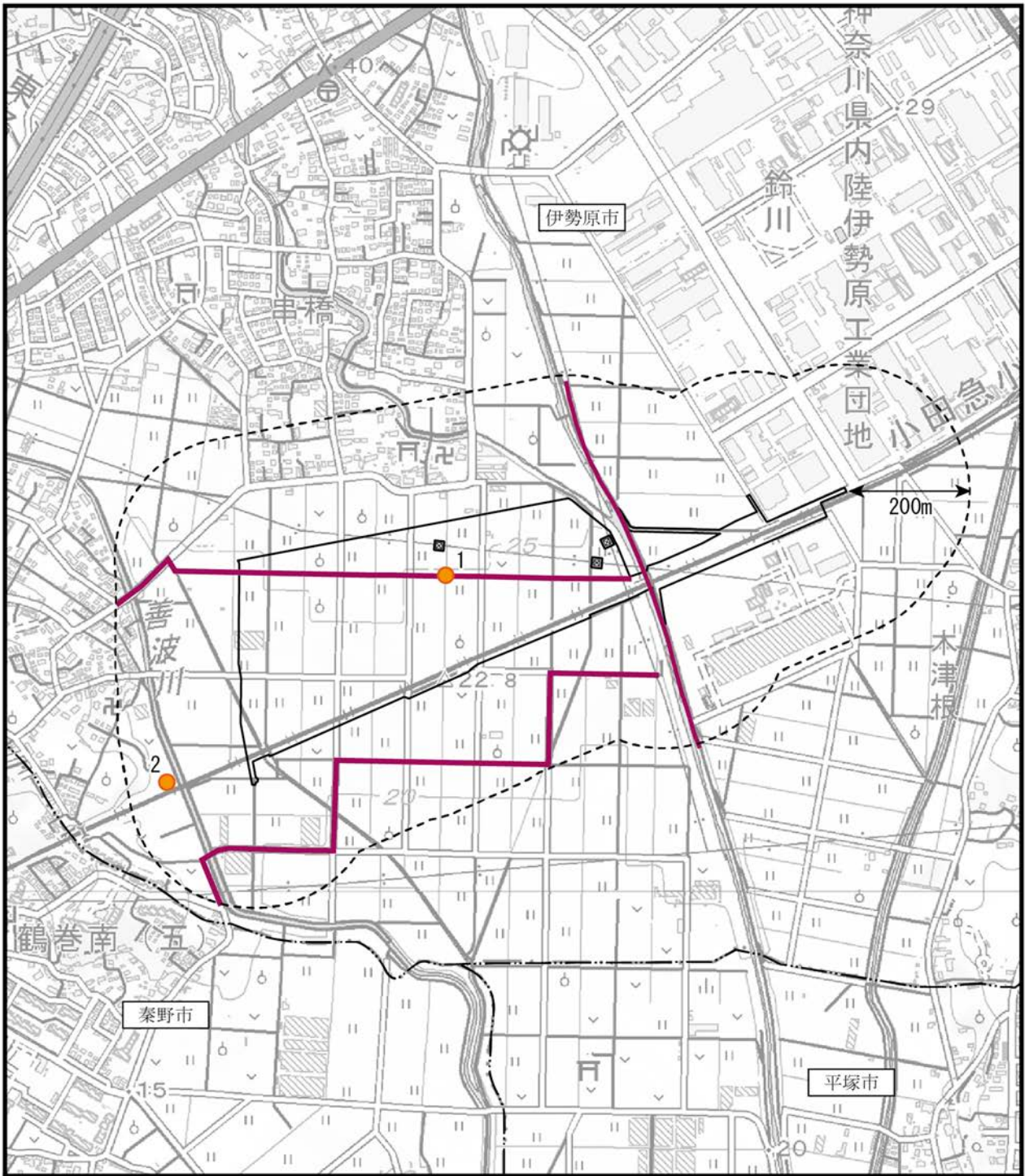


図 4-2-5 (2) 動物調査地域

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 実施区域から 200m の範囲
- : ラインセンサルート
- : 鳥類定点センサス



1:10,000

0 250 500m

10) 植物・動物・生態系（3 水生生物）

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 水生生物相

(a) 魚類

(b) ベントス（底生動物）

(イ) 重要な水生生物種、個体群とその生育及び生息地

重要な水生生物の生育及び生息場所、個体数、密度、分布、繁殖状況、食性、他種との関係等

(ウ) 生育及び生育環境等との関わり

気象、水象、地象等の生育及び生息基盤を踏まえた生育及び生息環境と水生生物との関わり

イ. 調査方法

(ア) 水生生物相

水生生物相調査の現地調査方法は、表 4-2-18 に示すとおりとする。

表 4-2-18 水生生物相調査方法

分類	調査方法
魚類	直接観察法、捕獲による方法
ベントス	コドラート法（定量調査）、任意採集法（定性調査）

(イ) 重要な水生生物種、個体群とその生育及び生息地

「8) 動物」の「(1) イ (イ) 重要な種、個体群及びその生息地」に準じて、現地調査を行う。

(ウ) 生育及び生育環境等との関わり

水生生物の生育及び生息に関係する水温、流速、透明度、水質、底質状態（粒度分布、基質の組成、間隙性等）、水深、周辺植生、河川・海岸の形態等の状況について把握する。一次産業等に対する動物による被害等が発生している場合は、地域の関係者等からの聞き取り調査を行う。

ウ. 調査地域及び地点

調査地域は、図 4-2-6 に示すとおり、実施区域及びその下流において、工事中の排水及び土地の改変の影響を受けるおそれのある水路及び河川（鈴川・栗原川）とする。

エ. 調査時期、期間又は時間帯

(ア) 水生生物相

水生生物調査の調査時期は、表 4-2-19 に示すとおりとする。

表 4-2-19 水生生物相調査時期

分類	調査方法
魚類	春季、夏季、秋季、冬季の 4 回行う。
ベントス	春季、夏季、秋季、冬季の 4 回行う。

(イ) 重要な種、個体群及びその生息地

現地調査は「(ア) 水生生物相」と同様に実施する。既存資料調査は入手可能な最新の資料とする。

(ウ) 生育及び生息環境等との関わり

入手可能な最新の資料とする。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う水生生物への影響の予測及び評価の手法は、表 4-2-20 に示すとおりである。

表 4-2-20 水生生物に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	造成等の実施
予測の前提	土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法
予測項目	造成工事により水生生物が受ける影響の内容及び程度
予測方法	調査結果をもとに、工事計画及び環境保全対策等を考慮し、類似事例及び学術文献等を参考にする方法を用いて定性的に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	造成工事中において、水生生物への影響が最大となる時期とする。
評価の手法	計画特性及び地域特性を踏まえ、水生生物への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

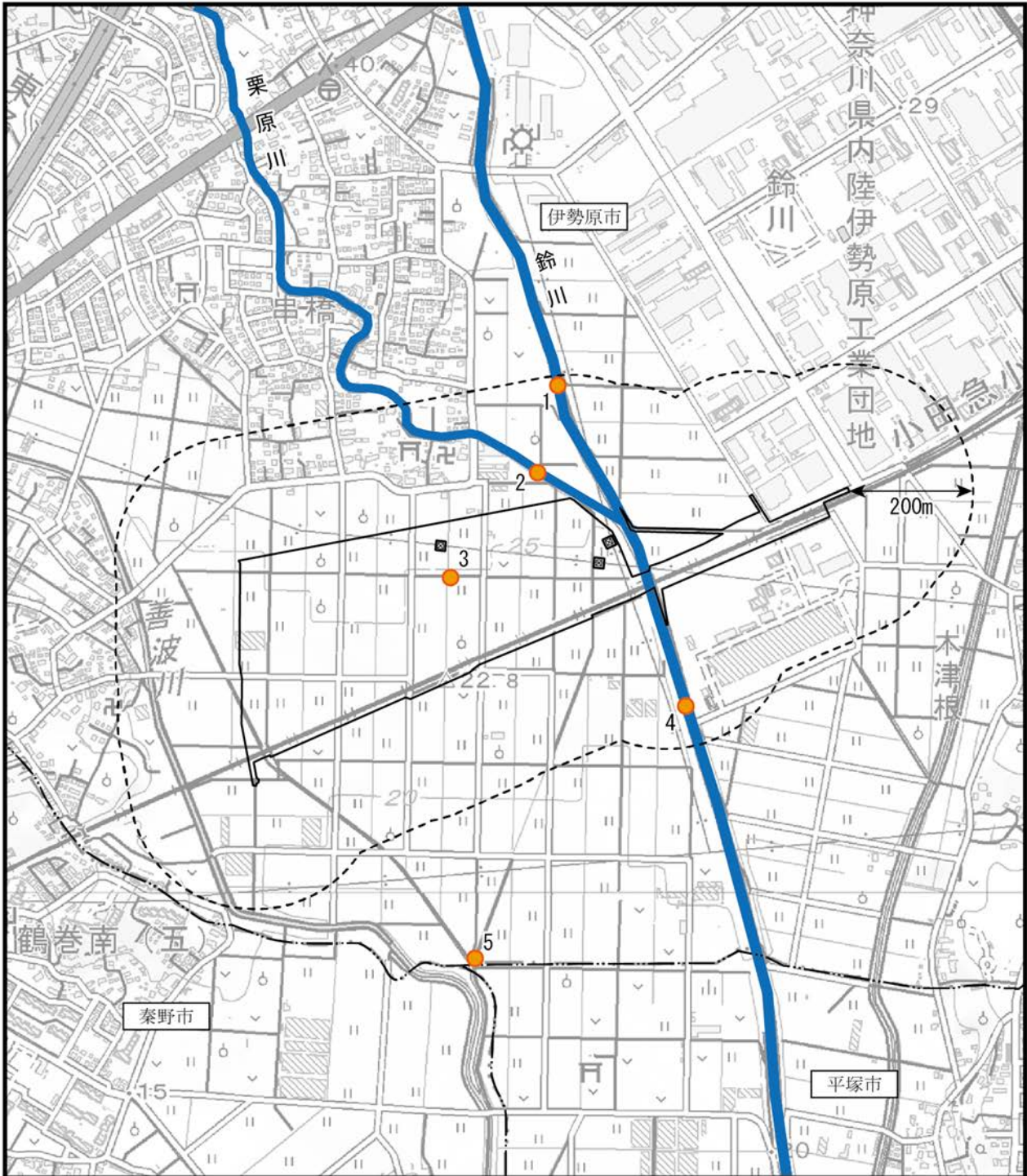


図 4-2-6 水生生物調査地点

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 実施区域から 200m の範囲
- : 河川
- : 水生生物調査地点



1:10,000

0 250 500m

11) 植物・動物・生態系（4 生態系）

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 環境類型の区分

地象、水象、植物及び動物の調査結果並びに次の「(イ) 注目種・群集等の状況」の結果に基づく環境類型の区分

(イ) 注目種・群集等の状況

複数の注目種・群集等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況

イ. 調査方法

(ア) 環境類型の区分

植物及び動物の調査結果、並びに「(イ) 注目種・群集等の状況」の調査結果に基づき、調査地域を特徴づける生態系を環境類型ごとに区分する。環境類型の区分は、「環境アセスメント技術ガイド生態系」((財) 自然環境研究センター) 等に準拠する方法で行う。

(イ) 注目種・群集等の状況

生態系を効率的かつ効果的に把握するため、植物、動物及び水生生物の調査結果に基づき、上位性、典型性及び特殊性の観点から、複数の注目種・群集等を抽出する。

ウ. 調査地域及び地点

植物、動物、水生生物の調査地域及び調査地点に準ずる。

エ. 調査時期、期間又は時間帯

植物、動物、水生生物の調査時期、期間又は時間帯に準ずる。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う生態系への影響の予測及び評価の手法は、表 4-2-21 に示すとおりである。

表 4-2-21 生態系に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	造成等の実施
予測の前提	土地の形状の変更行為の位置、規模、範囲及び施工方法
予測項目	造成工事により生態系が受ける影響の内容及び程度
予測方法	改変の程度等を考慮した理論的解析による方法等により定性的に予測する。
予測地域及び地点	調査結果をもとに、工事計画及び環境保全対策等を考慮し、類似事例及び学術文献等を参考にする方法を用いて定性的に予測する。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	造成工事中において、生態系への影響が最大となる時期とする。
評価の手法	計画特性及び地域特性を踏まえ、生態系への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

12) 景観

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況

実施区域周辺の主要な眺望地点（不特定多数の人々が利用する公共的な場所で、景観が展望できる地点のうち主要なものをいう。以下同じ。）及び実施区域周辺の主要で身近な視点（不特定多数の人々又は周辺の住民が利用する場所で身近な景観が望める主要で身近な視点をいう。以下同じ。）の位置、種類及び利用状況並びにそれぞれの主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観の構成要素、可視領域等の状況

(イ) 景観資源の状況

実施区域周辺における景観資源の状況及びこれらにより形成される地域景観の特性

(ウ) 主要な眺望景観及び身近な景観の状況

主要な眺望地点及び主要で身近な視点から見える景観資源の状況

イ. 調査方法

(ア) 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況

主要な眺望地点の状況については、観光ガイドブック等の既存資料調査による。

主要で身近な視点の状況については、現地での写真撮影等により適切に行う。

(イ) 景観資源の状況

観光ガイドブック等の既存資料調査による。

(ウ) 主要な眺望景観及び身近な景観の状況

観光ガイドブック等の既存資料調査及び現地での写真撮影による。

ウ. 調査地域及び地点

実施区域周辺約 3km の範囲において、本計画により景観が影響を受けることが想定される表 4-2-22 及び図 4-2-7 に示す 6 地点とする。

表 4-2-22 景観調査地点

地点番号	景観地点	住所
1	こどもスポーツ広場	伊勢原市神戸 120
2	鈴川公園	伊勢原市鈴川 33
3	千津ふれあい公園	伊勢原市東大竹 2 丁目 1-1
4	谷戸岡公園	伊勢原市大住台 1 丁目 1-1
5	県立塔の山緑地公園	伊勢原市三ノ宮 1804-1
6	鶴巻あじさい散歩道	秦野市鶴巻

エ. 調査時期、期間又は時間帯

着葉期及び落葉期の 2 回とする。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に伴う景観の予測及び評価の手法は、表 4-2-23 に示すとおりである。

表 4-2-23 景観に係る予測及び評価の手法（土地又は工作物の存在及び供用）

区分	施設の存在
予測の前提	・土地の形状の変更行為後の状態 ・工作物の位置、規模、構造、形態、色彩等
予測項目	計画により景観が受ける影響の内容及び程度
予測方法	フォトモンタージュ法により予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	供用開始後において、事業の活動が定常的な状態に達した時期とする。
評価の手法	景観への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

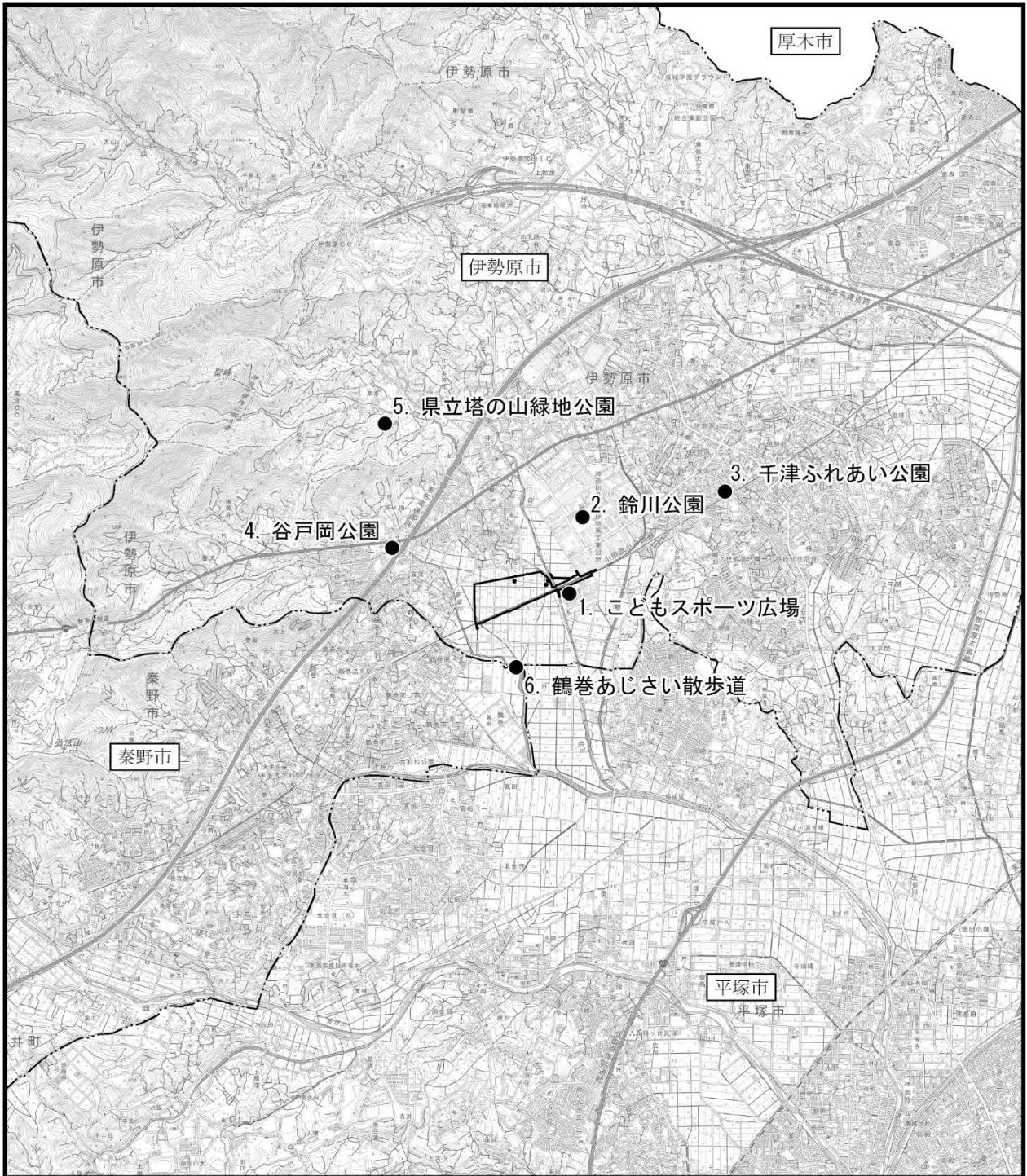


図 4-2-7 景観調査・予測地点

凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 調査・予測地点



1:50,000

0 1 2km

13) レクリエーション資源

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) レクリエーション資源の状況

- (a)位置、種類、規模、特性等の状況
- (b)利用状況
- (c)周辺の状況

イ. 調査方法

観光ガイドブック等の既存資料調査及び現地調査を実施する。

現地調査では、観光ガイドブック等により抽出したレクリエーション施設の利用状況、アクセスルート等について、現地調査及び管理者への聞き取りを実施する。

ウ. 調査地域及び地点

実施区域周辺約 3km の範囲において、レクリエーション資源の利用に影響を及ぼすことが想定される表 4-2-24 及び図 4-2-8 に示す 7 地点とする。

表 4-2-24 レクリエーション資源に係る調査・予測地点

地点番号	レクリエーション資源名	住所
1	こどもスポーツ広場	伊勢原市神戸 120
2	鈴川公園	伊勢原市鈴川 33
3	市ノ坪公園	伊勢原市鈴川 8
4	谷戸岡公園	伊勢原市大住台 1 丁目 1-1
5	県立塔の山緑地公園	伊勢原市三ノ宮 1804-1
6	鶴巻あじさい散歩道	秦野市鶴巻
7	NITTAN パークおおね	秦野市鶴巻 940 番地

エ. 調査時期、期間又は時間帯

既存資料調査は入手可能な最新の資料とし、現地調査は平日及び休日に各 1 回実施する。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴うレクリエーション資源への影響の予測及び評価の手法は、表 4-2-25 に示すとおりである。

表 4-2-25 レクリエーション資源に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	工事用車両の走行
予測の前提	工事用車両の台数、運行経路
予測項目	工事用車両の走行によりレクリエーション資源へのアクセスルートが受ける影響の内容及び程度
予測方法	調査結果をもとに、工事計画及び環境保全対策等を考慮して、類似事例を参考に定性的に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	工事用車両の走行によるレクリエーション資源への影響が最大となる時期とする。
評価の手法	レクリエーション資源への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

14) 温室効果ガス

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 対策の実施状況

温室効果ガスの排出若しくは使用（以下、「排出等」という。）を回避若しくは低減するための対策又はエネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果等

(イ) 実施区域周辺のエネルギー資源の状況

実施区域周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等

(ウ) 法令等による基準等

イ. 調査方法

(ア) 対策の実施状況

対象計画と同種又は類似の事業の状況の既存資料調査による。

(イ) 実施区域周辺のエネルギー資源の状況

既存資料調査による。必要に応じ、地域におけるエネルギーの需要状況、新エネルギーの導入状況、エネルギーの有効利用についても調査する。

(ウ) 法令等による基準等

対象計画に係る法令等による基準等の既存資料調査による。

ウ. 調査の対象範囲

実施区域及びその周辺とする。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う温室効果ガスの予測及び評価の手法は、表 4-2-26 に示すとおりである。

表 4-2-26 温室効果ガスに係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	建設機械の稼働	工事用車両の走行
予測の前提	・建設機械の種類、台数及び配置、施工方法等 ・温室効果ガスの排出等に係る係数	・工事用車両の種類、台数、運行経路
予測項目	建設機械の稼働により排出等される温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の程度、及びそれらの削減の程度	工事用車両の走行により排出等される温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の程度、及びそれらの削減の程度
予測方法	調査結果をもとに、工事計画及び環境保全対策等を考慮して、温室効果ガスの排出等の量、エネルギーの使用量の係数を基に算出する方法を用いる。	
予測地域及び地点	実施区域及びその周辺とする。	
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	工事期間中全体とする。	
評価の手法	温室効果ガスの排出等の量、エネルギーの使用量が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。国、県及び伊勢原市が温室効果ガスの対策に係る計画、指針等により定めた基準、目標等がある場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。	

イ. 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に伴う温室効果ガスの予測及び評価の手法は、表 4-2-27 に示すとおりである。

表 4-2-27 温室効果ガスに係る予測及び評価の手法（土地又は工作物の存在及び供用）

区分	施設の稼働
予測の前提	・温室効果ガスを排出等する施設の種類、規模・能力、燃料の種類・使用量、配置、稼働時間、排出ガス量・時間変動、排出方法、廃棄物の焼却処理量等 ・温室効果ガスの排出等に係る係数
予測項目	施設の稼働により排出等される温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の程度、及びそれらの削減の程度
予測方法	調査結果をもとに、施設計画及び環境保全対策等を考慮して、温室効果ガスの排出等の量、エネルギーの使用量の係数を基に算出する方法を用いる。
予測地域及び地点	実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	供用開始後において、事業の活動が定常的な状態に達した後、温室効果ガスの影響が最大となる時点とする。
評価の手法	温室効果ガスの排出等の量、エネルギーの使用量が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。国、県及び伊勢原市が温室効果ガスの対策に係る計画、指針等により定めた基準、目標等がある場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

15) 安全（1 危険物等）

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 災害予防に関する事項

(a) 規制基準の状況

遵守すべき消防法等個別法の技術基準、市町村及び県の定める基準、指針等

(b) 類似施設の状況

類似施設の供用の実績等の状況並びに事故及びトラブルの状況

(イ) 災害拡大防止に関する事項

(a) 土地利用の状況

学校、病院、劇場、住宅等の保安物件の分布状況

用途地域の指定状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）

(b) 気象の状況

危険物等の漏洩を想定した場合の拡散に影響を及ぼす風向及び風速の状況

(c) 地形及び工作物の状況

危険物等の漏洩を想定した場合の拡散に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等の状況

イ. 調査方法

(ア) 災害予防に関する事項

(a) 規制基準の状況

対象計画に係る法令による基準等の既存資料調査による。

(b) 類似施設の状況

既存資料調査による。

(イ) 災害拡大防止に関する事項

(a) 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料調査による。

(b) 気象の状況

大気汚染常時監視測定局及び地域気象観測所等の気象調査結果等の既存資料調査による。

(c) 地形及び工作物の状況

地形分類図等の既存資料調査による。

ウ. 調査地域及び地点

(ア) 災害予防に関する事項

実施区域及びその周辺とする。

(イ) 交通量の状況

(a) 土地利用の状況

実施区域及びその周辺とする。

(b) 気象の状況

実施区域周辺の一般環境大気測定局である伊勢原市役所測定局とする。

(c) 地形及び工作物の状況

実施区域及びその周辺とする。

(2) 予測及び評価の手法

ア. 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用に伴う安全（危険物等）の予測及び評価の手法は、表 4-2-28 に示すとおりである。

表 4-2-28 安全（危険物等）に係る予測及び評価の手法（土地又は工作物の存在及び供用）

区分	施設の稼働
予測の前提	・取扱う危険物等の種類、特性、量、処理条件等 ・危険物等を取扱う施設に使用する材料、施設の構造、耐震性能等 ・事業所全体及び施設ごとの災害予防、災害拡大防止のための設備、措置、保安の向上のため事業者自ら定める基準、規定等
予測項目	災害予防及び災害拡大防止の状況
予測方法	調査結果をもとに、施設計画及び環境保全対策等を考慮して、類似事例を参考に定性的に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	供用開始後において、事業の活動が定常的な状態に達した時期とする。
評価の手法	危険物等による災害の発生が、実行可能な範囲内でできる限り回避されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。 また、危険物等による災害が発生した場合に周囲へ与える影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

16) 安全（2 交通）

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 道路等の状況

- (a) 対象計画の実施区域に関連性の高い道路の配置状況
- (b) 道路の種類、道路の性格等

(イ) 交通量の状況

自動車交通及び歩行者の方向、量、渋滞等の状況

(ウ) 通学路等の状況

(エ) 交通安全施設、交通安全対策等の状況

- (a) 歩道、ガードレール等の交通安全施設の設置状況
- (b) 道路管理者等が行っている交通安全対策等の状況

イ. 調査方法

(ア) 道路等の状況

神奈川県道路図等の既存資料調査による。

(イ) 交通量の状況

「道路交通センサス」(国土交通省)等の既存資料調査及び現地調査による。

現地調査は、自動車交通量、渋滞長、歩行者通行量を対象に実施する。

(ウ) 通学路等の状況

既存資料調査による。必要に応じて関係機関への聞き取り調査を行う。

(エ) 交通安全施設、交通安全対策等の状況

交通安全施設の設置状況を対象とした現地調査による。

ウ. 調査地域及び地点

(ア) 道路等の状況

工事用車両の走行により、交通の安全に影響を及ぼすと想定される工事用車両走行ルートとする。

(イ) 交通量の状況

工事用車両の走行により、交通の安全に影響を及ぼすと想定される工事用車両走行ルートについて、既存資料調査を行う。

現地調査は、図 4-2-9 に示す、工事用車両主要走行ルート上の 2 交差点とする。

(ウ) 通学路等の状況

工事用車両の走行により、交通の安全に影響を及ぼすと想定される工事用車両走行ルートとする。

(エ) 交通安全施設、交通安全対策等の状況

工事用車両の走行により、交通の安全に影響を及ぼすと想定される工事用車両走行ルートについて、既存資料調査及び現地調査を実施する。

エ. 調査時期、期間又は時間帯

(ア) 道路等の状況

入手可能な最新の資料とする。

(イ) 交通量の状況

既存資料調査については、入手可能な最新の資料とする。

現地調査は、交通の状況を適切に把握できる平日及び休日に各1回、24時間連続で実施する。

(ウ) 通学路等の状況

入手可能な最新の資料とする。

(エ) 交通安全施設、交通安全対策等の状況

既存資料調査については、入手可能な最新の資料とする。

現地調査は1回実施する。

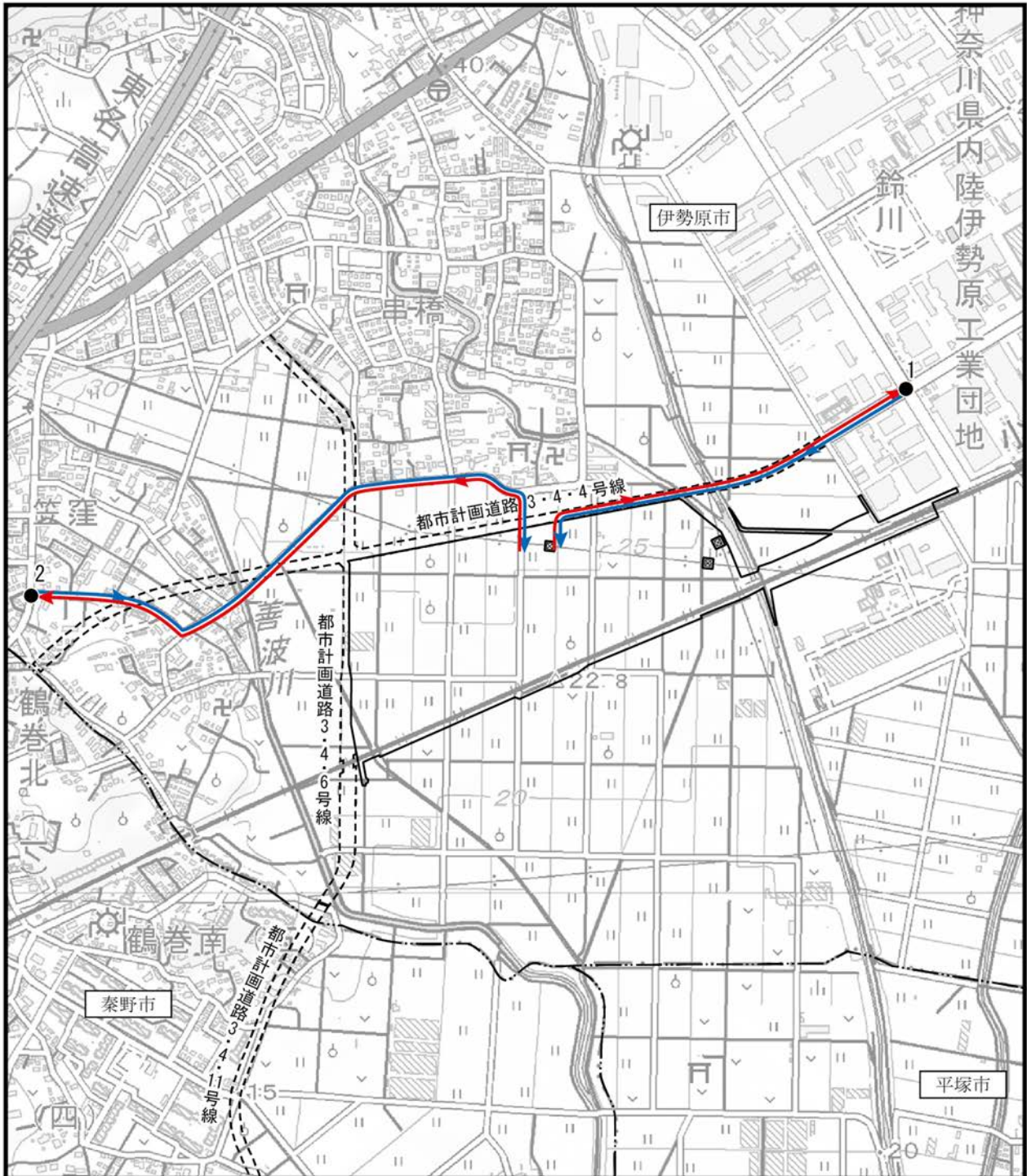
(2) 予測及び評価の手法

ア. 工事の実施

工事の実施に伴う安全（交通）の予測及び評価の手法は、表4-2-29に示すとおりである。

表4-2-29 安全（交通）に係る予測及び評価の手法（工事の実施）

区分	工事用車両の走行
予測の前提	自動車の通行経路、発生集中交通量等
予測項目	地域の交通安全の変化の状況
予測方法	交通量変化については、工事用車両が道路の交通量に占める割合や、主要交差点の交差点需要率を求めることにより予測する。交通安全については、工事計画、交通安全対策、対象道路の状況等を考慮して定性的に予測する。
予測地域及び地点	予測地域及び地点は、調査地域及び地点に準ずるものとし、実施区域及びその周辺とする。
予測の対象とする時期、期間又は時間帯	工事用車両の走行による周辺の交通への影響が最大となる時期とする。
評価の手法	交通の安全への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。



凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 都市計画道路 (未整備区間)
- : 調査・予測地点
- (blue) : 工事用車両の主な走行ルート (入場)
- ← (red) : 工事用車両の主な走行ルート (出場)

図 4-2-9 安全 (交通) 調査・予測地点



1:10,000

0 250 500m

別添5 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容

1. 手続きの種類及び内容.....	5-1-1
--------------------	-------

1 手続きの種類及び内容

対象事業を実施するにあたって、許認可等の取得を要する主な事項は、表 5-1-1 に示すとおりである。

表 5-1-1 対象事業の実施に伴い必要な手続きの種類及び内容

許認可等の内容	関係法令等の名称	許認可権者等
鉄道施設の変更の工事計画の認可	鉄道事業法(S61. 12. 4 法律92) 第12条	国土交通省関東運輸局
建築確認申請	建築基準法(S25. 5. 24 法律201) 第6条	建築主事
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出	水質汚濁防止法(S45. 12. 25 法律138) 第5条第1項、第5条第3項	神奈川県知事
一定の規模以上の土地の形質の変更届出	土壤汚染対策法(H14. 5. 29 法律53) 第3条第7項及び第4条第1項	神奈川県知事
指定事業所の設置許可申請	神奈川県生活環境の保全等に関する 条例(H9. 10. 17 条例35) 第3条	伊勢原市長
河川法に基づく許可申請	河川法(S39. 7. 10 法律167) 第26条	神奈川県知事
農地利用計画の変更申請	農業振興地域の整備に関する法律	神奈川県知事

本書に掲載した1万分の1及び5万分の1の地図は、国土地理院の電子地形図25000を使用したものである。